

平成24年度

山梨県包括外部監査報告書

山梨県企業局の財務に関する事務の執行及び
経営に係る事業の管理について

資金貸付を主たる事業内容とする特別会計に
係る事務の執行及び事業の管理について

平成25年3月

山梨県包括外部監査人
公認会計士 久保嶋 仁

第一 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）及び監査対象、並びに選定理由	1
(1) 山梨県企業局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	1
(2) 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について	1
3. 外部監査の重点及び着眼点	2
(1) 山梨県企業局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	2
(2) 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について	3
4. 主な監査手続	3
(1) 山梨県企業局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	3
(2) 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について	4
5. 外部監査の実施期間	4
6. 監査従事者の資格及び氏名	4
(1) 包括外部監査人	4
(2) 包括外部監査人補助者	4
7. 利害関係	4
第二 山梨県企業局の概要	5
1. 地方公営企業制度の概要	5
2. 新地方公営企業会計の概要	6
(1) 新地方公営企業会計制度の見直しの背景・考え方	6
(2) 新地方公営企業会計制度の適用時期と各企業における対応	8
(3) 新地方公営企業会計の制度改正の概要と留意点	9
3. 山梨県企業局の所在地、沿革及び組織形態等	17
(1) 所在地	17
(2) 沿革	17
(3) 組織図及び分掌事務	19
4. 山梨県企業局が経営する事業の概要	22
(1) 電気事業	22
(2) 温泉事業	30
(3) 地域振興事業	34
第三 山梨県企業局の監査結果と意見	39
1. 電気事業	39
1-1. 企業局本庁	39
I. 内部統制関係	39
(1) 電気事業会計から地域振興事業会計へ貸し付けられている貸付金の金利が極めて低利であり、各事業の損益が歪められている。（意見）	39
(2) 局議が規程と異なる運営が行われている。（指摘事項）	41
(3) 起案書の決裁日付が記載されていないものや鉛筆書きされたものが散見された。（指摘事項）	

.....	43
II. 中期計画・修繕計画関係.....	44
(1) 中期経営計画において、目標数値の設定をより増やすべきである。(意見)	44
(2) 個別の工事ごとに修繕計画と実績の比較を行うべきである。(意見)	44
III. 契約関係	45
(1) 随意契約にあたり2社の見積合せを実施している事例において、見積もり合わせの有効性が ない場合には単独随意契約を検討すべきである。(意見)	45
(2) 保守業務等の委託契約(単独随意契約)にあたっては、契約準備行為の制度と同様な制度の導 入を検討すべきである。(意見)	46
(3) ガソリン購入の単価契約後に市場価格の著しい変動を理由として単価の改定を行うことがあ るが、その理由の判断基準について契約書等において明確化するべきである。(意見)	47
(4) 実際の保守業務を行っている業者と直接の契約を行うように相手先に継続して依頼する必要 性がある。(意見).....	48
IV. 給与・人事関係	49
(1) 非常勤嘱託職員、臨時職員及び短期臨時職員の給与計算については計算誤り防止や事務作業の 軽減化のために、本課において一括して行うべきである。(意見)	49
(2) 短期臨時職員の任用手続きの際には山梨県臨時職員取扱要綱に従い任用決定通知書の交付等 を行うべきである。(指摘事項)	50
(3) 一般職員について、人事評価制度の本格的な導入を検討すべきである。(意見)	51
(4) 雇用保険料の被保険者分について、G A A Pに従った会計処理の採用を検討すべきである。(意 見)	52
(5) 超過勤務データの人事給与システムへの取込にあたり、第三者による整合性の確認を行うべき である。(意見)	53
V. 決算書・貸借対照表項目関係	54
(1) 決算書に注記が行われていないが、今後は改正地方公営企業法施行規則に基づき注記を行うよ う留意すべきである。(意見)	54
(2) 電気事業会計の現金管理について適切な管理体制を構築すべきである。(意見)	55
(3) 保管・預り有価証券がその他流動資産及びその他流動負債に計上されているが、固定資産、固 定負債の区分に計上すべきである。また、発行する預り証に証書ナンバー等を明記すべきである。(指 摘事項)	56
VI. 固定資産関係.....	57
(1) 固定資産の交付金は企業局の固定資産システムより算出しているが、システムの登録に誤りが あったので、登録及び交付金を是正すべきである。(指摘事項)	57
(2) 有形固定資産について、実地棚卸を実施すべきである。(指摘事項)	59
(3) 固定資産の耐用年数の選択根拠について明確化すべきである。(指摘事項)	60
(4) 一覧表形式の固定資産台帳が出力できるようにシステムの改修を検討すべきである。(意見)	61
(5) 固定資産台帳と現物の関連付けのため、固定資産管理シールによる管理が困難な資産について は、固定資産管理シール以外の実態にあった管理手法も検討すべきである。(意見)	61
(6) 寄託美術品の管理を適切に行うべきである。(指摘事項)	62
(7) 寄託美術品の保管責任等の所在について、文書等で明確化すべきである。(意見)	63
(8) 有形固定資産の残存価額1円まで減価償却することを検討すべきである。(意見)	64

(9) 電気事業会計の有形固定資産について減損会計の適用を考慮すべきである。(意見)	65
(10) 減価償却に当たって、定率法を適用できないように固定資産システムの変更等を行うべきである。(意見)	66
(11) 電気事業会計における大和町公舎用地について有効活用を検討すべきである。(意見) ...	67
(12) 寄贈された資産の会計処理について、新地方公営企業会計においては「みなし償却制度」が廃止されるため、留意する必要がある。(意見)	68
VII. 引当金・積立金関係	69
(1) 温泉事業会計において貸倒引当金の計上を行うべきである。(指摘事項)	69
(2) 電気事業会計及び温泉事業会計における修繕準備引当金の計上方法について、新地方公営企業会計制度に即した計上方法の準備をできるだけ早期に行うべきである。(意見)	70
(3) 電気事業会計・温泉事業会計の建設改良積立金について、計画的な積立を行うことが必要である。(意見)	71
(4) 退職給付引当金について、今後は新地方公営企業会計基準に従った所要額の計上を検討すべきである。(意見)	72
(5) 電気事業会計の湯水準備引当金が9,390千円過大計上となっている。(意見)	74
(6) 賞与引当金の計上を検討すべきである。(意見)	75
VIII. その他	76
(1) 電気事業会計から市町村振興資金特別会計に貸付けられている利息計算に間違いがある。(指摘事項)	76
(2) 早川水系発電管理事務所の倉庫においてPCB含有物が未処理のまま保管されていたドラム缶が存在したが、漏洩事故の危険性もあるため早急に対処されたい。(指摘事項)	77
(3) 未処理となっているPCB含有設備の処理費用の見込みは2億6千万円余と多額であるため、費用の引当て等を検討されたい。(意見)	78
(4) 山梨県企業局が参加した海外調査に係る費用は、第三者に対してその内容に疑義を生じさせる可能性がある。また、調査の有効性を費用対効果の観点から検証することも必要である。(意見) 79	
(5) クリーンエネルギーに係る普及啓発活動を更に積極的に推進することが期待される。(意見)	81
(6) 現在使用されている切手受払簿は残枚数が把握できない様式であるため、様式の改正を行うべきである。(意見)	82
(7) 貸与された被服に社名や社章等を明示して、県民にわかりやすい対応や所得税法上給与課税の行われぬような明確な対応を行うべきである。(意見)	83
1-2. 発電総合制御所	84
I. 契約関係	84
(1) 監視制御システム保守点検業務委託契約の契約内容の見直しを検討すべきである。(意見) 84	
(2) 平成21年度に行われた植栽管理の随意契約に係る企業局の対応は拙速なものであったと判断される。(意見)	86
(3) 1社単独の随意契約となっている工事について、入札を見直すことも必要である。(意見) 88	
II. 固定資産関係	90
(1) 今後使用する見込みのない資産については廃棄処分等を適宜進めるべきである。(指摘事項)	90
(2) 備品台帳に記載が漏れているパソコンが5台ある。(指摘事項)	91
(3) 固定資産の管理シールが添付されていないパソコンがある。(指摘事項)	92

目次

(4) 給水設備の一部の設備の交換は、修繕費ではなく資本的支出としての計上を検討すべきである。 (意見)	93
III. 給与・人事関係	95
(1) 非常勤嘱託職員及び短期臨時職員の給与計算において、知識不足やエクセルの入力ミスに起因する計算誤りが散見された。(指摘事項)	95
IV. 内部統制関係	97
(1) 展示施設や啓発活動について実施したアンケート結果に対して、問題点、反省点や改善点等フィードバックした内容の文書を残しておくべきである。(意見)	97
(2) 切手と同様に官製はがきについても受払いの記録を行い残高の管理をするべきである。(指摘事項)	98
1-3. 早川水系発電管理事務所	99
I. 契約関係	99
(1) 私用地等の賃借にあたっては、地価の下落等も考慮した適切な借地料の検討を行うべきである。 (意見)	99
(2) 相続が発生した場合には相続人との間で速やかに借地契約の締結を行うべきである。また、地代を支払う相手先は契約者とすべきである。(指摘事項)	101
(3) 有価廃材について速やかに売却処分等の処理を行うべきである。(指摘事項)	102
II. 固定資産・棚卸資産関係	103
(1) 期末に所有するタービン油やガソリン、電気設備の予備部品等は貯蔵品として漏れなく計上すべきである。(指摘事項)	103
(2) 固定資産の耐用年数の決定において、誤った事例が見られた。(指摘事項)	105
(3) 事業所間の資産貸付の書面の管理が不適切であり、当該書面も山梨県財務規則の書式に準じて作成することが望ましい。(指摘事項、意見)	106
(4) 固定資産の一部を除却する際に使用される除却率については、客観的な根拠に基づいてその数値を決定すべきである。(意見)	108
(5) 平成 22 年度に行われたテレビ共聴設備修繕工事は修繕費として処理が行われていたが、資本的支出としての計上を検討すべきである。(意見)	109
III. 給与・人事関係	110
(1) 非常勤嘱託職員の給与計算において本来行われるべき所得税の源泉徴収が行われていなかった。 (指摘事項)	110
IV. 内部統制関係	111
(1) 見学施設や啓発活動について効果的なアンケートを実施し、改善点等をフィードバックすべきである。(意見)	111
(2) 公用車使用時の自動車使用簿に記載上の不備が散見された。(指摘事項)	112
1-4. 笛吹川水系発電管理事務所	113
I. 契約関係	113
(1) 用材林伐採補償について、契約日時点の補償単価を適用するように努めるべきであり、新単価を適用する例外的な場合にはその経緯を議事録に残すことが必要である。(意見)	113
(2) 連絡線電柱敷の土地賃貸借契約に関する契約書や確認事項の文書について、作成方法や記載内容等に改善すべき点が見られる。(意見)	114

(3) 藤木スポーツ広場の土地賃貸借料がバブル経済末期の平成3年から改定されていないが、時価に比して相当な価格に改定することを検討すべきである。(意見)	115
(4) 警備の委託契約及び複写機サービスの契約等の一定の契約については、毎年の契約に係る事務コストを軽減させる等の効果が期待されるため、長期継続契約の締結を検討すべきである。(意見)	116
II. 固定資産関係	117
(1) 収益的支出として計上された修繕費の中に、資本的支出としての計上を検討すべきものがある。(意見)	117
(2) 固定資産として計上すべき資本的支出等が、修繕費等期間費用として処理されている。(指摘事項)	118
III. 給与・人事関係	119
(1) 藤木スポーツ広場清掃作業の夫に支払われる賃金に対しては所得税の源泉徴収を行うべきである。(指摘事項)	119
(2) 非常勤嘱託職員の賞与計算において本来行われるべき所得税の源泉徴収が行われていなかった。(指摘事項)	120
IV. 内部統制関係	121
(1) 普及啓発活動として行っている施設見学やイベントへの参加に当たっては、見学者や参加者に対してアンケート等を実施し、その結果を効果的にフィードバックすべきである。また、展示室の改善等も検討すべきである。(意見)	121
(2) 笛吹川水系発電管理事務所において、建物の鍵の適切な管理を行うべきである。(意見)	123
2. 温泉事業	124
I. 契約関係	124
(1) 沈砂槽・貯湯槽点検清掃委託の落札結果に不自然なところが見られる。(意見)	124
(2) 笛吹市への給湯に当たり基本料のみの徴収を行っている足湯施設があるが、条例通りに超過料金も徴収すべきである。また、減免を行うのならば規定等を整備すべきである。(指摘事項)	125
(3) 分湯栓点検清掃委託の点検による判定の平準化を図るべきである。また、異常箇所に対する対応記録等を保存する必要がある。(意見)	128
(4) 温泉事業会計における温泉使用料の未収入金の管理を適切に行うべきである。(指摘事項)	129
(5) 温泉事業会計において、規定に従った契約解除が行われていない。また、条例に従った延滞金の徴収を行うべきである。(指摘事項)	131
II. 固定資産・棚卸資産関係	132
(1) 固定資産を除却した場合には、廃棄処分に至るまでの決裁内容を書面に残す必要がある。(指摘事項)	132
(2) 温泉事業会計において重油が貯蔵品に計上されていない。(指摘事項)	134
(3) 金庫内に簿外となっている印紙及び切手が存在した。(指摘事項)	134
(4) 温泉事業会計の事務所建替設計委託費用を建物本体等を含めて会計処理すべきである。(指摘事項)	135
(5) 温泉事業会計における配湯管の耐用年数について、合理的に決定すべきである。(指摘事項)	136
III. 給与・人事関係	137

目次

(1) 短期臨時職員の給与事務において、誤った事例が存在した。(指摘事項)	137
IV. 内部統制関係	138
(1) 給湯規程に規定された様式の帳票が作成されていない。(指摘事項)	138
(2) 平成 22 年度の消費税の課税処理に錯誤が見受けられる。(指摘事項)	139
3. 地域振興事業	140
I. 経営計画・修繕計画関係	140
(1) 地域振興事業会計において長期修繕計画を作成すべきである。(意見)	140
(2) 地域振興事業会計における長期借入金の償還期間が度々変更されているが、より精緻な経営計画の策定を行うべきである。(意見)	141
(3) 地域振興事業会計における長期借入金について計画的な返済を行うべきである。(意見)	143
II. 内部統制関係	144
(1) 企業局は指定管理者の経営及び財務状況をチェックすべきである。(意見)	144
(2) 指定管理者の提出した丘の公園の管理に関する事業計画と実績とのチェックを行い、事業の改善に役立てるべきである。(意見)	147
(3) 地域振興事業における丘の公園各事業別の収支及び損益状況が把握されていない。(意見)	148
III. 固定資産関係	149
(1) 地域振興事業の資本的支出の会計処理及び償却に関し、財務規程が別に定める運用基準で耐用年数取扱通達(国税庁通達)の適用を認める等検討すべきである。(意見)	149
(2) 地域振興事業会計において、丘の公園ゴルフ場に関する委託費に改良費(資本的支出)とすべき支出があった。(指摘事項)	151
(3) 地域振興事業会計において、ゴルフ場のコース関係支出については構築物ではなく、別途「コース勘定」などの会計科目を設けて管理することを検討すべきである。(意見)	152
(4) 地域振興事業会計において、工事関係支出にあたり、予算科目の選択に不適切なものがある。(指摘事項)	153
(5) 丘の公園ゴルフコース芝生修繕の契約は単独随意契約として処理されていたが、その内容からは単独随意契約とすることは不適当であり、競争入札での契約として処理すべきであった。(指摘事項)	154
(6) 固定資産データの移行時に誤りのある資産が散見された。(指摘事項)	156
IV. 指定管理者の事業報告関係	157
(1) イベント参加者の宿泊施設として使用している建物の運営は自主事業に当たるので、指定管理事業の収入及び費用より除外することが適正と判断される。(指摘事項)	157
(2) 指定管理者が山梨県へ毎年提出している事業報告書については改善を求めることが必要である。(意見)	158
(3) 法人全体に係る共通経費については適切な按分基準を設定し、指定管理者が自主的に行う事業に対しても当然に配賦すべきである。(指摘事項)	159
(4) 平成 21 年度に山梨県企業局への納入金引き下げ協議のために支出した費用については指定管理事業の経費として計上すべきではなかったと判断される。(指摘事項)	160
V. 丘の公園の管理運営関係	161
(1) 丘の公園ゴルフ場におけるゴルフ場利用税の徴収に当たって、非課税要件等を満たしていない事例が見られ、ゴルフ場利用税の徴収漏れが生じている。(意見)	161

(2) 丘の公園ゴルフコース内において車両番号のない車両を使用している。企業局は、指定管理者に車両番号を再取得することを促し、指導すべきである。(指摘事項)	162
(3) 使用不能となった芝刈り機 14 台が倉庫に保管されたままとなっている。企業局は規定にもとづき廃棄処分の手続きを速やかに進めるべきである。(指摘事項)	164
(4) 固定資産の実地たな卸に関する書類がなく、また固定資産に資産番号が付されていない。(指摘事項)	165
(5) 丘の公園の管理に関して、指定管理者は利用者に対して損害保険等を付保しているが、その内容について仕様書等で明記すべきである。(意見)	167
VI. その他.....	168
(1) 地域振興事業における販売用のクオカードに関して、経理等に問題点が見受けられた。(指摘事項)	168
4. 企業局の今後のあり方に対する提言.....	170
(1) 企業局の行う電気事業の今後のあり方について、継続して検討を行うことが望まれる。(提言)	170
(2) 地域振興事業(丘の公園)あり方検討委員会の結論を踏まえて、今後の運営について改善策を企業局として継続的に検討することが望まれる。(提言)	172
第四 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の概要	176
1. 中小企業近代化資金特別会計の概要.....	176
2. 農業改良資金特別会計の概要.....	181
3. 市町村振興資金特別会計の概要	184
4. 商工業振興資金特別会計の概要	189
5. 林業・木材産業改善資金特別会計の概要	197
第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見.....	202
1. 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計全般	202
(1) 監査の対象となった5つの特別会計には、次年度の貸付資金の原資等として剰余金が存在するが、2つの特別会計の剰余金残高が過大になっているものと思料される。余剰な資金を一般会計へ繰出す等検討すべきである。(意見)	202
(2) 資金貸付については外部機関を通じた貸付や専門部署を設けて債権管理や回収等の集中的な管理を行うべきである。(意見)	204
(3) 延滞違約金を年度末において発生ベースで収入計上すべきである。(意見)	205
2. 中小企業近代化資金特別会計.....	206
(1) 山梨県中小企業高度化資金の今後制度運営には十分留意されたい。(意見)	206
(2) 高度化資金貸付残債のうち償還猶予を受けている平成24年9月末の残債28億6,200万円については、今後十分な管理が必要である。(意見)	209
(3) 高度化資金の残債で償還猶予を行っている貸付先があるが、多額であるため期限後の回収に十分留意されたい。(意見)	210
(4) 山梨県中小企業高度化資金については、財務諸表監査を義務付ける等、さらなる検討を行うべきである。(意見)	211

目次

(5) 高度化資金滞留債権の管理は時効中断等、法的手続きが必要であるが、弁護士への確認が口頭で行われている。重要な判断が伴うことから、書面で回答を得る等慎重な対応が必要である。(意見)	213
(6) 高度化資金に関する債務引受契約において、債務引受者は担保対象物件に付保し当該損害保険証券を県に差入することとなっているが、差入されていない案件があった。(指摘事項)	214
(7) 山梨県中小企業高度化資金貸付債権の第2回目の債権譲渡に当たって、予定価格の積算の一部に明確な根拠がない部分や誤りが見られた。(意見)	215
(8) 設備近代化資金貸付金の回収管理の徹底を図る方法について改めて検討が必要である。(意見)	216
(9) 設備近代化資金の長期延滞債権について、平成14年度の包括外部監査で処理すべきと指摘されたにも関わらず、未処理のままになっている。(指摘事項)	217
(10) 設備近代化資金において、違約金を不徴収とする場合の判断指針が示されていないため、その都度検討することになっている。公平な貸付回収業務を遂行するため、判断指針を作成すべきである。(意見)	219
(11) 設備近代化資金において、不納欠損処理となった原因を分析すると共に、時効援用者に対する厳格な措置も検討すべきである。(意見)	220
(12) 産業労働部発行の中小企業金融の冊子には小規模企業者等設備導入資金貸付の対象者に関し特認貸付の記載がない。(指摘事項)	221
(13) 小規模企業者等設備導入資金助成制度の存続に向けて、更なる積極的な提言等を行うことが望まれる。(意見)	222
(14) 小規模事業者等設備導入資金貸付金制度を、より多くの資金需要者に対して貸付が行えるような制度とするため、山梨県として国の関係機関への働きかけ等を行うことが望まれる。(意見)	223
(15) やまなし産業支援機構が県に行う年度実績報告において、年度が異なる実績報告が1件あった。(指摘事項)	224
(16) やまなし産業支援機構の特別会計に留保されている資金を貸付の原資として活用し、利用者に対するサービスに努めるべきである。(意見)	225
(17) やまなし産業支援機構との間の損失補償契約書の内容について、実態と齟齬が生じている。(指摘事項)	226
(18) 設備資金貸付事業に対して県はやまなし産業支援機構に中小企業診断士による診断費用として委託料を支払っているが、その運用方法等については改善が必要である。(指摘事項)	228
(19) 山梨県がやまなし産業支援機構に支払っている設備資金貸付事業に係る事務費補助金については、その金額及び交付方法について改善が必要である。(意見)	229
(20) やまなし産業支援機構では貸付債権の分類に関する明確な規定がないが、効率的な債権管理を行うために規定を整備すべきである。(指摘事項)	231
(21) やまなし産業支援機構では延滞発生後の債権回収手続についてマニュアルを作成する等回収手続を標準化することが望まれる。(意見)	232
(22) やまなし産業支援機構において違約金及び遅延損害金の徴収及び減免の場合を明確に規定化すべきである。(意見)	233
(23) やまなし産業支援機構では償還金等の返済が困難な貸付先に対して支払の猶予を行っているが、これらの手続は規定化されていない。支払の猶予を認める条件やその手続を明確に規定化すべきである。(指摘事項)	234
(24) やまなし産業支援機構では未収債権の償却、償却済未収債権の管理等について規定されてい	

るが、償却の基準が厳しく償却が進まないため規定された管理事務が行えないので、償却基準の緩和が望まれる。(意見)	235
(25) やまなし産業支援機構において規定の記載間違いがあるので、訂正すべきである。(指摘事項)	236
(26) やまなし産業支援機構において不動産担保を徴求するときの要件を明確化すべきである。また、業務方法書と異なる運用を行っていることから、規定の変更等を行うべきである。(意見、指摘事項)	237
(27) リース期間の設定は、耐用年数省令による耐用年数以下と制限するよう、運用上は留意すべきである。(意見)	239
(28) 反社会勢力チェックについて制度化することが望まれる。(意見)	240
(29) 本人所有以外の不動産に設備投資を行う際の設備貸与事業においては、賃貸借契約書の写しを徴収し、契約内容の確認を行うべきである。(意見)	241
(30) やまなし産業支援機構において個別の貸付審査、回収手続等に問題がある事例が散見された。(意見)	242
(31) 小規模企業者等設備貸与事業でシステムの不備により、割賦販売における所有権移転手続きがされていない事例や再リース契約しないままリース設備を貸与している事例があった。(指摘事項)	243
(32) 小規模企業者等設備貸与制度のリース案件で、リスケジュールが繰り返される場合の変更契約において、リース期間の延長がなされていない。(指摘事項)	244
(33) 短期延滞先の債権区分について慎重な取扱いを行うべきであり、延滞債権の管理を明確に規定化すべきである。(指摘事項)	245
(34) リスケジュールされた貸与先について、債務者区分が不適切と思われる事例が見られる。(指摘事項)	246
(35) やまなし産業支援機構において貸付設備等や担保物件の売却方法について明確化すべきである。(意見)	247
(36) やまなし産業支援機構において連帯保証人からの回収について、慎重な調査の上で回収可能額の算定を行うべきである。(意見)	248
(37) 滞留債権の管理を行うために作成されている「債権管理表」に漏れや記載間違いがある。(指摘事項)	249
(38) 設備資金貸付事業及び設備貸与事業ともに連帯保証人たる資格要件が有名無実化してしまっているが、資格要件の緩和化も含めてその内容を検討すべきである。(指摘事項)	250
(39) 連帯保証承諾書の記載不備なものが見られた。(指摘事項)	251
(40) 小規模企業者等設備貸与事業で、損害保険の付保に関し不適当な案件が存在した。(指摘事項)	252
3. 農業改良資金特別会計	253
(1) 農業改良資金について、償還金の支払を猶予することが可能にもかかわらず猶予の措置を行っていないケースが見られた。(指摘事項)	253
(2) 農業改良資金について、時効中断の処理を適切に行うべきである。(指摘事項)	254
(3) 農業改良資金について、支払猶予の決定を行った場合により現実的な支払計画の作成を行うべきである。(意見)	255
(4) 農業改良資金について、申請日や期限延長等の支払猶予の手続きに不適切な事例が見られた。(指摘事項)	257
(5) 農業改良資金について、延滞債権については連帯保証人の追加・交替や担保の設定等を行い、	

目次

より確実な債権保全を検討すべきである。(意見)	258
(6) 農業改良資金について、長期延滞債権についてはより積極的な回収策を検討すべきであり、回収不能な債権については不納欠損処理を進めるべきである。(意見)	259
(7) 農業改良資金直貸の事務を農業協同組合等に委託しているが、競業者となる可能性があることから償還等について特別に注意を要すべきである。(意見)	260
(8) 農業改良資金について、本人又は家族の死亡の場合に支払猶予が切れる時期を明確にすべきである。(指摘事項)	261
(9) 山梨県就農支援センターは、就農支援の貸付資金が有効活用されるように努めるべきである。今後の貸付実績が乏しい場合には、制度の見直しや県への繰り上げ償還を検討する必要がある。(意見)	262
(10) 就農支援の貸付は、山梨県就農支援センターでの債権の回収と県への償還期間とのタイムラグ及び延滞債権の存在により、県への償還原資が不足する恐れがある。県は、山梨県就農支援センターが資金負担を行わないような仕組みを検討すべきである。(意見)	264
(11) 就農支援貸付手続きに不備がある案件が確認された。(指摘事項)	266
(12) 就農支援資金の貸付目的が混同しているケースがある。資金種類に応じた限度額が設定されていることから、貸付目的は明確に区分すべきである。(指摘事項)	267
(13) 就農支援資金の貸付後の管理が不十分な案件が存在するため、チェックリスト等の整備を図り管理の徹底を図られたい。(指摘事項)	268
(14) 山梨県就農支援貸付金貸付要領に、山梨県就農支援センターで発生した違約金の取扱いに関する記述が明記されていない。(指摘事項)	269
(15) 就農支援資金の貸付債権の保全措置をより一層図るべきである。(意見)	271
4. 市町村振興資金特別会計	273
(1) 予算に対する執行率が低調であることから、貸付対象となる事業の見直しや一般会計への繰入も検討すべきである。(意見)	273
(2) 辺地振興資金及び過疎地域振興資金は廃止も含め検討すべきである。(意見)	275
(3) 百花繚乱まちづくり推進資金貸付において、特別分と判断した根拠が曖昧である。公正な貸付のため判断基準を明確にし、周知すべきである。(意見)	276
(4) 市町村振興資金貸付後の実地検査は、特別分については原則として実施すべきである。(意見)	278
(5) 市町村振興資金の融通申込書に添付されている完了検査調書だけでは、市町村としての完了検査と確認ができないものがある。(指摘事項)	279
(6) 山梨県は貸付金の回収が完了した場合、市町村に対し借用証書を返還することが望ましい。(意見)	280
5. 商工業振興資金特別会計	281
(1) 山梨県信用保証協会に多額な資金の貸付が行われているため、資金の固定化を招かないような貸付方式とすべきである。(意見)	281
(2) 融資の活用頻度の低い制度が見受けられる。金融機関のみならず県内商工業者に周知されるように広報することが必要である。(意見)	283
(3) 総花的な現在の制度融資を整理統合し、わかりやすいメニューとすべきである。(意見)	285
(4) 融資条件の変更にあたって、必要な添付書類が徴求されていない事例が見られた。(指摘事項)	286
(5) 連鎖倒産防止関係の倒産等について、的確に判断できるように事象を列挙し明示する必要がある。	

る。(指摘事項)	287
(6) 融資の取扱要領及び取扱基準を、融資実行の手引きとなるようにわかりやすい内容にすべきである。(意見)	289
(7) 経済変動対策融資の不況業種対策関係を利用した企業については、山梨県信用保証協会の保証承諾の有無に係わらず、金融機関に対してモニタリングの実施及び業況報告書の提出を求めるべきである。(意見)	290
(8) 山梨県が山梨県信用保証協会に対して行う検査については、その手続き等を規定として整備を行い定期的及び確実に実施するべきである。(意見)	292
(9) 利用時の提出書類として商工会等の診査書を求めている融資制度があるが、診査を行う者の範囲について再検討を行うべきである。(意見)	294
6. 林業・木材産業改善資金特別会計	296
(1) 林業・木材産業改善資金の融資機関等に対する事務委託契約について、要領や契約書に明記されていない手数料の割落の事例が見られた。(指摘事項)	296
(2) 林業・木材産業改善資金について、山梨県森林組合連合会及び各森林組合との事務委託契約の内容を見直すべきである。(意見)	297
(3) 林業・木材産業改善資金の県直貸融資において、延滞先と回収可能な金額を協議の上算定し、県が償還計画を作成していた不適切な事例が見られた。(指摘事項)	298
(4) 林業・木材産業改善資金の県直貸融資において、法人代表者やその配偶者を連帯保証人とすべきである。また、譲渡担保を積極的に活用すべきである。(意見)	299
(5) 林業・木材産業改善資金の貸付申請審査において、追加すべき確認書類や確認事項等がある。(意見)	301
(6) 林業・木材産業改善資金の貸付後、その改善効果について検証すべきである。また貸付後に林野庁へ提出する確認調査結果報告書の作成根拠は保管しておくべきである。(意見)	303
(7) 林業・木材産業改善資金の事業完了から事業実施報告書の回収までに、5ヶ月かかっている案件がある。(指摘事項)	304
(8) 木材産業等高度化推進資金制度において、短期資金に該当しないと思われる貸付がある。(意見)	305
(9) 林業・木材産業改善資金の貸付において、貸付手続きに必要な書類がファイルされていない案件があった。貸付後の書類はきちんと保管し、貸付後の内容確認も行うべきである。(意見)	306
(10) 木材産業等高度化推進資金制度において、金融機関から貸付状況の報告が定期的にされない場合があるが、報告が適切に行われるように指導すべきである。(指摘事項)	307
(11) 林業就業促進資金の活用頻度が少ないので、制度の見直しや一般会計へ繰り入れることなどを検討すべきである。(意見)	308

第一 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）及び監査対象、並びに選定理由

(1) 山梨県企業局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

① 監査対象

- i. 企業局総務課
- ii. 企業局電気課
- iii. 発電総合制御所
- iv. 早川水系発電管理事務所
- v. 笛吹川水系発電管理事務所
- vi. 石和温泉管理事務所
- vii. 地域振興事業指定管理者

② 選定理由

山梨県企業局は電気事業、温泉事業、地域振興事業の 3 事業を経営している。地方公営企業は独立採算を前提として、県民の福祉の増進を目的として運営される（地方公営企業法第 3 条）。地方公営企業会計制度が大幅に改正され、地方公営企業の経営に大きな変革をもたらすものと考えられている。このうち資本制度の見直しは平成 24 年度から適用となり、会計基準の見直しは原則として平成 26 年度の予算及び決算から適用されることとなる。また、企業局の行う電気事業については、平成 12 年の電力自由化、東日本大震災を契機に環境負荷のない電力が注目され、経営環境の変化が想定されている。さらに、地域振興事業については平成 22 年度末に 34 億 2 百万円の当年度未処理欠損金を計上し、電気事業からの借入金は 62 億 16 百万円に及ぶ状況にあり、そのあり方が検討されている。このような状況において、上記地方公営企業の目的に則して、山梨県企業局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が関係法令等に準拠して遂行されているか、また、効率的に行なわれているか検討することが有意義であると考え、特定の事件として選定した。

(2) 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について

① 監査対象

- i. 中小企業近代化資金特別会計

第一 外部監査の概要

- ii. 農業改良資金特別会計
- iii. 市町村振興資金特別会計
- iv. 商工業振興資金特別会計
- v. 林業・木材産業改善資金特別会計

② 選定理由

山梨県では「第二期チャレンジ山梨行動計画」に基づき行財政改革を推進中であり、限られた財源を有効に活用し、安定的な行財政運営を行うことが求められている。地方自治体の会計には、一般会計と特別会計がある（地方自治法第209条第1項）。このうち特別会計は特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区別して経理する必要がある（同条第2項）。山梨県の特別会計は12会計ある。平成23年度における特別会計合計の歳入額は3,059億円、歳出額は2,949億円であり、歳入及び歳出ともに一般会計の60%超に相当する額となっている。

また、各特別会計の収入未済額の総額は111億44百万円であり、主なものは中小企業近代化資金特別会計に係る高度化資金貸付金償還金107億55百万円である。貸付事業に係わる収入未済額の総額は110億93百万円と多額であり、県民の関心が強いものと判断した。また、平成24年度末に中小企業金融円滑化法の期限が到来することから中小企業支援策に対して関心も高まっている。貸付事業に係わる特別会計は、母子寡婦福祉資金特別会計、中小企業近代化資金特別会計、農業改良資金特別会計、市町村振興資金特別会計、商工業振興資金特別会計、林業・木材産業改善資金特別会計の6会計がある。市町村振興資金特別会計は上記企業局電気事業会計からの資金借入があり、関連も認められる。6会計のうち平成21年度に母子寡婦福祉資金特別会計について監査のテーマに含められている。そこで残る5会計について特別会計の意義が十分に果たされているか、管理運営事務が適切になされているかを検証し、県民に開示することは有意義なものとして判断し、特定の事件として選定した。

3. 外部監査の重点及び着眼点

(1) 山梨県企業局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

- ① 地方公営企業として独立採算原則が達成されているか
- ② 財務諸表は収支の状況及び財産の状況を適正に表示しているか
- ③ 収納及び支出事務の合規性の検討
- ④ 原価管理の適切性の検討
- ⑤ 人事管理制度の運用状況の検討
- ⑥ 契約事務の適切性・経済性の検討
- ⑦ 固定資産、備品等の管理・活用の適切性・有効性の検討
- ⑧ 施設の管理・運営状況の検討

- ⑨ 企業債及び他会計借入金の処理の適切性・償還可能性の検討
- ⑩ 内部管理体制の適切な整備・運用状況の検討
- ⑪ 指定管理者制度の運用状況の検討

(2) 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について

- ① 特別会計の設置目的は適切か
- ② 特定の歳入をもって特定の歳出に充てられているか
- ③ 一般会計との区分経理は適切か
- ④ 特別会計の事業見通しは適確に策定されているか
- ⑤ 設置目的を達成している特別会計はあるか
- ⑥ 事業の経済性、効率性及び有効性の検討
- ⑦ 不良資産、過剰資産・債務の存在の確認
- ⑧ 契約事務等の内部管理体制の適切性・経済性の検討
- ⑨ 所定の法令規則等への準拠性の検討

4. 主な監査手続

原則として平成 22 年度または平成 23 年度を監査対象期間（必要に応じて過年度分または平成 24 年度も対象とした。）とし、下記の監査手続を実施した。

(1) 山梨県企業局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

- ① 企業局の概況を把握するため概要（パンフレット）、組織図、決算書、事業報告書、中長期計画などの事業計画、稟議書、各種議事録、規則、諸規程、関係法令運営マニュアル等を収集し、必要事項について担当者への質問を行う。
- ② 事業報告書等の過年度比較、他県の企業局との比較、比率分析等の分析的手続を行う。
- ③ 財務に関する事務（収納及び支出事務、契約事務等）が証拠書類に基づいて適正に処理されているかを確認するため証憑突合、勘定分析、質問等の監査手続を行う。また、関係法令等に準拠しているか、否かについて準拠性違反がないかを確認する。
- ④ 内部管理組織の整備・運用状況について組織図、報告書、稟議書、各種議事録、規則、諸規程、関係法令運営マニュアル等を収集し、必要事項について担当者への質問及び視察を行う。
- ⑤ 原価管理の運用状況を担当者への質問及び関係資料により確認する。
- ⑥ 公有財産、備品等の管理状況が適切か質問等により確認し、さらに現金、固定資産等の実査・確認を行う。必要に応じて現地視察も行う。
- ⑦ 人事管理事務が適正に行われているかを担当者への質問及び関係資料により

第一 外部監査の概要

確認する。

(2) 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について

- ① 特別会計の概況を把握するため概要（パンフレット）、歳入歳出決算書、自己評価書、稟議書、各種議事録、規則、諸規程、関係法令運営マニュアル等を収集し、必要事項について担当者への質問を行う。
- ② 事業報告書の過年度比較、比率分析等の分析的手続を行う。
- ③ 貸付、リース、割賦取引、預託等に関する事務（収入及び支出事務、契約事務等）処理が関連法令及び所定の規則等に準拠しているか否かについて準拠性違反がないかを確認する。また、証拠書類に基づいて適正に処理されているかを確認するため証憑突合、勘定分析、質問等の監査手続を行う。
- ④ 収入未済となっている貸付金（未收割賦金及び未収リース料を含む）について回収状況、回収可能性、管理状況等を検討する。
- ⑤ 不納欠損処理の有無、内容を検討するとともに、その事務処理が不納欠損処理基準等に準拠して実施されているか検証する。
- ⑥ 内部管理事務が適正に行われているかを担当者への質問及び関係資料により確認する。

5. 外部監査の実施期間

平成 24 年 8 月 1 日から平成 25 年 2 月 28 日まで

6. 監査従事者の資格及び氏名

(1) 包括外部監査人

公認会計士 久保嶋 仁

(2) 包括外部監査人補助者

公認会計士 古屋 俊一郎

公認会計士 大道 良幸

公認会計士 加藤 隆博

公認会計士 中田 裕司

公認会計士 矢野 邦夫

山本 泰士

公認会計士 久保嶋 正子

手塚 斉

公認会計士 小俣 光文

櫻林 裕之

公認会計士 日野 克紀

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第二 山梨県企業局の概要

1. 地方公営企業制度の概要

地方自治体は一般的な行政サービスのほか、「地域住民の福祉の増進」を目的として、電気事業や下水道事業等の事業を自ら行う場合がある。このような事業活動を行う地方自治体の組織は「地方公営企業」と呼ばれ、平成 23 年度末時点における事業数は全国で 8,754 となっている（総務省「平成 23 年度地方公営企業決算の概要」より）。

地方公営企業の概要（総務省ホームページより転載）

1. 企業としての性格

◆地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業。

事業例：上・下水道、病院、交通、ガス、電気、工業用水道、地域開発（港湾、宅地造成等）、観光（国民宿舎、有料道路等）

◆一般行政事務に要する経費が権力的に賦課徴収される租税によって賄われるのに対し、公営企業は、提供する財貨又はサービスの対価である料金収入によって維持される。

2. 管理者

◆企業としての合理的、能率的な経営を確保するためには、経営の責任者の自主性を強化し、責任体制を確立する必要があることから、地方公営企業の経営組織を一般行政組織から切り離し、その経営のために独自の権限を有する管理者（任期 4 年）を設置。

◆管理者は地方団体を代表（ただし、地方債の借入れ名義は、地方団体の長）。

3. 職員の身分取扱

◆人事委員会を置く地方公共団体については、職階制の採用が義務づけられているのに対し、企業職員については、その実施は任意。

◆給与については、職務給（職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずる）であることに加え、能率給（職員の発揮した能率を考慮）であることを要する。

◆人事委員会は、企業職員の身分取扱いについては、任用に関する部分を除き、原則として関与しない。

◆企業職員には、団体交渉権が認められている。

◆給与、勤務時間その他の勤務条件については公営企業の管理運営に属する事項を除き、団体交渉の対象とし、労働協約を締結できる。

4. 財務

◆事業ごとに経営成績及び財務状態を明らかにして経営すべきものであることに鑑み、その経理の事業ごとに特別会計を設置。

◆その性質上公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及びそ

第二 山梨県企業局の概要

2. 新地方公営企業会計の概要

(1) 新地方公営企業会計制度の見直しの背景・考え方

の公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが困難である経費については、地方団体の一般会計又は他の特別会計において負担。(それ以外の経費については、公営企業の経営に伴う収入をもって充てる。)

5. 会計

◆企業会計方式をとっており、以下の点等において官公庁会計方式と相違。

- ・官公庁会計方式が現金主義会計、単式簿記を採っているのに対し、公営企業会計では発生主義会計、複式簿記を採用。
- ・損益計算書、貸借対照表等の作成を義務付け。

2. 新地方公営企業会計の概要

(1) 新地方公営企業会計制度の見直しの背景・考え方

地方公営企業会計制度等が、昭和41年以来、46年ぶりに大幅に改正された。制度改正は、①資本制度の見直し、②地方公営企業会計基準の見直し、③財務規定等の適用範囲の拡大等の3つから構成される。

退職給付会計や減損会計の導入など、民間企業においては、国際会計基準を踏まえた新たな会計基準が導入されている。また、地方公営企業の中には地方独立行政法人化する企業もあるが、地方独立行政法人の会計制度には民間企業の会計基準の考え方が取り入れられている。今回の改正により、現行の企業会計原則の考え方が最大限取り入れられ、民間企業や地方独立行政法人の会計制度に近づくことになる。

総務省の資料によると、地方公営企業会計制度等の見直しの背景と考え方は次のとおりである。

地方公営企業会計制度等の見直しの背景

1 企業会計基準の見直しの進展

- 企業会計基準が国際基準を踏まえて見直されている一方、地方公営企業会計制度は昭和41年以来大きな改正がなされておらず、相互の比較分析を容易にするためにも企業会計制度との整合を図る必要が生じている。

2 地方独法の会計制度の導入及び地方公会計改革の推進

- 地方独法化を選択する地方公営企業も増えており、同種事業の団体間比較のためにも、地方公営企業会計基準と企業会計原則に準じた地方独法会計基準との整合を図る必要が生じている。
- 地方公会計の整備における会計モデルも、企業会計原則に準じた会計制度が導入されている。

3 地域主権改革の推進

- 地方分権改革推進委員会の第2次勧告(平成20年12月8日)及び第3次勧告(平成21年10月7日)において、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」及び「地方自治体の財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大」が掲げられた。地方公営企業についても、地域主権改革に沿った見直しを進める必要がある。

4 公営企業の抜本改革の推進

- 「債務調整等に関する調査研究会報告書」(平成20年12月5日)において、「総務省においては、公営企業の経営状況等をよりの確に把握できるよう、公営企業会計基準の見直し、各地方公共団体における経費負担区分の考え方の明確化等、所要の改革を行うべきである。」との提言がなされている。

(出典) 総務省自治財政局公営企業課「地方公営企業会計制度の見直しについて」

見直しに当たっての基本的考え方

1 現行の企業会計原則の考え方を最大限取り入れたものとする

- 地方公営企業の更なる経済性の発揮のため、地方公営企業会計の見直しに当たっては、最大限、現行の企業会計原則の考え方を取り入れることとする。
- 地方公営企業会計は、今後の企業会計原則の変更について、一定程度の定着を待って、地方公営企業の特性も踏まえ、適時適切に反映、見直しを行う。

2 地方公営企業の特性等を適切に勘案すべきこと

- 地方公営企業会計においては、負担区分原則に基づく一般会計等負担や国庫補助金等の存在に十分意を用いて、これらの公的負担の状況を明らかにする必要がある。公営企業型地方独法会計基準の考え方も必要に応じ参考とし、新地方公会計モデルにおける一般会計等との連結等にも留意する。
- 地方公営企業の特性等を踏まえ、必要に応じ、注記を行う。

3 地域主権改革に沿ったものとする

- 地方公共団体における地方公営企業経営の自由度の向上を図る観点から、資本制度等の見直しを行う。
- 地方財務会計について、ストック情報を含む財務状況の開示の拡大の要請が強いこと等も勘案し、現在、財務規定等が適用されていない公営企業等について、新たに地方公営企業法の財務規定等を適用する。

(出典) 総務省自治財政局公営企業課「地方公営企業会計制度の見直しについて」

第二 山梨県企業局の概要

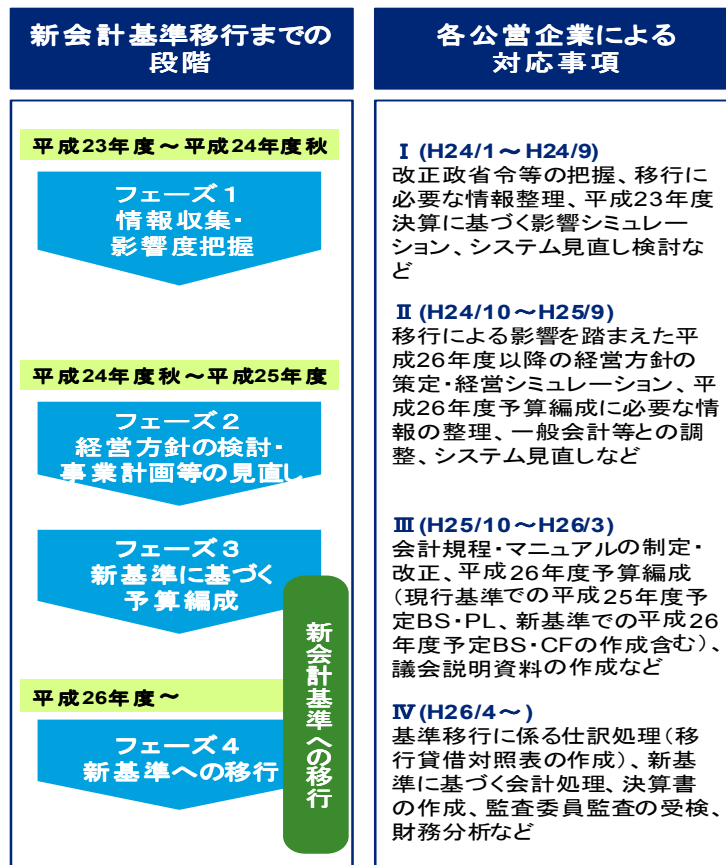
2. 新地方公営企業会計の概要

(2) 新地方公営企業会計制度の適用時期と各企業における対応

(2) 新地方公営企業会計制度の適用時期と各企業における対応

資本制度の見直しは平成24年4月1日から適用されているが、会計基準の見直しは原則として平成26年度予算・決算から適用される（早期適用も可能である）。

制度移行に向けての準備期間と、各段階における対応事項は次のとおりである。



(出典) 有限責任監査法人トーマツ編 「改正政省令完全対応 新地方公営企業会計の実務」

(3) 新地方公営企業会計の制度改正の概要と留意点

新地方公営企業会計の制度改正の概要と主な留意点は次のとおりである。

※表中の凡例

令：地方公営企業法施行令

規則：地方公営企業法施行規則

総務：総務省資料「地方公営企業会計制度の見直しについて」（総務省公営企業課）

①借入資本金

制度改正の概要	改正の留意点
i. 借入資本金を負債に計上。なお、1年以内に返済期限が到来する債務は、流動負債に分類（令第15条第2項、規則第7条第3項）。	借入資本金を負債として計上することが必要。それに伴い勘定科目の変更及び新規設定が必要（規則第7条第2項、第3項）。 1年以内に返済期限が到来する負債については流動負債として経理することが必要（令第15条第2項、規則第7条第3項）。
ii. 負債計上に当たり、建設又は改良等に充てられた企業債及び他会計長期借入金については、他の借入金と区分（規則第7条第2項第1号から第4号、同第3項第2号から第5号）。	企業債及び他会計借入金（以下、「企業債等」）については、建設改良目的か否かで分けて管理し、建設改良目的の企業債等については、他の借入金と区分し、独立の勘定科目で経理することが必要（規則第7条第2項第1号から第4号、同第3項第2号から第5号）。
iii. 企業債発行差金が発生した場合には、企業債残高から直接控除（規則第12条第2項第2号）。	繰延勘定制度の原則廃止に伴い、従来の企業債発行差金については、企業債残高から直接控除することになる（規則第12条第2項第2号）。 また、今後は決算処理として償却原価法を適用し、企業債残高を増やしていく処理が必要になる（規則第12条第2項第2号）。
iv. 負債のうち、後年度一般会計負担分については、その旨「注記」（規則第39条第2号）。	企業債償還について一般会計負担分についてはその旨の注記が必要（規則第39条第2号）。

第二 山梨県企業局の概要

2. 新地方公営企業会計の概要

(3) 新地方公営企業会計制度の制度改正直の概要と留意点

②補助金等により取得した固定資産の償却制度等

制度改正の概要	改正の留意点
i. 「みなし償却制度」は廃止（旧規則第8条第4項及び第9条第3項に関する条項削除）。	「みなし償却制度」の廃止により、固定資産の取得に充てた補助金等の金額を固定資産の取得価額から差し引いた金額に基づいた減価償却ができなくなり、取得価額全額を減価償却対象（フル償却）とすることが必要になる（旧規則第8条第4項に関する条項の削除）。
ii. 償却資産の取得に伴い交付される補助金、一般会計負担金、開発負担金、分担金等については、「長期前受金」として負債（繰延収益）に計上した上で、減価償却見合い分を、順次収益化（令第26条、規則第21条第2項）。	償却資産の取得に伴う補助金や一般会計負担金等は、「長期前受金」として負債計上し、以後、毎年の減価償却額に応じ、「長期前受金戻入」として収益への振替えが必要（令第26条、規則第21条第2項）。 「長期前受金」及び「長期前受金戻入」は新たな勘定科目になるので、新規設定が必要（令第26条、規則第21条第1項）。 長期前受金を毎年、収益化していくことになるため（規則第21条第2項）、償却資産の取得に伴って交付された補助金等の額を、個々の資産ごとに把握、管理していくことが必要。
iii. 既取得資産に係る経過措置として、国庫補助事業等の単位毎に取得資産をグルーピングし、当該単位により総合償却を行う簡便な処理方法により移行処理できることとする。なお、簡便な処理方法によっても移行処理が困難と判断される場合には、なお従前の例によることができることとする（規則附則第6条第7項、第8項）。	既取得資産でみなし償却を行っている資産については、当初からみなし償却を適用していなかった形にするための移行処理が必要（規則附則第6条第2項）。具体的には、個々の資産ごとに補助金等の金額を調査し、既に収益化された額と今後償却される額に区分する作業が必要（規則附則第6条第1項から第5項）。 この作業は、原則としては、個々の資産ごとに調査することになるが、グルーピングをして一括して調査・区分することも認められている。それも困難と判断される場合には、従前の例によることができることとされている（規則附則第6条第7項、第

第二 山梨県企業局の概要

2. 新地方公営企業会計の概要

(3) 新地方公営企業会計制度の制度改正直の概要と留意点

	8 項)。
iv. 建設改良費に充てた企業債等に係る元利償還金に対する繰入金については、「長期前受金」として計上した上で、減価償却に伴って収益化することとするが、毎年の元金償還に係る繰入額と減価償却の乖離が大きくない地方公営企業にあつては、繰入全額をその年度に収益として計上することができることとする(規則第 21 条第 3 項)。	どの程度の乖離であれば大きくないと判断するかについて、地方公営企業としての方針(基準)を決定することが必要になる(規則第 21 条第 3 項)。

③引当金

制度改正の概要	改正の留意点
i. 退職給付引当金の計上義務化(規則第 22 条)。	従来の「退職給与引当金」を「退職給付引当金」に改称する(規則附則第 5 条第 2 項、規則別表第一号)とともに、毎年当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上することが必要(規則第 22 条)。また、計上額については原則は、年金数理計算に基づく期末(年度末)時点の退職給付債務に基づいて算定することとなっているが、期末自己都合要支給額で計上することも認められている(総務)。
ii. 退職給付引当金の計上不足額は原則として一括して特別損失計上だが、経過措置として全企業職員の退職までの平均残余勤務年数の範囲内(ただし、最長 15 年以内とする。)で計上することも可能(規則附則第 5 条第 1 項)。	上記の通り、退職給付債務あるいは期末自己都合要支給額に基づいて退職給付引当金を計上することになるが、当該金額と現在計上されている退職給与引当金とは差があることが想定される。その計上不足分の処理方針を企業として決定することが必要。経過措置(規則附則第 5 条第 1 項)を適用するということであれば、全企業職員の退職までの平均残余勤務年数を算定することが必要(規則附則第 5 条第 1 項)。
iii. 退職給付引当金以外の引当金についても引当金の要件を満たすものは計上する	まず、退職給付引当金以外に引当金として計上すべきもの(引当金の要件を満たすも

第二 山梨県企業局の概要

2. 新地方公営企業会計の概要

(3) 新地方公営企業会計制度の制度改正直の概要と留意点

<p>(規則第 22 条)。</p>	<p>の)の有無について調査・検討することが必要(規則第 22 条)。例えば、賞与引当金、貸倒引当金、特別修繕引当金は、一般的に計上することが想定される引当金である(総務)。また、引当金は見積計算で計上額を算定するため、見積に必要な情報の収集あるいは所管課に引当金の算定を依頼することが毎年の決算作業として必要。</p> <p>退職給付引当金も含め引当繰入費用については、地方公営企業で負担すべき費用を計上することになるので、一般会計との費用負担関係をあらかじめ明確にしておくことが必要。</p>
--------------------	--

④繰延資産

制度改正の概要	改正の留意点
<p>i. 新たな繰延勘定への計上を認めない(旧令第 26 条第 2 項の削除)。ただし、事業法において計上が認められているものについては、引き続き計上が認められる(令第 25 条)。</p>	<p>今後、新たに生じる繰延勘定は資産計上せず、基本的には支出時に一括して費用処理することが必要(令第 25 条)。</p>
<p>ii. 控除対象外消費税については、引き続き経理処理を認めるが、繰延勘定ではなく、新たな「長期前払消費税」として固定資産に計上する(規則第 5 条 2 項第 3 号ホ、規則第 20 条)。</p>	<p>控除対象外消費税については、「長期前払消費税」として投資その他の資産に計上することになる。勘定科目の新規設定については対応する必要がある(規則第 5 条第 2 項第 3 号ホ、規則第 20 条)。</p>
<p>iii. 現在計上されている繰延勘定については、その償却を終えるまでは、なお従前の例による(令附則第 3 条)。</p>	<p>現在計上されている繰延勘定は、従来通りの処理となるため(令附則第 3 条)、業務上の変更点はない。</p>

⑤たな卸資産の価額

制度改正の概要	改正の留意点
<p>i. 低価法の義務付け(規則第 8 条第 3 項第 3 号)。</p>	<p>帳簿価額と時価を比較し、時価の方が低い場合には時価をもって評価することが必要(規則第 8 条第 3 項第 3 号)。そのため、保有するたな卸資産に関する期末時点</p>

第二 山梨県企業局の概要

2. 新地方公営企業会計の概要

(3) 新地方公営企業会計制度の制度改正直の概要と留意点

	<p>での時価情報を入手することが、毎年の決算作業として必要。</p> <p>また、特注品など時価情報を容易に入手することが困難と想定されるものについての対応方法（時価把握方法）を決定しておくことが必要。</p>
<p>ii. 事務用消耗品等の販売活動及び一般管理活動において短期間に消費されるべき貯蔵品等、当該金額の重要性が乏しい場合の評価は、低価法によらないことができる（規則第8条第3項第3号括弧書き）。</p>	<p>現在、低価法は採用されていないため、業務上の変更点はない。</p>

⑥減損会計

制度改正の概要	改正の留意点
<p>i. 公営企業型地方独立行政法人と同様の減損会計を導入する（規則第8条第3項第2号）。</p>	<p>減損会計が導入されるため、</p> <p>(1) 固定資産のグループ化</p> <p>(2) 減損の兆候の調査</p> <p>(3) 減損損失の認識の判定</p> <p>(4) 減損損失の測定</p> <p>の順序で減損損失について検討することが、毎年の決算作業として必要になる（規則第8条第3項第2号、総務）。</p> <p>減損損失を認識した場合には、固定資産の帳簿価額を切り下げ（規則第8条第3項第2号）、切り下げ額を「減損損失」として特別損失に計上することが必要（規則第4条第4項）。</p> <p>「減損損失」は新たな勘定科目であるため、新規設定することが必要（規則別表第一号）。</p> <p>また、減損損失を認識した場合には、固定資産台帳にもその簿価切り下げを反映させることが必要。さらに、減損損失に関する注記が必要（規則第41条）。</p>

第二 山梨県企業局の概要

2. 新地方公営企業会計の概要

(3) 新地方公営企業会計制度の制度改正直の概要と留意点

⑦リース取引に係る会計基準

制度改正の概要	改正の留意点
<p>i. リース会計を導入する（規則第5条第2項第1号チ、第2号ル、第17条）。</p>	<p>ファイナンス・リース取引に該当するリースは原則として資産計上（同時に債務計上）をすることが必要（規則第5条第2項第1号チ、同第2号ル、規則第7条第2項第6号、同第3項第12号）。</p> <p>資産（負債）計上は、「リース資産」、「リース債務」という勘定科目が使われるため、勘定科目の新規設定が必要（規則別表第一号）。</p> <p>資産計上したリース資産は、通常の固定資産同様、減価償却をすることが必要（規則第17条）。よって、資産計上したリース資産については、基本的には固定資産台帳に登録することが想定されるが、リース資産（リース債務を含む）をシステム外で管理することも考えられる。よって、リース資産をシステム、システム外のどちらで管理するかを決定することが必要。</p> <p>資産（負債）計上したリース取引に関するリース料の支払は、従来の賃借料処理（費用処理）からリース債務返済と利息の支払という処理に変わる。</p> <p>例外的に、重要性の乏しいと認められるファイナンス・リース取引については、従来どおり賃借料処理をすることも認められる（規則第5条第2項第1号チ及び同第2号ル括弧書き）。その際には注記が必要になる（規則第42条第1号）。また、オペレーティング・リース取引に係る注記も必要（同第2号）。</p>

第二 山梨県企業局の概要
2. 新地方公営企業会計の概要
(3) 新地方公営企業会計制度の制度改正直の概要と留意点

⑧セグメント情報の開示

制度改正の概要	改正の留意点
<p>i. セグメント情報の開示を導入（規則第35条第4号、同第40条）。</p>	<p>開示するセグメント区分を決定し、企業管理規程で区分方法を定めることが必要（規則第40条第2項）。セグメント区分は、マネジメント・アプローチの考え方に基づいた区分であることが必要（総務）。</p> <p>セグメント情報として、各セグメントの概要、営業収益、営業費用、営業損益額、経常損益額、資産、負債等の項目を開示することとなっているため（規則第40条第1項）、それぞれのセグメントごとに収益、費用、資産、負債情報を把握できるような仕組みを整備することが必要。</p> <p>例えば、財務会計システムへの仕訳入力時にセグメント区分の情報も入力するなどの対応が考えられる。</p>

⑨キャッシュ・フロー計算書

制度改正の概要	改正の留意点
<p>i. キャッシュ・フロー計算書の作成を義務付け（令第17条の2第1項第2号、令第23条）。</p>	<p>現状、経営分析資料として作成しているキャッシュ・フロー計算書を決算諸表の一つに位置づけ、他の決算諸表と同様、毎事業年度終了後2ヶ月以内に地方公共団体の長に報告することが必要（令第23条）。</p> <p>また、予算書の一つとして、予定キャッシュ・フロー計算書が導入されているため、予算策定時にも作成することが必要（法第25条、令第17条の2第1項第2号）。</p> <p>キャッシュ・フロー計算書をシステムで作成するか、システム外で作成するかを決定することが必要。キャッシュ・フロー計算書全てをシステムで作成することは一般的に困難であることが想定されるため、システムでの対応範囲について明確化することが必要。</p>

第二 山梨県企業局の概要

2. 新地方公営企業会計の概要

(3) 新地方公営企業会計制度の制度改正直の概要と留意点

⑩勘定科目等の見直し

制度改正の概要	改正の留意点
i. 公営企業の経営情報が財務諸表上、可能な限り明らかにされるように勘定科目の見直しを図る（規則別表第一号、別記第十三号、第十五号）。	現行の勘定科目の名称変更及び勘定科目の新規設定の双方があり、現行の財務規程で規定されている勘定科目について見直しをすることが必要（規則別表第一号）。
ii. 公営企業の状況を適切に開示するため、重要な会計方針等を注記し、又はこれらの事項を注記した書類を添付しなければならない（規則第 35 条、第 37 条）。	重要な会計方針に係る事項に関する注記として (1) 資産の評価基準及び評価方法 (2) 固定資産の減価償却方法 (3) 引当金の計上方法 (4) 収益及び費用の計上基準 (5) その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項 が求められており、これらの情報を注記することが必要（規則第 37 条）。 また、重要な会計方針以外の注記事項として (1) 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記 (2) 予定貸借対照表等に関する注記 (3) セグメント情報に関する注記 (4) 減損損失に関する注記 (5) リース契約により使用する固定資産に関する注記 (6) 重要な後発事象に関する注記 (7) その他の注記 が求められており、これらの情報を注記することが必要（規則第 35 条）。

3. 山梨県企業局の所在地、沿革及び組織形態等

(1) 所在地

山梨県企業局の所在地は以下のとおりである。

総務課	山梨県甲府市丸の内 1-9-11
電気課	山梨県甲府市丸の内 1-9-11
発電総合制御所	山梨県甲斐市竜王新町 2277-3
早川水系発電管理事務所	山梨県南巨摩郡早川町奈良田 1050
笛吹川水系発電管理事務所	山梨県甲州市塩山藤木 2043
石和温泉管理事務所	山梨県笛吹市石和町川中島 1607

また、指定管理者に管理を委託している施設の所在地等は以下のとおりである。

施設の名称	所在地
丘の公園清里ゴルフコース アクアリゾート清里 オートキャンプ場 その他（レジャーハウス等）	山梨県北杜市高根町清里 3545-5
まきばレストラン	山梨県北杜市大泉町西井出 8240-1

(2) 沿革

年月	内容
昭和 26 年 4 月	県商工労働部電力課、早川流域の県営発電所計画を樹立
昭和 31 年 9 月	山梨県営電気事業認可
昭和 32 年 4 月	西山発電所完成、営業運転開始
昭和 33 年 1 月	電気局設置(電気事業に地方公営企業法の全部を適用)
昭和 36 年 8 月	道路局設置(有料道路事業に地方公営企業法の全部を適用)
昭和 36 年 9 月	奈良田第一発電所完成 営業運転開始
昭和 36 年 9 月	奈良田第二発電所完成 営業運転開始
昭和 38 年 12 月	県営石和温泉給湯開始
昭和 38 年 12 月	野呂川発電所完成、営業運転開始
昭和 40 年 8 月	企業局発足(電気局と道路局が合併)
昭和 40 年 10 月	知事部局の県有地開発課及び温泉事業を移管、現地に県営石和温泉管理事務所を設置
昭和 41 年 4 月	笛吹川水系発電管理事務所設置

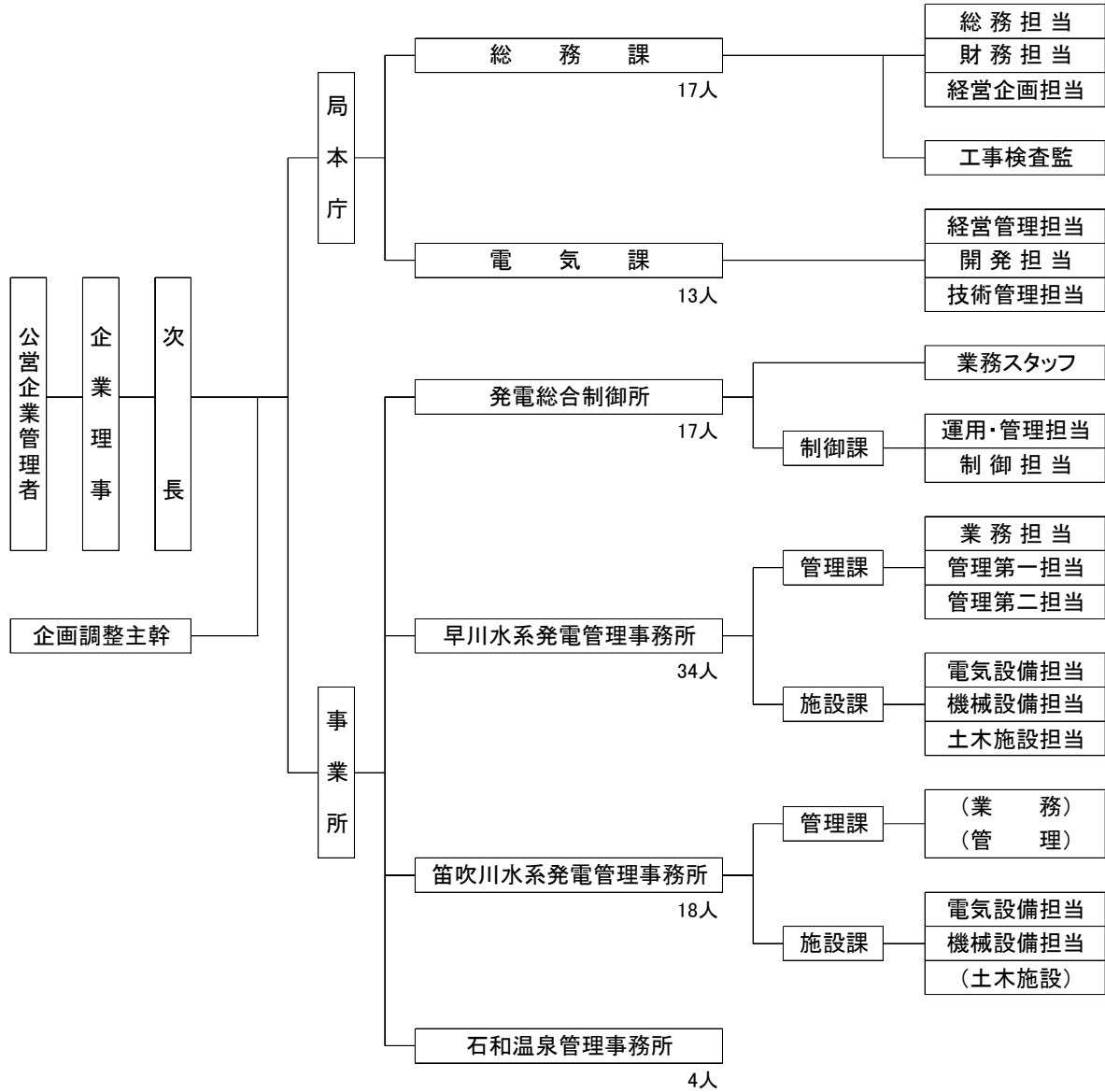
第二 山梨県企業局の概要

3. 山梨県企業局の所在地、沿革及び組織形態等

年月	内容
昭和 43 年 4 月	早川水系西山、奈良田、野呂川の各発電所を統合し、早川水系発電管理事務所を設置
昭和 50 年 3 月	広瀬、天科発電所完成、営業運転開始
昭和 50 年 5 月	柚ノ木発電所完成、営業運転開始
昭和 58 年 4 月	湯島発電所営業運転開始
昭和 60 年 4 月	奈良田第三発電所営業運転開始
昭和 60 年 10 月	丘の公園管理公社設置
昭和 61 年 7 月	丘の公園開業
昭和 63 年 4 月	下釜口発電所営業運転開始
平成 9 年 4 月	有料道路事業を道路公社へ移管
平成 10 年 4 月	発電総合制御所設置
平成 11 年 7 月	早川水系取水口監視所設置
平成 16 年 3 月	(財)丘の公園管理公社解散
平成 16 年 4 月	「丘の公園」に指定管理者制度及び利用料金制を導入
平成 20 年 4 月	琴川第三発電所営業運転開始
平成 20 年 11 月	電気課内に「小水力発電開発支援室」を設置
平成 21 年 1 月	甲府市米倉山において、出力約 1 万キロワットの太陽光発電所を建設するメガソーラー発電計画を共同で進めていくことについて東京電力㈱と合意
平成 22 年 4 月	塩川第二発電所、若彦トンネル湧水発電所営業運転開始
平成 24 年 1 月	米倉山太陽光発電所 PR 施設「ゆめソーラー館やまなし」開館
平成 24 年 4 月	深城発電所営業運転開始

(3) 組織図及び分掌事務

①組織図 (平成24年4月1日現在)



職員数:106人(公営企業管理者を除く。)

第二 山梨県企業局の概要

3. 山梨県企業局の所在地、沿革及び組織形態等

②分掌事務

課名・事業所名	分 掌 事 項
総 務 課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 組織管理及び事務管理に関すること。 2. 職員の身分、服務、給与、研修、福利厚生、安全衛生及び健康管理に関すること。 3. 労働組合に関すること。 4. 予算、決算及び経理に関すること。 5. 資金調達及び資金運用に関すること。 6. 建設工事及び業務委託等に係る契約締結に関すること。 7. 資産の取得、管理及び処分の総括に関すること。 8. 固定資産の取得、管理及び処分に関すること。 9. 工事等の検査に関すること。 10. 企業局の中長期計画に関すること。 11. 局内の主要施策の総合企画及び総合調整に関すること。 12. 温泉事業及び地域振興事業（以下「事業」という。）に係る企画及び調査に関すること。 13. 事業に係る許可、認可及び免許の申請に関すること。 14. 事業に係る建設及び補償に関すること。 15. 温泉事業の業務運営に関すること。 16. 温泉事業の料金の算定に関すること。 17. 丘の公園の指定管理者に関すること。 18. 局内所掌事項中他課の所掌事項に属しない事項に関すること。
電 気 課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気事業の業務運営に関すること。 2. 電気事業に係る企画及び調査に関すること。 3. 電気事業に係る許可、認可及び免許の申請に関すること。 4. 電気事業に係る建設に関すること。 5. 電気料金の算定に関すること。 6. 電気事業に係る補償に関すること。 7. 電気の供給に関すること。 8. 電気事業の安全管理検査等に関すること。 9. 設計積算及び施工管理の基準に関すること。 10. 建設工事等の技術指導に関すること。 11. 米倉山太陽光発電所 PR 施設の管理及び運営に関すること。 12. その他電気事業に関すること。
発電総合制御所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 発電所の監視及び制御に関すること。 2. 給電業務に関すること。

3. 山梨県企業局の所在地、沿革及び組織形態等

	<ul style="list-style-type: none"> 3. 発送電記録の整理及び報告に関する事。 4. 発電所の運用計画及び停止計画に関する事。 5. 展示施設の維持管理に関する事。 6. 発電施設（塩川・塩川第二発電所）の管理に関する事。 7. 測水業務に関する事。 8. 太陽光発電施設の維持管理に関する事。
早川水系発電管理 事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1. 発電施設の維持管理に関する事。 2. 発電施設の巡視、記録及び報告に関する事。 3. 測水業務に関する事。
笛吹川水系発電管 理事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1. 発電施設の維持管理に関する事。 2. 発電施設の巡視、記録及び報告に関する事。 3. 測水業務に関する事。
石和温泉管理事務 所	<ul style="list-style-type: none"> 1. 使用料等に関する事。 2. 源泉及び給湯施設の管理に関する事。

第二 山梨県企業局の概要

4. 山梨県企業局が経営する事業の概要

(1) 電気事業

4. 山梨県企業局が経営する事業の概要

(1) 電気事業

①水力発電事業の現状

山梨県は戦後復興期後半の昭和 32 年に早川水系西山発電所の運営を開始した。以来、急峻な山と豊かな森林、そこから生まれる豊富な水資源を有するという好条件を活かし、現在では早川水系や笛吹川水系など 21 の水力発電所を経営している。

【山梨県営発電所一覧】

水系名	発電所名	最大出力(kW)	発電形式	発電開始日	建設費(百万円)			
					総額	自己資金	企業債	補助金
早川水系	野呂川	20,000	水路式	S38.12	3,272	52	3,220	10,000
	奈良田第一	27,200	水路	S36.9	4,170	0	5,060	0
	奈良田第二	4,400	水路	S36.9	890			
	奈良田第三	2,500	水路	S60.4	2,885	664	1,649	572
	西山	18,800	ダム水路	S32.4	2,320	0	2,320	0
	湯島	2,000	水路	S58.4	1,838	110	1,487	241
笛吹川水系	広瀬	3,200	ダム	S50.3	604	35	7,195	0
	天科	13,300	水路	S50.3	2,240			
	柚ノ木	17,800	水路	S50.5	4,386			
	下釜口	1,800	水路	S63.4	1,754	564	1,190	0
	琴川第一	900	水路	T15.12	376	70	306	0
	琴川第二	640	水路	S3.1				
	藤木	1,900	水路	T15.4				
	鼓川	380	水路	T14.10				
	小屋敷第一	1,300	水路	T15.8				
	小屋敷第二	900	水路	T15.4				
琴川第三	1,100	ダム水路	H20.4	903	682	0	221	
塩川	1,100	ダム	H10.4	1,034	381	520	133	
小水力	塩川第二	82	水路	H22.4	70	37	0	33
	若彦トンネル湧水	80	水路	H22.4	100	54	0	46
	深城	340	ダム	H24.4	431	322	0	109
計		119,722			27,273	2,971	22,947	1,355

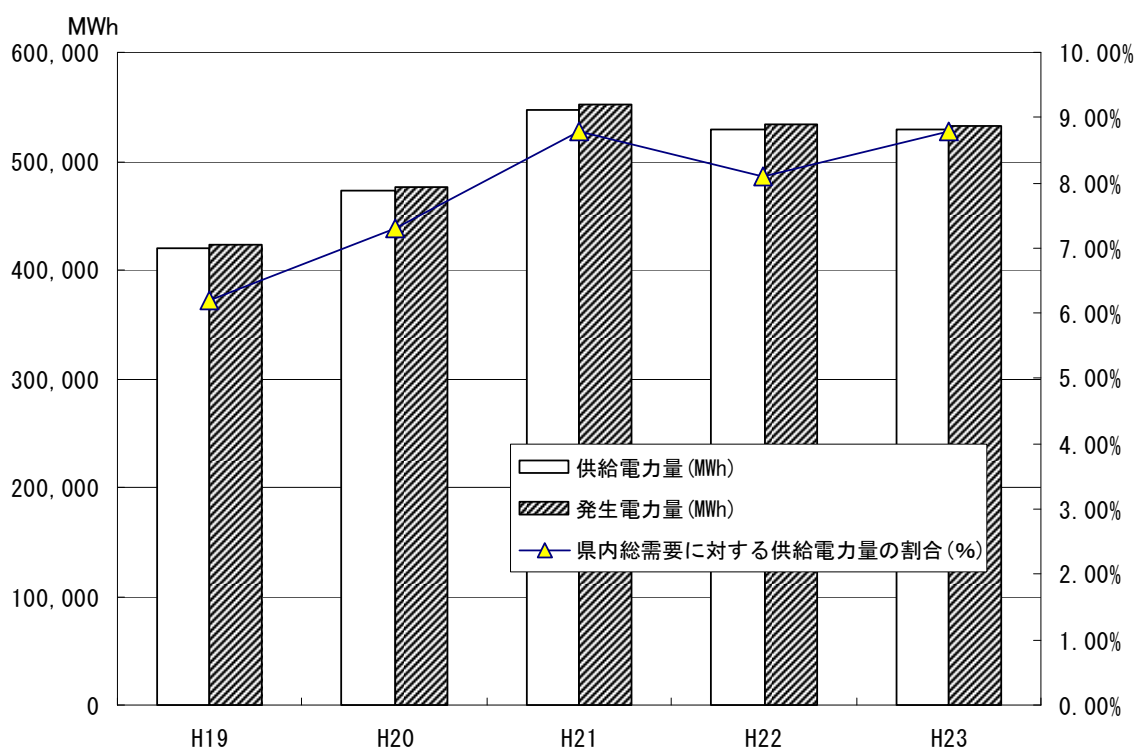
第二 山梨県企業局の概要
 4. 山梨県企業局が経営する事業の概要
 (1) 電気事業

これらの発電所の監視制御業務はネットワーク化とシステム化により、発電総合制御所に一元化され、24時間3交替勤務で発電所の監視・制御を行なっている。

発電所で作られた電力は、東京電力株式会社を通じて県内の家庭や工場に供給されている。平成19年度から平成23年度までの5年間の発生電力量及び供給電力量は約4～5億kWhで推移しているが、これは年間の県内電力需要の約7～8%に相当する。

【山梨県の過去5年間における発生電力量及び供給電力量の推移】(単位：MWh)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
発生電力量(A)	422,887	476,038	551,355	533,687	532,674
供給電力量(B)	419,098	472,149	546,777	529,541	528,421
B÷A(%)	99.1%	99.2%	99.2%	99.2%	99.2%
県内年間総需要電力量(C)	6,800,623	6,440,853	6,205,862	6,506,233	6,018,426
B÷A(%)	6.2%	7.3%	8.8%	8.1%	8.8%



東京電力(株)に対する電力供給料金は卸供給料金算定規則(平成11年12月3日通商産業省令第107号)に基づく「総括原価方式」により決定される。総括原価方式とは事業の運営に必要となる経費を積み上げた原価に、利益を加算した金額を基に東京電力(株)と協議を行い、供給料金を決定する方式である。

第二 山梨県企業局の概要

4. 山梨県企業局が経営する事業の概要

(1) 電気事業

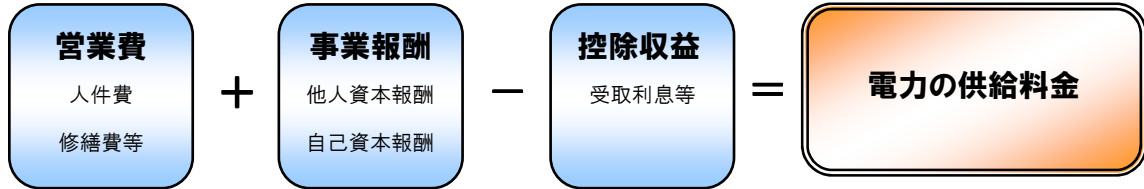
【総括原価方式】

$$\text{総括原価} = \text{営業費} + \text{事業報酬} - \text{控除収益}$$

営業費＝人件費、修繕費、減価償却費、交付金等の電気事業の運営に必要とされる費用

事業報酬＝他人資本報酬＋自己資本報酬

控除収益＝受取利息等の雑収益



また、山梨県では東京電力との契約を総括原価の8割を定額料金、残りの2割を従量料金とする二部料金制を採用している。

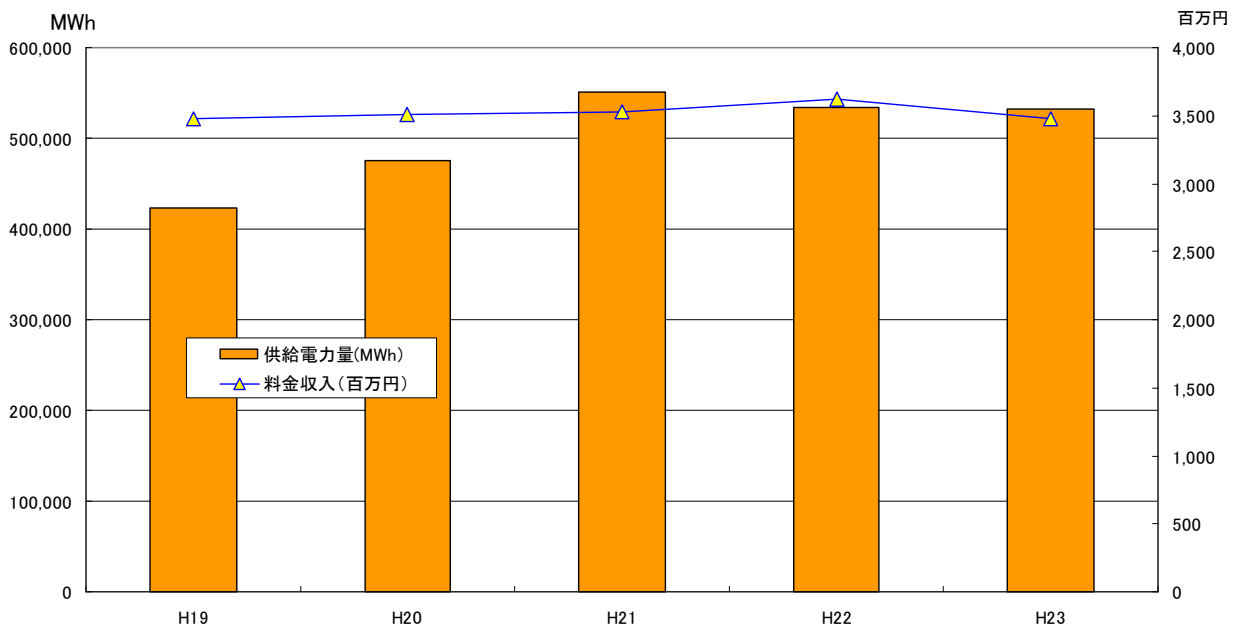
【料金体系】

定額制	供給した電力量に係らず一定額の料金を決定する方式。
従量制	供給した電力量に単価を乗じて料金を算出する方式。
二部料金制	定額制と従量制を一定の割合で組み合わせた方式。

これは、電力量が降水量に大きく影響されるという水力発電の性質を考慮しての決定であるが、過去5年間の供給電力量と料金収入の推移を見ると、電力量の変動に比して安定した料金収入の確保がなされていることが確認できる。

【山梨県の過去5年間における供給電力量と料金収入の推移】

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
供給電力量(MWh)	422,887	476,038	551,355	533,687	532,674
料金収入(百万円)	3,472	3,508	3,531	3,617	3,473



第二 山梨県企業局の概要
4. 山梨県企業局が経営する事業の概要
(1) 電気事業

前述のとおり、料金収入の計算の基礎となるのは総括原価であるが、下表は山梨県の過去5年間における総括原価及び売電の平均単価の推移を示している。

【山梨県の過去5年間における売電平均単価及び総括原価の推移】

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	金額 (千円)	収入比 (%)	金額 (千円)	収入比 (%)	金額 (千円)	収入比 (%)	金額 (千円)	収入比 (%)	金額 (千円)	収入比 (%)
供給電力量[MWh]	419,098	—	472,149	—	546,777	—	529,541	—	528,421	—
売電料金	3,472,061	—	3,535,740	—	3,596,300	—	3,576,773	—	3,444,264	—
目標供給電力量[MWh]	468,292	—	470,888	—	472,762	—	473,792	—	475,753	—
平均単価 [円 / k Wh] (注)	7.59	—	7.46	—	7.38	—	7.38	—	7.08	—
総括原価合計	3,552,297	100.0	3,512,162	100.0	3,486,758	100.0	3,494,296	100.0	3,369,476	100.0
給料手当	835,728	23.5	839,072	23.9	835,467	24.0	835,467	23.9	772,169	22.9
退職給与金	101,467	2.9	101,873	2.9	101,904	2.9	101,904	2.9	99,099	2.9
厚生費	164,711	4.6	165,369	4.7	160,820	4.6	160,820	4.6	173,863	5.2
修繕費	541,267	15.2	524,688	14.9	598,331	17.2	599,102	17.1	590,648	17.5
減価償却費	803,406	22.6	784,341	22.3	762,081	21.9	765,730	21.9	712,780	21.2
交付金	152,953	4.3	143,375	4.1	139,321	4.0	140,573	4.0	139,008	4.1
その他費用	437,905	12.3	460,605	13.1	481,857	13.8	483,458	13.8	487,334	14.5
他人資本報酬 (支払利息)	142,304	4.0	121,079	3.4	98,824	2.8	98,824	2.8	70,650	2.1
自己資本報酬 (特別積立金等)	407,364	11.5	405,448	11.5	355,238	10.2	355,503	10.2	351,232	10.4
営業雑収益(控除)	△ 6,841	△ 0.2	△ 6,841	△ 0.2	△ 10,212	△ 0.3	△ 10,212	△ 0.3	△ 6,561	△ 0.2
受取利息(控除)	△ 27,967	△ 0.8	△ 26,847	△ 0.8	△ 36,873	△ 1.1	△ 36,873	△ 1.1	△ 20,746	△ 0.6

(注) 平均単価は、総括原価合計を目標供給電力量で除したものとする。

山梨県の総括原価は年々圧縮が進んでいるが、この要因としては施設の老朽化に伴う減価償却費の減少や、企業債の償還の進行による支払利息の減少が挙げられる。平成7年から段階的に進められている「電力の自由化」(発電事業への参入自由化、電力小売りの自由化、電力取引市場の開設)の影響により、公営電気事業者にあっても電気料金の低廉化は進んでいくものと思われるため、一定の利益率の確保及び財政基盤の強化を図り、安定的な事業運営を行なっていくことが一層求められていくと考えられる。山梨県企業局においても、平成18年10月作成の「山梨県企業局長期計画」「山梨県企業局中期経営計画」の中で電力自由化への対応を「効率的な設備投資や現場保安管理体制の充実強化をさらに進め、電力の安定供給を確保するとともに、組織の効率化や人材育成の推進、また、経営の望ましい在り方について情報の収集及び研究を行い、一層効果的、効率的な経営を実現していく。」と定めている。

第二 山梨県企業局の概要

4. 山梨県企業局が経営する事業の概要

(1) 電気事業

②その他事業の現状

i. 太陽光発電への取り組み

山梨県企業局では、水力エネルギー開発と共に、太陽光発電などのクリーンエネルギーの研究及び開発にも取り組んでおり、丘の公園太陽光発電施設、発電総合制御所太陽光発電設備の運営を行なっている。

【丘の公園太陽光発電設備及び発電総合制御所太陽光発電施設の概要】

施設名称	丘の公園 太陽光発電施設	発電総合制御所 太陽光発電設備
設置場所	清里丘の公園内	発電総合制御所 屋上
インバーター出力(kW)	95	20
システム容量(kW)	99.9	20.52
変換効率(%)	13.3	13.4
太陽電池モジュール(枚)	1,800	240
設置面積(平方メートル)	751	153
発電開始日	平成6年3月	平成10年4月

また、平成21年1月から東京電力㈱と共同で米倉山太陽光発電所の建設を行った。当発電所については山梨県が用地の提供及び、場内道路や敷地の整備を行い、東京電力㈱が太陽光発電所を建設し、運転・保守管理を行っている。

【米倉山太陽光発電所の概要】

施設名称	米倉山太陽光発電所
施設所在地	山梨県甲府市下向山町
太陽電池出力(kW)	10,000
年間発電電力量(万kWh/年間)	1,200
二酸化炭素排出削減効果(t/年間)	5,100
太陽電池モジュール(枚)	80,000
面積(ha)	12.5

ii. クリーンエネルギーの啓発活動

山梨県企業局では水力発電、太陽光発電等のクリーンエネルギーに関する諸資料や実際の装置等を展示することにより、環境とエネルギーに関する普及啓発活動を目的として、クリーンエネルギーセンター(発電総合制御所併設)とゆめソーラー館やまなし(米倉山太陽光発電所併設)の運営を行なっている。

第二 山梨県企業局の概要
4. 山梨県企業局が経営する事業の概要
(1) 電気事業

iii. 県民福祉の増進を目的とした活動

山梨県企業局では電気事業から得られた利益を原資として行う、市町村振興資金に対する低利での貸出や、一般会計への毎年1億円の繰出などを通して県の施策の推進にも関与している。この他にも、過去においては公営企業発足20周年等の区切りとなる年には、記念事業の一環として絵画美術品を購入し、山梨県県立美術館に寄託展示をするなど、山梨県の文化の発展を目的とした活動も行なっている。

③電気事業の経営及び財務並びにキャッシュ・フローの状況

山梨県企業局電気事業の平成19年度から平成23年度までの損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書の要約は以下のとおりである。

(なお、単位未満の金額は切り捨てて表示しているため、合計欄の数値と内訳の合計値は一致しない。)

【損益計算書】(単位：千円)

項 目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
営 業 収 益	3,478,544	3,514,565	3,537,876	3,622,729	3,478,719
電 力 料	3,472,060	3,508,679	3,596,299	3,617,422	3,473,903
濁水準備引当金戻入	0	0	△64,405	0	0
営 業 雑 収 益	6,483	5,886	5,981	5,306	4,816
営 業 費 用	2,903,438	2,821,906	2,838,865	2,992,695	2,919,286
水 力 発 電 費	2,410,748	2,344,904	2,389,251	2,449,889	2,380,377
一 般 管 理 費	492,689	477,002	449,614	542,806	538,909
営 業 利 益	575,106	692,659	699,011	630,033	559,432
財 務 収 益	43,529	49,297	37,386	21,446	15,189
附 帯 事 業 収 益	0	27,060	0	0	0
事 業 外 収 益	17,183	6,281	28,888	10,417	10,305
財 務 費 用	136,329	120,708	105,666	91,324	77,510
附 帯 事 業 費 用	0	25,434	0	0	0
事 業 外 費 用	5,613	5,031	4,829	4,826	7,963
経 常 利 益	493,876	624,123	654,789	565,746	499,453
特 別 利 益	899	370	113	1,331	3,836
特 別 損 失	49,219	345	1,812	173	15,965
当 年 度 純 利 益	445,556	624,149	653,090	566,904	487,324

第二 山梨県企業局の概要

4. 山梨県企業局が経営する事業の概要

(1) 電気事業

【貸借対照表】(単位：千円)

			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資産	固定資産	電気事業固定資産	15,437,231	14,836,635	15,400,231	15,330,554	14,748,494
		附帯事業固定資産	0	843,102	0	0	0
		事業外固定資産	962,384	957,743	953,102	948,435	1,500,628
		固定資産仮勘定	1,507,517	653,105	672,204	797,146	933,833
		投資	7,157,224	7,016,704	6,876,691	6,736,694	6,650,185
		固定資産合計	25,064,357	24,307,291	23,902,230	23,812,831	23,833,140
	流動資産	11,639,254	12,676,889	13,696,234	13,841,523	14,540,901	
資産合計	36,703,611	36,984,180	37,598,464	37,654,354	38,374,041		
負債	固定負債	1,431,559	1,652,896	1,940,005	1,920,991	2,297,961	
	流動負債	526,102	357,975	337,537	224,033	350,488	
	負債合計	1,957,662	2,010,871	2,277,542	2,145,024	2,648,449	
資本	資本金	自己資本金	22,841,416	22,845,639	23,227,386	23,925,152	24,160,381
		借入資本金	3,114,692	2,817,901	2,526,958	2,247,682	1,956,306
		小計	25,956,108	25,663,541	25,754,344	26,172,834	26,116,688
	剰余金	資本剰余金	1,515,491	1,515,491	1,600,958	1,601,738	2,266,423
		利益剰余金	7,274,349	7,794,274	7,965,618	7,734,757	7,342,480
		小計	8,789,841	9,309,766	9,566,576	9,336,495	9,608,904
	資本合計	34,745,949	34,973,308	35,320,921	35,509,330	35,725,592	
負債資本合計	36,703,611	36,984,180	37,598,464	37,654,354	38,374,041		

第二 山梨県企業局の概要
4. 山梨県企業局が経営する事業の概要
(1) 電気事業

【キャッシュ・フロー計算書】(単位：千円)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
営業活動の部	当期純利益	445,556	624,149	653,090	566,904	487,324
	減価償却費	802,548	793,779	776,665	755,203	728,776
	固定資産除却損	15,405	25,211	2,795	27,004	18,350
	引当金増減	△5,613	221,336	287,109	△19,014	376,970
	受取利息・配当金	△43,529	△49,297	△37,386	△21,446	△15,189
	支払利息	136,329	120,708	105,666	91,324	77,510
	その他	79,839	△185,024	19,370	△71,228	151,697
	小計	1,430,536	1,550,863	1,807,311	1,328,747	1,825,438
	利息・配当の受取額	43,529	49,297	37,386	21,446	15,189
	利息の支払額	△136,329	△120,708	△105,666	△91,324	△77,510
	営業活動合計	1,337,736	1,479,451	1,739,031	1,258,869	1,763,119
投資活動の部	固定資産売却収入	0	304	211	1,284	5,106
	固定資産取得支出	△586,287	△202,736	△509,128	△833,088	△861,631
	一般会計繰出金	△100,000	△100,000	△100,000	△100,000	△100,000
	貸付金の増減額	175,518	140,524	160,000	150,004	86,527
	その他	113,279	0	79,886	780	110,293
	投資活動合計	△397,490	△161,907	△369,030	△781,019	△759,704
動の財務部	企業債の償還支出	△302,226	△296,790	△290,943	△279,275	△291,376
	財務活動合計	△302,226	△296,790	△290,943	△279,275	△291,376
資金増加額(又は減少額)		638,019	1,020,753	1,079,057	198,574	712,039
資金期首残高		10,450,871	11,088,890	12,109,643	13,188,700	13,387,275
資金期末残高		11,088,890	12,109,643	13,188,700	13,387,275	14,099,314

第二 山梨県企業局の概要

4. 山梨県企業局が経営する事業の概要

(2) 温泉事業

(2) 温泉事業

①温泉事業の現状

昭和 36 年に旧石和町に湧出した温泉は、全国的に有名となり、温泉掘削申請が続出した。このような状況に対して、山梨県は石和温泉の源泉開発及び給湯を県で一括して行なうことに決定し、昭和 38 年に県営温泉として給湯を開始した。その後、昭和 40 年に当時の県企画部開発課から企業局へと事業移管され、源泉の保護と観光地振興の見地から公営企業として営業を行なっている。現在が管理している源泉は全部で 6 本ある。

【施設の概要】

送湯管延長	1,802m	ポンプ電動機	源泉圧送ポンプ 5 台
配湯管延長	10,540m		送湯ポンプ 2 台
分湯栓箇所数	27		配湯ポンプ 4 台
加熱装置	無圧開放式温水器	貯湯槽	鉄筋コンクリート造 2 槽 (120 m ³ 、350 m ³)
熱容量	1,050,000Kcal/h×3 台	沈砂槽	鉄筋コンクリート造 1 槽 (30 m ³)
重油タンク	1 基 25,000ℓ		

【源泉の概要】(平成 23 年 4 月 1 日現在)

源泉	深度	掘削完了年	揚湯量	泉温
第 1 号源泉	185m	昭和 38 年	360ℓ/分	27.8℃
第 2 号源泉	168m	昭和 38 年	240ℓ/分	59.0℃
第 3 号源泉	175m	昭和 39 年	504ℓ/分	42.2℃
第 4 号源泉	185m	昭和 40 年	12ℓ/分	25.9℃
第 5 号源泉	190m	昭和 40 年	396ℓ/分	62.9℃
第 6 号源泉	800m	平成 14 年	348ℓ/分	70.3℃

石和温泉管理事務所では、これらの源泉を混合し、一定の温度で各受湯者への供給を行なっている。平成 23 年 4 月 1 日現在の契約件数は 284 件（旅館 39 件、保養所 1 件、浴場 1 件、マンション・アパート 14 件、医療関係 6 件、自家用 223 件）で 540 口（旅館 213 口、保養所 2 口、浴場 2 口、マンション・アパート 30 口、医療関係 15 口、自家用 278 口）となっている。また、各受湯者から徴収する温泉給湯使用料の料金体系は超過料金体系に逓増方式を取り入れた計算方法となっている。

【温泉給湯使用料の料金体系】

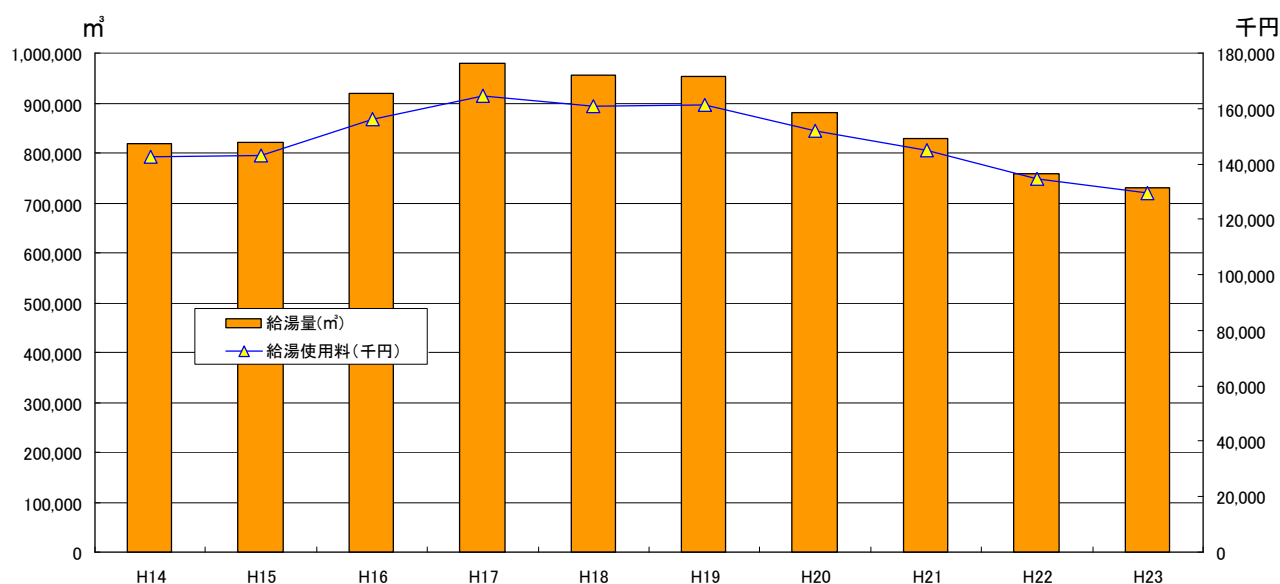
基本料金(契約 1 口あたり)	70 m ³ まで	月額 10,195 円
超過料金	70 m ³ 超 770 m ³ 以下	148 円/m ³
	770 m ³ 超	163 円/m ³

第二 山梨県企業局の概要
 4. 山梨県企業局が経営する事業の概要
 (2) 温泉事業

過去 10 年間の温泉給湯量と給湯使用料の推移からは、長引く景気の低迷等による旅館・ホテルの宿泊客の減少に伴い、給湯量及び使用料ともに減少傾向にあることが確認できる。

【過去 10 年間における温泉給湯量と給湯使用料の推移】

項目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
温泉給湯量 (m ³)	818, 257	819, 528	920, 770	980, 051	955, 604	953, 868	881, 174
給湯使用料 (千円)	142, 750	143, 200	156, 370	164, 540	160, 800	161, 070	151, 750
項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度				
温泉給湯量 (m ³)	827, 556	759, 447	730, 081				
給湯使用料 (千円)	144, 870	134, 590	129, 618				



第二 山梨県企業局の概要

4. 山梨県企業局が経営する事業の概要

(2) 温泉事業

②温泉事業の経営及び財務並びにキャッシュ・フローの状況

山梨県企業局温泉事業の平成19年度から平成23年度までの損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書の要約は以下のとおりである。(なお、単位未満の金額は切り捨てて表示しているため、合計欄の数値と内訳の合計値は一致しない。)

【損益計算書】(単位：千円)

項 目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
営 業 収 益	161,264	151,974	145,092	134,789	129,822
営 業 費 用	147,295	131,923	139,375	128,093	119,836
営 業 利 益	13,969	20,051	5,717	6,695	9,985
営 業 外 収 益	2,384	2,528	10,270	1,852	783
営 業 外 費 用	0	12	412	1,085	0
経 常 利 益	16,354	22,566	15,575	7,462	10,768
特 別 利 益	4,146	24	0	21,857	0
特 別 損 失	0	457	0	388	0
当 年 度 純 利 益	20,500	22,133	15,576	28,931	10,768

【貸借対照表】(単位：千円)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
資 産	固 定 資 産	有 形 固 定 資 産	891,725	886,621	884,943	885,032	876,013
		無 形 固 定 資 産	128	103	80	80	80
		固 定 資 産 仮 勘 定	11,436	13,277	9,581	14,280	23,954
		投 資	18	18	18	28	28
		小 計	903,309	900,020	894,623	899,420	900,076
	流 動 資 産	636,363	661,986	680,145	705,094	717,942	
	資 産 合 計	1,539,672	1,562,007	1,574,769	1,604,515	1,618,019	
負 債	固 定 負 債	14,501	14,501	14,501	14,501	14,501	
	流 動 負 債	7,802	6,693	3,879	4,569	7,303	
	負 債 合 計	22,304	21,195	18,380	19,070	21,805	
資 本	資 本 金	自 己 資 本 金	875,845	915,334	952,522	959,704	983,449
		小 計	875,845	915,334	952,522	959,704	983,449
	剰 余 金	資 本 剰 余 金	378,311	379,621	379,621	379,746	379,746
		利 益 剰 余 金	263,210	245,855	224,244	245,994	233,017
		小 計	641,522	625,477	603,866	625,740	612,763
	資 本 合 計	1,517,368	1,540,811	1,556,388	1,585,444	1,596,213	
負 債 資 本 合 計	1,539,672	1,562,007	1,574,769	1,604,515	1,618,019		

第二 山梨県企業局の概要
4. 山梨県企業局が経営する事業の概要
(2) 温泉事業

【キャッシュ・フロー計算書】(単位：千円)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
営業活動の部	当期純利益	20,500	22,133	15,576	28,931	10,768
	減価償却費	—	44,087	45,334	40,311	40,442
	固定資産除却損	—	0	0	906	75
	受取利息・配当金	—	△1,976	△1,620	△649	△742
	支払利息	—	0	0	0	0
	その他	—	△195	△1,489	△19,375	2,387
	小計	—	64,050	57,801	50,124	52,932
	利息・配当の受取額	—	1,976	1,620	649	742
	営業活動合計	54,480	66,026	59,421	50,774	53,674
投資活動の部	固定資産売却収入	—	0	0	0	0
	固定資産取得支出	—	△40,798	△39,938	△24,537	△41,173
	その他	—	1,310	0	125	0
	投資活動合計	△28,883	△39,488	△39,938	△24,412	△41,173
財務活動の部	財務活動合計	0	0	0	0	0
資金増加額(又は減少額)		25,596	26,537	19,483	26,362	12,500
資金期首残高		579,983	605,580	632,118	651,602	677,964
資金期末残高		605,580	632,118	651,602	677,964	690,465

(注) キャッシュ・フロー計算書の平成 19 年度分については、様式が平成 20 年度分以降と異なるため合計額のみ記載

第二 山梨県企業局の概要

4. 山梨県企業局が経営する事業の概要

(3) 地域振興事業

(3) 地域振興事業

①地域振興事業の現状

地域振興事業は、観光開発等による地域振興を目的として昭和52年4月に事業を開始した。事業開始当初は、山中湖野営場（現在は山中湖村で運営）及び八ヶ岳公園有料道路の沿線に建設した道路沿線休憩施設2棟（内1棟については平成13年に旧小淵沢町へ譲渡）の経営を行っていたが、昭和58年に総合スポーツ・レクリエーション施設である「丘の公園」の建設に着手し、昭和61年7月に営業を開始した。また、平成6年4月には道路沿線休憩施設の1棟を「まきばレストラン」として再整備を行いオープンした。平成16年4月1日からは「まきばレストラン」を含めて「丘の公園」と位置づけ、指定管理者制度の利用料金制を導入して、指定管理者にその管理を代行させている。

【丘の公園の事業及び施設の概要】

■ゴルフ事業

施設の名称	丘の公園清里ゴルフコース	
面積	1,035,844 m ²	
施設の内容	ゴルフ場	27ホール(パー108)
	ゴルフ練習場	18打席、180m
	レストラン	655 m ² (96席+コンペルーム56席)

■レジャー事業

施設の名称(面積)	アクアリゾート清里(29,406 m ²)	
	オートキャンプ場(15,345 m ²)	
	その他(162,062 m ²)	
施設の内容	アクアリゾート清里	温水プール、展望風呂、露天風呂、レストラン
	オートキャンプ場	テントサイト63区画、ケビン8棟
	その他	レジャーハウス316 m ² 、テニスコート全天候型3面、パターゴルフ36ホール、ボールゲーム場120m×90m、つどいの野原等

■レストラン事業

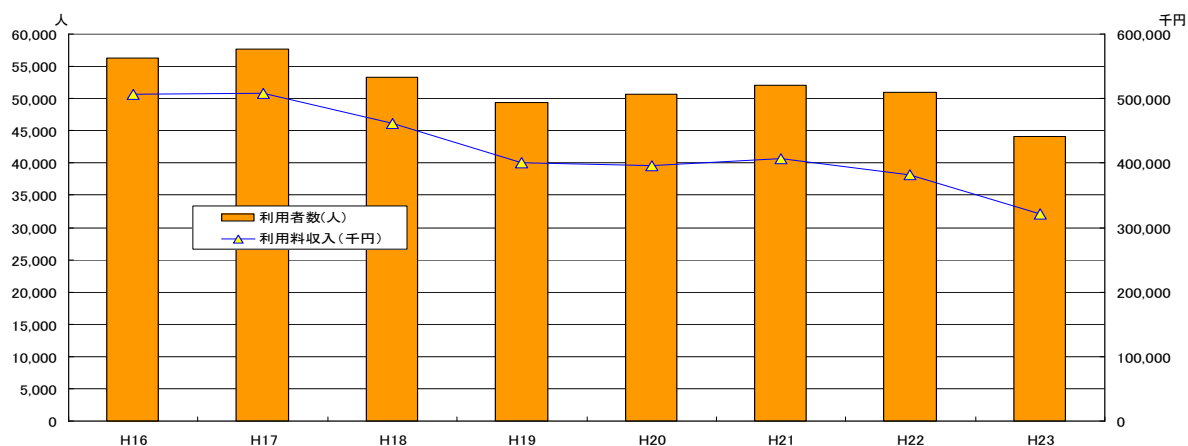
施設の名称	まきばレストラン
面積	5,835 m ²
施設の内容	レストラン棟96席、駐車場(普通車73台、大型車4台、臨時100台)

第二 山梨県企業局の概要
 4. 山梨県企業局が経営する事業の概要
 (3) 地域振興事業

【過去10年間における各事業別の施設利用者数と利用料収入の推移】

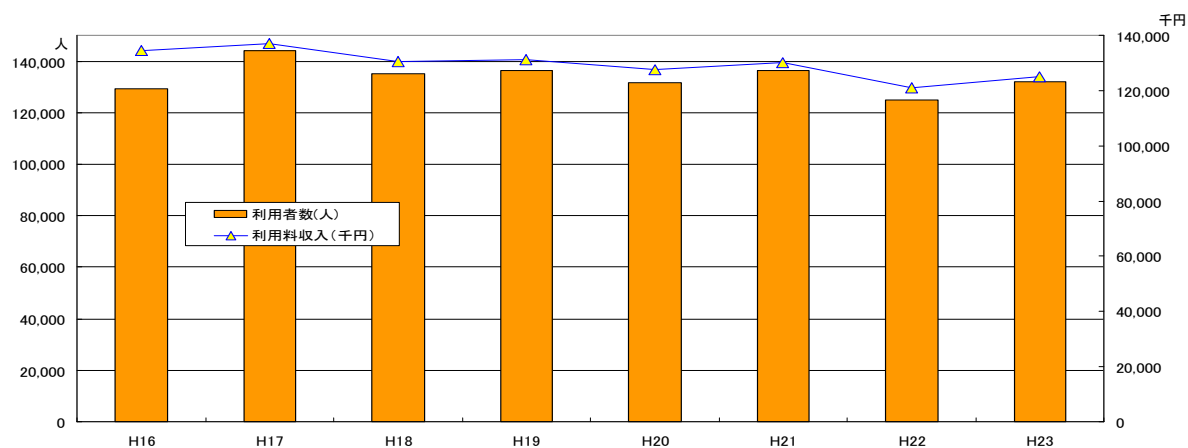
■ ゴルフ事業

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利用者数(人)	56,196	57,619	53,234	49,434	50,588
利用料収入(千円)	506,408	508,493	461,123	400,233	395,569
項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
利用者数(人)	51,997	51,033	44,134		
利用料収入(千円)	406,138	382,319	321,816		



■ レジャー事業

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利用者数(人)	129,285	144,246	135,339	136,248	131,776
利用料収入(千円)	134,390	137,130	130,568	131,398	127,585
項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
利用者数(人)	136,297	125,119	131,951		
利用料収入(千円)	130,312	121,054	124,966		



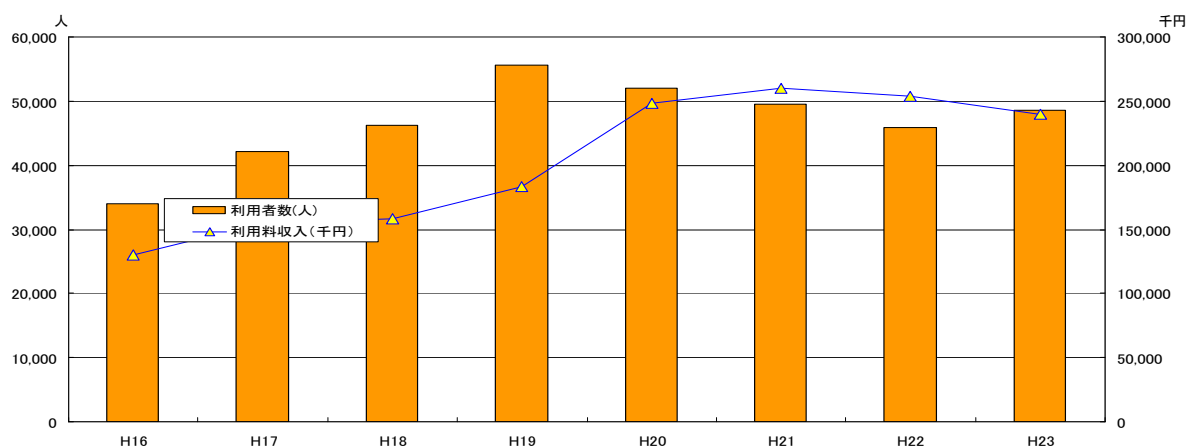
第二 山梨県企業局の概要

4. 山梨県企業局が経営する事業の概要

(3) 地域振興事業

■ レストラン事業

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利用者数(人)	33,977	42,206	46,205	55,567	52,048
利用料収入(千円)	129,986	154,737	157,930	183,306	247,995
項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
利用者数(人)	49,555	45,932	48,596		
利用料収入(千円)	260,419	253,407	239,871		



第二 山梨県企業局の概要
4. 山梨県企業局が経営する事業の概要
(3) 地域振興事業

②地域振興事業の経営及び財務並びにキャッシュ・フローの状況

山梨県企業局地域振興事業の平成19年度から平成23年度までの損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書の要約は以下のとおりである。(なお、単位未満の金額は切り捨てて表示しているため、合計欄の数値と内訳の合計値は一致しない。)

【損益計算書】(単位：千円)

項 目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
営業収益	150,004	150,004	130,002	130,002	120,002
営業費用	239,645	228,332	225,020	202,745	201,506
営業利益	△89,641	△78,328	△95,017	△72,742	△81,504
営業外収益	243	228	235	121	320
営業外費用	646	640	635	631	626
経常利益	△90,045	△78,739	△95,418	△73,252	△81,810
特別利益	0	0	0	0	0
特別損失	0	184	0	0	0
当年度純利益	△90,045	△78,924	△95,418	△73,252	△81,810

【貸借対照表】(単位：千円)

			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資産	固定資産	有形固定資産	3,348,441	3,216,506	3,066,478	2,934,797	2,806,917
		無形固定資産	6,445	4,551	2,656	2,493	2,457
		小 計	3,354,887	3,221,057	3,069,134	2,937,291	2,809,374
	流動資産	20,676	31,489	30,497	33,183	23,746	
	資産合計	3,375,563	3,252,547	3,099,632	2,970,475	2,833,121	
負債	固定負債	2,879,719	2,863,231	2,848,187	2,829,066	2,799,548	
	流動負債	34,326	30,758	13,262	1,438	722	
	負債合計	2,914,045	2,893,989	2,861,449	2,830,504	2,800,270	
資本	資本金	自己資本金	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
		借入資本金	3,487,642	3,463,606	3,438,649	3,413,689	3,388,380
		小 計	3,512,642	3,488,606	3,463,649	3,438,689	3,413,380
	剰余金	資本剰余金	104,055	104,055	104,055	104,055	104,055
		利益剰余金	△3,155,179	△3,234,104	△3,329,522	△3,402,774	△3,484,585
		小 計	△3,051,124	△3,130,048	△3,225,466	△3,298,719	△3,380,529
	資本合計	461,518	358,557	238,182	139,970	32,850	
負債資本合計	3,375,563	3,252,547	3,099,632	2,970,475	2,833,121		

第二 山梨県企業局の概要

4. 山梨県企業局が経営する事業の概要

(3) 地域振興事業

【キャッシュ・フロー計算書】(単位：千円)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
営業活動の部	当期純利益	△90,045	△78,924	△95,418	△73,252	△81,810
	減価償却費	—	159,524	151,090	131,843	127,916
	固定資産除却損	—	0	832	0	0
	引当金増減	—	0	0	△4,076	△7,300
	受取利息・配当金	—	△158	△199	△112	△161
	支払利息	—	640	635	631	626
	その他	—	△2,660	△17,491	△11,810	△736
	小計	—	78,421	39,449	43,221	38,535
	利息・配当の受取額	—	158	199	112	161
	利息の支払額	—	△640	△635	△631	△626
	営業活動合計	78,323	77,939	39,013	42,703	38,069
投資活動の部	固定資産取得支出	—	△26,597	0	0	0
	投資活動合計	2,138	△26,597	0	0	0
財務活動の部	借入金の増減額	—	△40,524	△40,000	△40,004	△47,527
	財務活動合計	△75,518	△40,524	△40,000	△40,004	△47,527
資金増加額(又は減少額)		4,943	10,818	△986	2,699	△9,457
資金期首残高		15,706	20,649	31,467	30,480	33,180
資金期末残高		20,649	31,467	30,480	33,180	23,722

(注) キャッシュ・フロー計算書の平成 19 年度分については、様式が平成 20 年度分以降と異なるため合計額のみ記載

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業

1-1. 企業局本庁

I. 内部統制関係

(1) 電気事業会計から地域振興事業会計へ貸し付けられている貸付金の金利が極めて低利であり、各事業の損益が歪められている。(意見)

電気事業会計から地域振興事業会計へ貸し付けられている貸付金の金利が 0.01%と極めて低利である。企業局の行う各事業は独立採算を前提としていることから、県債等の調達金利を参考として金利設定すべきである。直近の県債金利 0.8%を適用して計算すると、電気事業会計から地域振興事業会計へ年 52 百万円の利益が付け替えられていることとなる。

電気事業会計から地域振興事業会計に貸し付けられている貸付金は、長期貸付借用証書によって、次の通り貸し付けられている。

①地域振興事業建設改良費

貸付・変更日	貸付額	金利	変更理由
平成 12 年 3 月 31 日	3,638,656,557 円	0.3%	
平成 14 年 3 月 20 日	3,638,656,557 円	0.1%	金利変更
平成 15 年 3 月 20 日	3,638,656,557 円	0.01%	金利変更

②地域振興事業営業運転資金

貸付・変更日	貸付額	金利	変更理由
平成 12 年 4 月 3 日	1,663,000,000 円	0.3%	
平成 14 年 3 月 20 日	1,663,000,000 円	0.1%	金利変更
平成 15 年 3 月 20 日	1,663,000,000 円	0.01%	金利変更

③地域振興事業営業運転資金

貸付・変更日	貸付額	金利	変更理由
平成 17 年 4 月 1 日	1,280,000,000 円	0.01%	

上記の通り、貸付金利は平成 12 年時 0.3%、平成 14 年時 0.1%、平成 15 年以降 0.01%と下落している。定期預金金利を参考に金利の設定をしているとのことであるが、当該

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-1. 企業局本庁）

金利は金融市場で調達する金利に比べてはるかに低い金利である。企業局の行う各事業はそれぞれ需要者を異にすることからそれぞれの損益状況等を正確に把握することが必要となる。企業局のような地方公営企業が行う各種の事業は独立採算を原則としている。独立採算を前提としている限り、独立した別法人間で資金を調達する際の金利を適用すべきである。地域振興事業会計が大幅な赤字となっていることから、特典的な低利の融資を行っていることは理解できるが、地域振興事業会計の損益や収支の実態が不透明となり、県民に対するアカウントビリティ（説明責任）を果たしているとはいえない。

電気事業会計で企業債として借入れている金利は、何れも設備資金ではあるが2.1%～8.3%である。また、県が県債等で現在調達している金利は、調達先や償還期間に応じてさまざまであり、一般的な市場金利と同様に長期になるほど高くなる。上記の資金は償還期間が50年以上の長期の資金であるが、県債の金利に準じて設定することも必要であると思われる。最近における山梨県債の発行条件は10年債で0.8%～0.9%の利率である。直近の山梨県が起債した県債は10年債であるが、その発行条件利率は0.8%であることから、当該利率を適用し、上記①～③の貸付金額6,581百万円を基に計算すると、現状とは下記の通り年間52百万円の金利差となる。

$$6,581 \text{ 百万円} \times (0.8\% - 0.01\%) \doteq 52 \text{ 百万円}$$

したがって、当該利率を適用した場合には、電気事業会計の利益は年間52百万円増加し、一方地域振興事業会計では同額の赤字が拡大することとなる。

(2) 局議が規程と異なる運営が行われている。(指摘事項)

企業局では局議が最高方針、重要施策等の審議機関として局議規程に規定されている。しかし、実態はこれらの事項を個別に決裁を経て決定しており、局議は協議事項の報告機関となっている。また、局議は毎週水曜日に開催すると規定されているが、実際は月に1回から2回の開催にとどまっている。現実の運営が合理的なものであれば、局議規程を実態に合わせて見直すべきである。

山梨県企業局の局議は、次の通り局議規程と異なる運営がされている。

① 局議規程に定められた重要な協議事項が審議されていない。

局議は、企業局の最高方針、重要施策等を審議する重要な機関として、山梨県企業局局議規程において下記の通り規定されている。

山梨県企業局局議規程

第一条(目的)

この規程は、山梨県企業局の最高方針、重要施策等を審議策定するとともに、局内事務事業の総合調整を行うため局議の設置及びその運営手続等について定め、もつて局事業の適正かつ能率的執行を図ることを目的とする。

第三条(構成)

局議は、管理者主宰のもとに、局長、企業理事、次長、技監、参事、課長及び企画調整主幹の職にある者をもつて構成する。

第四条(付議事案)

局議に付議する事案は、おおむね、次のとおりとする。

- 一 局事業の将来構想及び長期計画に関する事項並びに予算に関連する主要施策及び重要事業計画に関する事項
- 二 予算編成方針及び予算原案に関する事項
- 三 重要な調整に関する事項
- 四 庁議及び部局連絡会議等において決定報告された事項
- 五 局議で決定した事項の執行状況に関する事項
- 六 法令等の制定改廃その他局の事業運営に重要な影響を及ぼす事項
- 七 局事業運営上重要な影響を及ぼす国の指示、通達に関する事項
- 八 前各号のほか局事業の運営上重要な事項

また、局議に付議されるべき案件としては上記第4条に規定の通り、将来構想、長期計画のほか、予算に関連する主要施策、予算編成方針、予算原案などが列挙されている。

平成21年度から23年度における局議の開催回数及び付議された協議事項(局議は協

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-1. 企業局本庁）

議事項と報告事項から構成される）は以下のとおりである。

年度	開催回数	協議事項
平成 21 年度	19 回	<ul style="list-style-type: none">・総合評価落札方式の拡大について・平成 22 年 2 月議会提出条例案件について・電気事業に関わる規程、要領等の一部改正について
平成 22 年度	21 回	<ul style="list-style-type: none">・山梨県企業局財務規程の一部改正について・企業局職員保養所「山中湖荘」の今後の処理について・山梨県営電気事業保安規程の一部改正について・山梨県公営企業管理者の職務を代理する者を定める規程・企業局本庁に企業理事を設置することに伴う関係規程の整備に関する規程
平成 23 年度	21 回	<ul style="list-style-type: none">・米倉山太陽光発電等 PR 施設（仮称）名称募集について・米倉山太陽光発電等 PR 施設完成式典について・米倉山太陽光発電所 PR 施設設置及び管理規程の制定について・山梨県企業局組織規程の改正について・平成 24 年 2 月議会提出条例案件について（山梨県公営企業の設置等に関する条例の改正）・深城発電所起動式について・職員保養所（山中湖荘）の廃止について

条例や規程等の重要事案については局議において適切に審議されていることが確認できるが、局議規程において列挙されていた中期経営計画や毎年の予算編成方針等については、局議においてまったく審議されていないことがわかる。中期経営計画や予算編成方針などは、局議の構成員である局長、企業理事、次長等に随時確認をとり、意見の反映等を行いながら、決裁を経ているとのことであるが、会議体である局議において意見を交換することが局議を設けている趣旨のひとつであると推測される。

局議規程に従い、企業局の重要事項については、局議において審議策定することが必要である。

② 局議規程に定められた頻度で局議が開催されていない。

局議規程では下記の通り、局議は毎週水曜日に開催すると規定されている。しかしながら、実際は月に 1 回から 2 回の開催にとどまっている。規程に従い、毎週水曜日に開催することが必要である。

山梨県企業局局議規程

第六条(開催日)

会議は、毎週水曜日に開催する。ただし、管理者が必要と認めるときは、随時開催することができる。

上記の通り、局議は局議規程に規定された内容と異なる運営が行われている。実際の運営に当たって、①に関しては、局議は協議された事項を報告する機関であるとのことである。局議規程に規定された、審議を行う機関ではないとのことであれば、局議規程を実態に合わせて変更することが必要である。また、②に関しては、毎週開催することが合理的でないならば、当該規定を実態に合わせた形に改正することが必要である。

(3) 起案書の決裁日付が記載されていないものや鉛筆書きされたものが散見された。
(指摘事項)

支出負担行為伺い等の起案書に決裁日付がないものや決裁日付が鉛筆書きで記載されているものが散見された。今後は起案書の決裁日付を適切に記載する必要があり、また、修正不能なボールペン等を使用して記載する必要がある。

企業局にて保管されている支出負担行為伺い等の起案書を確認したところ、決裁日の記載がないものが見受けられた。起案書の決裁日については、時系列で見たときに、契約行為や取引行為の整合性を確認するために必ず記載する必要があると考えられる。したがって、起案書については決裁日を正確に記載するとともに、取引行為の整合性を確認できるよう保管する必要がある。また、起案書の決裁日付を鉛筆で記載しているものが見受けられた。訂正の容易な鉛筆を使用することは、記載内容の変更が可能となるため不適切であり、ボールペン等訂正が容易でないもので記載することが必要である。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-1. 企業局本庁）

II. 中期計画・修繕計画関係

(1) 中期経営計画において、目標数値の設定をより増やすべきである。(意見)

中期経営計画において目標数値が設定されている項目が少ない。業績評価における評価可能性を高めるためにも、目標数値を設定する項目を増やすことが望まれる。

企業局では、「山梨県企業局中期経営計画の業績評価要領」に従い、各年度における中期経営計画の達成状況等を評価し、結果をホームページ上に公表している。

評価方法としては、

(1) 年度ごとの目標数値を具体的に設定した項目については、目標数値に対する取り組みの達成率を示す。

(2) 目標数値を具体的に設定していない項目については、行動計画どおりの取り組みを行ったか否かを総合的に評価する。

とされている。

目標数値が設定されている項目については、達成率によって客観的な評価が可能であるが、そうでない項目については、客観的な評価を行うことは困難である。

企業局の中期経営計画において設定されている目標数値は、目標供給電力や送配湯管の敷設替えのほかは、財務数値のみとなっている。

計画の達成状況の評価可能性を高めるためにも、中期経営計画において、目標数値を設定する項目を増やすことが望まれる。

(2) 個別の工事ごとに修繕計画と実績の比較を行うべきである。(意見)

修繕計画と実績の比較を行うにあたって、見積り精度の向上や今後の修繕計画へ反映するためにも、個々の工事ごとに見込額と実績額との比較・分析を行うことが望まれる。

(1) で記載のとおり、電気事業会計においては、将来見込まれる点検や修繕工事等について計画が策定されている。修繕費については、毎年、電気事業全体での予算と実績との比較のほか、個々の工事ごとの予算額と実績額との比較が行われている。しかしながら、修繕計画において見込まれていた個々の工事ごとの改良費、修繕費の金額と、予算額や実績額との比較は実施されていない。

修繕計画は長期的な資金繰りや経営判断のための重要な要素の1つであるが、年度ごとの予算策定と異なり中長期先の見込みであり、見積りもりは困難である。修繕計画の見積り精度の向上や、今後の修繕計画への反映のためにも個々の工事ごとに比較・分析を行うことが望まれる。

Ⅲ. 契約関係

（1）随意契約にあたり2社の見積合せを実施している事例において、見積もり合わせの有効性がない場合には単独随意契約を検討すべきである。（意見）

随意契約に当たり2社の見積り合わせによっている委託業務があるが、当初から1社のみを選定が想定される場合には、業務の効率性の観点から単独随意契約の締結を検討すべきである。

平成23年度の電子納品システム保守管理委託業務は、2社の見積り合わせによる随意契約を行っている。随意契約における見積書の徴取については以下のとおり規定されている。

「山梨県財務規則」
 第137条第3項
 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、見積書を徴さなければならない。
 この場合、特別の理由がある場合を除き、予定価格が10万円以上のときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

上記の規定に従い、本件業務についても2社の見積合せを実施している。見積もりの内容は下記の通りであるが、A社とB社で見積価格の開差が大きく生じている。

	内容	A社	B社
①	官公庁保守基本契約	10,000円	10,000円
②	電話サポート	60,000円	60,000円
③	電子納品検査プログラム保守	49,848円	201,000円
④	TREND ff 保守	33,480円	135,000円
	合計	153,328円	406,000円

①②は当該システムを作成した業者の定価であり、A社・B社ともに一致しているが、③④の保守作業については各社独自の積算によるため差異が生じ、A社・B社大きく異なっている。見積価格にこのような開差が生じている場合には、そもそも見積合せを行うことにより価格競争を図り、委託価格の低減等を目指す目的からは乖離しているように思われる。当該開差が生じる理由は、選定されたA社は当該システムを製作した会社から保守を専ら担っており精通しているためであり、一方他業者では製作会社からの技術者の派遣が必要となるなど経費が増大することからA社と同様な金額を見積もる会社はないとのことである。当初からA社のみを選定が想定されるような場合には、A社との単独随意契約を検討すべきであり、結果として契約事務の効率化につながるものと考えられる。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-1. 企業局本庁）

（2）保守業務等の委託契約（単独随意契約）にあたっては、契約準備行為の制度と同様な制度の導入を検討すべきである。（意見）

保守業務等は毎年度継続的に行われる業務であり、年度当初から直ちに給付を受ける必要がある業務である。現在は見積書の入手から契約まで一連の業務が4月1日に行われている。現実的にはこれらの業務が1日の中で集約して実施されるには、煩雑であり、間違いが起こる可能性も否定できない。したがって、これらの業務については年度開始前に契約準備行為等が行われるように検討すべきである。

各種機器やシステム等の保守点検業務は、当該機器等の専門知識・ノウハウを有し、各機器等の修繕、メンテナンス等に要する専用部品を常備し供給でき、速やかな応急対応が可能であることから、製造業者、メーカー系保守管理業者または独占的代理業者と一社随意契約を締結する例がある。保守点検業務は毎年度継続的に行う業務であり、その用益の給付は年度当初から行われることから、支出負担行為伺いの起案日、同決裁日、業者の見積書の見積日及び保守契約日が全て4月1日であるケースが見られる。上記保守点検業務のような単独随意契約において、予算の執行は積算資料を基に委託料の積算を行い、支出負担行為伺いの起案・決裁を受け、予定価格調書を作成（予定価格決定）し、以上の内部作業を経た上で業者から見積書を徴取し、委託契約先との保守契約を行うことが一般的である。これらの契約の一連の流れ（起案・決裁・契約行為等）がすべて同日において行われることは極めて不自然と思われる。

毎年度継続的に行う経費で、庁舎警備、庁舎清掃、車両運行等会計年度開始後直ちに給付を受ける必要がある契約のうち、入札の執行及び見積合わせのための見積書の徴取を行うことが必要な業務については、「年度開始前の契約準備行為について（通知）」（平成12年3月14日出管第3-16号出納局管理課長通知）によって契約準備行為を行うことが可能である。機器等の保守点検業務のうち一社随意契を締結するような内容の業務についても、当該通知と同様に契約準備行為を行うことができるようにすることにより上記の不自然な予算の執行を回避することが可能になるものと思われる。

(3) ガソリン購入の単価契約後に市場価格の著しい変動を理由として単価の改定を行うことがあるが、その理由の判断基準について契約書等において明確化するべきである。（意見）

ガソリンの購入に当たっては、年度開始時点において1リットルあたり単価の見積合わせによる随意契約を行い契約業者の決定を行っているが、著しい市場価格の変動に伴う単価改定時には当初の契約業者とのみ協議を行っており、事実上の単独随意契約となってしまう。事務コストを勘案した上での1つの解決策としては単価改定時のルールを設定することが考えられる。また、この件については山梨県全庁としての検討事項であるため、山梨県の然るべき部署において全庁的な対応を行うことが必要である。

山梨県企業局ではガソリン（企業局本課はハイオクガソリンのみ）の購入に当たっては、年度開始時点において1リットルあたり単価の見積合わせによる随意契約を行い、その年度の契約業者を決定している。ガソリンの購入という行為の性質を考慮すると、その契約形態が単価契約であること自体について問題点は存在しないが、ゴミの収集等、他の単価契約を行う随意契約とガソリンに係る単価契約で最も異なる点は、その市場価格の流動性の高さである。単価供給用契約書の第6条には市場価格変動への対応が以下のように定められている。

契約書（単価供給用）

第6条 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議のうえ、契約単価の変更を行なうものとする。

ガソリンの市場価格は随時変動しており、年度の中途においてその価格が高騰または下落することは常に起こりうる。実際に資源エネルギー庁のホームページに発表されている「石油製品価格調査」によれば平成22年4月5日には1リットルあたり142.7円（税込）であった山梨県のハイオクガソリン価格が平成22年5月6日には148.3円（税込）とわずか1ヶ月の間に約4%も高騰している。実際に山梨県企業局本課においても平成22年4月1日に3社による随意契約の結果、業者とハイオクガソリン1リットルあたり133円（税抜）で単価契約を締結したが、その1ヶ月後の平成22年5月1日には業者からの申し出により上記単価供給用契約書の第6条を適用して、契約単価を139円（税抜）へと改定している。

この一連の行為は形式的には規則に基づくものである。しかし、年度当初の単価契約のみ見積合わせによる随意契約で行われ、その後の単価改定時には当初の契約業者とのみ協議を行っている、つまりは事実上単独随意契約となってしまう実態は改善する必要があると判断される。例えば、悪意を持った者が当初の見積合わせの時点におい

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-1. 企業局本庁）

て意図的に低い単価を提示し契約を締結した後、上記契約書第6条を根拠として単価の増額を申し出るといった事態も当然に想定される。本来的には単価改定の都度、再度見積合わせを行うことが望ましいが、それに係る事務コストも決して無視できるものではない。その点を考慮した上での1つの改善策としては、市場価格の流動性の高い単価契約に対しては、契約書に記載の「市場価格の著しい変動」を満たす客観的な要件、つまりは数値の要件等を設定することが考えられる。また、この件については山梨県企業局のみならず、山梨県全庁としての検討事項であるため、山梨県の然るべき部署において対応がなされることが最も望ましいと考えられる。

なお、上記の内容については平成22年度の山梨県包括外部監査における果樹試験場での監査結果として同様の意見を提示したが、それに対する山梨県からの措置状況は「今後も価格の改定等を含め、財務規則に基づき適切な契約を行うこととする。」と述べるに留まっていた。これは現状を是とするものであり、問題意識は極めて低いと感じられた。今後は、前述のとおり、契約書等に「市場価格の著しい変動」について明確な数値要件を設定し、かつ市場価格に連動したその変動幅も含めて、判断基準を明確化することが必要と判断される。

(4) 実際の保守業務を行っている業者と直接の契約を行うように相手先に継続して依頼する必要性がある。(意見)

保守業務の委託にあたり、実際に保守業務を行っている業者は山梨県への登録業者でないことから、その関連会社が契約者となっている業務がある。業務の効率性の観点から、当該保守業者が直接の契約者となるように依頼を継続して行っていくことが必要である。

企業局財務会計システム保守業務委託は、甲社と単独随意契約を締結している。甲社は当該システムを開発した業者であることから、システム運用上のトラブルに適切、迅速に対応可能なため単独随意契約としている。しかし、契約先である甲社は営業部分のみを担当し、実際の保守業務は企業局から再委託の承認を受け、甲者の関連会社である乙社へ再委託している。乙社が山梨県の登録業者ではないことから、このような契約形態となっている。現状ではシステム障害等が生じた場合には乙社が直接対応することとなるため、業務の効率性等を考えると甲社が介在する必要はなく、乙社と直接契約を締結すべきものと思料される。したがって、今後もこのような業務内容を継続するのなら、契約形態を見直し、乙社と契約を直接締結できるように甲社及び乙社へ申し入れを継続していくことが必要である。

IV. 給与・人事関係

（1）非常勤嘱託職員、臨時職員及び短期臨時職員の給与計算については計算誤り防止や事務作業の軽減化のために、本課において一括して行うべきである。（意見）

各出先機関で行っている非常勤嘱託職員等の給与計算に誤りが散見されたが、そのようなミスの防止及び出先における事務作業の軽減化を図るためにも、出先機関においては非常勤職員等の勤怠管理のみを行い、その給与計算については本庁において一括して行う方式に変更するべきである。

山梨県企業局では非常勤嘱託職員、臨時職員及び短期臨時職員（以下、非常勤職員等とする。）の給与は、その計算から支給、及び源泉税の納付等の全てを各管理事務所等の出先で行うこととされているが、各出先機関での給与計算に誤りが散見されたことは、本報告書においても指摘したところである（95 ページ、110 ページ、120 ページ、137 ページ）。そのような誤りを防止するため、また事務作業の効率化を図るためにも、非常勤職員等の給与計算についても本庁において一括して計算を行う方式に変更するべきである。現在、非常勤職員等の給与計算が出先で行われている理由について各担当者へヒアリングしたところ、勤怠状況の把握を出先で行っているためとの回答であった。確かに、勤怠管理については現場である出先が行うことについて異論はないが、それを以ってして給与計算についても出先で行わなければならないという結論には達しないと判断される。非常勤職員等の給与は原則として「日額単価×出勤日数」など、予め契約によってその単価は決定されており、その給与金額の計算において勤怠状況以外に管理すべき事項は存在しない。つまり、出先において日々行った勤怠管理の結果を FAX や電子メール等で本庁に送り、給与の計算は本庁において行うという処理は十分に可能であると思われる。

給与計算は税務及び社会保険等に対する一定の専門的な知識が要求されるため、本庁においてそのような知識を有する担当者が一括して給与計算を行うことにより、計算誤りを防ぐことが可能となる。また、給与計算事務を本庁に集中化することにより、出先における事務作業が軽減化されるといった効果も期待される。今後は各出先機関において給与計算の誤りが発生しているという事実を重視し、その改善を早急に行うことが必要である。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-1. 企業局本庁）

（2）短期臨時職員の任用手続きの際には山梨県臨時職員取扱要綱に従い任用決定通知書の交付等を行うべきである。（指摘事項）

山梨県において平成 23 年 4 月 1 日に施行された「臨時職員取扱要綱」の一部改正は、「短期臨時職員との労働契約の締結において法律上義務付けられている労働条件等についての書面での交付が行われていない。」との指摘を平成 22 年度の包括外部監査で受けたことにより行われた。企業局においても、各所属に改正の通知を行ってはいったことであるが、発電総合制御所、石和温泉管理事務所においてはそのような改正が行われたことは認知されていなかった。本改正は労働基準法の遵守を目的としてなされたものであり、早急にその対応を要綱に則したものと正すべきである。

山梨県において平成 23 年 4 月 1 日に施行された「臨時職員取扱要綱」の一部改正は、平成 22 年度の山梨県包括外部監査において監査人より、「短期臨時職員との労働契約の締結において法律上義務付けられている労働条件等についての書面での交付が行われていない。」という指摘を受け、その改善のために行われたものである。「山梨県公報号外 第 29 号 平成 24 年 4 月 26 日包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況」より当該部分を抜粋し、以下に記載する。なお、表の左枠が監査人による指摘であり、右枠は山梨県による措置状況の報告である。

「山梨県公報号外 第 29 号 平成 24 年 4 月 26 日」より抜粋	
(6)短期臨時職員との雇用契約について（指摘事項）	
複数の試験研究機関で、短期臨時職員の採用等に当たって、募集から面接、雇用契約、賃金の支払まで試験研究機関単独で行うこととなっている。各試験研究機関と臨時短期職員との雇用契約は、賃金や勤務時間等の労働条件については面接時に口頭で確認をするのみで、合意文書等の作成は行っていない。労働契約の締結に当たっては、書面での交付が法律上義務付けられており、人事課等県庁の然るべき部課において各試験研究機関の現状を確認し、早急に改善を進めることが必要である。	短期臨時職員の任用手続きが法律に則ったものとなるよう、平成 23 年 4 月 1 日付けで臨時職員取扱要綱を改正し、全所属に対して、短期臨時職員を採用する場合も、任用決定通知書を交付し、勤務条件等を明示するよう指導を徹底した。
また、短期臨時職員の労働内容は、肉体労働であることが伺える。臨時短期職員も労災に加入はしているが、例えば作業中に生命にかかわるような重大な事故が発生した場合の対処や、設備等に損害を与えた場合の対処なども、上記の法定記載事項に限らず、契約書等において明確に定めることも今後検討する余地はある。	また、法定記載事項以外についても、任用前に臨時職員取扱要綱を提示するなどにより、勤務条件を明らかにしておくよう指導を徹底した。

前述した改正は山梨県全体に対するものであり、山梨県企業局も当然にその改正事項の遵守が求められる。企業局本庁及び各出先機関における短期臨時職員の雇用契約の状況について確認したところ、企業局においても、平成23年3月28日に各所属に改正の通知を行ってはいたとのことであるが、発電総合制御所、石和温泉管理事務所においては前述した「臨時職員取扱要綱」の一部改正について認知しておらず、任用決定通知書の交付は行われていなかった。本改正は労働基準法の遵守を目的としてなされたものであり、山梨県企業局においても早急にその対応を要綱に則したものとすべきである。

(3) 一般職員について、人事評価制度の本格的な導入を検討すべきである。(意見)

管理職は能力評価の結果が給与に反映される仕組みとなっているが、一般職は人事評価制度が試行段階にあり、給与に反映される仕組みとはなっていない。一般職員の評価結果を給与等に反映し、職員の仕事の対するモチベーションを向上させ、組織としてのパフォーマンスを向上できるよう、管理職と同様に人事評価制度を本格的に導入することが必要と考えられる。

県全体の人事評価の方針として、管理職は管理職人事評価制度を、一般職員は一般職員人材育成制度の試行を行っていて、評価期間は4月から3月までの1年間としている。

評価には、業績評価と能力評価の2種類がある。

業績評価は、管理職は組織目標の達成にどのくらい貢献したかという観点で評価し、一般職員は担当業務とチャレンジ目標の達成度とプロセスを総合的に評価する。また、能力評価は、能力評価シートに示された具体的な行動が職務遂行の中でどの程度見られたという客観的事実に基づき行う。

管理職は、能力評価の結果が1月1日付昇給の号数決定に、業績評価の結果が次年度の勤勉手当の支給率の決定に、それぞれ反映される仕組みとなっている。一方、一般職員は、人事評価制度が試行段階であり、管理職のような昇給や勤勉手当の支給率等への反映は実施されていない。

人事評価制度により、職員へフィードバックすることで、人材育成を図ることができ、また、評価者と被評価者がコミュニケーションをとることで、組織目的を達成するための意識が共有化され、ひいては組織としてのパフォーマンスの向上につながるものである。

一般職員の評価結果を給与等に反映し、職員の仕事に対するモチベーションを向上させ、組織としてのパフォーマンスをより向上できるよう、管理職と同様に、人事評価制度を本格的に導入することが必要と考えられる。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-1. 企業局本庁）

（4）雇用保険料の被保険者分について、G A A Pに従った会計処理の採用を検討すべきである。（意見）

雇用保険料のうち被保険者分は事業主が預っているものであり、損益取引にならないが、現状では、事業主負担分と同様に損益処理を行っている。当該預り分について費用と収益を相殺する会計処理を採用することも検討すべきである。

雇用保険は、事業主及び被保険者がそれぞれ一定の割合を負担する。事業主負担分は、事業主の決算書において費用として計上されるが、被保険者分は、事業主が預って労働局へ納付するものである。

企業局においては、被保険者である臨時職員及び非常勤嘱託職員の雇用保険料について、事業主及び被保険者の雇用保険料の全額を費用として計上し、被保険者分を雑収益として収益計上しており、結果として費用と収益が両建てになっている。平成22年度の総勘定元帳の雑収益のうち、被保険者の雇用保険料を集計したところ、148,078円と計算された。

これは、会計事務ハンドブック 支出科目編 「4 共済費（留意事項）留意点2(2)」の中で、「雇用保険料の個人負担分は、賃金等の支払のつど雑部金に収納し、2月までに控除した分を3月にそれぞれ当該賃金の所属する会計に振替え収入すること。」と規定されているためであり、当該ハンドブックが参照しているに山梨県財務規則第195条第3号に次の通り労働保険料被保険者負担金は雑部金として処理すべき旨規定されている。

山梨県財務規則

第195条（雑部金の範囲）

次の各号に掲げるもので一時保管を要するものについては、雑部金として処理しなければならない。

三 労働保険料被保険者負担金

しかし、G A A P（一般に公正妥当と認められる会計基準）において、被保険者から事業主が預った分を費用計上し、同額を収益計上することはないため、被保険者分については、費用と収益を相殺することが望まれる。

（5）超過勤務データの人事給与システムへの取込にあたり、第三者による整合性の確認を行うべきである。（意見）

勤務状況システムにより管理されている職員の超過勤務のデータについて、給与計算を行う人事給与システムに取り込むにあたり、データが改ざんされないような措置や、第三者によるデータの取込の正確性の検証がなされていない。勤務状況システムのデータと人事給与システムのデータの整合性を第三者によりチェックすることが必要である。

職員の超過勤務データについては、勤務状況システムによって管理されている。超過勤務の申請は勤務状況システムで行い、課長補佐の承認を得る必要がある。

企業局では、超過勤務時間につき総務課の総務担当者が、勤務状況システムに記録されている職員ごとの超過勤務時間を CSV データの形で出力後、Excel ファイルに集計している。また、当該 CSV データを人事給与システムに取り込むことで、超過勤務時間のデータが給与計算に反映される。

総務担当者は、人事給与システムに CSV データを取り込んだ後、人事給与システムから「実績手当登録結果確認票」を出力して、人事給与システムに取り込まれたデータと勤務状況システムのデータとの照合を行い、「実績手当登録結果確認票」と超過勤務時間を集計した Excel ファイルを印刷したものをファイリングしている。

なお、CSV データや Excel ファイルは権限のついたフォルダに保管され、誰もがアクセスできないようにしている。

超過勤務時間を集計した Excel ファイルは勤務状況システムから出力した CSV データを取りまとめただけで、ファイルを改ざんされないように保護するなどの措置はされておらず、また、総務担当者が実施した取り込み作業を第三者がチェックする体制となっていない。そのため、勤務状況システムから出力したデータが改ざんされた場合、改ざんされたことに気づかないまま、給与計算に反映され、誤った給与計算がなされる可能性がある。

従って、取込を行っている総務担当者以外の第三者が、勤務状況システムのデータと人事給与システムのデータの整合性をチェックすることが必要である。

なお、総務担当者からは課長、総括、課長補佐、リーダーに対して、人事給与システムに取り込んだ勤務状況システムのデータを紙に出力したものを送付しているが、人事給与システムのデータと照合することまでは求めているため、データの送付が必ずしも実効性が高いとは言えない。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-1. 企業局本庁）

V. 決算書・貸借対照表項目関係

（1）決算書に注記が行われていないが、今後は改正地方公営企業法施行規則に基づき注記を行うよう留意すべきである。（意見）

現行の地方公営企業法施行規則上要求されていないため、固定資産の減価償却の方法等の注記を行っていないが、平成24年1月27日改正の地方公営企業法施行規則では注記を行うことが義務付けられているため、今後は所要の注記を行うよう留意する必要がある。

平成24年1月27日付改正の地方公営企業法施行規則によれば、決算書において以下の注記を行うことが義務付けられているため、今後は所要の注記を行うよう留意する必要がある。

第九章 注記

（注記の区分）

第三十五条 会計に関する書類（法第二十五条の予算に関する説明書並びに法第三十条第七項の決算について作成すべき書類、同条第一項の決算に併せて提出しなければならない書類及び同条第六項の決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類をいう。以下同じ。）には、次の各号に規定する事項のうちそれぞれが関係するものを注記し、又はこれらの事項を注記した書類を添付しなければならない。

一 重要な会計方針に係る事項に関する注記

二 令第十七条の二第一項第二号に掲げる予定キャッシュ・フロー計算書及び令第二十三条に規定するキャッシュ・フロー計算書（以下「予定キャッシュ・フロー計算書等」という。）に関する注記

三 予定貸借対照表等に関する注記

四 セグメント情報に関する注記

五 減損損失に関する注記

六 リース契約により使用する固定資産に関する注記

七 重要な後発事象に関する注記

八 その他の注記

（注記の方法）

第三十六条 予定キャッシュ・フロー計算書等、予定損益計算書等又は予定貸借対照表等の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにしなければならない。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

第三十七条 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、会計に関する書類の作成のた

めに採用している会計処理の基準及び手続並びに表示方法その他会計に関する書類の作成のための基本となる事項（次項において「会計方針」という。）であって、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一 資産の評価基準及び評価方法（第八条第三項第二号の規定に基づく固定資産の評価に係る評価基準及び評価方法を除く。）

二 固定資産の減価償却の方法

三 引当金の計上方法

四 収益及び費用の計上基準

五 その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

2 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）は、重要な会計方針に関する注記とする。

一 会計処理の基準又は手続を変更したとき 当該変更をした旨、当該変更の理由及び当該変更が会計に関する書類に与えている影響の内容

二 表示方法を変更したとき 当該変更の内容

※下線は、固定資産の減価償却の方法等重要な会計方針に係る事項に関する注記部分である。

尚、企業会計上、注記は財務諸表の比較可能性を確保するために必要な事項であることから、早期に対応の上、財務諸表の明瞭性を確保する必要がある。

（2）電気事業会計の現金管理について適切な管理体制を構築すべきである。（意見）

電気事業会計の現金 20,000 円については山中湖荘が保有する現金であり、企業局職員がその残高を確認しているが、定期的な実査の実施や実査調書の作成等が行われておらず管理体制に不備がある。現金など換金性の高い資産については、着実な管理体制を構築する必要がある。

「平成 22 年度電気事業会計決算書」に現金預金として計上されている現金 20,000 円は、山中湖荘が小口現金として保有しているものである。現状では、山中湖荘に企業局の職員がその残高を確認するために訪問しているが、訪問頻度などが定まっておらず、残高と実際の保有金額が一致しているなどの証憑書類を残していないため、その管理体制に疑問が持たれる。

現金や換金性の高い物品について管理体制に不備があると、不正や横領のリスクが高まる。したがって、着実な管理体制を構築する必要があると考えられる。

尚、山中湖荘は、平成 25 年 2 月末で営業を終了している。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-1. 企業局本庁）

（3）保管・預り有価証券がその他流動資産及びその他流動負債に計上されているが、固定資産、固定負債の区分に計上すべきである。また、発行する預り証に証書ナンバー等を明記すべきである。（指摘事項）

企業局の出納取扱金融機関である山梨中央銀行、収納取扱金融機関である山梨県民信用組合及び笛吹農業協同組合から受け入れた首都高速道路等の債券につき、貸借対照表上、保管有価証券、預り有価証券として流動資産、流動負債の区分に計上しているが、固定資産、固定負債の区分に計上する必要がある。また、発行する預り証に担保物件の特定をするためにも、証書ナンバーなどを明記する必要がある。

平成 22 年度現在、電気事業会計において、山梨中央銀行より首都高速道路債券を 100,000 千円受け入れている。また、温泉事業会計においても、山梨県民信用組合及び笛吹農業協同組合より類似の債券を 200 千円受け入れている。いずれも、金融機関が企業局の収納取扱金融機関等となるため、「山梨県企業局が行う業務に係る出納業務等に関する契約書第 12 条」及び下記の「地方公営企業法施行令第 22 条の 3 第 2 項」に基づいて、企業局に差し入れたものである。

地方公営企業法施行令

第 22 条の 3（出納取扱金融機関等の責務）

出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関は、その取り扱う地方公営企業の業務に係る公金の収納及び支払の事務又は収納の事務につき当該地方公営企業に対して責任を有する。

2 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、管理者の定めるところにより担保を提供しなければならない。

これらについて、保管有価証券、預り有価証券として流動資産、流動負債の区分に計上しているが、これらは県とこれらの金融機関とは継続的に取引を行うことを前提として受け入れたものであり、長期に渡っての受け入れであるため、固定資産、固定負債の区分に計上する必要がある。

また、現在これらの債券の預り証に証書ナンバー等が明記されていないが、担保物件の特定をするためにも、証書ナンバー等を明記すべきである。

VI. 固定資産関係

（1）固定資産の交付金は企業局の固定資産システムより算出しているが、システムの登録に誤りがあったので、登録及び交付金を是正すべきである。（指摘事項）

国有資産等所在市町村交付金法により、発電所の用に供する固定資産には所在の市町村に対して交付金を交付することとなっている。その交付金額は、企業局の固定資産システムより算出しているが、固定資産台帳への登録が「対象外」となっており交付金に反映されていない資産が散見される。一方、管理部門で業務の用に供する資産は、市町村交付金の対象資産とならないが、固定資産台帳へ「対象」として登録し、交付金の対象資産扱いとしている資産もある。電気事業会計における固定資産を精査し、固定資産台帳への登録を修正し、交付金を是正する必要がある。

国有資産等所在市町村交付金法では下記の通り定めている。

（市町村に対する交付金の交付）

第2条 国又は地方公共団体は、毎年度、当該年度の初日の属する年の前年の3月31日現在において所有する固定資産で次の各号に掲げる固定資産に該当するものにつき当該固定資産所在の市町村に対して、国有資産等所在市町村交付金を交付する。

四 発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産。

（下線部：監査人）

ここでの固定資産とは、地方税法第341条第1号に規定する固定資産に該当するものをいう。

地方税法

（固定資産税に関する用語の意義）

第341条

一 固定資産 土地、家屋、及び償却資産を総称する。

二 土地 田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地をいう。

三 家屋 住家、店舗、工場（発電所及び変電所を含む）、倉庫その他の建物をいう。

四 償却資産 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産・・・取得価額が少額である資産以外のものをいう。ただし、自動車税の課税客体である自動車・・・を除くものとする。

従って、発電所の用に供する固定資産に計上されている土地、建物、構築物、機械装置、備品等のうち車両を除く資産は市町村交付金の対象資産（交付金の客体）となる。企業局の固定資産システムでは、システムの「交付金」項目を「対象」とすることで計算上連動し交付金を算出している。なお、交付金とは民間企業の固定資産税にあたり、

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-1. 企業局本庁）

課税標準額に相当する金額の1.4%の金額を、企業局は交付金対象資産が所在している市町村へ納めている。

固定資産台帳を通査したところ、固定資産台帳の「交付金」項目には、上記の交付金の対象資産であるにも関わらず「対象外」となっている資産が下記の通り見受けられた。

なお、表中の帳簿原価は取得価額であり、帳簿価額は平成23年度末の簿価である。

(単位：円)

資産番号	取得日	資産名	帳簿原価	帳簿価額
3-36-0085	S36. 8. 31	基礎	218,477,112	10,923,856
3-63-0006	S63. 11. 21	特別高圧充電判定装置	845,000	42,250
4-01-0016	H2. 1. 10	堰堤操作室衛生器具	174,620	8,731
4-23-0061	H23. 6. 23	測量機器	1,580,000	1,343,000
計			221,076,732	12,317,837

一方、交付金法逐条解説によると「発電所、変電所又は送電設備から独立した管理部門においてその業務の用に供する固定資産は客体とならない」とされている。

下記の資産は、早川水系発電管理事務所の職員宿舎に関わる資産なので、独立した管理部門と思料される。これらの資産は交付金の対象資産とならないが「交付金」項目は「対象」となっている。

(単位：円)

資産番号	取得日	資産名	帳簿原価	帳簿価額
3-62-0004	S62. 12. 28	奈良田合宿所（建築工事）	8,081,000	4,415,061
4-19-0029	H19. 12. 5	職員宿舎受水槽	4,780,000	3,549,628
3-41-0003	S42. 1. 1	奈良田合宿所（衛生設備）	1,767,000	88,350
計			14,628,000	8,053,039

上記の通り、交付金の対象資産であるのにもかかわらず「対象外」となっている資産や逆に対象外の資産にもかかわらず「対象」となっている資産が混在している。前述したとおり、「交付金」項目の登録結果が交付金額に反映されるので、市町村への交付金額に誤りを生じていると判断される。上記は試査を行った一部の資産であることから、固定資産台帳等に基づき対象となる固定資産を精査し、交付金を是正する必要がある。

(2) 有形固定資産について、実地棚卸を実施すべきである。(指摘事項)

有形固定資産について、実地棚卸を定期的に行っていない。決算日等一定の日を決めて実地棚卸を行い、資産の実在性等を確認すべきである。

平成 22 年度の貸借対照表に計上されている固定資産の帳簿残高は、電気事業会計で 15,330,554,791 円、温泉事業会計で 885,032,081 円、地域振興事業会計で 2,970,475,450 円となっている。

当該固定資産は、取得時に工事検査員等の担当者が現物立会いを行い、管理課にて固定資産台帳に登録することとなっている。しかしながら、決算日等において、定期的に固定資産台帳と現物の一致を確認する手続きが実施されていない。また、地域振興事業会計の固定資産の所管は、企業局総務課であるが、定期的な固定資産の実地棚卸が行われておらず、指定管理者からの報告に一任している状況である。

取得時の現物立会いのみでは、固定資産台帳に記録されている資産について、取得後の移動等の可能性を考慮すると、その実在性に疑義が残ることになる。また、実地棚卸により、実在性の確認のみならず、現物を調査することにより、遊休資産の存在、保守管理の状況、修繕の必要性、残存耐用年数の妥当性、備品や機械等の機能的な陳腐化の程度及びそれに伴う減損の必要性等を判断することができる。したがって、決算日など一定の日を決め、固定資産台帳における記載内容と現物が一致していることを確認する手続きが必要である。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-1. 企業局本庁）

（3）固定資産の耐用年数の選択根拠について明確化すべきである。（指摘事項）

選択された耐用年数の根拠について、明確な説明を受けられないものが散見された。耐用年数を選択する際のルールを明確化しておくことが望まれる。

固定資産の耐用年数については、地方公営企業法施行規則第14条に定めがあり、原則として地方公営企業法施行規則別表第二号に従って選択するが、別表第二号の定めにより難い特別の理由がある場合には、別に耐用年数を選択することができることとされている。

地域振興事業会計の固定資産について、サンプルベースで耐用年数の根拠について確認したところ、地方公営企業法施行規則別表第二号にその根拠が認められない資産について、どのように耐用年数が決定されたかについての明確な説明を受けられないものが散見された。

担当者や取得の時期によって、同一の資産について異なる耐用年数が選択された可能性は否定できず、適切な会計処理の観点からは望ましくない。以下の改善が望まれる。

① 「別表第二号の定めにより難い場合」とは、どういう場合が該当するのかを明確にしておくことが望まれる。

別表第二号の耐用年数表には、「その他のもの」という細目があるため、基本的にすべての資産は当該耐用年数表に基づいて耐用年数を選択することが可能であるためである。

② 「別表第二号の定めにより難い場合」において、どのように耐用年数を決定するのかを明確にしておくことが望まれる。

民間企業における税務上の耐用年数について定めた「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の耐用年数表に準じて耐用年数を選択する方法や、対象資産の経済的使用可能期間を予測して耐用年数を選択する方法などが考えられる。

資産によって選択方法がまちまちにならないように、耐用年数の決定方法を明確化しておくことが必要である。

（４）一覧表形式の固定資産台帳が出力できるようにシステムの改修を検討すべきである。（意見）

現状の固定資産システムは、個々の資産ごとの固定資産台帳は出力できるものの、すべての固定資産を一覧表形式で出力することができない。資産を総覧できるよう、一覧表形式の固定資産台帳が出力できる固定資産システムへの改修の検討が望まれる。

現在企業局において用いられている固定資産システムでは、個々の資産ごとの固定資産台帳は出力できるものの、すべての固定資産を一覧表形式で出力することができない。

各事業において管理されている固定資産の数は膨大であり、個々の資産ごとの固定資産台帳では、現在どのような資産が固定資産として登録されているかを総覧することが困難である。一覧表形式の固定資産台帳は、資産を総覧することに資するだけでなく、固定資産の現物確認を行う際の現物確認リストとして活用することも可能である。

固定資産システムの改修のタイミングにおいて、一覧表形式の固定資産台帳を出力できるよう検討することが望まれる。

（５）固定資産台帳と現物の関連付けのため、固定資産管理シールによる管理が困難な資産については、固定資産管理シール以外の実態にあった管理手法も検討すべきである。（意見）

現在の固定資産の管理状況は、固定資産台帳上の資産と現物とを関連付けるため、備品については固定資産管理シールによって管理している。しかし、固定資産管理シールにより管理することが困難な固定資産については、固定資産の実態にあった対策を講じる必要がある。

固定資産台帳に登録されている資産については、各資産に固定資産番号が付されており、備品については、現物の固定資産に対して固定資産番号を明らかにするための固定資産管理シール等が貼付されている。しかしながら、備品以外の資産については、固定資産台帳上の資産と現物とを、明確に関連付けることが困難な状況にある。

これらの資産について、台帳と現物に関連付けるための対策を講じる必要がある。固定資産管理シールを貼付することが困難な資産については台帳上に現物資産の所在等を明記する、あるいは写真イメージ等を登録するなどの対策を行い、担当者以外でも容易に現物の確認が行えるように工夫することも必要と思われる。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-1. 企業局本庁）

(6) 寄託美術品の管理を適切に行うべきである。(指摘事項)

電気事業会計において購入した美術品について、どこへ寄託されているかが固定資産台帳上明らかではない。また、寄託先に預り証の発行を求める等の現物確認がなされていない。寄託先及び現物が存在することについて適切に管理することが必要である。また、美術品によっては固定資産台帳上まとめて登録がされているが、別個の資産として登録、管理される必要がある。

電気事業会計において、以下の美術品等が購入され、それらは県立美術館等へ寄託されている。しかしながら、現状どの美術品がどこに寄託されているかの情報が固定資産台帳上明らかではない。台帳上、どこへ寄託されているのかの記録を残すことが必要である。

また、会計期間末日において、預り証の発行を求める等寄託先に毎期照会を行うなどして、美術品等の現物が実際に存在しているかどうかの確認を行う必要がある。

資産番号	資産名	帳簿原価(円)	構造	寄託先
3-52-0017	ジャン・フランソワ・ミレ 絵画	181,925,644	種をまく人、夕暮れに羊を連れ帰る羊飼い	県立美術館
4-03-0108	人走り 人休み	3,000,000	厚さ4mmの鉄板 25mm角の金属	県立美術館
4-03-0109	「風神 雷神」	5,000,000	耐候性鋼	県富士北麓公園
4-07-0145	絵画(落ち穂拾い夏)	386,130,000	—	県立美術館
	その他5点	179,012,000		
	合計	755,067,644		

(資産番号から構造までは固定資産台帳から抜粋、寄託先は監査人が受託書等に基づき追記)

上記資産については寄託先において「美術資料受託書」を発行しているが、「人走り人休み」「風神 雷神」については既に受託期間を経過している。再度受託書を手に入るか、他の資産と同様に受託期間の自動更新の記載を受託書に行うべきである。

なお、資産番号 3-52-0017 のジャン・フランソワ・ミレ 絵画は、種をまく人(106,870,000円)及び夕暮れに羊を連れ帰る羊飼い(74,810,000円)の2枚の絵画が1つの資産番号で登録されている。同じ画廊から2枚一緒に購入したことが理由と考えられるが、これらの絵画は個別に管理すべきであり、固定資産台帳上も別個の資産として登録、管理される必要がある。

（7）寄託美術品の保管責任等の所在について、文書等で明確化すべきである。（意見）

山梨県立美術館美術資料取扱要綱（以下要綱という。）では寄託美術品の保管責任の所在が不明確である。文書等で取り交わしを行うことが望まれる。

電気事業会計において取得した美術品等は、山梨県立美術館美術資料取扱要綱に基づいて、企業局から山梨県立美術館に寄託されており、企業局においては美術館からの寄託美術資料の受託証が保管されている。下記の通り要綱第10条において、寄託美術資料は美術館に所蔵する美術資料の保管等と同様な取扱いとされる。しかし、要綱では第15条で美術館が美術資料を貸出した場合には貸出しを受けた者が賠償責任を負うと規定されているが、美術館と寄託した企業局の間では第11条に規定のとおり寄託者と館長が協議のうえ定めるとされている。たとえば、寄託美術資料に傷がついてしまった場合や、県立美術館から他の美術館に寄託美術資料が転貸されたケースで傷がついてしまった場合などは館長との協議とされており、具体的な取扱いが不明確である。

保管責任の所在を明らかにするために、文書等で取り交わしを行うことが望まれる。

山梨県立美術館美術資料取扱要綱

第10条（寄託美術資料の取扱い）

寄託美術資料の展示及び保管その他の取扱いについては、美術館に所蔵する美術資料に準ずるものとする。

第11条（寄託の条件）

美術資料の寄託の条件は、原則として次の各号に定めるとおりとする。

一 寄託期間中の保管の責任については、寄託者と館長が協議のうえ定めるものとする。

第15条（貸出しの条件）

美術資料を貸出しする場合の条件は、次の各号に定めるとおりとする。

二 貸出し期間中に貸出品が亡失、又は、損傷したときは、貸出しを受けた者が賠償の責めを負うものとする。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-1. 企業局本庁）

（8）有形固定資産の残存価額1円まで減価償却することを検討すべきである。（意見）

現状、有形固定資産の残存価額については、一律取得価額の5%となっている。一方で、地方公営企業会計制度上は鉄筋コンクリート造等一定の建物や構築物及び装置については、帳簿価額1円まで減価償却計算の対象とすることが可能であり、保守的な会計からもこれらの資産については残存価額を1円とすることが望ましい。

固定資産台帳等で確認したところ、有形固定資産の残存価額は一律取得価額の5%となっている。地方公営企業法施行規則第15条第3項においては、下記の通り「鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、れんが造、石造の建物や構築物、装置については帳簿価額1円まで減価償却を行うことができる」と記載されている。

地方公営企業法施行規則

第15条（有形固定資産の減価償却額）

- 3 償却資産である有形固定資産で、その帳簿価額が帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した次の各号に掲げるものが、なお事業の用に供されている場合においては、第一項の規定にかかわらず、当該有形固定資産について、その帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度から当該有形固定資産が使用不能となると認められる事業年度までの各事業年度において、その帳簿価額が一円に達するまで減価償却を行うことができる。この場合における当該有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、帳簿原価の百分の五に相当する金額から一円を控除した金額を、帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度から使用不能となると認められる事業年度までの年数で除して得た金額とする。
- 一 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、れんが造、石造及びブロック造の建物
 - 二 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、コンクリート造、れんが造、石造及び土造の構築物及び装置

法人税法上では平成19年4月1日より残存簿価1円まで償却可能となり、企業会計上も現状では見積処分費用を考慮の上残存価格を決定している。したがって、保守的な会計処理の要請からも、上記有形固定資産については、帳簿価額1円まで減価償却を行うことが望まれる。

（9）電気事業会計の有形固定資産について減損会計の適用を考慮すべきである。（意見）

電気事業会計の有形固定資産等に計上されている土地や建物の中に、廃止が決定された職員保養所（山中湖荘）や、著しく稼働率が低い職員公舎（大和町公舎）が存在する。新地方公営企業会計制度上においては減損会計の導入があるため、適正な帳簿価額に減額する必要があることに留意する必要がある。

平成 23 年度貸借対照表の有形固定資産等として計上されている職員保養所（山中湖荘）については、平成 24 年 2 月 13 日の局議にて廃止が決定されており、平成 25 年 2 月 28 日をもって山梨県に無償返却する予定である。

新地方公営企業会計制度上では、減損会計を適用することが決定されている。

減損会計とは、固定資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態やその他固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態に貸借対照表に計上される固定資産の過大な帳簿価額を適正な金額まで減額する会計処理である。なお、ここでいう適正な金額とは回収可能価額を指す。

平成 24 年 3 月 31 日現在において、固定資産台帳をもとに上記職員保養所の帳簿価額を算出すると、43,837,300 円となっているが、廃止の決定がなされているため、将来の経済的便益と比較して計上額が過大となっている。仮に現時点で減損会計を適用した場合、回収可能価額は、山中湖荘を山梨県に無償返却することから 0 円となるため、43,837,300 円を減損損失として計上することとなる。

また、平成 24 年 3 月 31 日において、固定資産台帳の土地として計上されている大和町公舎用地 15,304,940 円及び建物として計上されている大和町公舎 1,672,890 円においても、減損会計が適用されると考えられる。なお、大和町公舎の過去の損益状況としては下図の通りである。以前から継続的に損益がマイナスとなっており、現状でも最大 24 戸使用可能にもかかわらず平成 23 年度現在は 8 戸しか使用されていないため、将来の経済的便益が著しく減少した状態となっている。そのため回収可能価額を算定し、適切な帳簿価額としなければならない。

（単位：円）

年度	利用 戸数	収入 A	管理費用 B	修繕費 C	減価償却費 D	損益 A-B-C-D
平成 16 年度	23 戸	4,107,040	214,099	1,131,550	3,470,607	▲709,216
平成 17 年度	24 戸	4,237,790	237,301	505,000	3,473,861	21,628
平成 18 年度	17 戸	5,347,754	981,403	2,266,000	3,490,132	▲1,389,781
平成 19 年度	13 戸	4,376,242	1,015,203	481,200	3,792,987	▲913,148
平成 20 年度	11 戸	3,502,414	497,290	466,130	3,792,987	▲1,253,993

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-1. 企業局本庁）

平成21年度	10戸	3,360,530	4,208,368	493,800	3,792,674	▲5,071,312
平成22年度	10戸	3,112,340	512,049	281,755	2,529,988	▲211,452

以上より、新地方公営企業会計が適用されることにより、減損会計が導入されるため、今後は著しく稼働率が低い固定資産があった場合に減損会計の適用に留意する必要がある。

尚、企業会計上、減損会計は正確な期間損益計算を行い、財政状態の適正な把握のために行うべきものであることから、現在は適用を義務付けられていないとしても、早期に適用し財務諸表の明瞭性を確保することも必要である。

（10）減価償却に当たって、定率法を適用できないように固定資産システムの変更等を行うべきである。（意見）

電気事業会計及び温泉事業会計の損益計算書に計上されている過年度損益修正損益の発生原因は、資産の分割登録等による耐用年数の変更の他、本来減価償却の方法として定額法のみ適用とすべきところ、定率法の誤適用を行ったことによるものである。当該減価償却方法を適用できる現行のシステムの設計又は設定に問題があったためであり、システムの変更等を行うべきである。

平成22年度の損益計算書上、過年度損益修正損益として、以下の金額が計上されている。

① 電気事業会計 過年度損益修正益：221,997円

内、168,268円は過年度減価償却費の修正によるものであり、過年度減価償却費が過大となった理由は、本来減価償却の方法として定額法のみ適用とすべきところ、定率法の誤適用を行ったことによるものである。

② 温泉事業会計 過年度損益修正益：21,857,165円

前記のとおり、配湯管の耐用年数を機器一式として17年と登録していたものを、管として40年に修正の上、分割登録したことによるものである。

上記はいずれも、過年度の誤った処理を正しく修正したものであるが、①については、企業局が固定資産の減価償却方法として定額法を採用しているにも係らず、定率法を適用できる現行のシステムの設計等に問題があると言える。今後はこのような誤適用を予め排除できるようなシステムの設計又は設定を行うことが望まれる。

（11）電気事業会計における大和町公舎用地について有効活用を検討すべきである。
（意見）

電気事業会計に計上されている職員公舎（大和町公舎）用地について、平成19年度の包括外部監査において有効活用するように指摘されている。その後、今後のあり方について検討はされているが、利用状況の改善はされていない。平成19年度以降の公舎の利用状況も踏まえ、改めて有効活用等を検討すべきである。

前記のとおり、電気事業会計の固定資産台帳に大和町公舎用地及び建物が計上されている。平成19年度山梨県包括外部監査において、以下のとおりの意見となっており、当該包括外部監査の意見を受け、平成20年度に県の企業局内で大和職員宿舎検討委員会を立ち上げ、今後のあり方について検討しているものの、現状大和町公舎用地の利用状況は改善されていない。なお、大和町公舎の過去の損益状況前記の通りであり、以前から継続的に損益がマイナスとなっている。現状でも最大24戸使用可能にもかかわらず、平成23年度現在は8戸しか使用されていない状況にある。

[「平成19年度山梨県包括外部監査結果報告書」P230より]

「大和職員宿舎は、富士見通りの合同タクシーの裏側に6,118.57㎡の広大な土地の一面にあり、土地の約1/3程を使用し、職員宿舎が2棟建っている。残りの土地の2/3は住居者駐車場（有料）、広場、遊具場、集会所、倉庫として一部利用されているが、緊急避難場所としても利用できる有料駐車場として有効活用する等、各種代替案を比較検討すべきである。」

[「大和職員宿舎の今後のあり方に関する報告書」（以下、報告書という）より]

包括外部監査で土地が広いと指摘されているが、「公営住宅等整備基準」（平成十年四月二十一日建設省令）において児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路を確保することが必要とされていること、現状では機能として有休部分となっている場所は存在しないこと、24戸入居していた時には、駐車場が不足していたことから、当面現状で維持することが望ましい。

さらなる入居者数の減少により、2棟のうち1棟を整理することになった場合は、職員宿舎に必要な機能は残しつつ、部分的な売却等も視野に整理方法を検討する必要がある。

上記「報告書」に対しても、公営住宅等整備基準に照らして、県が所有する他の公営住宅の利用状況と同様な使用方法が行われているのか、改めて検討することが必要である。また、「報告書」に記載されている「有休部分となっている場所は存在しない」と

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-1. 企業局本庁）

ということと、有効活用されているかということは同義ではない。さらに、上記のその後の宿舎への入居状況を勘案すると、24 戸の入居を前提として駐車場スペースの確保を行うことが必要か検討を要する。保有資産の有効活用の観点から「報告書」に記載の通り、部分的な売却等も視野に整理方法を検討する必要がある。

（12）寄贈された資産の会計処理について、新地方公営企業会計においては「みなし償却制度」が廃止されるため、留意する必要がある。（意見）

現状、寄贈された固定資産については、現行の地方公営企業会計制度上「みなし償却制度」を適用し、減価償却計算の対象とされていない。しかし、新地方公営企業会計制度上は「みなし償却制度」が廃止となるため、留意する必要がある。

平成 22 年度貸借対照表に計上されている有形固定資産の一部に寄贈された資産が計上されている。当該寄贈された資産については、電気事業会計だけでなく地域振興事業会計においても計上されている。

具体的には電気事業で、鼓川発電所の水路として計上されている「巡視路橋」は取得金額 26,289,000 円であり、牧丘興産から平成 15 年に寄贈されたものである。地域振興事業で、丘の公園設備の構築物として計上されている「防球ネット」は取得金額 96,600,000 円であり、山梨県道路公社から平成 10 年に寄贈されたものである。

当該寄贈資産については、現行の地方公営企業会計制度上の「みなし償却制度」を適用している。そのため、減価償却計算の対象となっておらず、当該寄贈資産の取得金額が資本剰余金として計上されている。一方で、新地方公営企業会計においては、「みなし償却制度」が廃止されるため、当該寄贈資産に係る資本剰余金を長期前受金へ振り替えた上で、期間の経過に対応して減価すべき額を減額し、寄贈資産からも同額減額することになるため、留意する必要がある。

尚、企業会計上、寄贈資産について減価償却を行うことは、正確な期間損益計算を行い、財政状態の適正な把握のために行うべきものであることから、現在は適用を義務付けられていないものであっても、早期に適用し財務諸表の明瞭性を確保することも必要である。

VII. 引当金・積立金関係

(1) 温泉事業会計において貸倒引当金の計上を行うべきである。(指摘事項)

貸倒引当金の計上がされていないが、公営企業会計上は債権区分に応じた貸倒引当金の計上を行うことが必要である。

公営企業会計上は債権の評価を行うため、回収することが困難と見込まれる額を貸倒引当金として計上する必要がある。貸倒引当金は、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により算定することとなっている（「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」（以下「指針」という。）第4章第6第2項）が、温泉使用料の未収入金は現在までのところ貸倒処理した実績がなく、当該方法によって貸倒引当金を形式的に算出することはできない。「指針」にはこれ以上詳細な算定方法は明記されていないため、一般に公正妥当と認められる会計基準である「金融商品会計基準」及び同実務指針を参考にすると、債権の評価に際して、債務者の財政状態及び経営成績に応じて、債権を①一般債権、②貸倒懸念債権、③破産更生債権等に区分し、それらの区分に応じて貸倒見積額を算定することとなる。今回の債権はいずれも②の貸倒懸念債権（経営破綻の状態には至っていないが、債務の返済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権）に該当するため、

貸倒見積額＝債権金額－担保処分見込額±債務者の財政状態・経営成績による調整額の計算式により、貸倒見積額を個別の債権ごとに算出する必要がある。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-1. 企業局本庁）

（2）電気事業会計及び温泉事業会計における修繕準備引当金の計上方法について、新地方公営企業会計制度に即した計上方法の準備をできるだけ早期に行うべきである。
（意見）

現状、修繕予算と修繕実績額との差額に応じて修繕準備引当金の繰り入れ及び取崩しが行われているが、新地方公営企業会計制度においては、当該引当手法は認められず、一定期間の修繕計画に基づいた引当金額の算定が必要である。修繕引当金は修繕が事業の継続に不可欠な場合等修繕の必要性が当該事業年度において確実に見込まれるものに限り、特別修繕引当金は法令上の義務付けがある等修繕費の発生が合理的に見込まれるものに限り計上することになる。引当金の計上方法が大幅に変更となるため、できるだけ早期に新会計基準への対応を検討すべきである。

電気事業会計における修繕準備引当金は、その年の修繕予算と修繕実績額との比較によって繰入額が計算されている。具体的には、予算から実績を差し引いた額がプラスであれば当該金額を引当金として繰り入れ、マイナスであれば同額を引当金から取り崩すことになる。これは、地方公営企業会計の実務において、多くの企業に採用されてきた方法である。

温泉事業会計においても同様に、修繕準備引当金の計上がなされ、現状、今後3年間で必要とされる予定額について、修繕費予算毎年度5百万円×3ヶ年=15百万円程度ということで14,501,834円が修繕準備引当金として引当てられている

新地方公営企業会計制度においては、以下のとおり引当金に関する会計処理が明確にされ、平成26年度からは当該会計処理が義務付けられる。

【地方公営企業法施行規則】

第22条 将来の特定の費用又は損失（収益の控除を含む。）であつて、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものと認められるものは、当該金額を引当金として予定貸借対照表等（令第17条の2第1項第6号に掲げる予定貸借対照表及び法第30条第7項に規定する貸借対照表をいう。以下同じ。）に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上しなければならない。

【地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針】

第5章 負債に関する事項 第4 その他の引当金及びその評価

2 修繕引当金（企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上される引当金をいう。）は、修繕が事業の継続に不可欠な場合等、修繕の必要性が当該事業年度において確実に見込まれるものに限り計上する。

3 特別修繕引当金（数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上される引当金をいう。）は、法令上の義務付けがある等修繕費の発生が合理的に見込まれるものに限り計上する。

新地方公営企業会計制度下においては、従来の方法によって計上された引当金は、引当金の要件を満たさない費用又は損失の計上であると考えられる。

電気事業会計においては、発電施設が12年周期で分解点検が行われる関係上、12年を1つの単位として、12年先までの点検、修繕の計画を策定している。発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、これらの計画に基づいて特別修繕引当金を計上することになる。

温泉事業会計においても、今後は、修繕が事業の継続に不可欠な場合等、修繕の必要性が当該事業年度において確実に見込まれるものに限り、修繕引当金を計上することになる。

尚、企業会計上、引当金は正確な期間損益計算を行い、財政状態を適正に把握するために計上すべきものであることから、現在の地方公営企業会計基準においては計上を義務付けられていないとしても、早期に計上の上、財務諸表の明瞭性を確保する必要がある。

（3）電気事業会計・温泉事業会計の建設改良積立金について、計画的な積立を行うことが必要である。（意見）

平成22年度末現在の積立金残高1,902,541千円（電気事業会計）、149,557千円（温泉事業会計）は、改良計画との関連性がなく、毎期の利益処分時に他の積立金を積み立てた残額を積み立てたものであるため、改良計画と関連付けた積立とする必要がある。

現状、建設改良積立金については、将来の大規模改修及び災害時の建設改良工事等に備えるため、毎期の利益処分時に積み立てている。しかし、その積立額については明確な根拠があるわけではなく、他の積立金を積み立てた残額を積み立てている。

よって、改良計画との関連性がなく、当該積立金の積立根拠を満たす金額を計画的に積み立てているか不明である。

確かに、災害時対応費用の算出は困難であるが、修繕計画（修繕準備引当金）や災害対応のための計画等との金額的整合性を図り積立を行っていくことが望ましい。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-1. 企業局本庁）

（4）退職給付引当金について、今後は新地方公営企業会計基準に従った所要額の計上を検討すべきである。（意見）

電気事業会計において自己都合期末要支給額を目標に、平成 22 年度末で退職給与引当金を 864 百万円計上しているが、今後は新地方公営企業会計基準に従った所要額を、原則法ないしは簡便法により算定する必要がある。平成 22 年度末現在、電気事業会計で約 15 百万円の引当金計上不足が生じている。

平成 22 年度現在、地方公営企業法の規定により、電気事業会計において自己都合期末要支給額を目標に、平成 22 年度末で退職給与引当金を 864 百万円計上している。

これは、電気料金の原価構成要素として、每期基準賃金の 20%を退職給与金として予算化した上で計上しているもので、当該予算金額は国（経済産業省）に認められたものである。

このように、現行の地方公営企業法における退職給与引当金の計上は任意であるため、各団体によって引当金の算定及び計上方法が異なり、その結果、各公営企業の適正な経営状況の把握ができず、公営企業間の比較可能性が損われる状況となっている。

今後は、「指針」第 5 章第 3 第 4 項に基づき、以下のいずれかの方法により、退職給付引当金を算定し、計上する必要がある。

① 原則法

企業職員の退職時に見込まれる退職手当の総額のうち、当該事業年度の末日までに発生していると認められる額を一定の割引率及び予想される退職時から期末現在までの期間に基づき割り引いて計算する方法。

② 簡便法

当該事業年度の末日において全企業職員（同日における退職者を除く）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法。

原則法は保険数理人（アクチュアリー）などによる退職給付債務の計算が必要となるが、公営企業では民間企業と異なり一般会計等との人事交流が頻繁にあり、退職給付債務の計算が困難な場合が予想されると考えられるため、簡便法で計算する機会が多くなるものと考えられる。

また、事業年度の末日の翌日に一般会計等へ異動することが明らかな場合であっても、交代で着任する職員がおり、事業年度末日において公営企業に在籍していることから、公営企業における退職給付引当金の算定が必要となると考えられるため、留意が必要である。この点、電気事業会計においては問題なく引当金計上されているものの、温泉事業会計・地域振興事業会計においては退職給付引当金を一切計上していない。その理由

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-1. 企業局本庁）

としては、人事交流の関係で、いずれの会計においても在職期間が一番長くなるという職員は想定されず、事務職は一般会計、技術職は電気事業会計といった具合に、在職期間が一番長くなる会計において退職金を支払うことを想定しているためである。尚、平成 22 年度末現在の状況は下記の通りである。

平成 22 年度末現在

(単位：百万円)

	電気事業	温泉事業	合計※1	必要額※2	引当額※3	差引
技術者	740	34	774	774	—	—
事務職	293	34	327	105	—	—
合計	1,033	68	1,011	879	864	15

※1 現員者に対する退職給付引当金

※2 将来支払うことが想定される退職給付引当金

※3 平成 22 年度末現在、貸借対照表に計上された退職給付引当金

新会計基準では企業局が将来負担する部分である上記必要額が退職給付引当金として計上すべき金額であることから、平成 22 年度末現在、電気事業会計においては約 15 百万円の引当金計上不足となっている。また、温泉事業会計においては、退職金の支払いが想定されていないため、平成 22 年度末時点の必要額を引当金計上する必要はないものの、仮に当該職員に対し将来電気事業会計において退職金を支払うのであれば、電気事業会計において、温泉事業会計での在職期間分を通算の上、退職給付引当金を計上することに留意する必要がある。この場合、その旨の注記が必要になるものと思われる。

なお、地域振興事業会計については、指定管理者制度により施設を管理しており、専任の職員はいないため、退職給付引当金は計上されないこととなる。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-1. 企業局本庁）

(5) 電気事業会計の渴水準備引当金が9,390千円過大計上となっている。(意見)

電気事業会計における平成23年度末現在の渴水準備引当金残高312,968千円は、平成23年度引当金限度額303,578千円と比べて9,390千円の過大計上の状況となっており、引当金取崩処理の要否を検討する必要がある。

県企業局は、平成20年度までは、電気事業法上「電気事業者」に該当していたため、電気事業法第36条及び渴水準備引当金に関する省令に基づき、渴水準備引当金の計上が義務付けられていたが、平成21年度からは、電気事業法上「卸供給事業者」に移行し、渴水準備引当金の計上については、電気事業法による義務付けの対象外となった。

平成23年度の電力量と収入を計算要素とした計算結果は以下のとおりとなっている。

$$(675,569 \text{ 千円} - 0.719 \text{ 円/kWh} \times 475,753 \text{ 千円} \times 2/10) \times 1/2 = 303,578 \text{ 円}$$

(注1) 「渴水準備引当金に関する省令」第3条第1項第2号に、積立限度額の算出方法が規定されており、それに基づき算出している。

(注2) 「0.719円/kWh」については、「年間水力発電受電単位あたり運転費の予定値」であり、「年間水力発電受電単位あたり運転費」は、同省令第1条第1項第7号に規定の「水力発電電力量の増減に比例して増減する費用の1キロワット時あたりの値」である。

(注3) 「2/10」については、県の電力受給契約は定額分8割、従量分2割の2部制をとっており、発電電力量の増減によって影響をうけるのは全体の2割であることから、2/10を乗じている。

当該年度に303,578千円の引当金計上が可能であるが、すでに引当金残高は312,968千円となっており、当該引当金計上可能額を9,390千円上回っている。

公営電気事業経営者会議では、平成20年11月、河川の流量の増減によって生ずる経理の変動を調整し、健全な電気事業会計を維持するため公営電気事業者において任意に渴水準備引当金を計上することの可否について総務省自治財政局に照会を行い、

- ・公営電気事業者において、電気事業法第36条及び渴水準備引当金に関する省令にかんがみて任意に渴水準備引当金を計上することは差し支えない。
- ・渴水準備引当金の算出方法などに関しても同様に電気事業法第36条及び渴水準備引当金に関する省令を任意に適用することが適当である。

旨の回答を得ている。

当該引当金については、電気事業法上の「電気事業者」ではない現状下においては任意計上となっており、今後の将来負担に鑑みて引当の十分性は確保されていると言える。但し、当該必要額から見て引当金計上過大の状況となっており、引当金取崩の要否を検討する必要がある。

（6）賞与引当金の計上を検討すべきである。（意見）

電気事業会計及び温泉事業会計において、賞与引当金が計上されていない。現行の地方公営企業会計基準上では必ずしも計上を求められていないが、企業会計上では計上することが義務付けられており、新地方公営企業会計制度上は賞与引当金の計上が求められるため、計上について検討する必要がある。

電気事業会計及び温泉事業会計において、職員給与条例により期末手当及び勤勉手当（以下、「賞与」とする）が支給されている。地方公営企業会計基準上では、賞与引当金の計上を必ずしも要求されていないため、賞与引当金が計上されていない。この処理は現行の地方公営企業会計基準に準拠した処理ではある。

しかし、企業会計上では、期間損益の適正な表示の要請から、また、法的な債務（条件付債務）としての性格を有する当該引当金は負債に計上しなければならないとされている。さらに、平成26年に改訂される地方公営企業会計基準においては、引当金の計上要件を満たす場合には、賞与引当金の計上が求められることとなっており、今後、賞与引当金の計上につき留意する必要がある。

なお、賞与の評価対象期間及び支給日は以下の通りである。

夏季賞与：評価対象期間（12月2日から6月1日まで）、支給日（6月30日）

冬季賞与：評価対象期間（6月2日から12月1日まで）、支給日（12月10日）

また、賞与引当金を計上した場合の試算を行うと、以下の通りである。

平成23年6月30日に支給された賞与の金額は、電気事業会計が78,295,876円、温泉事業会計が3,459,140円である。また、賞与にかかる共済組合負担金のうち、企業局の負担分は、電気事業会計が12,841,306円、温泉事業会計が567,333円である。（共済組合負担金の負担率は一般職員の期末勤勉等の負担率を採用している（短期給付：4.265%、介護保険：0.502%、長期給付：11.634%、合計：16.401%）。

平成23年度においては、当該年度に帰属するのは12月2日～3月31日までの120日であるため、電気事業会計及び温泉事業会計において、以下の金額を賞与引当金として計上することとなる。

電気事業会計：（78,295,876円＋12,841,306円）×120日÷365日＝29,962,909円

温泉事業会計：（3,459,140円＋567,333円）×120日÷365日＝1,323,771円

尚、企業会計上、引当金は正確な期間損益計算を行い、財政状態の適正な把握のために計上すべきものであることから、現在は新地方公営企業会計基準に準拠した計上を義務付けられていないとしても、早期に計上し財務諸表の明瞭性を確保することも必要である。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-1. 企業局本庁）

VIII. その他

（1）電気事業会計から市町村振興資金特別会計に貸付けられている利息計算に間違いがある。（指摘事項）

電気事業会計から市町村振興資金特別会計へ資金の貸付が行われている。平成23年度末に元利金の償還が行われているが、支払期日が銀行休業日に当たることから1日早く償還されている。金利の計算は年度末を基準に計算されていることから、電気事業会計では当該1日分の金利を多く受け取っている。本来は借入期間に応じた金利計算を行うべきである。

電気事業会計では市町村振興資金特別会計へ下記の条件で平成23年3月31日貸付している。

貸付金額：39,000,000円

貸付期間：平成24年3月31日まで

貸付利率：年利1.0%

元利金の支払期日：元利金の支払期日は、平成24年3月31日とする。ただし、元利金支払日が銀行休業日に当たる場合は、その前日とする。

平成24年3月31日が銀行休業日にあたることから、約定に基づき前日に元利金は償還されている。金利の計算は当初の支払期日である平成24年3月31日までの1年間分の390,000円で計算されている。しかし、本来は平成24年3月31日が銀行休業日であることは事前に判明していたことであるから、前日までの貸付期間で金利計算を行うべきである。

$39,000,000 \text{円} \times 1\% \times 365 / 366 \approx 388,934 \text{円}$

したがって、電気事業会計では1,066円多く金利を受け取っていることとなる。影響額は少額であるが、民間と同様な処理を行うべきである。

尚、期限の利益の放棄を合意していたもの等特別な取扱いを行うのなら、当初から契約に盛り込むべきものと思われる。先にも記載の通り、企業局の事業は独立採算を原則としている限り、損益や収支の状況を明瞭に表示することが必要である。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

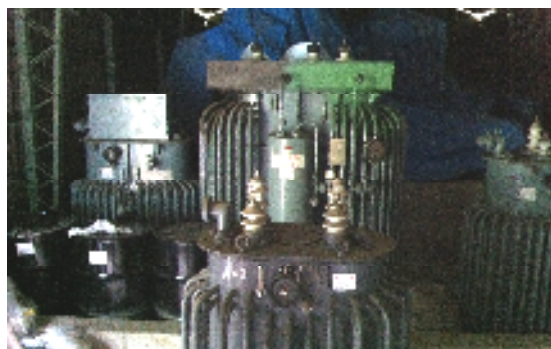
1. 電気事業（1-1. 企業局本庁）

(2) 早川水系発電管理事務所の倉庫において PCB 含有物が未処理のまま保管されていたドラム缶が存在したが、漏洩事故の危険性もあるため早急に対処されたい。(指摘事項)

企業局が所有する PCB 含有設備はひとまず早川水系発電管理事務所の倉庫に保管されるが、PCB 含有物を入れたドラム缶が 103 本未処理のままとなっている。漏洩事故の危険性もあるため、適切に保管されたい。現に保管後漏洩し、修繕処理をおこなったトランス等もあるため、速やかな対応が必要である。

企業局が所有する PCB 含有設備はひとまず早川水系発電管理事務所の倉庫に保管されるが、平成 23 年度末現在、最終処理施設に運搬されていない PCB 含有設備は 47 台、このほか登録が出来ないウエスや汚泥等が入ったドラム缶も 103 本と大量に存在している。また、少量ではあるが、搬出計画に組み込まれていない PCB 含有物（絶縁油分析検体）が 6 個ある。

上記のドラム缶 103 本は、PCB 処理業者である日本環境安全事業(株)（以下 JESCO という）の処理が決まっていないためそのままドラム缶に入れているとのことである。コンクリート敷きの土壌汚染を防止した倉庫に保管されているとはいえ、倉庫内で漏洩の危険性は否めないため、適切な保管容器に移し替えるべきである。現に、早川水系発電管理事務所の倉庫に搬入された後に漏洩し、抜油処理等をおこなったトランスもあるため、速やかに対応して搬出までの間適切な保管に努めるべきである。



PCB の保管状況

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-1. 企業局本庁）

(3) 未処理となっている PCB 含有設備の処理費用の見込みは 2 億 6 千万円余と多額であるため、費用の引当て等を検討されたい。(意見)

PCB の処理は環境省の指導に基づいて行っているが、PCB の処理費用の見込みは 2 億 6 千万円余と多額であるため、企業局としても費用の引当てや積立預金を計上する等、独自に対応を検討しておくことが望まれる。

環境省の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」によれば、平成 28 年 3 月までに PCB を含む高圧トランス等を処分しなければならないとされている。(※注) 環境省から指定された山梨県の処理業者は平成 27 年 3 月までしか稼働が約束されていないので、当面はこの時までには処理を進める必要があるとのことである。

(※注) PCB 廃棄物特別措置法施行令の平成 24 年 12 月改正で平成 39 年に延長。

平成 23 年度末で把握されている企業局の PCB 含有設備の処分費用は平成 24 年度約 3,000 万円、平成 25 年度約 4,800 万円、平成 26 年度以降約 1 億 8,800 万円の見込みとなっており、総額 2 億 6,000 万円余が見込まれている。

環境省の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」には次のような記載がある。

第 1 節 4 地方公共団体の役割

・・・さらに、都道府県は、国と協調してポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成を行うことが必要である。

上記の記載は、環境省が PCB 処理費用の負担能力の低い中小企業者に対し処理費用の一部を助成するため、各県等から補助を集め、基金を造成することを意図したものとのことである。企業局は当該基金から補助を受ける中小企業者には該当しない為、独自に PCB 処理費用を手当てしなければならないものと思われる。

従って、将来の処理費用の支出に備えて、費用の引当てや、積立預金を計上する等適切な対応を検討されたい。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-1. 企業局本庁）

（4）山梨県企業局が参加した海外調査に係る費用は、第三者に対してその内容に疑義を生じさせる可能性がある。また、調査の有効性を費用対効果の観点から検証することも必要である。（意見）

山梨県企業局が参加した公営電気事業経営者会議主催の海外調査は、その費用明細を確認した範囲においては、その支出内容の適切性について、第三者に疑義を生じさせる可能性が存在するものであった。全額公費で実施される性格からして、その支出内容については特段慎重な確認が必要であったと判断される。また、研修旅行との差異を明確化し、事業へ有効に反映されているかをあらためて検証することが必要と思料される。

電気事業を行っている地方公共団体によって構成される公営電気事業経営者会議では、平成 22 年度まで海外電気事業調査事業を行っていた。この事業の概要は会員から任意で希望者を募って、海外における電気事業についての調査を実施するというものであった。参考として、募集要項に記載されていた、平成 22 年度第 16 回の海外調査の目的は以下のとおりであった。

「第 16 回海外電気事業調査計画」

わが国では、地球温暖化対策に係る政策の策定等が進められており、公営電気事業を取り巻く情勢は大きく変化している。このような情勢の中で、公営電気事業者としての経済性の追求に係る手法や、地域に根ざした事業のあり方等について、海外における電気事業の現状を直接的に把握し、一層の知見を深めるとともに、従来にない価値観を創出し、今後の公営電気事業の進展に資することを目的とする。

山梨県企業局もこの海外調査に職員を派遣しており、参加費用についてはその全額を山梨県企業局の予算において、つまりは公費にて支出を行っていた。山梨県企業局も参加を行った平成 20 年度から平成 22 年度までの各年度に行われた海外調査の全 3 回について参加者 1 人当たりの費用とその内訳を確認したところ、以下のとおりであった。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-1. 企業局本庁）

	平成 20 年度 ドイツ・イタリア 11/5～11/14（現地 8 泊）	平成 21 年度 米国（ロサンゼルス等） 11/15～11/22（現地 6 泊）	平成 22 年度 スペイン、イギリス 9/28～10/6（現地 7 泊）
航空運賃	148,000 円	160,000 円	181,300 円
宿泊費	128,000 円	90,000 円	105,000 円
食事代	80,000 円	42,000 円	49,000 円
現地交通費等	62,000 円	70,000 円	73,700 円
通訳・現地ガイド・ 添乗員費用	167,300 円	280,000 円	225,000 円
その他費用	64,700 円	22,000 円	30,600 円
参加費合計	650,000 円	664,000 円	664,600 円
調査団人数 （添乗員除く）	6 人	3 人	6 人

海外調査の日程表や、調査後に作成された報告書（各年とも約 40～50 ページ程度）で確認した範囲においては、当調査の主目的が「海外における電気事業についての調査等」であることは確かであると判断される。しかし、その行先がヨーロッパやアメリカであることを考慮したとしても、6 泊から 8 泊で 1 人当たりの費用が 66 万円程度であり、県民に対して「相当に高額な旅費である」といった感覚を与えることは避けられないのではないかと思料される。特に、費用の中でも高額となっているのが表中の「通訳・現地ガイド・添乗員費用」に関するものである。上記表中の金額は参加者 1 人当たりの金額であるため、旅費全体での当該項目に係る費用は平成 20 年度が 167,300 円×6 人で 1,003,800 円、平成 21 年度が 280,000 円×3 人で 840,000 円、平成 22 年度が 225,000 円×6 人で 1,350,000 円となっている。「通訳・現地ガイド・添乗員費用」として発生する費用としては、専門的な調査であることを考えても、かなりの高額であり、その支出の全額が通訳等の費用に係るものであったのかという疑念を第三者に生じさせる可能性がある。確かにこの海外調査の企画は公営電気事業経営者会議によるものであり、山梨県企業局としてはそれに従って費用を支払ったのみではあるが、全額公費での実施という性格からして、その支出の内容については特段に慎重な確認をするべきであったと判断される。

また、調査報告書は作成されているものの、費用対効果の観点からその調査がどのように事業に反映されているか検証することも必要である。一般的には、調査の必要性が生じ、その調査の目的にあった企画が設けられるべきと思われる。上記の第 16 回の海外調査の目的には調査の必要性が特に感じられず、単なる研修旅行との疑念を抱かれる可能性がある。

(5) クリーンエネルギーに係る普及啓発活動を更に積極的に推進することが期待される。(意見)

クリーンエネルギーへの関心や評価が急激に高まっている現在、それに係る普及啓発活動を山梨県企業局として行うことの意義は非常に高いものであると考えられる。現在行っている普及啓発活動は各出先において独自に行っていると感じられたが、改善が必要と考えられる事案に対して、企業局全体で何らかの策を講じることは可能ではないかと思料される。今後も、普及啓発活動について更に積極的に活動を行っていくことが期待される。

山梨県企業局では各出先機関において、クリーンエネルギーに係る普及啓発活動を行っていることは本報告書でも記載したが（97 ページ、111 ページ、121 ページ）、東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故以来、クリーンエネルギーへの関心や評価が急激に高まっている現在、そのような活動を山梨県企業局として行うことの意義は非常に高いものであると考えられる。しかし、現在行っている普及啓発活動は企業局全体で有機的に行っているというよりは、各出先において独自に行っていると感じられた点は否めない。

例えば、発電総合制御所において毎年開催しているゴロンキーズや夏の工作教室などは、募集定員に対して参加希望者が超過してしまうといった状況が毎年続いている。開催する場所の確保や運営する職員の人員等に制限があることは理解するところであるが、将来を担う子どもたちに対してクリーンエネルギー、つまりは環境教育を行う上で有効なコンテンツであるゴロンキーズ等を現状のままにしておくことは、非常に惜しいと感じられる。また、笛吹川水系発電管理事務所において行っている柚ノ木発電所の施設見学についても、中学校や小学校が課外学習等で一度に大人数での見学を希望した場合に対する体制の構築や、前時代的な展示室の更新についても検討が必要であると考えられる。

普及啓発活動に係る経費を売電料金に転嫁することが難しいなどの事情があることは理解するが、このような活動を進めていくことは広く県民の福祉の増進にも繋がると思われるため、今後も普及啓発活動について更に積極的に活動を行っていくことが期待される。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-1. 企業局本庁）

（6）現在使用されている切手受払簿は残枚数が把握できない様式であるため、様式の改正を行うべきである。（意見）

山梨県企業局においては、郵便切手類の受払管理を「郵便切手類受払簿」により行っているが、現在の様式では、切手の種類別の残枚数を把握するためには、一定の計算が必要となる。切手類の管理のためにはその合計残額のみならず、切手の種類別の枚数を管理することが重要である。この「郵便切手類受払簿」は山梨県財務規則で定められた様式であるため、今後は必要な情報が一見して把握できるように、切手受払簿の様式について山梨県として改正を行うことも検討すべきである。

山梨県企業局においては、郵便切手類の受払管理を「郵便切手類受払簿」により行っている。各出先機関における切手類の実査の結果については別に記載したが、企業局で共通して使用されているその受払簿については、その様式について一部改正が必要であると判断される。

年月日	受 高				払 高				残額	備考
	内 訳			金 額	内 訳			金 額		
	円 10	円 20	...		円 10	円 20	...			
○月分計										
累計										

上記が現在使用されている受払簿様式の概略である。現在の様式では月計、累計ともに受高及び払高の発生枚数の計は把握できるが、切手の種類別の枚数を把握するためには、「受高累計－払高累計」という計算が必要となる。切手類の管理のためにはその合計残額のみならず、切手の種類別の枚数を管理することが重要である。例えば、上記表の累計行の下に、「次月繰越残高」の行を設け、純額での種類別切手残高枚数を記載することも1つの方法として挙げられる。また、この「郵便切手類受払簿」は山梨県財務規則で定められた様式であるため、今後は必要な情報が一見して把握できるように、切手受払簿の様式について山梨県として改正を行うことも検討すべきである。

（7）貸与された被服に社名や社章等を明示して、県民にわかりやすい対応や所得税法上給与課税の行われぬような明確な対応を行うべきである。（意見）

山梨県企業局では山梨県企業局被服貸与規程に基づく対象者のうち希望者に対して作業服の貸与を行っている。専ら勤務場所のみにおいて着用する作業服等は、所得税法上給与課税されないこととなっている。このような取扱が明確となるように、山梨県企業局の社名又は社章等を作業服に記載すべきである。また、来訪する県民の利便性のためにも企業局職員であることを明示すべきである。

山梨県企業局では、企業局被服貸与規程を設け被服の貸与を行っている。当該規程では、被服貸与台帳を設け被貸与者ごとに管理し、離職時等の貸与品の返納や滅失・毀損時の損害賠償等を規定している。また、貸与品ごとに貸与期間を設け、貸与期間を経過した貸与品は被貸与者に無償で払い下げている。

被服の貸与について、所得税法上給与課税の行われぬ場合は次のように取り扱われている。

所得税法施行令第21条(非課税とされる職務上必要な給付)

二 給与所得を有する者でその職務の性質上制服を着用すべき者がその使用者から支給される制服その他の身回品

三 前号に規定する者がその使用者から同号に規定する制服その他の身回品の貸与を受けることによる利益

所得税法基本通達9-8（制服に準ずる事務服、作業服等）

専ら勤務場所のみにおいて着用する事務服、作業服等については、令第21条第2号及び第3号に規定する制服に準じて取り扱って差し支えない。

この場合の「制服」とは職務の性質上着用を義務付けられている場合であり、この制服は一見して特定の職員等であることが判別できるものであることを要する。また、制服ではなく作業服等であっても専ら勤務場所のみにおいて着用するものについては上記の通り「制服」と同様な取扱となっている。

山梨県企業局では、企業局被服貸与規程に基づく対象者のうち希望者に貸与されている状況にあり、また、専ら勤務場所のみにおいて着用するものであるか否か明確に判別できない状況にある。したがって、当該作業服には山梨県企業局の社名又は社章等を記載することにより、一見して企業局の職員等であることが判別できるようにすべきである。また、企業局は各事業所等において展示施設があり、啓発活動も行っており、外部の者と接する機会も多いことから、社員証だけでなく、企業局の職員であることを明示することにより、より県民にわかりやすい対応を行うべきものと思われる。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-2. 発電総合制御所）

1-2. 発電総合制御所

I. 契約関係

(1) 監視制御システム保守点検業務委託契約の契約内容の見直しを検討すべきである。
(意見)

発電総合制御所では監視制御システムの保守点検委託契約を行っているが、次のような契約内容の見直しを行うべきである。

①契約履行期間の始期が6月4日となっているので、保守業務については契約準備行為に準ずる方法等を採用し、4月1日から履行が開始するような契約を締結すべきである。

②平成22年度の委託契約の保守業務は障害が発生した時の対応業務3回分であるが、3回の対応時何れも修繕等の支出を伴うものであり、保守業務としての意味合いは少ないものと思われる。当該契約は点検業務のみの委託とすべきである。

③契約書内に綴られている仕様書には点検項目の記載があるが、各年度に実施しない項目は項目欄に×を記載している。契約書内においては×による点検項目の削除ではなく、項目を記載しないこと等による対応を図るべきである。

発電総合制御所では、監視制御システムの構築先であるA社と当該保守点検業務について随意契約を締結している。平成22年度の契約内容の概要は次の通りである。

委託業務名：監視制御システム保守点検委託

履行期間：着手 平成22年6月4日

完成 平成23年3月31日

業務委託料：4,263,000円

公共事業総合管理システムに受託先が入力したデータの抜粋

業務内容	金額 (円)	内、障害対応分 (円)
点検・整備費	3,222,000	644,000
共通仮設	390,000	90,000
現場管理費	50,000	※1 —
点検整備管理費	40,000	※1 —
一般管理費	358,000	※1 —
消費税等相当額	203,000	※2 36,700
合計	4,263,000	770,700

※1 障害対応業務に該当する金額は不明

※2 点検・整備費及び共通仮設に対応する消費税等相当額

第三 山梨県企業局の監査結果と意見
1. 電気事業（1-2. 発電総合制御所）

契約内容等を閲覧すると以下のような改善すべき事項が見られた。

①契約履行期間の始期は上記の通り6月4日となっている。当該契約の現状では4月1日から6月3日の間は当該契約に基づいた保守業務は実施されないこととなる。この期間に障害が生じた場合には別途委託をしなければならない状態である。障害に対する迅速な対応や効率性・経済性の観点からも、保守業務については契約履行期間の始期が4月1日となるような契約を締結すべきである。

②上記保守点検委託契約の業務範囲は、発電総合制御所における監視制御システムの精密点検（1回）・普通点検（1回）、早川水系発電管理事務所におけるデータ中継装置の精密点検及び障害時対応（3回）である。障害時対応業務は障害が発生した時に技術者を派遣する業務3回分である。平成22年度の3回の障害時対応は下記の通り何れも修繕等の支出を伴うものであり、障害時の保守業務としての意味合いは少ないものと思われる。このような委託業務がなくとも障害発生時に個別に修繕を依頼した場合にも同様な費用の支出が行われることから、上記に記載された業務委託料の内、障害対応分770,700円は必要ないものと思われる。現状のような修繕を伴うような障害時対応を行うのなら、当該契約は点検業務のみの委託とすべきである。

年月日	工事内容	金額（円）
平成22年6月4日	監視制御システム監視卓WS部品交換	344,400
平成22年7月6日	監視制御システム総監盤WSマザーボード交換	493,500
平成22年12月29日	監視制御システムプリンタWS障害復旧	1,260,000

尚、平成23年度における障害時対応業務3回は何れも上記のような支出を伴う修繕業務ではなく、不具合への対応業務であった。

③契約書内に綴られている仕様書には実施すべき点検項目が表の形式で記載されているが、当該年度に実施しない点検項目は表の中の項目欄に×を記載している。×の記載では、×を追記することにより、契約内容の改ざんが可能である。一般的には契約書の記載内容の変更は、2重線で訂正の上、欄外に○字削除、○字挿入等の記載で対応していることから、契約書内においては×による点検項目の未実施を表現するのではなく、当該年度に実施しない点検項目は記載しないこと等による対応を図るべきである。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-2. 発電総合制御所）

（2）平成 21 年度に行われた植栽管理の随意契約に係る企業局の対応は拙速なものであったと判断される。（意見）

発電総合制御所が平成 21 年度に行った植栽管理の随意契約は、聴取した見積書の全てが予定価格を超過しており、1 度不調となったため、委託内容に寄植剪定の追加を行った上で予定価格の再積算が行われた。当初の予定価格に寄植剪定が含まれていなかった理由は、経費の節減及び人材育成制度の一環として職員自らで行うことを計画していたためであるとのことだが、結果として当初の目的は未達成に終わっており、今回の企業局の対応は拙速なものであったと判断される。また、委託内容が追加になっているにもかかわらず、当初見積金額よりも低い金額を全ての業者が提示してきたという事実からすると、委託内容の説明について、一定の配慮を行うことを検討すべきではなかったかと思料される。

発電総合制御所が平成 21 年度に行った植栽管理の委託契約に係る経緯は以下のとおりである。

①平成 21 年 6 月に「発電総合制御所敷地内の植栽の良好な状態を維持すること」を目的として植栽管理委託が起案された。本委託に係る予定価格は 300,000 円（消費税抜き、以下同様）と積算された。

②本委託の契約形態は山梨県財務規則に従い、発電総合制御所が選定を行った 3 社の見積り合わせによる随意契約であった。

③3 社から徴取した見積金額はいずれも予定価格を上回るものであったため、その後見積書の再徴取が行われたが、2 回目においてもその金額は予定価格を超過していたため、本契約は不調の取扱いとなった。

1 回目見積金額		2 回目見積金額	
A 社	450,000 円	A 社	410,000 円
B 社	475,000 円	B 社	430,000 円
C 社	460,000 円	C 社	445,000 円

※左表のとおり、1 回目、2 回目ともに予定価格の 300,000 円を超過していた。

④不調を受けて、発電総合制御所では予定価格の再積算を行った。再積算後の予定価格は 470,000 円と当初の予定価格に比して大幅に増加した。

⑤当初と同じ選定業者から見積書の徴取を行い、1 回目の見積り合わせにより契約業者が決定した。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見
1. 電気事業（1-2. 発電総合制御所）

1回目見積金額	
A社	400,000円
B社	405,000円
C社	406,000円

※左表のとおり、3社とも予定価格を下回る見積書の提示がなされ、最も低い価格を提示したA社が契約業者と決定した。

この内、経緯④において行われた予定価格の再積算の内容を、植栽管理委託仕様書において確認したところ、予定価格の再積算に当たっては、以下のとおり委託内容の追加が行われていた。

当初仕様書の委託内容		予定価格増加時の委託内容	
高木剪定及び中木剪定	1回	樹木剪定(高木・中木・ 寄植剪定)	1回
防除(中高木・寄植・芝)	1回	防除(中高木・寄植・芝)	1回
施肥(中高木・寄植・芝)	1回	施肥(中高木・寄植・芝)	1回
その他監督員の指示するもの	1回	その他監督員の指示するもの	1回

当初の仕様書において、寄植剪定が含まれていなかった理由について確認を行ったところ、「その前年度までは寄植剪定についても業者に委託を行っていたが、平成21年度においては経費の節減及び人材育成制度の一環として職員自らで行うことを計画していたためである」とのことであった。そのような試み自体に異を唱えるところではないが、予定価格の再積算時においてはその目的は全く考慮されていなかった。結果として当初の目的は未達成に終わってしまっており、今回の企業局の対応は拙速なものであったと判断される。また、当初契約の不調後に、再度見積書の徴取を行う際には、委託内容が追加となった仕様書を各業者に送付しているため、企業局に手続き上の瑕疵は存在しないと判断されるが、実際には全ての業者がその見積書の再提出にあたって、委託内容が追加になっているにも関わらず、当初見積金額よりも低い金額を提示してきたという事実を勘案すると、業者に対する委託内容の説明について、一定の配慮を行うことを検討すべきではなかったかと思料される。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-2. 発電総合制御所）

(3) 1社単独の随意契約となっている工事について、入札を見直すことも必要である。
(意見)

電力会社との取引に用いる計器の取替工事について、指名競争入札を実施しているが、他社の辞退により1社単独の随意契約となることが続いている。その当初落札率は高い数値を示している。このことは、入札の透明性に疑義を生じる可能性がある。予定価格を事前公表していることも辞退の要因の一つとも考えられるが、辞退の理由を確認し、指名業者の拡大を行うべきである。また、その理由によっては入札を断念し、単独随意契約を検討する必要がある。

各発電所では、電力会社との電気の取引量を計るため、7年ごとに計量器を取り替えている。この計量器は、計量法による「日本電気計器検定所が行う検定を受け、これに合格したものとしての検定証印が付された特定計量器」とされており、日本電気計器検定所の検定を受けなければならない。なお、この特定計量器は、計量法施行令により有効期間が定められており、電力量計の電子式のものは「7年」とされている。そのため、7年ごとに計量器を取り替えが必要となる。

この特定計量器の取替工事は、指名競争入札を実施している。しかし、結果としては随意契約となっている。平成22年度の「西山発電所他取引用計器取替等工事」の随意契約理由書には次のとおり記載されている

本工事は、計量法に基づく取引用電力量計の検定終了に伴う取替工事を行うものである。電気工事業のうち、同工事の実績のあるもの2者、同種電力量計の製造を行っているもの2者及び当該発電所の製造・据付工事を行ったもの、併せて5者による指名競争入札を行ったが1者のみの応札だけであった。

本契約において、上記業者以外の応札は期待できない。このため、地方公営企業法第21条の14第1項第8号により、上記業者と随意契約したい。

(地方公営企業法第21条の14第1項第8号)

競争入札に付して入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき

また、他の特定計量器の取替工事も同様に随意契約が結ばれている。下記に入札結果及び落札率を示す。

工事名

- ①西山発電所他取引用計器取替等工事
- ②野呂川・奈良田第二発電所取引用計器取替等工事
- ③柚ノ木電所取引用計器取替等工事

第三 山梨県企業局の監査結果と意見
1. 電気事業（1-2. 発電総合制御所）

（単位：千円）

年度	工事名	予定価格	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	落札率(%)
H22	①	2,646	辞退	辞退	辞退	辞退	2,625	-	-	99.2%
H22	②	2,971.5	辞退	辞退	辞退	辞退	2,940	-	-	98.9%
H23	③	4,462.5	辞退	-	-	辞退	4,410	辞退	辞退	98.8%

このように、E社を除く4社のすべてが入札を辞退するという状況が続いている。選定の理由には「同工事の実績のあるもの・・・」「当該発電所の製造・据付工事を行ったもの・・・」とあるので、1社のみ作業が可能といった、特別な技術をとまなう工事ではないと思われる。それにもかかわらず、このような状況が続いているということは不可思議と言わざるを得ない。また、これらの入札は、予定価格を指名業者に事前に通知している。そして、高い落札率である。このことは、入札の透明性に疑義を生じる可能性がある。

③の工事では、2社の指名業者を変更しているが、双方ともに入札を辞退している。他社が辞退している状況が続いていることから鑑みて、新規の2社に対し、応札するか否かを事前に確認することも必要であったと史料する。

予定価格の事前通知が、辞退に繋がっていると考えられるが、各社に辞退の理由を確認する必要がある。また、理由を分析したうえで、指名業者の拡大を行うべきである。なお、その結果、各社が専門性及び特異性のある工事と判断し、採算性等から辞退を行うのならば、当初から単独随意契約を検討する必要がある。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-2. 発電総合制御所）

II. 固定資産関係

（1）今後使用する見込みのない資産については廃棄処分等を適宜進めるべきである。
（指摘事項）

発電総合制御所の3階書庫の実査を行ったところ今後使用される見込みがないと判断される資産が放置されていたが、不要な保管コスト軽減のためにも適宜廃棄等の処分を進めるべきである。また発電総合制御所は災害等の緊急時において企業局の対策本部とすることとされているため、緊急時のスペース確保という目的のためにもそのような処置を進めることが必要である。

発電総合制御所内、3階書庫の実査を行ったところ今後使用される見込みがないと判断される以下のような資産等が放置されている現状が確認された。

- ・パソコンモニター3台
- ・プリンター2台
- ・パソコンハードディスク2台
- ・山梨県企業局40周年記念誌232冊

今後、通常の業務において使用する見込みがなく、かつ他の施設等において再利用の可能性もないような不要資産については、保管コストを徒に発生させるのみであるため、適宜廃棄等の手続きを進めるべきである。特にパソコンのハードディスクについてはデータが残っている可能性もあるため、保管する場合にはその方法に特段の配慮が必要であるし、処分する場合にも適切な方法を採用する必要がある。

また、発電総合制御所は災害等の緊急時において企業局の対策本部とすることとされている。そのような緊急時に十分なスペースを確保するという意味合いにおいても、前述したような処置は早急に進めるべきである。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見
1. 電気事業（1-2. 発電総合制御所）

（2）備品台帳に記載が漏れているパソコンが5台ある。（指摘事項）

山梨県企業局備品及び準備品の取扱要領第3条には準備品を適正に管理するため準備品台帳を備え付けなければならない旨定められている。パソコンも1万円以上であれば準備品に該当することから、漏れなく準備品台帳に記載し現物管理することが必要である。

山梨県企業局備品及び準備品の取扱要領には次の記載がある。

第2条（準備品の範囲）
この要領において準備品とは、次に掲げるものをいうものとする。
～中略～
三 前各号に掲げるもののほか、取得価格が1万円以上で次に掲げるもの
テレビ、ラジオ、テープレコーダー、カメラ、卓上電子計算機・・・

第3条（準備品台帳）
企業出納員又は物品取扱員は、準備品を適切に管理するため、準備品台帳を財務規程に規定する固定資産原簿又は固定資産台帳に準じて備え付けなければならないものとする。

上記の通りパソコンも1万円以上であれば準備品に該当するため、準備品台帳に記載する必要があるが、記載漏れとなっていたパソコンが5台あった。（管理シールNo. A0004997、4998、4999、5001、5002 合計5台）

発電制御所では、山梨県一人一台パソコン等管理要領に基づく機器管理台帳（パソコン一覧表）を作成し、購入パソコンのみならずリースパソコンも管理しているが、購入したパソコンについては上記取扱要領に従い、準備品台帳にも記載すべきである。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-2. 発電総合制御所）

（3）固定資産の管理シールが添付されていないパソコンがある。（指摘事項）

発電制御所で管理されている固定資産のうちパソコンについて現物確認したところ、管理シールが取れているものが1台あった。またこれとは別に機器管理台帳（パソコン一覧表）に掲載されていないパソコンが1台あった。

山梨県企業局備品及び準備品の取扱要領には次の記載がある。

第4条（備品及び準備品の表示）

備品及び準備品の表示は、品目ごとに記号及び番号で整理するとともに、別表に定めるテープカラーを事業会計ごとに色別し、記号及び番号を表示するテープを備品及び準備品に貼付するものとする。

～以下略～

パソコンは1万円以上であれば準備品に該当するため、上記取扱要領に従い記号及び番号を表示するテープを貼付しなければならない。パソコンにテープ（管理シール）を張り定期的に現物確認することは、固定資産の有効な管理手段であるため、管理シールも取れないよう添付しておくことが必要である。

また、上記とは別に、山梨県一人一台パソコン等管理要領に基づく機器管理台帳（パソコン一覧表）に掲載されていないパソコンが1台あったが、その理由は、太陽光発電設備と一括して購入したためとのことである。しかしながら、パソコンは発電設備とは別に単独で買い替え可能なので、台帳上も区分して管理すべきと思われる。加えて、一括して購入した資産を台帳上区分しておかないと、現物と台帳を照らし合わせる事が出来ないため、物品管理上も有効ではない。台帳上枝番を付けるなどにより区分し、現物との照合を行い、物品管理に役立てるべきである。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見
1. 電気事業（1-2. 発電総合制御所）

（4）給水設備の一部の設備の交換は、修繕費ではなく資本的支出としての計上を検討すべきである。（意見）

建物附属設備のうち給水設備を構成する一部の設備が、不具合のため交換されている。修繕費として計上されているが、固定資産の本体を形成するものなので、期間損益計算の適正化の観点から資本的支出として計上することも検討すべきと思料される。

発電総合制御所では、建物附属設備の給水設備のうち不具合となった旧自動給水機を撤去し、新たに自動給水機を設置し、支出した金額1,386,000円を修繕費として処理している。当該会計処理は下記の規定に基づく処理である。

電気事業会計では、電気事業会計規則取扱要領（以下、取扱要領という。）に基づき、資本的支出と収益的支出の区分にあたって次の通り規定している。

第十七 事業者は、資本的支出と収益的支出との区分を適正にするため、電気事業固定資産に附加（取替えのためにする場合を含み、新設及び増設の場合を除く。以下この章において同じ。）し、又は当該資産から除却した場合に資本的支出として整理すべき一定単位の物品（以下、「資産単位物品」という。）を別表を基準として定めておくものとする。

第十八 資産単位物品が既設の電気事業固定資産に附加された場合は、資本的支出として整理するものとする。ただし、規則第十三条第一項に該当する場合は、この限りでない。

第十九 資産単位物品以外の物品が既設の電気事業固定資産に附加された場合は、収益的支出として整理するものとする。ただし、当該附加によって当該附加された資産の機能が著しく増進され、又は使用可能期間が著しく延長されるときは、収益的支出として整理しないことができる。

また、山梨県企業局における「電気事業固定資産の資本的支出と収益的支出との整理区分要領」（以下、区分要領という。）の別表「資本的支出基準表」の収益的支出について次のように記載されている。

第3条 （収益的支出）

2 電気事業の固定資産を取替える場合で、その取り替えようとする資産が資産単位物品とならない物品であるときは、収益的支出として整理する。

（以下、略）

当該自動給水機は電気事業資産単位物品表による位置づけは、下記の通りである。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-2. 発電総合制御所）

目：建物

節：鉄筋コンクリート造

資産単位：建物給水設備

記録単位：給水設備

本件では記録単位である給水設備の交換であり、資産単位である建物給水設備の交換ではないとのことである。ここでいう資産単位の建物給水設備は、建物附属設備そのものを意味し、建物に付帯された給水設備全体の交換、すなわち建物の建替えが行われな限り資本的支出とはされないこととなる。建物給水設備の一部の交換等は、金額の如何を問わず、資産単位物品に該当しないために修繕費として処理されてしまう。上記の取扱要領や区分要領に従った処理であるが、これらの規定に基づくと多くの支出が収益的支出として取り扱われ、GAAP（一般に公正妥当と認められた会計原則）の資本的支出と収益的支出との概念から乖離し、期間損益計算を歪める結果となる。従って、上記取扱要領第十八ただし書を適用して資本的支出として取り扱うべきことを検討することも必要である。

なお、「区分要領」の「資本的支出基準表」の例示でも、下記の通り記載されている。

資本的支出で整理する具体的事例

項目－建物

3 建物の付属設備

暖房、換気、消火、給水、排水、屋外電灯電力の各設備並びに門及び塀等の資産単位物品ごとの取替

備考

軽易な木造建物については、それぞれの全部取替えの場合に限り資本的支出とし、部分取替は収益的支出とする

（下線は、監査人）

Ⅲ. 給与・人事関係

（1）非常勤嘱託職員及び短期臨時職員の給与計算において、知識不足やエクセルの入力ミスに起因する計算誤りが散見された。（指摘事項）

発電総合制御所における非常勤嘱託職員等の給与事務について、下記の通りの担当者の知識不足やエクセルの入力ミスに起因する計算の誤り等が散見された。

- ①扶養控除申告書提出のない職員に対する源泉徴収税額表甲欄の適用
- ②賞与支給時の源泉徴収漏れ及び計算誤り
- ③賃金台帳から源泉徴収簿への転記誤り

山梨県企業局において、非常勤職員、非常勤嘱託職員及び短期臨時職員の給与は、その計算から支給、及び源泉税の納付等の全てを各管理事務所等の出先で行うこととされている。（なお、常勤職員の給与計算については本庁で一括して処理される。）発電総合制御所における非常勤嘱託職員等の給与事務について確認を行ったところ、担当者の給与事務に対する知識不足や給与計算を行うエクセルの入力ミスに起因する計算の誤り等が散見された。

①平成21年度から23年度の期間において、非常勤嘱託職員の一部の者が扶養控除申告書を提出していなかったにもかかわらず、源泉徴収を行うに当たって源泉徴収税額表甲欄の適用を行っていた。その該当する職員の年間給与の合計額は103万円以下であり所得税が発生しないことがその理由であるとのことだが、扶養控除申告書の提出がなされていない者に対しては乙欄での源泉徴収を行うことが給与支払者の義務である。扶養控除申告書が未提出である者に対して甲欄で源泉徴収を行うことは源泉徴収義務違反となる。今後は発電総合制御所からの給与が主たる給与である者に対しては扶養控除申告書の提出を求めた上で甲欄の適用を行い、従たる給与である等の理由により扶養控除申告書の提出を行わない者に対しては乙欄を適用し、源泉徴収を適切に行うことが必要である。

②非常勤嘱託職員に対する賞与について源泉徴収漏れが存在した。賞与に対する源泉徴収税額の算出方法は以下のような計算が行われる。

賞与に対する源泉徴収（通常の場合）

- （1）前月の給与から社会保険料等を差し引きます。
 - （2）上記（1）の金額と扶養親族等の数を「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」に当てはめて税率（賞与の金額に乗すべき率）を求めます。
 - （3）（賞与から社会保険料等を差し引いた金額）×上記（2）の税率
この金額が、賞与から源泉徴収する税額になります。
- （国税庁ホームページより転載）

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-2. 発電総合制御所）

上記表中の方法（2）に求めた税率が0%で無い限りは、賞与の支給額の多寡に係わらず源泉徴収税額が発生することとなるが、発電総合制御所において非常勤嘱託職員 A に対して支給した平成 22 年度上期賞与に対して源泉徴収を行っていなかった。本来は下記に計算した税額 874 円の徴収が必要であった。

i	A の前月給与等の額から算出された賞与に対して乗ずるべき税率・・・2%
ii	A に対する賞与の支給額・・・50,000 円
iii	A に対する社会保険料控除額・・・6,254 円
iv	A の賞与に係る源泉徴収必要額（ii - iii）× i・・・874 円

A については年末調整において税額の清算が行われているため、年税額に誤りは無かったが、所得税の源泉徴収及び納付は月々正確行うべきものである。また A に対する事例は単純な知識の不足によるものであるが、その他にエクセルの入力ミスに起因する次のような事例が存在した。発電総合制御所では非常勤嘱託職員及び短期臨時職員の給与計算をエクセルで行っているが、平成 22 年度の B 職員に対する上期賞与の源泉税額計算時に、担当者が誤って本来はエクセルの計算式が入力してあるセルに数値を直接入力してしまったため、賞与に対する源泉税額が誤ったものとなってしまう。さらに、平成 23 年度の給与計算を行うエクセルファイルは平成 22 年度のもをコピーして使用していたため、平成 23 年度の上期賞与についても全く同様の誤りが発生してしまっていた。このようなエクセル入力誤りは給与計算に対する知識の無い者が発見することは困難であり、前述のとおりそのファイルがコピーされて使用されていくことを考えると、単純ではあるが致命的なミスである。

③賃金台帳に記載されている社会保険料の金額と、源泉徴収簿に記載されている社会保険料の金額に差異が発見された。月々の給与支払いの基礎となる賃金台帳と、年末調整の基礎となる源泉徴収簿はその全ての項目において金額が一致して当然であるが、職員 B に係る当該事項については以下のような不一致が確認された。

賃金台帳における平成 22 年 9 月社会保険料控除額	16,852 円	}
不一致		
源泉徴収簿における平成 22 年 9 月社会保険料控除額	16,850 円	

この原因としては、現行のエクセルにおいては月々作成の賃金台帳から源泉徴収簿への転記は自動では行われず、再度手入力にて行っていることに起因すると考えられる。一般的に手作業での転記はミスが起りやすく、リスクの高い作業である。今回発見された事例は金額的に僅少であり、税額に与える影響は無かった。しかし、現行の給与事務形態を継続する以上は、転記ミスを起因とする計算誤りというリスクが発生する可能性は高いままであると判断されるため、給与の計算を行なうにあたっては細心の注意を払うべきである。

IV. 内部統制関係

(1) 展示施設や啓発活動について実施したアンケート結果に対して、問題点、反省点や改善点等フィードバックした内容の文書を残しておくべきである。(意見)

発電総合制御所では展示施設を常時設け、また、年3回の啓発活動を行っている。来館者や参加者に対してアンケートを実施し、集計結果等を全職員に回覧している。また、毎月のリーダー会議の際には改善点等の議論を行っているとのことである。しかし、その内容や意見についての議事録等は残されていない。議論された反省点や改善点等が集約化された一覧性のある文書に残し、施設や啓発活動の改善に役立てるようにすべきである。

発電総合制御所では、水力発電、太陽光発電、風力発電等のクリーンエネルギーに関する諸資料や発電の仕組みについて展示し、「環境とエネルギー」に対する理解を深めることを目的として展示施設を設けている。最近では小学校等の環境学習の授業として利用されている。県内だけでなく県外の来館者もあり、入口にはアンケートボックスを設けている。また、小学校の夏休みにあたる7月には3日間連続のクリーンエネルギー学習講座「ゴロンキーズ」を開催し、8月には5日間にわたりクリーンエネルギー工作教室を開催している。11月には県民の日協賛事業としてクリーンエネルギーフェスティバルを開催し、県民に対して啓発活動を積極的に行っている。その際には必ず参加者にアンケートを実施している。

平成23年度に実施された内容は次の通りである。

名称	ゴロンキーズ	クリーンエネルギー工作教室	クリーンエネルギーフェスティバル
実施日	7月26日～28日	8月16日～20日	11月12日
内容	学習会、見学会、工作教室	工作教室	工作教室、体験教室、遊具体験
参加費	無料	無料	無料

これらのアンケートは毎月又は開催の度ごとに集計し全職員に回覧し意見等を求めている。また、毎月行われているリーダー会議の場においても議論として取り上げられているとのことである。しかし、その内容や意見についての議事録等は残されていない。PDCA サイクルの中でこれらの会議において出された問題点、反省点や改善点を集約化し、一覧性のある文書として残し、施設や啓発活動の改善に役立てていくべきものと思われる。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-2. 発電総合制御所）

（2）切手と同様に官製はがきについても受払いの記録を行い残高の管理をするべきである。（指摘事項）

発電総合制御所の金庫内に保管されていた切手の実査を行ったところ、受払の記録がなされていない官製はがき（50円）が1枚存在した。官製はがきは容易に換価可能な現金同等物であり、今後は継続的に受払いの記録を行い、厳格に管理を行っていくべきである。

山梨県企業局発電総合制御所の金庫内に保管されていた切手の実査を行ったところ、実査日における切手の枚数と郵便切手類受払簿の枚数については差異がないことが確認された。しかし、切手と同じファイルに保管されていた官製はがき（50円）1枚については、受払簿において記録がなされてはいなかった。金額的には僅少ではあるが、官製はがきも切手同様に容易に換価可能な現金等価物であり、今後は継続的に受払いの記録を行い、厳格に管理を行っていくべきである。また、今後同種の現金等価物が発生した場合には、同様な受払管理を行うべきである。

1-3. 早川水系発電管理事務所

I. 契約関係

(1) 私有地等の賃借にあたっては、地価の下落等も考慮した適切な借地料の検討を行うべきである。(意見)

早川水系発電管理事務所では、電柱敷、電線敷、管理用道路敷、水道管敷、取水口の敷地等として、県や民間の個人・法人から借地をしている。これらの借地料は長期間にわたり据え置かれている。土地の価格を前提として算出される借地料については、地価の下落状態を反映した借地料を検討すべきである。

早川水系発電管理事務所では下記の通り、一部の発電所敷地、電柱敷、電線敷等を賃借しており、借地料等を支払っている。県有地を借地する場合には県行政財産使用料規定に則り山梨県の公有財産台帳に記載された土地の価格を基に借地料を算定し、電柱敷を借地する場合には電気通信事業法施行令に基づき借地料を算定している。一方、個人や法人が所有するその他の土地の借地料については、土地の時価を基に利回りを乗じることにより算定している。また、線下補償料については、「架空送電線の設置に伴う線下補償（阻害率）のあり方について」に基づき、土地の時価に空間部分の利用価値率及び利回りを乗じることにより算定している。

下記の通り、当該借地料は平成1年、平成7年又は平成15年より据え置かれている。借地の対象となる山林の時価は国土交通省の価格を参考に検討されているようであるが、そもそも土地の価格は地域要因及び個別的要因等を反映して形成されるものであり、単に近くに存することをもって当該要因の比較が行われずに同じ価格を適用することは誤りである。土地の価格が下落基調にある中で長期間にわたり借地料等が据え置き状態にあることは不自然である。本来は借地料自体を又は借地料等計算の根拠となる山林の価格を適切に把握し、これらが困難な場合には山林価格の下落率等を反映した借地料等を適切に算定することが必要である。

平成23年度借地内容

借地対象	借地料（円）	借地料等の算定根拠
野呂川発電所敷地（県より借地）	—	県行政財産使用料規定
電柱敷	197,320	電気通信事業法施行令
電線敷	531,226	土地価格に基づく線下補償料
湯島発電所鉄管路敷	146,446	土地価格（平成7年4月より据置）
奈良田第三発電所取水口用地	36,000	土地価格（平成15年10月より据置）
奈良田第三発電所取水口巡視路	826,950	土地価格（平成7年4月より据置）
奈良田第一発電所合宿水道敷	24,950	土地価格（平成1年12月より据置）

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-3. 早川水系発電管理事務所）

尚、参考として、山梨県の山林の公な価格として唯一公表されている山梨県基準地価格のうち、山梨県峡南地域の山林の基準地価格の推移は下表の通りとなっており、平成1年度、平成7年度及び平成15年度からの基準地山林価格の下落率を算定すると下記の通りとなる。平成1年度及び平成7年度から平成24年度までは50%以上の下落率であり、これをもとに計算した場合には、平成1年度及び平成7年度から据え置かれている借地料はほぼ半額程度にはなるものと思料される。当該基準地の地価の下落率のみをもって借地料の適正性を判断することはできないが、土地の価格を前提として算出される借地料については、地価の下落状態を反映した借地料を検討することも必要である。

山梨県（峡南地域）の山林の基準地価格の推移（関連する年度のみ記載）

	①早川町初鹿島	②富沢町福士(参考)	③南部町内船
平成1年度	185 円/m ²	101 円/m ²	—
平成7年度	201 円/m ²	104 円/m ²	—
平成14年度	185 円/m ²	95 円/m ² *1	—
平成15年度	160 円/m ²	—	40.0 円/m ² *2
平成17年度	105 円/m ² *1	—	37.5 円/m ²
平成24年度	—	—	36.6 円/m ²

*1 当該年度をもって基準地として廃止又は選定替となった。

*2 当該年度から新たに基準地として選定された。(②からの選定替)

上記より、平成1年度、平成7年度又は平成15年度から平成24年度までの下落率

①早川町初鹿島

平成1年度から平成17年度まで：△43.2%

平成7年度から平成17年度まで：△47.8%

③南部町内船

平成15年度から平成24年度まで：△8.5%

平成17年度から平成24年度まで：△2.4%

以上より、峡南地域の山林基準地価格の下落率は、次の通りとなる。

平成1年度から平成24年度まで：(1-43.2%) × (1-2.4%) ≒ △55.4%

平成7年度から平成24年度まで：(1-47.2%) × (1-2.4%) ≒ △51.5%

平成15年度から平成24年度まで：△8.5%

（2）相続が発生した場合には相続人との間で速やかに借地契約の締結を行うべきである。また、地代を支払う相手先は契約者とすべきである。（指摘事項）

民有地等の借地契約について、相続等で所有者が変更となった場合には契約の変更を適切に行うべきである。また、地代の支払いに際しては、契約者が指定した複数の者に支払うのではなく、契約者＝所有者に対して支払うべきである。

早川水系発電管理事務所では一部の発電所敷地、電柱敷、電線敷や管理用道路等の敷地を賃借している。賃借に当たっては当該土地の所有者と賃貸借契約を締結している。当該借地の相続や譲渡が行われた場合には、新たな土地の所有者と賃貸借契約書を締結している。しかし、相続が発生した場合に、新たな相続人との間で契約が締結されていない事例が見られた。相続人との間で速やかに契約を締結することが必要である。

また、契約者の指示に基づき契約者以外に対して地代支払いが行われている事例が見られた。一般的に地代は土地所有者の使用収益を制限することの対価として支給されるものであるから、本来は土地の所有者に支払われるべきものである。また、東京電力株式会社等の電柱敷きの賃貸に当たっては、土地が共有名義である場合には、支払いの簡素化を図るため、共有者の内代表者に対してのみ支払うことが一般的である。契約者の求めに応じて、契約者以外に支払うことは、いたずらに支払事務を煩雑にし、かつ、地代支払いの事実についてトラブルの元となる。したがって、賃料は基本的には契約者＝所有者に支払うべきである。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-3. 早川水系発電管理事務所）

(3) 有価廃材について速やかに売却処分等の処理を行うべきである。（指摘事項）

早川水系発電管理事務所では、平成 19 年度に固定資産の除却時に生じた有価廃材を残存価格で一般貯蔵品（不用品）へ計上し、また、施設の修繕時に生じた有価廃材を簿外として処理していた。これらが実際に売却に付されたのは平成 24 年 1 月である。再使用の可能性のないものについては速やかに売却等の処分を行うべきである。

早川水系発電管理事務所では平成 19 年度において、奈良田第二発電所固定資産の除却時（平成 19 年 4 月）に発生した有価廃材を当該固定資産の残存価格をもって、一般貯蔵品（不用品）として計上している。また、銅管の修繕時に発生した不用銅管も別途保管していた。その内容は次の通りである。

品名	重量 (kg)	帳簿価格 (円)	
硬銅より線	7,700	283,739	銅くず 1 号銅線
硬銅より線	351	7,087	銅くず 2 号銅線
亜鉛メッキ鋼より線	1,030	839,783	鉄くずへビーH3
冷却用蛇管	572	簿外	上銅

※上記重量は売却時に計量されたもの。

上記廃材は倉庫保管されていた。これらは平成 23 年度になり、入札により 5,215,428 円（再計量後の変更契約分も含む）で平成 24 年 1 月に売却され、上記帳簿価格との差額 4,028,289 円が固定資産売却益として計上されている。

倉庫スペースがあり、修繕のための再利用を考え、また処分時の事務コストがかかるためある程度まとめた処分を考えたとのことである。しかし、有価廃材はほぼ 5 年間にわたり保管され、修繕のための保管とはいえ使用された様子はなく、本来規則等を設けての適正な数量の保管に努めるべきであり、結果としてではあるが、上記のとおり 5 百万円以上の資金が在庫として拘束されていたこととなる。棚卸を含め当該在庫自体を適切に管理しなければならないコスト等を勘案すると、これらの有価廃材は速やかに売却の手続きをとるべきであった。

また、修繕時に出た銅管は撤去後の保管について議事録等も残されておらず、簿外として処理されている。有価物を簿外の状態で長期未処理としておくことは財務状況が適正に表示されず、企業財務上も好ましいことではないことから、速やかに売却処分すべきである。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-3. 早川水系発電管理事務所）

II. 固定資産・棚卸資産関係

（1）期末に所有するタービン油やガソリン、電気設備の予備部品等は貯蔵品として漏れなく計上すべきである。（指摘事項）

早川水系発電管理事務所の倉庫内等を実査したところ、簿外となっている物品が確認された。主な物品の価額を集計すると約 680 万円にも上るが、受払いの記録、現物検査等は行われず、帳簿上にも計上されてはいなかった。これらの行為が規程に反していることは明らかである。今後は資産管理の面のみならず、貯蔵品の計上は適正な期間損益計算を行うためにも重要であるため、規程に従った取扱を行っていくべきである。

平成 24 年 10 月 3 日に早川水系発電管理事務所の倉庫内等を実査したところ、簿外となっている物品が確認された。主な資産は以下のとおりである。

①タービン油	2000 ドラム缶×約 10 本×約@280 円＝約 560,000 円
②グリース	約 23 本（16 kg 缶）×約@9,000 円＝約 207,000 円
③ガソリン	約 3,260ℓ×約@118 円＝約 384,680 円
④軽油	約 2,130ℓ×約@109 円＝約 232,170 円
⑤変圧器用高圧ブッシング 4 本	5,448,000 円
合計	約 6,831,850 円

（注）①から④までの単価は実査日直近のものを用いて試算を行った。⑤については当時の購入価額による（購入時期は不明）。なお倉庫内にはその他、電線等の修理部品などが多数保管されていた。

山梨県企業局財務規程では貯蔵品の扱いについて以下のように定めている。

「山梨県企業局財務規程」（抜粋）

第 76 条 貯蔵品の庫入及び庫出は、振替伝票（略）により処理し貯蔵品出納簿に記帳しなければならない。

第 80 条 企業出納員又は物品取扱員は、その保管にかかる物品を倉庫、その他特別の場所に品名、形状等の別に整理して保管しなければならない。

第 83 条 企業出納員は、貯蔵品について、毎事業年度のうち少なくとも 1 回以上現物検査（略）を実施してその結果についてたな卸明細表（略）を作成し、所出納員にあっては局出納員に、局出納員にあっては局本庁分と一括して、管理者に報告しなければならない。

前述した物品は経常的に保有しているものと考えられるが、継続的に受払の記録はなされておらず、決算時においても貯蔵品として計上されてはいなかったが、これは上記

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-3. 早川水系発電管理事務所）

の規程に違反している。特に物品の⑤などはその価額が5,000,000円を超えるような高額物品であり、このような物品が特段の管理がなされていない状況は、資産管理の面で不適切であると言える。また、期末に保有する物品等を貯蔵品として漏れなく計上することは資産管理の面のみならず、適正な期間損益計算を行うためにも非常に重要であると考えられる。今後は、規程に従い貯蔵品についても継続的に受払いの管理、現物検査の実施を行い、帳簿上においても貯蔵品として漏れなく計上を行うべきである。



変圧用ブッシング4本



タービン油・グリース等



電線等

(2) 固定資産の耐用年数の決定において、誤った事例が見られた。(指摘事項)

早川水系発電管理事務所が平成 22 年度に購入した機械装置に適用した耐用年数について、単純な人為的ミス起因とする誤りが多数存在した。耐用年数の決定は毎年の減価償却計算に影響を与えるため、慎重に検討や確認を行うことが重要である。

早川水系発電管理事務所は、固定資産の耐用年数の決定は、公営企業法施行規則別表第二号の有形固定資産の耐用年数表に基づいて行っている。この耐用年数表において、電気事業用の機械及び装置の耐用年数は次のように定められている。

需要者用計器	15 年
柱上変圧器	18 年
その他の設備	22 年

上記の表を前提とすると、早川水系発電管理事務所が平成 22 年度に購入した機械装置の内、適用した耐用年数が誤っていると考えられる資産が多数存在した。

資産名称	耐用年数	取得原価
ニードルデフレクタ H22	17	44,681,253 円
入口弁 H22	17	141,787,615 円
側路弁 H22	17	13,217,396 円
調速機制御盤 H22	17	33,749,657 円
水槽水位計 H22	17	3,369,023 円
励磁用変圧器 H22	17	1,685,011 円
励磁制御装置 H22	17	33,749,658 円
並列用遮断器 H22	17	5,721,246 円
自動同期装置 H22	17	2,807,685 円
自記記録計 H22	17	1,098,703 円
主給水ストレーナ H22	17	5,301,242 円
バランスピストン用ストレーナ H22	17	5,301,242 円

これらの機械装置に適用された 17 年という耐用年数は前述の耐用年数表には該当するものではなく、担当者への質問に対する回答においても、その根拠は不明であるとのことであった。上記資産に適用された 17 年という耐用年数は単純な人為的なミスである可能性が非常に高いと推察される。

耐用年数の決定は毎年の減価償却計算に影響を与えることとなるため、その決定に当たっては慎重に検討や確認を行うことが重要であると思料される。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-3. 早川水系発電管理事務所）

（3）事業所間の資産貸付の書面の管理が不適切であり、当該書面も山梨県財務規則の書式に準じて作成することが望ましい。（指摘事項、意見）

早川水系発電管理事務所より笛吹水系発電管理事務所へ資産の貸付が行われていたが、資産貸付に係る書面管理が不適切であった。また、この書面は「借用書」として作成されているが、山梨県財務規則に「物品貸付調書」及び「貸付物品返却調書」の書式が規定されているので、企業局も当該規定に準じて規定化し、作成することが望ましい。なお、貸付が長期に及び場合には、事業所ごとの適切な原価を把握するために、資産異動の手続きを行い、実態に即した減価償却費を計上することも必要である。

早川水系発電管理事務所において固定資産の棚卸を実査したところ、下記の資産については、笛吹川水系発電管理事務所（以下「笛吹川事務所」という。）に貸付中のため確認が取れなかった。

（単位：円）

資産名	取得日	耐用年数	取得価額	H22 年度末簿価
オシロスコープ	H17. 2. 21	5 年	360, 000	18, 000
電磁流水計	H18. 3. 24	5 年	598, 400	50, 864

監査した当日には貸付に関する書面はなかった。後日、貸付物品のオシロスコープの箱の中に借入日平成 21 年 11 月 5 日付けの「借用書」が見つかったということであるので、書類の管理面において不適切である。

また、物品の貸付について次のように規定されている。

山梨県企業局固定資産事務規程

（物品の貸付）

第 11 条 物品は、貸付の目的とするものを除くほか貸付けてはならないものとする。ただし、事務又は事業に支障を及ぼさないものについては、この限りではないものとする。

当該規程では第 1 項で終わっているが、山梨県財務規則第 161 条では、上記規定と同文の第 1 項に続き第 2 項にて以下のことが記載されている。

山梨県財務規則

（物品の貸付）

第 161 条 第 2 項 前項の規定により、物品の貸付けをするときは物品貸付調書に、貸し付けた物品の返却を受けるときは貸付物品返却調書により行わなければならない。

前述した「借用書」は笛吹川事務所の独自のものであったが、任意の書式ではなく、

上記の規定に準じて「物品貸付調書」及び「貸付物品返却調書」の書式で作成することが望ましい。また、今後は山梨県財務規則と同様に明確に規定化することも必要と思われる。

なお、上記資産に関しては、一時の貸付の予定が結果として3年近く経過している。貸与する期間が長期に及ぶのであるならば、事業所ごとの適切な原価を把握するために、下記に規定された異動の手続きを行うことも必要である。業務での使用が笛吹川事務所であるならば、資産の減価償却費は実態に即して笛吹川事務所にて計上することが適正である。

山梨県企業局固定資産事務規程（以下「規程」という。）に資産の異動に関して次のとおり記載されている。

（異動等）

第5条 局長及び所長は、固定資産の用途変更、所属換、移管及び補修等によって固定資産原簿記載事項に異動を生じたときは、別に定める手続によって、その措置を行うものとする。

記載にある「別に定める手続」とは次の通りである。

山梨県公有財産事務取扱規則

（所管換え又は所属替え）

第23条 行政財産の所管換え又は所属換えを受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を具し、あらかじめ知事の決裁を受けなければならない。

- 一 当該財産の公有財産台帳記載事項
- 二 所管換え又は所属替えを受けようとする理由
- 三 用途及び利用方法
- 四 評価調書
- 五 経費の支出科目及び予算額
- 六 土地にあっては実測図及び位置図、建物にあっては平面図、配置図及び位置図
- 七 その他参考事項

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1－3. 早川水系発電管理事務所）

（4）固定資産の一部を除却する際に使用される除却率については、客観的な根拠に基づいてその数値を決定すべきである。（意見）

早川水系発電管理事務所では、所有する固定資産の一部を除却するような場合には、全体の資産に対する除却率を用いてその除却額の計算を行っているが、その数値の決定に当たって客観的な根拠は存在しない。固定資産の除却は、行政財産を廃棄するという行為であり、その設定する数値については、客観的な根拠に基づいて設定されるべきである。

早川水系発電管理事務所では、所有する固定資産の一部を除却するような場合には、全体の資産に対する除却率を用いてその除却額の計算を行っている。例えば平成 18 年 4 月 1 日に取得した水位調整器（取得価額 879,686 円）について平成 23 年 3 月 31 日に除却率を 70%と設定して、その資産の一部除却を行っていた。この除却率は担当者等の判断で決定されるが、その数値の決定に当たって客観的な根拠は存在しない。このように資産の一部を除却するような場合には、その時点における除却対象部分の未償却残高を算出して除却に係る計算を行うことが最も適切であると判断されるが、仮に資産の除却部分が個別資産の単位において把握が困難であり、除却率を使用せざるを得ない場合においても、少なくともその設定する数値については、何らかの客観的な根拠に基づいて設定されるべきである。

固定資産の除却は、行政財産を廃棄するという行為であり、その決定には常に客観性が求められることを考慮して、その処理を行うべきであると考えられる。

（5）平成 22 年度に行われたテレビ共聴設備修繕工事は修繕費として処理が行われていたが、資本的支出としての計上を検討すべきである。（意見）

早川水系発電管理事務所では平成 22 年度に「奈良田第一発電所管理事務所・合宿所テレビ共聴設備修繕工事」を行い、修繕費として処理を行っていた。期間損益計算の適正化の観点から資本的支出として計上することも検討すべきと思料される。

早川水系発電管理事務所では平成 22 年度に「奈良田第一発電所管理事務所・合宿所テレビ共聴設備修繕工事」を行った、なお本工事に係る費用は 1,909,950 円であった。この工事はその全額が収益的支出、つまり修繕費として処理が行われていた。当該テレビ共聴設備は電気事業資産単位物品表による位置づけは、下記の通りである。

目：機械装置

節：通信電灯電力装置

資産単位：配電線路（通信線路）

記録単位：通信ケーブル

本工事の内容は既存の地上アナログ放送対応設備の撤去を行い、地上デジタル難視対策衛星放送に対応する設備を新規に取得するといったものであるが、当該設備は通信電灯電力装置（既設の電気事業固定資産）に附加された資産単位物品（通信線路）には該当せず、記録単位に位置づけられる通信ケーブルに該当することとなる。原則として、先に記載の電気事業会計規則取扱要領（以下、取扱要領という。）第十八及び山梨県企業局における「電気事業固定資産の資本的支出と収益的支出との整理区分要領」（以下、区分要領という。）の別表「資本的支出基準表」第 3 条第 2 項に基づき、収益的支出（修繕費）として整理されることとなる。

したがって、上記の取扱要領や区分要領に従った処理であるが、これらの規定に基づく多くの支出が収益的支出として取り扱われ、G A A P（一般に公正妥当と認められた会計原則）の資本的支出と収益的支出との概念から乖離し、期間損益計算を歪める結果となる。従って、取扱要領第十九ただし書を適用して資本的支出として取り扱うべきことを検討することも必要である。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1－3. 早川水系発電管理事務所）

Ⅲ. 給与・人事関係

（1）非常勤嘱託職員の賞与計算において本来行われるべき所得税の源泉徴収が行われていなかった。（指摘事項）

早川水系発電管理事務所における非常勤職員の給与事務について確認を行ったところ、本来行われるべき所得税の源泉徴収が行われていなかったことが発見された。

山梨県企業局において、非常勤職員、非常勤嘱託職員及び短期臨時職員の給与は、その計算から支給、及び源泉税の納付等の全てを各管理事務所等の出先で行うこととされている。（なお、常勤職員の給与計算については本庁で一括して処理される。）早川水系発電管理事務所における非常勤職員等の給与事務について確認を行ったところ、賞与の支給時において、本来行われるべき所得税の源泉徴収が行われていなかったことが発見された。

賞与に対する源泉徴収税額の算出方法は、以下のような計算が行われる。

賞与に対する源泉徴収（通常の場合）

- （1）前月の給与から社会保険料等を差し引きます。
 - （2）上記（1）の金額と扶養親族等の数を「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」に当てはめて税率（賞与の金額に乗すべき率）を求めます。
 - （3）（賞与から社会保険料等を差し引いた金額）×上記（2）の税率
この金額が、賞与から源泉徴収する税額になります。
- （国税庁ホームページより転載）

上記表中の方法（2）に求めた税率が0%で無い限りは、賞与の支給額の多寡に係わらず源泉徴収税額が発生することとなるが、早川水系発電管理事務所では非常勤職員に対して支給した平成22年度上期賞与に対して源泉徴収を行っていなかった。年末調整において税額の清算が行われているため、結果として年税額に誤りは無かったが、所得税の源泉徴収及び納付は月々正確に行うべきである。

IV. 内部統制関係

(1) 見学施設や啓発活動について効果的なアンケートを実施し、改善点等をフィードバックすべきである。(意見)

早川水系発電管理事務所では、奈良田第一発電所において来訪者に対して発電施設の見学を行っており、また、年1回の「早川山菜まつり」に出展し啓発活動を行っている。見学者に対してアンケートは実施しておらず、所内会議での検討も行われていない。また、啓発活動について、参加者の分析、アンケートの集計分析等を行っていない。所内の回覧等も行っていない。本庁への報告はあるが、所内での会議はない。何れも反省点や改善点を議論しそれを議事録等に残し、施設や啓発活動の改善に役立てるようにすべきである。

早川水系発電管理事務所では特に展示室を設けて見学者の受け入れを行っているわけではないが、奈良田第一発電所において団体又は個人の来訪者に対してパネル、パンフレット等による説明や発電施設の見学を平日に随時行っている。その際個人の見学者には「見学者芳名簿」に見学月日、受付時間、氏名、住所（都道府県・市町村名）、見学を知ったきっかけを記載してもらっている。団体に対しては特に記載を求めている。

最近の個人の来訪状況は次の通りである。

年度	件数	人数	内、県内件数
平成20年度	34	81	7
平成21年度	47	145	10
平成22年度	14	31	5
平成23年度	33	106	8

個人・団体ともにアンケートは実施しておらず、所内会議での検討も行われていない。アンケートを実施したうえで参加者の分析を行い、反省点や改善点を議論すべきである。

また、町が主催し、年1回春に行われる「早川山菜まつり」に平成18年度から出展し、パネル展示やクリーンエネルギー工作教室を実施し、啓発活動を行っている。工作教室の参加者は受付名簿に氏名、住所、年齢（学年）を記載してもらい、アンケートは任意に記載してもらっている。事業実施の本庁への報告及び所内での回覧はある。しかし、参加者の分析、アンケートの集計分析等を行っていない。所内での検討会議等を行っているとのことであるが、会議録等は作成されていない。参加者の分析を行い、反省点や改善点を議論した内容を会議録等として残すべきである。

当該施設は山梨エコツーリズムの見学施設に組み込まれており、クリーンエネルギーの啓発や県の電力事業について効果的な情報発信を行っていくためにも、反省点や改善点を議論した内容を書面に残し情報を共有することにより、見学施設や啓発活動の改善に役立てるようにすべきである。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1－3. 早川水系発電管理事務所）

（2）公用車使用時の自動車使用簿に記載上の不備が散見された。（指摘事項）

早川水系発電管理事務所では、職員が公用車を使用する際には自動車使用簿に所定の項目を記載し、次長等の決裁を受けることとされているが、その状況を確認したところ記載事項の誤りや漏れ及び長期間決済が行われていない状況が散見された。行政財産である公用車の使用については適切な管理がなされるべきであると考えられる。

早川水系発電管理事務所では、職員が公用車を使用する際には自動車使用簿に所定の項目を記載し、次長等の決裁を受けることとされている。（自動車使用簿に記載すべき項目は、「使用日・用務地経路及び用務内容・当該自動車の総走行距離・走行距離・運転者名・同乗者氏名」である。）監査日時点において、無作為に自動車使用簿1台分を確認したところ、以下のような記載上の不備が発見された。

- ①走行距離の記載誤り。（34kmと記載すべきところを24kmと記載）
- ②運転者名の記載漏れ
- ③決裁印の漏れ

この内、③については平成24年7月25日以降、監査日である平成24年10月2日に至るまで決裁印が押されていなかった。確かに一定の期間をまとめて決裁するという方法を採用することはその事務コスト軽減の意味からも認められると考えられる。しかし担当者からの説明では、「原則として1週間単位で自動車使用簿の決裁を行う」と決められているとのことであり、その説明と現状とを照らし合わせると、公用車の使用について適切な管理がなされているとは言い難い状況であった。行政財産である公用車の使用については適切な管理がなされるべきであると考えられる。

1-4. 笛吹川水系発電管理事務所

I. 契約関係

（1）用材林伐採補償について、契約日時点の補償単価を適用するように努めるべきであり、新単価を適用する例外的な場合にはその経緯を議事録に残すことが必要である。（意見）

用材林伐採補償について、原則として契約日時点の補償単価を適用すべきところ、旧補償単価を適用している事例が見られた。公営企業管理者の通知には価格等の協議が進んでいる場合は旧単価を適用すべきとの記載があるが、補償先への価格提示がされていない場合原則的には新単価を適用すべきである。また、新単価を適用する例外的な取扱いを行う場合には交渉の経緯を議事録に明記し、価格協議が進捗しているため旧単価を適用している等の理由を支出負担行為伺い等に記載し、その判断の根拠を明示することが望まれる。

笛吹川水系発電管理事務所では、送電設備、電線等の設置や移設の工事に当たって、障害となる立木竹の伐採に当たって地権者等に対して用材林伐採補償を行っている。補償の単価は林務事務所で適用している伐採補償額によっている。平成 22 年度は、山梨県公営企業管理者から電気事業の事務所長に対して「平成 22 年度企業局立木伐採補償単価について（通知）」が出され、平成 22 年 9 月 1 日以降は新単価表を損失補償契約に適用すべきであることが通知されている。但し、既に立木竹等の所有者または立木竹に権利を有する者と価格等の協議が進んでいるものについては、本適用前の単価を適用する旨が記載されている。

当該用材林伐採補償に関する契約書を通査したところ、平成 22 年 12 月 9 日の契約で旧補償単価を適用している事例が見られた。伐採についての交渉を行っていた平成 22 年 9 月 1 日時点では協議が進んでいたとのことである。しかし、当該協議に当たっての議事録（復命書）を閲覧すると、平成 22 年 9 月 9 日時点の協議において伐採補償算定金額はおおよそ提示されているが、単価の詳細については説明していないとの記述がある。議事録を閲覧するかぎりにおいては、価格の提示は 9 月 9 日であり、また実際の単価の提示は 9 月 9 日以降であるため、新単価での交渉は可能であったと思われる。当該契約事務においては、原則的に契約日時点の補償単価を適用すべきであり、例外的に価格等の協議が進んでいる場合に旧補償単価を適用すべきものと思われる。例外的な取扱いを行う場合には、疑念を抱かれないようにその詳細を議事録等に残すことが必要と思われる。また、平成 22 年 9 月 1 日以降の損失補償契約にも係わらず、旧補償単価を適用する場合には、価格等の協議が進んでいる状況を支出負担行為伺い等に記載し、旧補償単価適用の理由を明示することが望ましい。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1－4. 笛吹川水系発電管理事務所）

（2）連絡線電柱敷の土地賃貸借契約に関する契約書や確認事項の文書について、作成方法や記載内容等に改善すべき点が見られる。（意見）

連絡線電柱敷及び支線敷の土地の賃借に当たって、賃貸人に対して事前に確認すべき事項が記載された「確認事項」の文書を作成している。当該確認事項をもとに「土地賃貸借契約書」を作成し契約を締結している。確認事項及び契約書の作成方法や記載内容について改善すべき事項が見られた。

笛吹川水系発電管理事務所では、連絡線電柱敷及び支線敷の土地を賃借している。その際に賃貸人に対して①契約者の名前、住所、電話番号、②工作物と設置場所、③振込先が記載された「確認事項」の文書を確認者（管理事務所の職員）が記名・押印して作成している。当該文書は①～③の内容を確認者が賃貸人から聞き取り等を行い、確認するためのものである。その後、確認事項をもとに「土地賃貸借契約書」を作成し契約している。当該確認事項及び契約書について次のような改善すべき事項が見られた。

1. 契約書第1条（土地の表示）には賃借する土地を明示するが、「別紙明細書のとおり」との記述を行い、契約書には別紙明細書を添付している。この別紙明細書には電柱番号、所在（小字表示まで）、地目、本柱・支柱の員数及び単価、借地料が記載されている。契約書本文にはこれらの事項は記載されていない。両者に割印が押されていない場合が見受けられるが、同一の契約に基づくものであることを表示するために基本となる契約書と別紙明細書との間に割印を行うべきである。
2. 確認事項の②工作物と設置場所の記載は、電柱番号、所在地番、現況地目等の具体的な記載がある場合や「別紙」との記載がある場合及び空欄のままの場合とまちまちである。記載のスペースが限られているため、別紙の「土地の表示」を利用しているが、別紙を添付する場合には、当該工作物と設置場所の記載欄は空欄ではなく、少なくとも「別紙」との記載を行い、確認事項に齟齬がないようにするため上記と同様に「別紙」との間に割印を行うべきである。
3. 確認事項へは現在管理事務所の職員が記名・押印しているが、契約当事者で今後契約される契約内容の確認のために、賃貸人の承認印を受領することが必要と思われる。
4. 賃貸人である法人が合併している場合には、従前の契約内容を踏襲し、振込先等の確認を行うため確認事項の文書を作成しているが、トラブル回避のため、合併後の法人と新たな契約書を作成すべきである。

上記のように賃貸人に承認印を受けることにより、当事者の合意に基づく記載内容の真実性が確保され、また、文書間に割印を行うことにより契約内容について後日の争いを回避することが可能となる。特に登記地目と現況地目が異なる場合には、適用される地代単価が異なるため、両者間の確認を明確にする必要がある。

（3）藤木スポーツ広場の土地賃貸借料がバブル経済末期の平成3年から改定されていないが、時価に比して相当な価格に改定することを検討すべきである。（意見）

藤木スポーツ広場の土地賃貸借料はバブル経済末期の平成3年から改定されていないが、地価の下落に伴う賃貸借料の改定協議は、民間においては当然に行われている経済的行為である。山梨県企業局においても現在の地価水準における適正な賃借料について定期的な試算を行い、その改定についても検討すべきであると考えられる。

山梨県企業局笛吹川水系発電管理事務所は藤木スポーツ広場の管理運営を行っているが、この施設は発電所建設当時の残土処理場を整地し、地域のスポーツ環境向上のために建設されたものである。現在その設備はグラウンド3面、テニスコート3面を有し、事前の申込をした者に対して無料で施設の利用を認めている。

前述のとおり、スポーツ広場の設備は企業局の建設によるものであり、所有も企業局であるが、その土地については民間からの賃借によるものである。当該土地に係る賃貸借契約書及びその賃借料を確認したところ、その賃借料について平成3年度から現在まで一度も改定は行われていなかったが、一般的に平成3年当時はバブル経済の末期であり、その当時の地価は現在のそれと比較して全国的に相当程度高かったと考えられる。賃貸借契約書の第4条2項には「前項の賃貸借料が、時価に比し著しく不相当となったときは、甲乙協議のうえ改定することができるものとする。」という規定が存在するが、本来であれば毎年度の契約更新時点において賃貸借料が「時価に比し著しく不相当」であるか否かについて検討し、場合によっては賃貸借料の改定を協議するべきであったと考えられる。

地価の下落に伴う賃貸借料の改定協議は、民間においては当然に行われている経済行為である。山梨県企業局においても現在の地価水準における適正な賃借料について定期的な試算を行い、その改定についても検討すべきであると考えられる。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-4. 笛吹川水系発電管理事務所）

（4）警備の委託契約及び複写機サービスの契約等の一定の契約については、毎年の契約に係る事務コストを軽減させる等の効果が期待されるため、長期継続契約の締結を検討すべきである。（意見）

笛吹川水系発電管理事務所では、条例において長期継続契約の締結が認められている警備委託等の契約について単年度更新の随意契約で行っている。しかし長期継続契約の締結により、事務コストの軽減や契約金額の引き下げといった効果が期待されるため、今後は一定の契約については、長期継続契約締結の選択肢も含めて、その契約内容の検討を行うべきであると思料される。

山梨県企業局笛吹川水系発電管理事務所では、管理事務所警備委託や複写機及びパソコン用サーバーの借入を単年度更新の随意契約で行っているが、これらの契約は「山梨県長期継続契約を締結することが出来る契約を定める条例及びその通知」によって、長期継続契約とすることが認められている。

長期継続契約は複数年にわたる契約となるため、その業者の選定及び契約金額の決定には特段慎重な判断が求められることは言うまでもないが、毎年の契約に係る事務コストを軽減させるためには十分検討に値すると判断される。また、契約期間を長期に設計することにより年度あたりの契約金額を引き下げることが可能とする効果も期待される。今後は当該契約等の条例で認められた一定の契約については、長期継続契約締結の選択肢も含めて、その契約内容の検討を行うべきであると思料される。

II. 固定資産関係

（1）収益的支出として計上された修繕費の中に、資本的支出としての計上を検討すべきものがある。（意見）

笛吹川水系発電管理事務所において、既存設備等の付属品として支出されたものを収益的支出として処理された事例が見られた。期間損益計算の適正化の観点から資本的支出として計上することも検討すべきと思料される。

笛吹川水系発電管理事務所では、平成 22 年度に旧無線通信装置の構成資産の一部（以前から費用処理）であるデジタル IC レコーダー（取得価額 132,000 円）の取り替えを行い、修繕費として処理した。既存の設備は古くからの資産であり、当該追加の支出等に伴い現在の機能と異なっている状況にある。

当該デジタル IC レコーダーの取替工事は電気事業資産単位物品表による位置づけは、下記の通りである。

目：機械装置

節：通信電灯電力装置

資産単位：無線通信装置

記録単位：無線通信機

本工事の内容は既存の無線通信装置の構成資産の一部であるレコーダーを除却し、機能的に向上したデジタル IC レコーダーと交換するといったものであるが、当該設備は通信電灯電力装置（既設の電気事業固定資産）に附加された資産単位物品（無線通信装置）には該当せず、記録単位に位置づけられる無線通信機に該当することとなる。原則として、先に記載の電気事業会計規則取扱要領（以下、取扱要領という。）第十八及び山梨県企業局における「電気事業固定資産の資本的支出と収益的支出との整理区分要領」（以下、区分要領という。）の別表「資本的支出基準表」第 3 条第 2 項に基づき、収益的支出（修繕費）として整理されることとなる。

したがって、上記の取扱要領や区分要領に従った処理であるが、これらの規定に基づく多くの支出が収益的支出として取り扱われ、G A A P（一般に公正妥当と認められた会計原則）の資本的支出と収益的支出との概念から乖離し、期間損益計算を歪める結果となる。従って、取扱要領第十九ただし書を適用して資本的支出として取り扱うべきことを検討することも必要である。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-4. 笛吹川水系発電管理事務所）

（2）固定資産として計上すべき資本的支出等が、修繕費等期間費用として処理されている。（指摘事項）

笛吹川水系発電管理事務所において、既存設備等の付属品として支出されたものを収益的支出として処理された事例が見られた。企業局財務規程等に則った適正な処理をすべきである。

山梨県企業局財務規程では、固定資産として計上すべきものを次の通り規定している。

第 88 条（固定資産の範囲）

この規定において固定資産とは、（中略）ただし、設備の附属として資産に整理されているもの以外で、耐用年数一年未満又は価格十万円未満のものを除く。

また、企業局における「電気事業固定資産の資本的支出と収益的支出との整理区分要領」の別表「資本的支出基準表」の資本的支出で整理する具体的事例では次の通り記載されている。

備品 既設の備品に付属品を取り付ける場合でその付属品が耐用年数 1 年以上かつ金額「10 万円」以上のものであれば、すべて資本的支出で整理し、既設設備の帳簿原価に加算

笛吹川水系発電管理事務所において、平成 22 年度の支出の中に新規に購入したスタッドレスタイヤ 4 本（取得価額 110,000 円）を修繕費として処理されている。タイヤは車両の付属品であり、新規の購入の場合は 4 本が一体として機能するものであるから、資本的支出（固定資産の備品）として処理すべきである。

Ⅲ. 給与・人事関係

(1) 藤木スポーツ広場清掃作業の人夫に支払われる賃金に対しては所得税の源泉徴収を行うべきである。(指摘事項)

笛吹川水系発電管理事務所では、藤木スポーツ広場周辺及びトイレの清掃を目的として雇用している人夫に対して賃金を支払っているが、当該賃金に対して行われるべき源泉徴収が行われていなかった。今後は源泉税の徴収及び納税を適正に行うべきである。また、過年度の分についても所轄税務署と協議の上、適切な対応をとるべきであると考えられる。

山梨県企業局笛吹川水系発電管理事務所では、藤木スポーツ広場周辺及びトイレの清掃を目的として人夫を雇用している。また、人夫との契約期間は1年間、その賃金の支払い方法は毎月清算払いと定められている。この賃金は所得税法上の給与所得に該当すると判断されるが、当該賃金に対する源泉徴収は行われておらず、所得税法上の源泉徴収義務違反状態にある。確かにその支給金額からして、源泉徴収税額表の甲欄適用の場合には、源泉徴収すべき税額は発生しない。しかし、人夫から扶養控除申告書の提出はされておらず、またその契約期間から判断して源泉徴収税額表の丙欄適用者にも該当しないため、乙欄を適用して源泉徴収を行うべきであった。

平成22年度を例にとると、源泉徴収すべきであった金額は以下のとおりである。

支給月	支給額	源泉税額	支給月	支給額	源泉税額
H22. 4	7,950 円	238 円	H22. 10	11,925 円	357 円
H22. 5	11,925 円	357 円	H22. 11	7,950 円	238 円
H22. 6	15,900 円	477 円	H22. 12	7,950 円	238 円
H22. 7	15,900 円	477 円	H23. 1	7,950 円	238 円
H22. 8	19,875 円	596 円	H23. 2	7,950 円	238 円
H22. 9	15,900 円	477 円	H23. 3	7,950 円	238 円



平成22年度中に源泉徴収すべきであった金額の合計=4,169 円

前述したように、今回のケースでは扶養控除申告書の提出がなされていれば源泉徴収すべき税額は発生せず、源泉徴収義務の履行と事務処理の簡略化を図ることが可能となる。扶養控除申告書の提出義務者は給与を受ける本人ではあるが、今後は必要に応じて、扶養控除申告書の提出を行うように指導するべきである。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-4. 笛吹川水系発電管理事務所）

（2）非常勤嘱託職員の賞与計算において本来行われるべき所得税の源泉徴収が行われていなかった。（指摘事項）

笛吹川水系発電管理事務所における非常勤職員の給与事務について確認を行ったところ、本来行われるべき所得税の源泉徴収が行われていなかったことが発見された。

山梨県企業局において、非常勤職員、非常勤嘱託職員及び短期臨時職員の給与は、その計算から支給、及び源泉税の納付等の全てを各管理事務所等の出先で行うこととされている。（なお、常勤職員の給与計算については本庁で一括して処理される。）笛吹川水系発電管理事務所における非常勤職員等の給与事務について確認を行ったところ、賞与の支給時において、本来行われるべき所得税の源泉徴収が行われていなかったことが発見された。

賞与に対する源泉徴収税額の算出方法は、以下のような計算が行われる。

賞与に対する源泉徴収（通常の場合）

- （1）前月の給与から社会保険料等を差し引きます。
 - （2）上記（1）の金額と扶養親族等の数を「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」に当てはめて税率（賞与の金額に乗すべき率）を求めます。
 - （3）（賞与から社会保険料等を差し引いた金額）×上記（2）の税率
この金額が、賞与から源泉徴収する税額になります。
- （国税庁ホームページより転載）

上記表中の方法（2）に求めた税率が0%で無い限りは、賞与の支給額の多寡に係わらず源泉徴収税額が発生することとなるが、笛吹川水系発電管理事務所では非常勤職員に対して支給した平成22年度上期賞与に対して源泉徴収を行っていなかった。年末調整において税額の清算が行われているため、結果として年税額に誤りは無かったが、所得税の源泉徴収及び納付は月々正確に行うべきである。

IV. 内部統制関係

（1）普及啓発活動として行っている施設見学やイベントへの参加に当たっては、見学者や参加者に対してアンケート等を実施し、その結果を効果的にフィードバックすべきである。また、展示室の改善等も検討すべきである。（意見）

笛吹川水系発電管理事務所では、クリーンエネルギーに係る普及啓発を目的として「柚ノ木発電所施設見学」の実施や、甲州市主催の「甲州市およっちょい祭り」への参加を行っているが、施設の見学者や祭りの参加者に対してアンケートやモニタリング等は実施していない。今後も啓発活動を行っていくに当たってはアンケート等の実施を行い、その結果を活動の改善に活かしていくべきではないかと思料される。また、施設見学の展示室の改善等も検討していくべきである。

山梨県企業局笛吹川水系発電管理事務所では、クリーンエネルギーに係る普及啓発を目的として「柚ノ木発電所施設見学」の実施や甲州市主催の「甲州市およっちょい祭り」への参加を行っている。柚ノ木発電所施設見学は1時間ほどで発電機室、水車室、屋外変電所、配電盤室、展示室を管理事務所の職員がガイドとして案内するコースとなっている。参加者も個人のみならず、企業や学校関係などの参加もあり、場合によっては1つの団体で60名以上になることもある。また、甲州市およっちょい祭りでは水力発電等の仕組み等を掲示したパネルの展示や発電実験模型の展示・体験などを通じて、クリーンエネルギーの啓発を行っている。地方公営企業として、このような啓発活動を行うことの意義は十分に認められ、今後も継続していくことの重要性は高いと思われる。

当事務所では、イベント参加者及び施設見学者等に意見、要望等の聞き取り調査を実施し、次回のイベント及び施設見学等に活かしているとのことである。しかし、現在、施設の見学者や祭りの参加者に対してアンケートやモニタリング等は実施していない。今後も啓発活動を行っていくに当たってはアンケート等の実施を行い、その結果を集計し、問題点や改善点を協議した内容を文書として残し、今後の活動の改善に活かしていくべきではないかと考えられる。

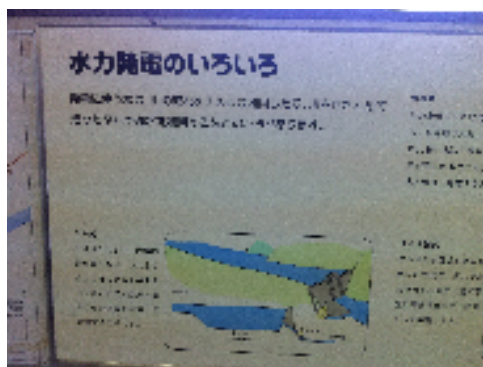
また、施設見学のコースにも組み込まれている展示室であるが、現状その展示内容やその設備は長期に渡って更新されておらず、米倉山太陽光発電所のゆめソーラー館やまなしに比べ時代遅れである。展示室の整備に当たっては相当の資金投入が必要となるため、その方法には検討が必要であることはいまでも無いが、県のエコツーリズムのパンフレットに見学場所として記載されていることから整備を進めることが必要である。そのため、少なくとも現状を是とせず、企業局全体の創意工夫により展示室の改善を行っていくべきであると思料される。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

1. 電気事業（1-4. 笛吹川水系発電管理事務所）



展示施設全景



展示物等

（2）笛吹川水系発電管理事務所において、建物の鍵の適切な管理を行うべきである。
（意見）

職員全員に発電所建物の鍵が貸与されており、紛失するリスクが高い状況にある。建物等へのアクセス管理について、利便性と防犯上のリスクを比較考量した判断を行うことが望まれる。

笛吹川水系発電管理事務所では、発電所建屋に入ることができる鍵が職員全員に貸与されている。これは、職員全員が当番制で不測の事態に対応できるようにして、特定の職員が鍵の保管を行うとすると、鍵を持たない職員が当番になったときに、対応が後手に回る可能性があるためである。

建物の鍵を全員に貸与することは利便性の観点から合理性があると言えるが、発電所建物の鍵が職員の数だけあるということは、紛失するあるいは盗難に遭う可能性も大きくなり、防犯上のリスクが高くなる。

指紋認証システムや監視カメラなどのセキュリティ効果の高いシステムを導入することが可能であればよりよいが、そうしないまでも、建物等へのアクセス管理について、利便性と防犯上のリスクを比較考量した判断を行うことが望まれる。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

2. 温泉事業

2. 温泉事業

I. 契約関係

(1) 沈砂槽・貯湯槽点検清掃委託の落札結果に不自然なところが見られる。(意見)

沈砂槽・貯湯槽点検清掃委託契約の落札業者をみると、指名5社のうち4社が順次に落札している。予定価格を下回っているとはいえ、不自然さは否めないで、指名業者の差替、若しくは拡大を図ることが望ましい。

石和温泉管理事務所での平成17年度より平成23年度における「沈砂槽・貯湯槽点検清掃委託」の落札状況は次のとおりである。

(単位：千円)

指名業者	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
A社	2,270	—	2,540	—	2,530	—	2,340	—
B社	2,232	落札	2,340	—	2,330	—	2,460	—
C社	2,290	—	2,310	落札	2,310	—	2,450	—
D社	2,300	—	2,410	—	2,290	落札	2,290	—
E社	2,250	—	2,480	—	2,480	—	2,286	落札

(単位：千円)

指名業者	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
A社	2,394	—	2,390	—	2,390	—
B社	2,280	落札	2,280	—	2,350	—
C社	2,451	—	2,278	落札	2,278	—
D社	2,371	—	2,290	—	2,270	落札
E社	2,300	—	2,300	—	2,310	—

予定価格は、毎年度、県の基準価額等をもとに積算されている。また、この委託契約の落札状況は、平成17年度は、1回目及び2回目の入札でも予定価格を超過したため、そのうち最低価格であったB社との直接協議のうえ契約しているが、その後、平成18年度以降は1回目の入札で契約に至っている。本件に関して監査の対象とした平成17年度以降は上記のとおりA社を除く4社が順次落札している状況にある。なお、監査期間より外れているが、平成24年度の落札業者はE社である。

上記は高額な落札率ではないものと考えられるが、1社を除く4社が順次に落札していることへの不自然さは否めない。このような状況を考慮すると、入札の透明性の確保を阻害する指名業者による意図的な行為と判断される恐れがある。したがって、指名業者の差替、若しくは拡大を図ることが望ましいと思料される。

(2) 笛吹市への給湯に当たり基本料のみの徴収を行っている足湯施設があるが、条例通りに超過料金も徴収すべきである。また、減免を行うのならば規定等を整備すべきである。(指摘事項)

温泉事業では主として旧石和町内において温泉の給湯事業を行っている。管理事務所の存する笛吹市においても足湯施設 3 ヲ所に対して給湯を行っており、給湯使用料を徴収している。このうち石和温泉駅前及び小林公園内の足湯施設については条例どおりの使用料を徴収しているが、管理事務所に隣接する施設（石和温泉足湯広場）については基本料のみの徴収であり、超過料金（5年間で推計 587 万円）の減免を行っている。条例に従った使用料を徴収すべきである。尚、あえて減免が必要と認められるのならば規定等を設けて明確化すべきである。

企業局温泉事業は旧石和町において温泉の給湯事業を行っており、次の通り温泉給湯使用料等（維持料、使用料、手数料）を徴収している。

山梨県営石和温泉給湯使用料等徴収条例

第2条（維持料）
給湯を受ける者（以下「受給者」という。）は、給湯の決定のあった日から10日以内に、次の各号の区分により維持料を納付しなければならない。ただし、給湯を受ける権利を譲り受けた者については、この限りでない。

一 普通給湯の場合 別表第一に定める額

二 短期給湯の場合 別表第一に定める額に40分の1を乗じて得た額

2 既に徴収した維持料は、還付しない。ただし、公営企業管理者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

第3条（使用料）
受給者は、別表第二に定める使用料を納付しなければならない。

第4条（手数料）
受給者は、別表第三に定める区分により、手数料を納付しなければならない。

別表第一（第2条関係）維持料

口 数	金 額
1 口	472,000 円
2 口	756,000 円
2 口以上 1 口増すごとに	283,000 円

備考 1口とは、毎分20リットルの給湯能力を有する給湯施設の1単位をいう。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

2. 温泉事業

別表第二（第3条関係）使用料

区 分	金 額
月の給湯量が、70 立方メートルに口数を乗じて得た量までの分	10,195 円に口数を乗じて得た額
月の給湯量が、70 立方メートルに口数を乗じて得た量を超え、770 立方メートルに口数を乗じて得た量までの分	1 立方メートルにつき 148 円
月の給湯量が、770 立方メートルに口数を乗じて得た量を超える分	1 立方メートルにつき 163 円

別表第三（第4条関係）手数料

—省略—

笛吹市が運営している足湯施設のうち、石和温泉駅前、小林公園及び石和温泉足湯広場における内容は次の通りである。

	分湯栓番号	口数	氏名
石和温泉駅前	西-6	1 口	笛吹市長
小林公園	西-16	1 口	笛吹市長
石和温泉足湯広場	東-1	1 口	笛吹市長

また、検針台帳によると石和温泉駅前、小林公園及び石和温泉足湯広場における使用料等は次の通りである。

石和温泉駅前	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
使用料	8,323 m ³	8,698 m ³	8,747 m ³
基本料	122,340 円	122,340 円	122,340 円
超過料金	1,107,484 円	1,164,319 円	1,161,661 円
合計	1,229,824 円	1,286,659 円	1,284,001 円

小林公園	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
使用料	5,307 m ³	5,097 m ³	5,190 m ³
基本料	122,340 円	122,340 円	122,340 円
超過料金	661,116 円	630,036 円	643,800 円
合計	783,456 円	752,376 円	766,140 円

石和温泉足湯広場	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
使用料	0 m ³	0 m ³	0 m ³
基本料	122,340 円	122,340 円	122,340 円
超過料金	0 円	0 円	0 円
合計	122,340 円	122,340 円	122,340 円

石和温泉足湯広場における平成 24 年度の検針台帳では、使用料等を次の通り記載している。尚、本月指針及び前月指針は差引計算の結果で使用量が 70 となるように架空の数字を記載している。(量：m³、料金：円)

月日	本月指針	前月指針	使用量	超過量	基本料金	超過料金	合計
4	910	840	70	0	10,195	0	10,195
5	980	910	70	0	10,195	0	10,195
6	1050	980	70	0	10,195	0	10,195
7	1120	1050	70	0	10,195	0	10,195
8	1190	1120	70	0	10,195	0	10,195

平成 23 年 3 月から検針しているため、実際の検針台帳は次の通りとなる。

月日	本月指針	前月指針	使用量	超過量	基本料金	超過料金	合計
3	792	0	792	722	10,195	107,186	117,381
4	1679	792	887	817	10,195	122,671	132,866
5	2397	1679	718	648	10,195	95,904	106,099
6	3026	2397	627	557	10,195	82,436	92,631
7	3679	3026	653	583	10,195	86,284	96,479
8	4349	3679	670	600	10,195	88,800	98,995
3 月～8 月 (6 ヶ月) の平均					10,195	97,214	107,409

上記の通り給湯使用量の把握が行われている平成 24 年 3 月～8 月の 6 ヶ月間の平均超過料金は月額 97,214 円であり、石和温泉足湯広場の給湯契約は平成 19 年 3 月 22 日に締結されていることから、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間の徴収可能金額は 97,214 円/月×12 ヶ月×5 年間=5,874,840 円と推計される。

当該足湯施設は当初温泉観光振興の意味合いから、石和温泉管理事務所が行っていた施設を引き継ぐ形で笛吹市が運営し、このため、共同事業として基本料を笛吹市が負担し、超過料金は企業局が負担するとの協議が行われていたようである。しかし、条例にはこのような取り扱いの規定はなく、また減免規定等もないことから、当該足湯施設についても基本料のみではなく超過料金についても使用料を徴収すべきである。また、現行の取り扱いや減免を行うのなら規定等で明確にした上で行うべきである。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

2. 温泉事業

(3) 分湯栓点検清掃委託の点検による判定の平準化を図るべきである。また、異常箇所に対する対応記録等を保存する必要がある。(意見)

分湯栓点検清掃委託において、下記の問題点が見受けられる。

①分湯栓点検の結果報告によると、委託業者により異常箇所の指摘にバラつきが見られる。異常箇所の判定は業者の主観に依存しているためであり、仕様書の明確化や点検マニュアルを設けるなど、検査判定の平準化を図るべきである。

②異常箇所の報告を受けた後に管理事務所側で現地確認を行っているが、その後の処理の経過報告書等が作成されていない。対応状況の記録を保存することが必要である。

石和温泉管理事務所は、毎年度「分湯栓点検清掃委託」を発注している。その委託契約は、平成19年度より平成23年度の5年間をみると、各々異なる業者が落札している。業者は、分湯栓の清掃とともに点検を行っている。仕様書によると、点検とは「損傷、変形、腐食、異臭その他の有無を調査・記録し、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう」とある。なお、点検は年4回(平成23年度は3回に減少)あり、委託業者は、点検した度に300余の分湯栓の異常の有無を一覧とした報告書を提出している。

①業者からの点検報告書によると、異常を確認する内容は「バルブ」「ストレーナー」「継手」「ボックス」の4項目となっている。平成22年度の委託業者は、4回目の点検を異常箇所はゼロと報告している。しかし、平成23年度の委託業者は、1回目の点検にて50箇所を異常と指摘している。備考欄には「バルブ漏湯」「ストレーナーなし」「継手腐食」「ボックス破損」とあるが、業者により指摘のバラつきが見られる。このことは、異常箇所の判定が業者の主観によるところが大きいことが要因と思料される。

年度ごとに委託業者が変わり、別の視点で分湯栓のチェックが行われることは利点と考えるが、結果として報告書の信憑性に疑義が生じるようならば不適當である。仕様書の明確化及び点検マニュアルを設けるなど、検査時の判定の平準化を図るべきである。

②石和温泉管理事務所は、前述の点検結果を受けて現物を調べ、腐食の程度を確認している。そこで、腐食が進行しているため部品の交換が必要になる等、問題のあるところは、契約者本人に電話等口頭で連絡し改善を促している。しかし、これらに関する書面が残されていないため、担当者以外はその経緯が不明確となる。今後、時の経過とともに、契約が相続人等に引き継がれていくこともあるため、分湯栓の検査履歴は重視されると判断される。そのため、分湯栓ごとの対応状況の記録を保存することが必要である。

(4) 温泉事業会計における温泉使用料の未収入金の管理を適切に行うべきである。(指摘事項)

温泉使用料の未収入金について、発生日の古い債権が 12,211 千円滞留している。適切な管理がされていないため、このうち消滅時効の対象となっている債権が 10,482 千円ある。債権の消滅時効の中断を行うため、契約相手先に一部支払をさせることや債権の存在確認等の手続を行う必要がある。

平成 23 年度末現在、温泉事業における温泉使用料金の未収入金は 15,945 千円であり、滞納額は 12,211 千円、消滅時効対象額は 10,482 千円である。また、滞納者及び滞納状況は以下のとおりとなっている。

契約者	契約年月	滞納総額	特記事項
A	平成 7 年 9 月	941,811 円	給湯停止年月 平成 11 年 2 月 契約解除年月 平成 14 年 6 月 本人の居所つかめず。
B	平成 2 年 3 月	744,235 円	給湯停止年月 平成 19 年 2 月 平成 18 年 3 月から未納が始まる。 今後契約解除の方向。
C	昭和 60 年 9 月	7,552,355 円	給湯停止年月 (一本目) 平成 20 年 1 月 (二本目) 平成 20 年 7 月 契約解除年月 平成 22 年 6 月 不動産競売に至っているが、破産手続 まではしていない。
D	平成 2 年 12 月	652,480 円	今後契約解除の方向。
E	昭和 63 年 9 月	417,995 円	平成 24 年 8 月破産手続開始
F	平成 12 年 7 月	112,116 円	契約解除年月 平成 21 年 3 月 平成 21 年 2 月に営業を停止し、破産手 続準備中。
G	昭和 56 年 8 月	540,335 円	平成 14 年頃から未納が始まり、遅れな がらも納入してきたが、平成 19 年 11 月から滞納累積。今後契約解除の方向。

温泉使用料の未収入金については、督促状の発送、電話及び訪問による督促、納付通知書の再発送を行ってきているものの、平成 21 年から平成 23 年においては、支払いの

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

2. 温泉事業

督促状の発送は行われていない。また、延滞金の徴収も行われていない。租税債権等の公法上の債権とは異なり、私法上の債権であるが故に、今まで公法上の債権と同様の不能欠損処理や時効中断手続を実施したことがなく、公営住宅債権といった他の私法上の滞留債権とともに対応策を検討する方針のもと、現在まで様子見状態できてしまっている。

しかし、回収の見込みが著しく低い債権をそのままの状態にしておくことは、財務の健全性からみて好ましいものではない。今後は各未収入金の回収可能性を精査し、回収可能性のある債権については、一部でも支払をさせたり、滞留債権の存在確認手続を行う等、すみやかに時効停止手続を行う必要がある。また、回収不能とされる債権は償却の手続を行うべきである。

尚、未収入金債権の消滅時効成立の期間について、県法制担当の見解等を参考にしていくようであるが、今後明確な期間をさらに検討すべきである。

(5) 温泉事業会計において、規定に従った契約解除が行われていない。また、条例に従った延滞金の徴収を行うべきである。(指摘事項)

現状では使用料の徴収に関して、規定に従った契約解除が行われていない。規定に基づかない契約解除を行うのならば、契約解除時期について明確にルール化を行う必要がある。また、延滞債権については、条例に従った延滞金を徴収すべきである。

温泉事業会計において、契約解除時期について山梨県営石和温泉給湯規程（以下給湯規程という。）第10条第四号で次のとおり規定されている。

山梨県営石和温泉給湯規程

第10条（契約の解除）

管理者は、受給者に対して、受給者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

四 第9条第一号に規定する給湯の停止を受けた場合において、その停止期間が三月以上にわたるも、なお、使用料を完納しないとき。

現実には当該規定に基づき一律に契約解除が行われているわけではなく、滞納者に対する契約解除日がまちまちとなっているが、本来は、当該規定に従った契約解除を行うべきである。しかし、石和温泉には温泉旅館等が多数存在し、実際の運用に当たっては当該規定に基づかない特別な配慮を行う必要がある場合も思料されることから、当該規定に基づかない契約解除を行うのならば、そのタイミングについて、明確なルール化を行う必要がある。

また、使用料等の延滞債権に対しては、次のとおり給湯規程に基づき、条例に従った延滞金を請求する必要があるが、現在までのところ延滞金の請求は行われていない。使用料等を期日通りに納付している使用者との公平性の観点からも、当該規定に従った延滞金の徴収を行うべきである。

山梨県営石和温泉給湯規程

第26条（収入に関する延滞金）

山梨県営石和温泉給湯使用料等徴収条例による使用料、手数料及びその他の収入金の延滞金については、山梨県分担金その他歳入金の延滞金徴収条例の例により徴収するものとする。

さらに、温泉事業会計において、当該延滞金の未収入金計上は行われていないが、期末において延滞金の額を算出することは可能であることから、未収入金に係る延滞金についてもその額を把握すべきである。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

2. 温泉事業

II. 固定資産・棚卸資産関係

(1) 固定資産を除却した場合には、廃棄処分に至るまでの決裁内容を書面に残す必要がある。(指摘事項)

固定資産の除却は、山梨県企業局財務規程第 79 条に規定された不用品の処分にもとづき処理される。固定資産の用途の廃止、売却の検討、廃棄処分手続等除却に至るまでの一連の手続きにあたって、所定の決裁を受けることが必要である。しかし、同条に規定された振替伝票の発行手続を除き、これらの決裁が書面に残されていない。これらの各段階において決裁を受けた内容を書面に残す必要がある。

石和温泉管理事務所の固定資産台帳によると、平成 22 年度中に下記の資産を除却処理している。

(単位：円)

資産名	取得年月日	耐用年数	除却処理日	帳簿原価	帳簿価額
屋上倉庫	S42. 9. 1	17 年	H23. 3. 31	200, 000	10, 000
製図機械セット	S62. 6. 17	5 年	H23. 3. 31	100, 000	5, 000
温水用基準メーター	S63. 8. 15	5 年	H23. 3. 31	240, 000	12, 000
温水用基準メーター	S63. 8. 15	5 年	H23. 3. 31	250, 000	12, 500
温水用基準メーター	S63. 8. 15	5 年	H23. 3. 31	230, 000	11, 500
転倒ます型隔測 自己雨量計	H3. 6. 10	5 年	H23. 3. 31	200, 000	10, 000
スパーオイルヒーター	H5. 2. 1	15 年	H23. 3. 31	30, 814	30, 814

これらの固定資産は、所長の決裁ののち、振替伝票を年度末に一括して発行することにより固定資産システムからの除却処理を行っている。しかし、石和温泉管理事務所では、当該振替伝票の発行の手続を除き、固定資産を廃棄処分するまでの状況を示す書面を作成していなかった。

山梨県企業局固定資産事務規程第 4 条には、固定資産の用途廃止について下記の通り規定されている。

山梨県企業局固定資産事務規程

(用途廃止)

第4条 局長及び所長は、その所属に属する固定資産の用途を廃止する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、所要の決裁を受けなければならない。

- 1 用途廃止の事由
- 2 所在地
- 3 種別明細
- 4 用途廃止後の措置その他参考となる事項

このように、固定資産の用途を廃止する場合は、使用が不可能となった状況を書面にしたうえで、その都度、決裁を伺うことが示されている。また、その結果、不用品となった物品の処分について、山梨県企業局財務規程に下記の通り所定の手続きが規定されている。

山梨県企業局財務規程

(処分の手続)

第99条 固定資産の処分の手続は、第79条の規定の例により行なうものとする。

(不用品の処分)

第79条 所属長は、企業局出納員又は物品取扱員が管理する物品のうち、不用品があるときは、管理者の決裁を受けて、これを売却しなければならない。ただし、買受人がないもの又は、売却に要する費用に達しないもの、その他売却することが不相当と認められるものについては、廃棄処分の手続きをとらなければならない。

2 前項の規定により不用品を廃棄したときは、所属長は、ただちに振替伝票を発行しなければならない。

上記のとおり、固定資産台帳の落帳処理に至るまでに、用途の廃止、売却の検討、廃棄処分の業者の選定など各段階において伺い、承認等を受けることとなると考えられる。実際は、所内において、これらの手続きを経ていると思料されるが、状況を示す書面は作成されていない。また、「不用品を廃棄したときは・・・ただちに振替伝票を発行しなければならない」と規定されているので、現状のように年度末での振替伝票の一括発行は適正ではなく、その都度、発行すべきである。固定資産の除却は、上記のとおり、用途の廃止から不用品の処分に至るまで一連の手続きに従い、各段階において決裁された内容を書面として残す必要がある。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

2. 温泉事業

(2) 温泉事業会計において重油が貯蔵品に計上されていない。(指摘事項)

重油約 10kℓ (約 1 百万円) を保管しているものの、たな卸資産 (貯蔵品) として計上していない。

石和温泉管理事務所において、重油約 10kℓを危険物取扱法に基づき厳重に保管しているものの、購入時は消耗の頻度が高かったとの理由によりたな卸資産 (貯蔵品) として計上していない。すぐに使用するか否かに係らず、現実に保管している貯蔵品類については、たな卸資産として計上する必要がある。尚、石和温泉管理事務所の実査時には、重油タンク (容量 25 kℓ) 内に約 13 kℓ、1.3 百万円 (100 円/ℓ) 相当の重油が保管されていた。

(3) 金庫内に簿外となっている印紙及び切手が存在した。(指摘事項)

温泉管理事務所の金庫内の実査を行ったところ、受払簿に記載のない切手と印紙が発見された。切手等は容易に換価可能な現金同等物であり、今後は金庫内についても定期的に点検を行い、より一層の厳格な管理を行っていくべきである。

石和温泉管理事務所の金庫内の実査を行った。日常的に使用している切手の枚数と郵便切手類受払簿の枚数については差異がないことが確認されたが、金庫内より受払簿に記載のない 62 円切手 1 枚及び 200 円印紙 1 枚が発見された。当該切手等は相当程度の年数が経過しているものと推察され、担当者もその切手等の購入時期については不明であるとのことではあった。しかし、切手及び印紙は容易に換価可能な現金同等物であり、今後は金庫内についても定期的に点検を行い、より一層の厳格な管理を行っていくべきである。

(4) 温泉事業会計の事務所建替設計委託費用を建物本体等を含めて会計処理すべきである。(指摘事項)

温泉事業会計において、1つの資産として会計処理すべき設計費用と建物本体の工事費用が、別々に資産登録されている。また、両者の耐用年数が一致していない。

石和温泉管理事務所の建替工事に関連する固定資産は、固定資産台帳において以下のとおり記録されている。

資産番号	資産名	勘定科目	帳簿原価	耐用年数
4-08-0001	事務所建替設計委託	建物	3,250,000円	41年
4-08-0002	車庫移設工事	建物	266,000円	34年
4-08-0003	管理事務所本体	建物	35,737,900円	39年
4-08-0004	建物ガス設備	建物	68,950円	15年
4-08-0005	建物給湯設備	建物	916,050円	15年
4-08-0006	建物給水設備	建物	945,600円	15年
4-08-0007	建物排水通気設備	建物	2,176,850円	15年
4-08-0008	建物換気設備	建物	2,895,000円	15年

建替工事の設計委託費は、建物を取得するために付随して発生した費用であり、固定資産(建物)の取得価額に含めて会計処理することが一般的である。しかしながら、その場合、設計費用と建物本体の工事費用とを1つの資産として会計処理する必要がある。平成22年度現在の会計処理は、設計費用だけで固定資産登録(資産番号4-08-0001)されているため、修正が必要である。

また、設計費用と建物本体の工事費用は1つの資産として会計処理する必要があるため、当然耐用年数も1つとなる。しかしながら、設計費用の耐用年数は41年であり、工事費用本体(資産番号4-08-0003)の耐用年数は39年とされている。過年度のことであり、耐用年数の選択過程は不明とのことであるが、少なくともどちらか一方は誤った耐用年数が選択されていることになる。

会計処理の修正を行うことが望まれるとともに、今後、同様の誤りが生じないように留意することが必要である。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

2. 温泉事業

(5) 温泉事業会計における配湯管の耐用年数について、合理的に決定すべきである。
(指摘事項)

配湯管の耐用年数は、水道用等の配水管の耐用年数に準じて決定されており、平成 14 年度より前に取得されたものは 25 年、平成 14 年度以降に取得されたものは 40 年が選択されている。単に取得時期によって耐用年数が異なるということは配湯管の経済的使用可能期間を適切に反映する耐用年数であるかどうかについて疑念が残る。合理的な耐用年数を決定すべきである。

温泉事業会計の有形固定資産には、源泉から汲み上げられた湯を、契約受湯者に給湯するための配湯管が含まれている。

平成 22 年度決算において、配湯管の耐用年数の見直しが行われている。見直し前の耐用年数は 16 年や 17 年などが選択されていたが、見直し後は省令の定めに従い、平成 14 年度よりも前に取得されたものについては 25 年、平成 14 年度以降に取得されたものについては 40 年が選択されている。見直し後の耐用年数は、地方公営企業法施行規則で定められた水道用又は工業用水道用のものの配水管に準じて選択されている。なお、地方公営企業法施行規則は平成 14 年 4 月 1 日に改正されており、配水管の耐用年数は、鋳鉄製の配水管（40 年）とその他のもの（25 年）の 2 種類であったが、配水管の使用実態に鑑み、40 年に一元化されている。

現在選択されている耐用年数については、取得時期が平成 14 年度のを境に、耐用年数が 25 年のものと 40 年のものとに分かれてしまっている。企業会計においては、固定資産の経済的使用可能期間を見込んで耐用年数を決定することが原則であり、同一の機能等を有する資産は同一の耐用年数が選択されるのが一般的である。経済的使用可能期間という面から考えると、取得時期によって耐用年数が異なるという現在の耐用年数の設定については合理性には疑念が残る。

昭和 40 年に温泉事業が企業局へ移管されて以来 47 年が経過しているが、この間の配湯管の修繕や交換の状況等を考慮の上、経済的使用可能期間をもとに耐用年数を合理的に決定すべきである。

Ⅲ. 給与・人事関係

(1) 短期臨時職員の給与事務において、誤った事例が存在した。(指摘事項)

温泉管理事務所における非常勤職員等の給与事務について確認を行ったところ、雇用契約期間が2ヶ月を超える者に対する源泉徴収税額表丙欄の適用という誤った処理を行っていた。

山梨県企業局において、非常勤職員、非常勤嘱託職員及び短期臨時職員の給与は、その計算から支給、及び源泉税の納付等の全てを各管理事務所等の出先で行うこととされている。(なお、常勤職員の給与計算については本庁で一括して処理される。)温泉管理事務所における非常勤職員等の給与事務について確認を行ったところ、以下のような誤りが発見された。

短期臨時職員に対する源泉徴収は源泉徴収税額表の丙欄を適用して計算が行われていたが、丙欄が適用できる者の条件は以下のとおりである。

給与を勤務した日又は時間によって計算していることのほか、次のいずれかの要件に当てはまる場合には、「日額表」の「丙欄」を使って所得税額を求めます。

- (1) 雇用契約の期間があらかじめ定められている場合には、2か月以内であること。
- (2) 日々雇い入れている場合には、継続して2か月を超えて支払をしないこと。

したがって、パートやアルバイトに対して日給や時間給で支払う給与は、あらかじめ雇用契約の期間が2か月以内と決められていれば、「日額表」の「丙欄」を使うこととなります。なお、最初の契約期間が2か月以内の場合でも、雇用契約の期間の延長や、再雇用のため2か月を超えることがあります。この場合には、契約期間が2か月を超えた日から、「日額表」の「丙欄」を使うことができません。

したがって、給与を支払う期間に応じ定められている税額表(「月額表」又は「日額表」)の「甲欄」又は「乙欄」を使って源泉徴収する税額を求めることとなります。

(国税庁ホームページより転載)

温泉管理事務所と短期臨時職員との契約期間は1年間と定められている。そうすると上記表中の丙欄適用の条件である「(1)雇用契約の期間があらかじめ定められている場合には、2か月以内であること。」を満たしておらず、本来ならば扶養控除申告書の提出の有無によって、甲欄または乙欄での源泉徴収が必要であった。

今後は温泉管理事務所からの給与が主たる給与である者に対しては扶養控除申告書の提出を求めた上で甲欄の適用を行い、従たる給与である等の理由により扶養控除申告書の提出を行わない者に対しては乙欄を適用し、源泉徴収を適切に行うことが必要である。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

2. 温泉事業

IV. 内部統制関係

(1) 給湯規程に規定された様式の帳票が作成されていない。(指摘事項)

山梨県営石和温泉給湯規程では作成し、備え置くべき各種の帳票を規定している。このうち給湯台帳及び源泉台帳については、表計算ソフトによる類似した帳票は作成されているが、規定された様式の帳票が作成されていない。原則として規定された様式に基づく帳票を作成し、これに基づき管理すべきである。また、これらの様式が管理の実態と合っていないならば、様式の変更を検討すべきである。

山梨県営石和温泉給湯規程では、温泉事業所が備え置くべき帳票の一部として次のように規定している。

山梨県営石和温泉給湯規程

第23条(給湯台帳等)

管理者は、給湯条件又は使用料徴収の適正を保持するため、次の各号に掲げる台帳を備え置くものとする。

- 一 給湯台帳 (第十六号様式)
- 二 源泉台帳 (第十七号様式)
- 三 温泉使用料徴収原簿 (第十八号様式)
- 四 温泉使用料徴収整理簿 (第十九号様式)

上記のうち温泉使用料徴収原簿(第十八号様式)及び温泉使用料徴収整理簿(第十九号様式)は、規定された様式に従った帳票が作成されていた。しかし、給湯台帳(第十六号様式)及び源泉台帳(第十七号様式)は規定された内容をほぼ網羅する表計算ソフトによるデータが作成され、これにより管理されていた。原則として様式が規定されていることから、様式に沿った帳票を作成すべきである。また、当該様式による管理に不都合な点が見られるようならば、様式を管理の実態に沿ったものに変更することが必要である。なお、各種の帳票について検討を加え変更する作業を行っているとのことであるが、これらについても変更後の帳票を正式な様式として規定することが必要である。

(2) 平成 22 年度の消費税の課税処理に錯誤が見受けられる。(指摘事項)

国道及び市道の舗装本復旧工事に関して、市との協定により市の負担分を受領している。消費税の申告上、負担金を特定収入としているが、工事の実費にかかる負担金なので課税売上として処理すべきであった。

企業局は、平成 22 年度、国道 411 号線及び笛吹市道 117 号線の舗装本復旧工事に当たり、笛吹市と協定書を結びそれぞれの工事費の負担額を定めている。また、工事は企業局が行い、請負業者に総額を支払うとともに市より負担金を受領している。企業局での消費税の申告において、この負担金は特定収入として処理されている。

特定収入とは消費税法基本通達で例示されている。

「消費税法基本通達」

第 16-2-1 「特定収入」とは、資産の譲渡等の対価に該当しない収入のうち、・・・例えば、次の収入（・・・特定支出のためにのみ使用することとされているものを除く）がこれに該当する。

- (1) 租税
- (2) 補助金
- (3) 交付金
- (4) 寄付金
- (5) 出資金に対する配当金
- (6) 保険金
- (7) 損害賠償金
- (8) 資産の譲渡等の対価に該当しない負担金、他会計からの繰入金、会費、喜捨金等

本件については、市からの負担金を上記(3)の「交付金」と判断し特定収入と処理したと推測される。また、企業局の消費税の申告では、特定収入が5%超を占めていないので、結果として税外取引と同じ計算結果となっている。しかし、受領した内容は、「協定書」に記載されているとおり工事の実費相当にかかる負担金であり、交付金とは違う性質のものである。したがって、この負担金は対価性のある「課税売上」として処理すべき取引であったと判断される。よって、平成 22 年度の消費税の申告は、54,100 円の過少申告であった。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

3. 地域振興事業

3. 地域振興事業

I. 経営計画・修繕計画関係

(1) 地域振興事業会計において長期修繕計画を作成すべきである。(意見)

地域振興事業会計においては修繕計画が策定されていない。今後の事業のあり方が検討されているが、現在の経営状況、返済を要する借入金残高、老朽化した施設の現状等を考えると、むしろ約 62 億円の他会計借入金を返済するまでの期間と同様の長期修繕計画の策定が必要である。

地域振興事業会計では毎年 550 万円の修繕費が予算措置されているが、長期の修繕計画はない。地域振興事業として運営されている丘の公園は、厳しい経営状況や施設・設備の老朽化の進行、また地域における丘の公園の役割を踏まえ、現指定管理期間終了後の事業のあり方について外部検討委員会において検討されてきた。地域振興事業会計では、このような状況を踏まえ、今後の動向が不透明という理由で長期修繕計画を策定していない。

しかしながら、平成 22 年度末時点で約 62 億円の他会計借入金が残っており、さらには、平成 22 年度において当初 7 千万円を返済する予定であったが、実際の返済額は 4 千万円にとどまっている。多額の借入金を抱え、かつ、経営が非常に厳しい状況下においては、今後の事業のあり方を検討するにあたって、精度の高い収支予測を策定する必要がある。老朽化した施設が多い地域振興事業会計においては、むしろ精緻な長期修繕計画を策定することが重要である。

(2) 地域振興事業会計における長期借入金の償還期間が度々変更されているが、より精緻な経営計画の策定を行うべきである。(意見)

地域振興事業会計では、電気事業会計から長期の借入をしているが、償還期間の変更等契約が度々変更されている。企業局内の他会計間の貸借であり、契約当事者が同一であることから、安易に契約の変更が行われているものとの印象を受ける。より精緻な収支計画を作成し、これに基づく契約を締結すべきである。また、現在作成されている収支見込が契約内容に適切に反映されていない。さらに、償還期間が長期にわたることから、今後予測される大規模修繕を収支計画に反映すべきである。

地域振興事業会計において電気事業会計から借入れている長期借入金の償還期間の変更は、次の通りである。

①地域振興事業建設改良費

貸付・変更日	貸付額	償還期限	変更内容
H12. 3. 31	3,638,656,557 円	H62. 3. 31	据置: H18. 3. 31、償還開始: H19. 3. 31
H16. 4. 1	3,638,656,557 円	H66. 3. 31	据置: なし、償還開始: H17. 3. 31
H21. 3. 19	3,638,656,557 円	H66. 3. 31	毎期の償還額の変更
H22. 3. 19	3,638,656,557 円	H101. 3. 31	償還期限の延長
H24. 3. 7	3,638,656,557 円	H101. 3. 31	毎期の償還額の変更

②地域振興事業営業運転資金

貸付・変更日	貸付額	償還期限	変更内容
H12. 4. 3	1,663,000,000 円	H62. 3. 31	据置: H18. 3. 31、償還開始: H19. 3. 31
H16. 4. 1	1,663,000,000 円	H66. 3. 31	据置: なし、償還開始: H17. 3. 31
H21. 3. 19	1,663,000,000 円	H66. 3. 31	毎期の償還額の変更
H22. 3. 19	1,663,000,000 円	H90. 3. 31	償還期限の延長
H24. 3. 7	1,663,000,000 円	H90. 3. 31	毎期の償還額の変更

③地域振興事業営業運転資金

貸付・変更日	貸付額	償還期限	変更内容
H17. 4. 1	1,280,000,000 円	H66. 3. 31	
H18. 4. 1	1,280,000,000 円	H66. 3. 31	毎期の償還額の変更
H20. 3. 3	1,280,000,000 円	H66. 3. 31	毎期の償還額の変更
H22. 3. 19	1,280,000,000 円	H74. 3. 31	償還期限の延長
H24. 3. 7	1,280,000,000 円	H74. 3. 31	毎期の償還額の変更

上記の通り、3本の長期借入金は償還額の変更や償還期限の延長が度々行われている。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

3. 地域振興事業

これは償還の原資が当会計のキャッシュフローに依存していることからである。地域振興事業は平成 16 年度に指定管理者制度を導入している。これにより、地域振興事業会計の収支は指定管理者からの委託料収入と借地の賃借料支出とに大きく依存しており、これらの改定が行われると、収支差額が変動し、償還の原資が変動する状態となっている。指定管理者からの委託料収入は、平成 16 年度：1 億 5 千万円→平成 21 年度：1 億 3 千万円→平成 23 年度：1 億 2 千万円と減額されている。上記の変更のうち、当該各年度に該当する部分については委託料の減額によるものと思料される。確かに当会計の収支はこれらの収支に依存せざる負えない面はあるが、短期的な収支の変動に左右されない、適切な中長期的資金計画を作成することが求められる。本来長期資金の償還は長期的な資金計画に基づき行われるべきであり、短期的な資金の増減は短期資金の調達・償還に委ねられるべきである。したがって、長期的な収支計画をより精緻に行うことにより、原則として長期借入金については度重なる契約変更を避けるべきである。

また、地域振興事業会計では H20. 3. 3、H21. 3. 19、H22. 3. 19、H24. 3. 7 の契約変更後の収支見込を作成している。H20. 3. 3 及び H21. 3. 19 変更時の収支見込では平成 100 年度での借入金完済の計画となっているが、現実にこの収支見込を反映した契約変更が行われているのは上記の通り H22. 3. 19 の変更契約からである。収支見込の内容と契約変更のタイミングとに齟齬が生じている。収支見込が借入契約に適切に反映されていないといえる。

さらに、上記の契約変更後の収支見込には修繕費が每期 5,500 千円計上されているが、大規模修繕を前提とした収支計画とはなっていない。丘の公園ゴルフ場が開業してから 25 年以上が経過し、大規模修繕の要請も高まっているといえる。上記の通り、借入金の償還計画も長期に渡ることから、長期的な視野に立って大規模修繕等も勘案した収支計画を作成することが必要である。

(3) 地域振興事業会計における長期借入金について計画的な返済を行うべきである。
(意見)

電気事業会計から借り入れている地域振興事業会計の長期借入金は平成 22 年度末 6,216 百万円であるが、現状の返済期間は 75 年となっている。長期借入金償還計画が非常に長期に渡っており、また、平成 22 年度の償還額では完済には 155 年を要することから、返済の目処に疑念が生じるため、着実かつ早期に返済が図られるよう努められたい。

平成 22 年度末において、地域振興事業会計における電気事業会計からの長期借入金残高は、「平成 22 年度山梨県営地域振興事業会計決算付属書」の「長期借入金明細」より 6,216,379,156 円となっている。平成 22 年度に 40,004,001 円を返済してはいるものの、依然として長期借入金残高は多額であり、当該返済実績では完済まで 155 年を要することになる。加えて、平成 22 年度の当期純損益はマイナス 73,252,693 円となっている。このような状況下であるため、平成 24 年 3 月 7 日に決裁を受けた「長期借入金償還計画」では当該長期借入金の完済時期は平成 100 年となる予定であり、返済期間は 75 年と非常に長期に渡る返済計画となっている。このような長期に渡る借入金の返済計画は実質的に、返済計画がないことと同義であると考えられる。そして、平成 22 年度のキャッシュ・フローは 58,590 千円となっているものの、当該返済計画の達成は非常に困難な状況にある。また、当該借入金の返済計画は大規模修繕がないことを前提に計画しており、返済の前提となる長期の収支計画としては不適切である。

さらに、上記を鑑みると、借入日平成 12 年 4 月 3 日借入総額 1,663,000,000 円及び借入日平成 17 年 4 月 1 日借入総額 1,280,000,000 円については、平成 22 年度の「長期借入金明細書」において「種類」が「営業運転資金」と記載されているが、「営業運転資金」として借入をしているのか疑念が生じる。運転資金を長期の借入で調達することは財務の健全性からは望ましいものではない。

長期借入金償還計画が非常に長期に渡っていることから、返済の目処に疑念が生じるため、着実かつ早期に返済が図られるよう、地域振興事業会計についての事業スキーム見直しなども検討するよう努められたい。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

3. 地域振興事業

II. 内部統制関係

(1) 企業局は指定管理者の経営及び財務状況をチェックすべきである。(意見)

丘の公園の管理及び運営については、指定管理者制度を導入している。現在の指定管理者には選定時のプロポーザル内容と異なる経営や粉飾決算、役員による資金の流用等財務的な問題点が見られた。指定管理業務は指定管理者の経営状態や財務的な基礎を前提として行われることから、企業局は運営面のみならずこれらの面からも指定管理者を適切に指導すべきである。

丘の公園の管理及び運営については平成 16 年度より指定管理者制度を導入しているが、下記の指定管理の「丘の公園の管理に関する協定書」第 14 条に記載されたチェックが適切に行われていない。

第 14 条 (事業報告の聴取等)

甲は、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づき、乙の管理する丘の公園の管理の適正を期するため、乙に対して、随時に管理業務若しくは経理状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

企業局では指定管理者制度導入時には、選定委員会を設置しプロポーザル方式で指定管理者を選定した。企業局はその際に提示された内容やその後の事業計画に基づいて適切な管理及び運営が実施されているのかチェックを行う必要がある。指定管理者選定時は各応募者のプロポーザルの内容が実施されることを前提として選定されていることから、その後の管理及び運営が提案時と異なると選定時の判断の基礎が根底から崩れることとなり、そもそも実現不可能な提案をした団体が選定されてしまう危険性がある。今後は、選定時のみならず運営自体がプロポーザルの内容と齟齬がないかをチェックする体制が望まれる。ある意味では、選定時以上にこれらをチェックすることは重要と思われる。

これまでの指定管理者の計算書類等を閲覧すると、指定管理者が行った内部統制上及び財務上の問題点は下記の通りである。

① プロポーザル時に提示されていない高金利の借入

指定管理者選定時に現在の指定管理者が提出した資金計画では、当初は大手都市銀行から 2,000 万円 (金利 3%) の資金調達を計画し、また、事業悪化の場合の対応策として、「資金的な面では株主の保証により銀行がバックアップ」するとの記述もある。しかし現実には、当時の社長の個人保証により 1 億円 (金利 12%) の資金調達が、外部の投資事業組合から行われている。指定管理の受託時からこのような高金利で運転資金を調達していることは、プロポーザルの内容と全く異なり、当初から事業の運営に財務

的な面から支障をきたしていることに他ならない。

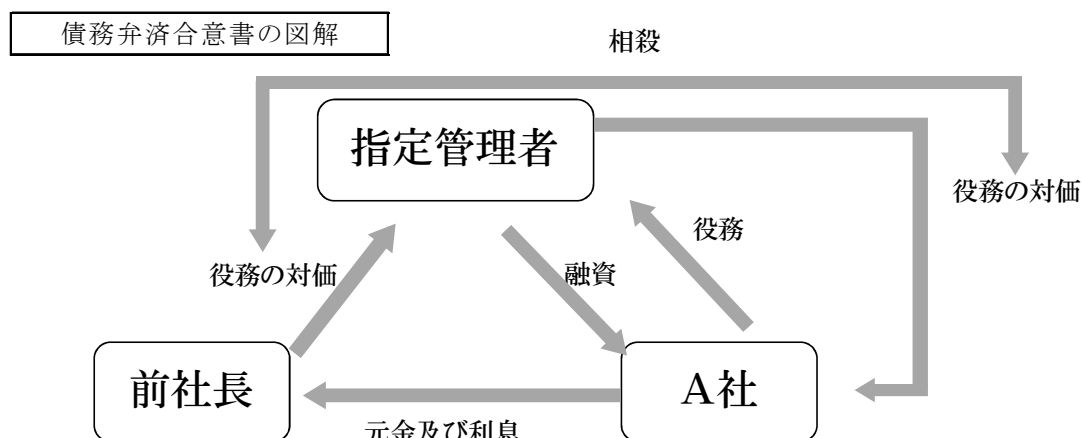
② 別荘の購入を通じた粉飾決算

指定管理者は、平成 16 年度及び平成 17 年度に借地権付建物を購入している。決算時に、それぞれ 2,447 万円、4,337 万円の評価益を特別利益に計上しているが、会計上、固定資産の価額は取得価額での計上が原則となるので粉飾にあたる。評価益の計上理由を推測すると、これらの評価益を計上する前の経常損失が、平成 17 年 3 月期は 2,201 万円、平成 18 年 3 月期は 4,408 万円であり評価益の金額と近似値であることから、損失の穴埋めとして、これらの数値を計上したのではないか思料される。さらに、建物に関しては毎期減価償却費を計上するので、平成 16 年度以降の減価償却費は過大となり、利益は過少となっている。このように、その後の期間損益にも弊害が及んでいる。

③ 前社長への高額な貸付

指定管理者は、前社長に高額な貸付を行っているが、この貸付金は上記の高利率の借入金を原資とし、関連会社にも流出していたと考えられる。指定管理者の財務諸表によると、前社長に対し貸付を行った結果、その利息の未収金 1,856 万円の回収が困難となり、破産債権に計上されている。また、この件に関する金銭消費貸借契約書及び議事録も保存されていない。

平成 20 年 8 月に「債務弁済合意書」が、指定管理者、前社長、前社長を代表者とする A 社の三者で交わされている（下図参照）。これによると、指定管理者の帳簿上は、指定管理者が前社長に貸付したこととなっているが、資金の流れは、関連会社の A 社に直接振り込まれていたもようである。また、A 社が指定管理者に労働者を派遣し、三者間において生じる債権債務を相殺するスキームが構築されている。しかし、前社長は、指定管理者に対して利息をほとんど支払っていない。貸付金利息が適正額であったか否かも不明である。「前記投資事業組合からの借入金は、会社としての必要資金であったのか」「A 社の派遣の実態があったのか、また、A 社との派遣料は適正価額であったか」等の疑問が生じる。前社長は、指定管理者の保証のもとで前社長及び A 社の資金調達を行ったとも解釈できる。



第三 山梨県企業局の監査結果と意見

3. 地域振興事業

以上より、前社長の独断的な経営が見られ、指定管理者におけるガバナンスが適正に機能していなかったといえる。

指定管理者選定時には応募者のみならず、新規設立の場合その株主も含めた財務状況や資金調達計画も審査の対象となっている。これは財務的な側面、経理的な基礎が確立していないと継続的な管理及び運営が困難となる可能性があるからである。指定管理者の財務状態は、指定管理業務を適切に行っていく上で財務的な基盤となるものである。企業局はこれらの面からも事業の継続的な運営が可能であるか判断し、指定管理者の協定書等に違反した運営上の行為のみならず、プロポーザルの内容が実施されているか否か及び財務的な側面からも管理、指導することが必要であり、また、場合によっては指定管理契約の解除等も行うことが必要である。

なお、現在では当該指定管理者は経営陣も刷新され、上記とは異なる状況にある。

(2) 指定管理者の提出した丘の公園の管理に関する事業計画と実績とのチェックを行い、事業の改善に役立てるべきである。(意見)

丘の公園の管理及び運営について、指定管理者に対し事業計画書を事前に、事業報告書を年度終了後提出させている。しかし、事業計画書と事業報告書との収支状況や損益状況の対比及びその分析は行われていない。これらに基づき改善点の協議や指導を行うことは必要と思料される。

丘の公園の管理及び運営についての年次の計画及び報告は、指定管理者との「丘の公園の管理に関する協定書」第 11 条及び第 13 条に下記の通り規定されている。

第 11 条 (事業計画書)

乙は、各年度ごとに、あらかじめ事業計画書を作成し、甲に提出するものとする。

第 13 条 (事業報告書)

乙は、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項の規定に基づき、毎年度終了後、事業報告書として管理業務の実施状況及び利用状況並びに料金収入の実績及び管理経費等の収支状況を明らかにした書類を作成し、5 月末日 (甲が指示する書類については、4 月末日) までに甲に提出しなければならない。

上記第 13 条の規定にもとづき、毎年度終了後には、指定管理者の決算に係わる計算書類を添えて事業報告書の提出を受けている。当該事業報告の内容は利用状況や収入状況の報告が主であり、収支状況は各事業の収入合計、支出合計、収支差額が表示されているのみである。また、別途記載の通り指定管理者が提出する計算書類や事業別試算表を加工して事業別の損益を企業局が把握し、局内で回覧している。事前に提出された事業計画書には各事業の収支計画が作成されていることから、これら事業別の実績と対比することによりその内容を分析し、運営面のみならず、収支・損益面についても改善等の協議を行うべきである。指定管理者の行う指定管理事業の損益は納入金にも少なからず反映されることから、企業局はこれら管理面でも指導的な役割を發揮すべきである。

また、協議した内容を書面に残し、継続的な管理を行うべきである。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

3. 地域振興事業

(3) 地域振興事業における丘の公園各事業別の収支及び損益状況が把握されていない。
(意見)

丘の公園の管理及び運営において、指定管理者が提出した事業報告書等をもとに、企業局では指定管理者の事業ごとの損益計算書を作成している。これは指定管理者の行う事業の損益状況であり、企業局としての事業ごと（ゴルフ場事業、レジャー事業、レストラン事業）の損益は表示していない。企業局として地域振興事業内の事業別の損益がどのような状況であるか把握し、その採算性を分析することは必要であり、今後の事業のあり方を検討する際には不可欠と思料される。

企業局では毎年度指定管理者が提出した事業報告書、指定管理者の決算に係わる計算書類及び指定管理者が実施している事業ごとの試算表等をもとに、その内容を分析し、勘定科目等の組み替えを行って、指定管理者の事業別損益計算書を作成している。これは指定管理者の事業ごとの損益状況であり、企業局が行う地域振興事業内の事業別（ゴルフ場事業、レジャー事業、レストラン事業）の損益状況を表示しているわけではない。平成23年度現在、企業局の地域振興事業全体としての損益計算書等は作成しているが、地域振興事業内の事業別の損益計算書は内部的にも作成していない。地域振興事業内の各事業の採算性を把握するためには、事業別損益計算書及び収支計算書を作成することが必要である。

主として下記の収入及び費用があるが、指定管理者の納入金については、指定管理者が計上した売上高等によって各事業に按分し、営業費用については事業ごとに把握することができるので各事業個別に計上することが必要と思料される。

営業収益：指定管理者の納入金、

営業費用：修繕費、賃借料、委託費、減価償却費

営業外収益：預金利息

営業外費用：借入金支払利息

Ⅲ. 固定資産関係

(1) 地域振興事業の資本的支出の会計処理及び償却に関し、財務規程が別に定める運用基準で耐用年数取扱通達(国税庁通達)の適用を認める等検討すべきである。(意見)

地域振興事業の資本的支出の会計処理及び償却に関し、実務上は耐用年数の適用に関する取扱通達等を考慮した処理がなされていることから、財務規程が別に定める運用基準においても、上記取扱通達の適用を認める等実務に応じた見直しをすべきである。

資本的支出と収益的支出との区分については、企業局財務規程並びに「資本的支出で整理する具体的事例について」(有料道路事業会計・温泉事業会計・地域振興事業会計 S45-9-7 企総第 9-9 号、H2-3-9 改正)(以下、運用基準とする。)に次のように規定されている。

企業局財務規程

第 90 条 (取得価額等)

～中略～

2 法令による資本的支出と収益的支出との区分については、別に定めるところによる。(昭 55 企管規程 10 一部改正)

「資本的支出で整理する具体的事例について」(有料道路事業会計・温泉事業会計・地域振興事業会計 S45-9-7 企総第 9-9 号、H2-3-9 改正)

(提案理由)

資本的支出と収益的支出との区分については、地方公営企業法、法人税等により理論的に解釈されていますが具体的基準がなく統一的処理となっていない現状でありますので会計処理の基準を別添のとおり制定した。

(具体的事例)

山梨県企業局財務規程第 18 条に定める勘定科目中で資産の新設、増設、取替、除却、改良は原則的に資本的支出とする。

(整理区分は次のとおりとする。)

<項目> 土地

<資本的支出で整理する具体的事例>

3. 用地全般のためにする暗渠等の排水工事～省略

上記によると用地全般のためにする暗渠等の排水工事は土地として処理すべきものとなっている。しかしながら、暗渠等の排水工事は時の経過により損耗するものなので、非償却資産である土地とは馴染まない支出であり、償却資産として処理すべきものと思

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

3. 地域振興事業

われる。

昭和 61 年 10 月及び平成 2 年 3 月に行われた暗渠排水工事は、ゴルフ場のコース新設に伴い行われたもので用地全般のためにする排水工事であったが、構築物として会計処理されており償却資産として減価償却している。このような会計処理を行ったのは、地域振興事業会計は土地を所有しておらず、土地として会計処理することは適当でないと判断されたことや、国税庁の法人税基本通達や耐用年数の適用に関する取扱通達（以下参照）等に従ったこと、などが理由とのことである。しかしながら運用基準には備考欄に法人税の抜粋があるものの、これらに準拠すべきとする記載はない。

従って、運用基準においても、上記取扱通達等の適用を認めるなど実務に応じた見直しをすべきである。

耐用年数の適用に関する取扱通達

2-3-6（野球場、陸上競技場、ゴルフコース等の土工施設）

別表第一の「構築物」の「競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの」に掲げる「野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設」とは、野球場、庭球場等の暗渠、アンツーカー等の土工施設をいう。

（注）ゴルフコースのフェアウェイ、グリーン、築山、池その他これらに類するもので、一体となって当該ゴルフコースを構成するものは土地に該当する。

2-3-8 の 2（緑化施設）

別表第一の「構築物」に掲げる「緑化施設」とは、植栽された樹木、芝生等が一体となって緑化の用に供されている場合の当該植栽された樹木、芝生等をいい、いわゆる庭園と称されるもののうち、花壇、植樹等植物を主体として構成されているものはこれに含まれるが、ゴルフ場、運動競技場の芝生等のように緑化以外の本来の機能を果たすために植栽されたものは、これに含まれない。（昭 49 年直法 2-71-「38」により追加）

（注）1. 緑化施設には、並木、生垣等はもとより、緑化の用に供する散水用配管、排水溝等の土木施設も含まれる。～以下略

(2) 地域振興事業会計において、丘の公園ゴルフ場に関する委託費に改良費（資本的支出）とすべき支出があった。（指摘事項）

丘の公園ゴルフ場で平成 22 年度に実施された暗渠排水工事を委託費として支出している。しかし、当該工事は資産の新設にあたるため資本的支出であり、収益的支出である委託費として支出することは適切ではない。資本的支出である改良費として支出すべきであった。

平成 22 年度に丘の公園ゴルフ場で実施された暗渠排水工事 2,835 千円を委託費として支出している。当該工事は既存設備の取替ではなく、コース内の水はけを良くするために新たに排水管を埋める工事であった。こうした資産の新設のための支出は以下の「資本的支出で整理する具体的事例について」に記載されている通り、原則として資本的支出とされている。資本的支出であれば改良費として予算執行することになるので、収益的支出である委託費で処理したことは適切ではない。

「資本的支出で整理する具体的事例について」（有料道路事業会計・温泉事業会計・地域振興事業会計 S45-9-7 企総第 9-9 号、H2-3-9 改正）

（具体的事例）

山梨県企業局財務規程第 18 条に定める勘定科目の中で資産の新設、増設、取替、除却、改良は原則的に資本的支出とする。～以下省略

なお、当該工事の支出伺いの説明資料には「新たに暗渠排水を設置する工事なので改良工事（資本的支出）となるため協議。しかし過去例から修繕でよいことになり、指定管理者と委託契約を結ぶため、委託費に流用する。」旨が記載されている。

しかしながら、過去に行われた暗渠排水の新設工事支出に関して会計処理を確認すると、昭和 61 年 10 月及び平成 2 年 3 月のいずれも資本的支出として処理されていた。上記の説明資料には「過去例から修繕（収益的支出）でよいことになり」との記述があるが、過去例はいずれも資本的支出として会計処理されていることから収益的支出の修繕でよいとする当該記述は間違いである。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

3. 地域振興事業

(3) 地域振興事業会計において、ゴルフ場のコース関係支出については構築物ではなく、別途「コース勘定」などの会計科目を設けて管理することを検討すべきである。(意見)

清里丘の公園ゴルフ場のコース関係支出は構築物に区分されているが、非償却資産となっている。一方、構築物は企業局財務規程上、償却資産とされているため矛盾している。従って、非償却資産であるコース関係支出については、別途「コース勘定」などの会計科目を設けて区分することを検討すべきである。

ゴルフ場のコース関係支出については、平成 13 年度までは減価償却し、平成 14 年度に償却停止したにもかかわらず、平成 18 年度のシステム入替え時に償却が再開され、平成 19 年度にこれまでの誤謬 191,401 千円を修正した経緯がある。誤謬の生じた理由として、コース関係支出は構築物に区分されているが、構築物は企業局財務規程上、償却資産であるため誤って償却してしまったことがあげられる。

従って、誤謬を避ける観点からも、ゴルフ場のコース関係支出（土地は除く非償却資産に該当する支出）は「コース勘定」等適当な科目により構築物とは区分し、償却計算の適正性を図ることを検討されたい。

また、企業局財務規程では構築物を次のように規定している。

第 88 条（固定資産の範囲）

この規定において固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。～中略～

二 電気事業会計以外による固定資産

(イ) 有形固定資産

土地 建物 構築物 機械装置 備品 建設仮勘定

～以下省略

第 100 条（償却資産）

固定資産のうち、土地、建設仮勘定、電話加入権及び投資を除く資産を償却資産として、毎事業年度減価償却を行うものとする。

上記財務規程によると、構築物は有形固定資産であり第 100 条による償却資産とされるため、非償却資産が含まれることは前提としていない。このことからコース関係支出は構築物に含めず、別途会計科目を設ける必要がある。

(4) 地域振興事業会計において、工事関係支出にあたり、予算科目の選択に不適切なものがある。(指摘事項)

平成 22 年度の工事関係支出の予算科目選択において、契約事務手続きの違いにより、委託費、修繕費などの選択をしている。委託費を選択した理由として、丘の公園の指定管理者に工事を委託したことを挙げているが、工事を依頼した業者によって予算科目が異なることは適切でない。

企業局が利用する会計事務ガイドブックには委託費について次のように記載されている。

13 委託料

(科目の説明) 法令の根拠に基づいてなされる委託及び地方公共団体が直接実施するよりも、他の者に委託して実施させることの方が効率的なもの、主として特殊な技術、設備又は高度な専門的知識を必要とする、試験、研究、調査等の委託に要する経費である。～中略～

※委託料の役務費の区分

委託料は原則として業務の内容が維持管理的なものであり、また、実施すべき業務項目及び実施箇所が多件数等の理由で一定期間継続して行う必要があるもの等について、委託契約を締結して行うものである。～以下、省略

上記の通り、委託費は工事に関係する支出には馴染まない費目であるが、指定管理者に委託したことをもって委託費として予算執行している例が見られた。

具体的に平成 22、23 年度に実施された工事と予算執行科目の一例を示せば次の通りである。

工事内容	予算執行科目	金額 (千円)
①芝の張替工事 (22 年度)	修繕費	4,420 △修繕準備引当金
	修繕準備引当金	4,076 = 344
②芝の張替工事 (23 年度)	委託費	4,998
③芝の張替工事 (23 年度)	委託費	3,255

表中、①～③の工事を実際に行ったのはN社であるが、指定管理者を通して行った②、③は委託費で予算執行し、指定管理者を通さず直接支払いをした①は修繕費(修繕予算の不足分 4,076 千円は修繕準備引当金を取り崩し)で予算執行している。このように指定管理者を通すか否かで会計科目が異なることは不適切と思われる。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

3. 地域振興事業

(5) 丘の公園ゴルフコース芝生修繕の契約は単独随意契約として処理されていたが、その内容からは単独随意契約とすることは不適當であり、競争入札での契約として処理すべきであった。(指摘事項)

平成 22 年度 8 月の丘の公園ゴルフコースの芝生修繕工事は、単独随意契約として行なわれた。当該契約はその内容から勘案して規定に従い競争入札とすることが妥当であったと判断される。また、設計額と見積額が細部にわたって同額であったことから、当初より単独随意契約とすることは決定されており、単独随意契約とした理由書についてはそれを事後的に補完するために作成したのではないかとの疑念を受ける恐れがある。単独随意契約は、特定業者との癒着等の危険性が高い。そのためその運用に当たっては慎重な配慮が求められる。

地域振興事業において、平成 22 年度 8 月に丘の公園ゴルフコースの芝生修繕工事が行われた。当該工事の設計額は 4,420,500 円であり、規定に従えば競争入札とするべきであったが、実際には以下の理由により随意契約とされ、かつ見積合わせが省略され、単独随意契約として処理が行われていた。

「随意契約・見積合わせ省略理由」

- ・本年 7 月中旬以降の猛暑により、ゴルフコースの芝枯れの範囲が広がってしまい、利用客の評価も厳しくなり、集客に影響が出ている状況である。風評被害の拡大を防ぐためにも、早急に芝の張り替えに着手し、短時間で作業を完了させる必要がある。また、ゴルフコースの営業を行いつつ、短時間に作業を完了させるためには、早朝、夕方の時間帯を活用しながら張り替えを行うのが効率的である。
- ・A社は、丘の公園のゴルフコースの維持管理を受託している専門業者であり、コース内の状況を熟知している上、社員が常駐しているため、利用状況に応じた施工が可能である。また、当該会社保有の芝のメンテナンス機器もすべて常備してあるため、諸経費がほぼ不要であり、経費を格段に安く抑えることができる。
- ・以上のことから、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号の規定により、本契約を A 社と随意契約し、山梨県財務規則第 137 条第 3 項後段の規定により、見積合わせを省略することとしたい。

上記の地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号には随意契約によることができる場合を以下のように定めている。

「地方自治法施行令」

167 条の 2 第 1 項 2 号 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

この条文が定めている「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に本工事が該当するか否かの検討であるが、一般的に考えてゴルフ場の芝の張り替えがそれに該当するとは考えがたい。なお、他県ではあるが滋賀県では同条の規定を適用できる類型を以下のように例示している。(以下①から⑥、滋賀県ホームページより)

- ① 法令等の規定により相手方が特定されるもの
- ② 国、地方公共団体を相手方とするもの
- ③ 県が相手方を選定できる余地のないもの
- ④ プロポーザル等による企画・提案方式により選定された相手方と契約するもの
- ⑤ 県の行為や契約先など契約の内容を秘密にする必要のあるもの
- ⑥ 県統一価格により契約する場合

また、単独随意契約として処理を行った根拠条文である山梨県財務規則第137条第3項は以下のような規定である。

「山梨県財務規則」

第137条第3項 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、見積書を徴さなければならない。この場合、特別の理由がある場合を除き、予定価格が10万円以上のときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

本契約を単独随意契約とした根拠としている条文中の「特別の理由がある場合」であるがこれに該当する場合については山梨県の通知に以下のように例示されている。

- ア 一個人又は一会社の専有する物品を購入するとき。
- イ 急施を要し、他の業者から見積書を徴するいとまがないとき。
- ウ 見積書の提出を依頼しても他に提出者がいないとき。
- エ 分解しなければ見積もることのできない物品または施設等の修繕。
- オ 再度の入札に付し落札者がいないときで、当該入札参加者のうち最低の価格をもって入札した者と価格交渉により随意契約するとき。
- カ 落札者が契約を結ばないときで、次順位者と価格交渉により随意契約するとき。

上記のアからカの例示からすると、本契約を単独随意契約としたことを妥当であると判断することは困難ではないと考えられる。「随意契約・見積合わせ省略理由」において「早急」に芝の張り替えが必要とあるが、一般的に考えて芝の劣化は段階的に発生することが通常であると考えられるため、上記のイに該当するとも考えがたい。さらに、「随意契約・見積合わせ省略理由」の中では、その業者に修繕を依頼することにより「経費を格段に安く抑えることができる」としているが、他者から見積書を徴していない状況においては、経費が安いかな否かについては検討することは不可能である。

以上のことを総合的に勘案すると、本契約は単独随意契約ではなく、規定に従い、競

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

3. 地域振興事業

争入札の方法によるべきであったと判断される。さらに、本契約はその設計額と業者作成の見積書が細部にわたって同額であり、当初より単独随意契約とすることは決定されており、上記の理由書についてはそれを事後的に補完するために作成したのではないかと疑念を受ける恐れがある。単独随意契約は特定の者と契約を締結する方法であるため、特定業者との癒着等の危険性が高い。そのためその運用に当たっては特段に慎重な配慮が求められる。

(6) 固定資産データの移行時に誤りのある資産が散見された。(指摘事項)

固定資産システムの移行に際して、データ移行に誤りがある資産が散見された。すべての固定資産データが適切に移行されているかどうかについて検証を行い、不適切なデータについてすべて修正を行うことが必要である。

平成 17 年度において、企業局の会計システムの移行に伴い、固定資産システムも旧システムから新システムへの移行が行われている。

地域振興事業会計の固定資産データに関して、個々の固定資産データの移行を行う際に、固定資産名称について誤って移行が行われてしまった資産が散見された。固定資産合計額、勘定科目ごとの合計額は移行前後で整合していることから、個々のデータ間での移行誤りがあったものと推測されるが、すべての固定資産データが適切に移行されているかどうかについて検証を行い、不適切なデータについてはすべて修正を行うことが必要である。

データに誤りがある資産の一例は以下のとおりである。

資産番号	誤った資産名	正しい資産名
4-01-0067	ヤード表示板 (ゴルフ場)	防球フェンス
4-01-0068	ヤード表示板 (ゴルフ場)	有針鉄線
4-01-0070	フェアウェイ (ゴルフ場)	ゴム通路

なお、地方公営企業会計制度の改正に伴い、今後固定資産システムを始め、会計システムの更新が見込まれている。同様の誤りが繰り返されないよう留意する必要がある。

IV. 指定管理者の事業報告関係

(1) イベント参加者の宿泊施設として使用している建物の運営は自主事業に当たるので、指定管理事業の収入及び費用より除外することが適正と判断される。(指摘事項)

指定管理者が購入した建物2棟のうち、1棟は指定管理者が主催するイベント参加者の宿泊施設として使用している。指定管理者の事業報告に当たって、その収入及び費用を指定管理事業に含めているが、当該宿泊施設の使用は指定管理者の自主事業に当たるので、指定管理事業より除外して指定管理事業の報告を受けべきである。

指定管理者の事業は、企業局の指定管理事業と自らの営利事業となる自主事業とに区分される。指定管理者は平成16年度及び平成17年度に借地権付建物を2棟取得しているが、そのうち、1棟は社員寮として、他の1棟はゴルフトーナメントが開催されるさいの参加者の宿泊施設として使用している。

企業局は、これらの建物関係の収入及び費用について、ゴルフ事業の中の総務部門に当たるとし、指定管理事業に含めている。社員寮は指定管理事業に係わる社員の宿泊施設であり、指定管理事業に関連する経費として原価を構成していると思料される。しかし、イベント参加者の宿泊施設は、指定管理者が自ら行う営利事業に関連する施設であり、その運営は自主事業に当たると判断される。指定管理者より提出された事業報告書をもとに企業局は指定管理事業のみを合計した損益計算書を作成しているが、その内訳の当該別荘及び宿泊施設に関する部門(清里の森)の損益によると、収入としては家賃収入が、費用としてはその内訳として借地料、光熱水費、固定資産税及び減価償却費が計上されている。そのうち、当該宿泊施設として計上されている部分を、指定管理事業の収入及び費用より除外すべきである。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

3. 地域振興事業

(2) 指定管理者が山梨県へ毎年提出している事業報告書については改善を求めることが必要である。(意見)

丘の公園の指定管理者は、山梨県企業局に対して決算終了後に事業報告書の提出を行っているが、現在の様式では指定管理事業のみの決算数値が分かる資料は含まれておらず、その算出は企業局が独自に行っている。本来的にはそのような作業は報告者たる指定管理者が行うべきであると判断され、今後は自身の責任において指定管理事業のみの決算数値を算出させ、それを報告資料として添付することを求めるべきである。

山梨県企業局では、総合スポーツ・レクリエーション施設「丘の公園」について指定管理者制度を導入しており、その管理及び運営について指定管理者に管理を代行させている。指定管理者は「丘の公園の管理に関する協定書」第13条に基づき、山梨県企業局に対して決算終了後に事業報告書の提出を行っているが、その様式については改善を求める必要があると考えられる。

「丘の公園の管理に関する協定書」

第13条 乙は、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき、毎年度終了後、事業報告書として管理業務の実施状況及び利用状況並びに料金収入の実績及び管理経費等の収支状況を明らかにした書類を作成し、5月末日(略)までに甲に提出しなければならない。

※なお、条文中の甲は山梨県企業局、乙は指定管理者である。

当該事業報告書には法人全体の決算書と指定管理事業に係る事業別残高試算表が添付されているが、指定管理者は指定管理を受けている事業以外に、自主事業を行っているため、指定管理事業に係わる事業別残高試算表を集計したものと法人全体の決算書の数字は一致しない。そのため、企業局では提出された事業報告書を補完するために、指定管理事業のみを合計した決算数値を算出しているが、本来的にはそのような作業は報告者たる指定管理者が行うべきである。今後は事業報告書の作成に当たっては、指定管理者に対して、自身の責任において指定管理事業の決算数値を算出させ、それを報告資料として添付することを求めるべきである。

(3) 法人全体に係る共通経費については適切な按分基準を設定し、指定管理者が自主的に行う事業に対しても当然に配賦すべきである。(指摘事項)

丘の公園の指定管理者は、山梨県企業局より指定管理を受けている事業の他、自主事業を行っているが、共通管理部門である総務部門において発生した経費については、その全てが指定管理事業の経費とされ、前述の自主事業に対しての配賦は行われていなかった。指定管理事業の正確な損益の把握は指定管理料の積算や、企業局への納入金の算定に非常に重要であり、今後は、指定管理者に対して、共通経費について自主事業に対しても適切に配賦を行うように、指導を行っていくべきである。

丘の公園の指定管理者は、山梨県企業局より指定管理を受けている事業の他、自主事業として温泉事業及び北杜スポーツ塾を行っている。指定管理事業の正確な損益の把握のためには、法人全体に係る管理経費を各事業に適正に配賦することが重要であるが、共通管理部門である総務部門において発生した経費については、その全てが指定管理事業の経費とされ、前述の自主事業に対する配賦は行われていなかった。総務部門で発生する費用は人件費や旅行雑誌への掲載料、税理士等専門家に支払っている手数料など、法人全体に係る費用が大部分を占めているため、自主事業に対してもその配賦を行うべきである。平成22年度の総務部門における管理費用を全て法人全体に係る費用と考え、自主事業に対して、売上基準で配賦した場合の配賦額は以下のとおりとなる。

①総務部門販売費及び一般管理費合計	40,416,053 円
②指定管理事業の売上高合計	756,780,283 円
③自主事業の売上高合計	74,396,617 円
④自主事業に配賦される総務部門経費の額	3,617,542 円 (※)
(※) ①×③÷(②+③)=④	

上記のとおり、平成22年度においては自主事業に対して3,617,542円(売上基準)の経費の配賦が必要であったと試算される。指定管理事業の正確な損益の把握は指定管理料の積算や、企業局への納入金の算定に非常に重要である。今後は、指定管理者に対して、総務部門等の法人全体に係る共通経費については、自主事業に対して適切に配賦を行うように、指導を行っていくべきである。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

3. 地域振興事業

(4) 平成 21 年度に山梨県企業局への納入金引き下げ協議のために支出した費用については指定管理事業の経費として計上すべきではなかったと判断される。(指摘事項)

丘の公園の指定管理者は、平成 21 年度に山梨県企業局と納入金引き下げを目的として協議を行ったが、その際に不動産鑑定士等に支払った費用 3,592,325 円の全額について指定管理事業の経費として計上していた。このような費用は性質上、指定管理事業の経費とすることは妥当ではないと考えられる。指定管理事業の経費には当該事業を運営する費用のみを計上するべきであり、企業局は指定管理者に対して、再度指導を行う必要があると思料される。

丘の公園の指定管理者は、平成 21 年度に山梨県企業局と、企業局への納入金引き下げを目的として協議を行った。指定管理者はその協議を行うに当たって、不動産鑑定士等の専門家に施設の調査、分析を依頼し、企業局へ提出する資料の作成を行った。その資料の作成に対して発生した費用は次のとおりである。

①公認会計士に対するもの	735,000 円
②不動産鑑定士に対するもの	2,437,325 円
③税理士に対するもの	420,000 円

①から③の費用の合計は 3,592,325 円になる。その金額の多寡についてはここで論じるところではないが、上記費用の全額が平成 21 年度において、指定管理事業の経費として計上されていたことは妥当ではないと考えられる。前述のとおり、この費用は「企業局への納入金引き下げを目的とした協議」のために支出した費用であり、これを指定管理事業の経費とするべきではなく、また企業局もそれを認めるべきではなかったと判断される。本来、指定管理事業の経費には当該事業を運営する費用のみを計上するべきであり、企業局は指定管理者に対して、そのような原則に基づいた報告を行うように再度指導する必要があると思料される。

V. 丘の公園の管理運営関係

(1) 丘の公園ゴルフ場におけるゴルフ場利用税の徴収に当たって、非課税要件等を満たしていない事例が見られ、ゴルフ場利用税の徴収漏れが生じている。(意見)

丘の公園ゴルフ場において、ゴルフ場利用税の非課税の対象となる利用者の住所の記載がメンバーカードや一覧表にないため、ゴルフ場利用税の非課税要件を満たしていない事例が見られた。また、従業員の利用は2回まで免税との誤解があり、2回以内の利用を免税扱いとして、ゴルフ場利用税を徴収していない。丘の公園は県の施設であり、ゴルフ場利用税は県税であることから、徴収に当たっては一層の適正な運営を心がけるべきであり、コンプライアンス遵守の規定を協定書等に記載すべきである。

18歳未満及び70歳以上等の利用者は、ゴルフ場利用税は非課税（地方税法第75条の2）となっている。その際ゴルフ場は運転免許証や学生証等で本人の確認を行うことが必要であり、また、帳簿又は利用者カードに当該利用者の住所、氏名、電話番号、利用年月日を記載し、1年間保存することが必要である（ゴルフ場利用税事務処理要領（以下「要領」という。）第2節第4）。しかし、指定管理者が使用しているシステムでは利用者カードに記載された電話番号を入力すると、住所がゴルフ場利用税非課税利用申請書兼適用一覧表（以下「一覧表」という。）に自動的に表示されるように設計されているが、中には住所が表示されない利用者も存する。この場合には帳簿（一覧表）や利用者カードに住所の記載がないこととなり、ゴルフ場利用税の非課税要件を満たしていない。システムの変更を行うか、一覧表又は利用者カードに住所の記載を行う等対応をとることが必要である

ゴルフ場の従業員が、経営者等が作成策定した福利厚生計画等に基づいて自己の所属するゴルフ場を無料で利用する場合（ただし、年2回以内）、ゴルフ場利用税は免税（要領第4節第1）とされている。この場合、「福利厚生計画等に基づく利用届出書」を、福利厚生計画書等を添付して事前に県税事務所へ提出しなければならない（要領第4節第2）。しかし、指定管理者はゴルフ場の従業員は、年2回まではゴルフ場利用税は免税扱いとなるとの誤解があり、年2回までのゴルフ場の利用時にはゴルフ場利用税を徴収していない。平成23年度の従業員の利用状況を管理している資料を閲覧すると、平成23年度の従業員の利用は、48名、78回であり、ゴルフ場利用税等級決定（変更）通知書に照らして試算すると、ゴルフ場利用税44,800円の徴収漏れが生じている。

企業局は指定管理者に丘の公園の管理・運営を委託しており、ゴルフ場利用税の徴収も当然に指定管理者が行うべき業務である。丘の公園は県の施設であり、しかもゴルフ場利用税は県税である。指定管理者と締結している「丘の公園の管理に関する協定書」にはコンプライアンス遵守の規定がされていない。このようなコンプライアンス遵守を規定化することも必要と思われる。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

3. 地域振興事業

(2) 丘の公園ゴルフコース内において車両番号のない車両を使用している。企業局は、指定管理者に車両番号を再取得することを促し、指導すべきである。(指摘事項)

丘の公園ゴルフコース内では、車両番号（車両プレート）のない車両 16 台を作業用の車両として使用している。企業局は、これらの車両について自動車検査証を返納の後に指定管理者へ無償譲渡している。管理する立場の企業局は、公道ではない場所とはいえ車両番号のない車両の使用を認めるべきではないと判断される。指定管理者に車両番号を再取得することを促し、指導すべきである。

指定管理者は、下表の車両番号のない車両をゴルフコース内での作業のために使用している。

平成 23 年 7 月 11 日現在の社用車一覧より抜粋

	車両名	取得日	旧車両番号	車体番号	所有者	返納証明
1	ダイハツハイゼット	H9. 10. 29	山梨 40 ほ 2895	S110P-144521	山梨県企業局	H19. 9. 25
2	スズキキャリー	H4. 7. 31	山梨 40 め 4691	DD51T-150926	山梨県企業局	H19. 9. 25
3	スズキキャリー	H4. 7. 31	山梨 40 め 4692	DD51T-150666	山梨県企業局	H19. 9. 25
4	ダイハツハイゼット	H2. 6. 13	山梨 40 と 6013	S83P-005242	山梨県企業局	H19. 9. 25
5	ホンダアクティー	不詳	山梨 40 そ 5084	TC-1211749	山梨県企業局	不詳
6	三菱軽ダンプ	不詳	不詳	不詳	山梨県企業局	不詳
7	ダイハツ軽ダンプ	H3. 6. 25	山梨 40 に 644	S83P-049176	山梨県企業局	H11. 9. 10
8	ダイハツハイゼット	S61. 6. 30	山梨 40 す 7598	S81P-000420	山梨県企業局	H14. 11. 14
9	ダイハツハイゼット	S61. 6. 30	山梨 40 す 7597	S81P-000813	山梨県企業局	H14. 11. 14
10	ダイハツハイゼット	H2. 6. 29	山梨 40 と 6012	S83P-0005770	山梨県企業局	H14. 12. 20
11	ダイハツハイゼット	不詳	山梨 40 と 6014	S83P-002123	山梨県企業局	H14. 12. 20
12	三菱軽ダンプ	不詳	山梨 40 ね 5779	V42T-0151009	山梨県企業局	不詳
13	日産ラルゴワゴン	H8. 3. 25	山梨 33 な 9136	NW30-715543	山梨県企業局	H24. 4. 23
14	三菱ホイールローダー	—	山梨 00 ろ 1431	—	山梨県企業局	—
15	三菱ホイールローダー	—	甲府市 1372	—	山梨県企業局	—
16	三菱ダンプ		山梨 400 す 6299	—	株清里丘の公園	

表にある「返納証明書」は、車両のナンバープレートを取り外し、軽自動車検査協会にて車両を一時的に使用しない旨の証明書を発行していることを意味している。企業局は、上記のうち1～12の車両を平成19年9月27日の指定管理者との譲渡契約書により、無償で指定管理者へ譲渡している。返納証明書の発行は、譲渡する前となっているので、返納日と譲渡日の間は、企業局が所有しているナンバープレートのない車両を、企業局は指定管理者に使用させていたこととなる。ゴルフコース内という公道ではない場所での使用とはいえ、県の公的機関である企業局が率先して行うべきではなかったと思料される。

車両のナンバープレートを返納するという事は、所有者としての次の義務が無くなることと思料される。

- i 自動車税の納税がなくなる
- ii 車検がなくなる・・・整備費、重量税、自賠責保険料がなくなる

前述した譲渡契約書の第4条に下記のことが示されている。

第4条 指定管理者は、譲渡された軽自動車について、厳重な管理と安全に努めるとともに、廃棄にあたっては、軽自動車検査協会へ解体届出の手続きを責任を持って行うものとする。

しかし、車両のナンバープレートを返納し、整備、付保等の諸々の法律上の義務が無くなっている車両を譲渡し、「・・・管理と安全に努める」という記載は論理的に矛盾している。

無ナンバーの車両は、車両としての使用を返納しているので、もはや車両とは言えない。管理する立場の企業局は、指定管理者が無ナンバーの車両を公道ではない場所といえどもゴルフコース内において使用している行為を認めるべきではないと判断される。企業局は、使用状況を確認し、今後も車両として使用するならば、指定管理者に車両番号を再取得することを促し、安全性等を確保することを指導すべきである。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

3. 地域振興事業

(3) 使用不能となった芝刈り機 14 台が倉庫に保管されたままとなっている。企業局は規定にもとづき廃棄処分の手続きを速やかに進めるべきである。(指摘事項)

丘の公園の倉庫に、使用不能となった企業局所有の芝刈り機 14 台が保管されたままとなっている。これらの資産の廃棄処分の責任及びその費用は、所有者である企業局が担うこととなる。企業局は、山梨県企業局財務規程に定められる不用品の処分に従い、廃棄処分の手続きを速やかに進めるべきである。

丘の公園の倉庫に、使用不能となった芝刈り機 14 台が保管されたままとなっている。確認したところ、企業局所有の下記の固定資産であった。

(単位：円)

資産番号	資産名	構造	取得日	取得価額	簿価
1-32-0011	芝刈機	26 インチ ティーモア	S62. 3. 1	367, 000	18, 350
3-61-0266	芝刈機	25 インチ ローターモア	S61. 6. 30	406, 000	20, 300
3-61-0281	芝刈機	26 インチ グリーンモア	S61. 10. 20	441, 000	22, 050
3-61-0282	芝刈機	26 インチ グリーンモア	S61. 10. 20	441, 000	22, 050
3-61-0283	芝刈機	26 インチ グリーンモア	S61. 10. 20	441, 000	22, 050
3-61-0284	芝刈機	26 インチ グリーンモア	S61. 10. 20	441, 000	22, 050
3-61-0288	芝刈機	3 連ティモア	S61. 10. 20	1, 181, 000	59, 050
3-61-0289	芝刈機	3 連アプ ローチモア	S61. 10. 20	1, 717, 000	85, 850
3-61-0292	芝刈機	26 インチ ティモア	S62. 3. 31	367, 000	18, 350
4-01-0145	芝刈機	26 インチ グリーンモア	H2. 3. 31	444, 000	22, 200
4-01-0146	芝刈機	26 インチ グリーンモア	H2. 3. 31	444, 000	22, 200
4-02-0016	芝刈機	26 インチ ティモア	H2. 7. 10	736, 000	36, 800
4-02-0017	芝刈機	26 インチ グリーンモア	H2. 7. 10	888, 000	44, 400
4-08-0002	芝刈機	3 連乗用グリーンモア	H8. 9. 10	2, 960, 000	148, 000

これらの資産の所有者は企業局であり、廃棄処分の責任やその費用は企業局が負うこととなる。不用品の処分は山梨県企業局財務規程では下記通り規定されている。

山梨県企業局財務規程

(不用品の処分)

第 79 条 所属長は、企業局出納員又は物品取扱員が管理する物品のうち、不用品があるときは、管理者の決裁を受けて、これを売却しなければならない。ただし、買受人がないもの又は、売却に要する費用に達しないもの、その他売却することが不相当と認められるものについては、廃棄処分の手続きをとらなければならない。

企業局は、上記の規定にもとづき速やかに廃棄処分の手続きを進めるべきである。

(4) 固定資産の実地たな卸に関する書類がなく、また固定資産に資産番号が付されていない。(指摘事項)

固定資産は、「丘の公園の管理に関する協定書」第5条により指定管理者が使用しているが、下記の問題点が見受けられる。

①企業局が行った固定資産の実地たな卸について、資産を個別に突合したとされる書類及び財務規程に規定された「たな卸明細表」が保管されていない。

②固定資産に資産番号が付されていない、あるいは、旧資産番号が付されている。

①固定資産の実地たな卸について、山梨県企業局財務規程に次のとおり記載されている。
山梨県企業局財務規程

(実地照合)

第104条 固定資産の実地照合については、前章第5節に規定するたな卸の例により行うものとする。

第5節 たな卸

(現物検査)

第83条 企業出納員は、貯蔵品について、毎事業年度のうち少なくとも1回以上現物検査を実施してその結果についてたな卸明細表(第47号様式)を作成し、所出納員にあっては局出納員に、局出納員にあっては局本庁分と一括して、管理者に報告しなければならない。

(下線は、監査人)

企業局は、指定管理者が使用している固定資産について半期に一度実地たな卸を行っている。また、そのさいに、指定管理者と固定資産の使用の可否についてヒアリングしている。しかし、一つ一つの資産を個別に突合したとされる書類が残されていなかった。また、上記に記載のある「たな卸明細表(第47号様式)」も作成されていない。

第47号様式 たな卸明細表

整理区分	品名	品質 形状 寸法	単位 呼称	帳簿現在高			たな卸高		増減(△)		備考
				数量	単位	金額	数量	金額	数量	金額	

この表は、個々の資産を網羅的に管理する資料となっており、上記の規定に従い作成ののち管理者に報告する必要がある。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

3. 地域振興事業

②固定資産は、各々資産番号を有している。指定管理者が使用している企業局所有の固定資産のたな卸をしたところ、実査した範囲においては、資産番号が付されていない、あるいは、付されていても旧の資産番号であった。

企業局所有の物品の使用については、「丘の公園の管理に関する協定書」第5条により指定管理者が使用できることとなっている。

丘の公園の管理に関する協定書

(物品の使用)

第5条 指定管理者は、指定管理者の業務を遂行するに当たり、山梨県企業局の所有に属する丘の公園内の物品を使用することができる。

物品について、山梨県企業局財務規程に次のとおり記載されている。

山梨県企業局財務規程

(物品の範囲)

第69条 この規程において、物品とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 備品 耐用年数1年以上で、かつ、取得価格が10万円以上のもの
- 二 消耗品 貯蔵品の取扱いをしないもので一時又は短期間に消費されるもの
- 三 貯蔵品 貯蔵品勘定に整理されるもの

(物品の管理)

第70条 所属長は、常に業務の執行上必要な量の物品を確保するよう努めなければならない。

- 二 企業出納員又は物品取扱員は前項の物品を適正に管理しなければならない。

物品の使用は指定管理者であるが、その管理は、固定資産のみならず、取得価格10万円未満の消耗品等も企業局が担うこととなる。なお、現地には、企業局所有の物品と指定管理者所有の物品が混在している。そのため、双方の物品について、各々に番号を付し所属を明らかにする必要がある。

企業局の固定資産台帳には、一つの資産に資産番号と併せて旧資産番号がかっこ書きで記載されている。事例では次のとおりである。

資産名	資産番号	旧資産番号
冷凍庫	4-14-0002	404481076431000

冷凍庫の資産番号は、平成14年度に購入したナンバー0002番の資産であることを示している。企業局の他の発電管理事務所、総合制御所及び温泉管理事務所は、固定資産に新の資産番号を付している。地域振興事業も、同様に新の資産番号を固定資産に付して管理すべきである。

(5) 丘の公園の管理に関して、指定管理者は利用者に対して損害保険等を付保しているが、その内容について仕様書等で明記すべきである。(意見)

指定管理者は丘の公園の利用者に対して、損害保険を付保している。指定管理者の付保について、企業局は具体的な指示を出していない。丘の公園の管理及び運営を指定管理者に委託しているとはいえ、企業局が所有する設備であることから、指定管理者に対して最低限の内容を指示すべきと思われる。

丘の公園の管理及び運営にあたって、指定管理者は各施設において概ね下記の保険を付保している。

保険種類	保険の目的	保険金額
自動車保険	車両	対人・対物：無制限等
火災保険	什器・備品	30 百万円
ゴルファー保険	利用者	第 3 者賠償 100 百万円等
受託者賠償責任保険	施設内受託物	1 事故：1 百万円又は 0.5 百万円
施設賠償責任保険、 生産物賠償責任保険	利用者	1 名・1 事故：200 百万円

これは、下記の「丘の公園の管理に関する協定書」第 25 条の規定に基づき、損害賠償のリスクを考慮して指定管理者が自主的に付保している。

第 25 条 (第三者の損害の負担)

乙は、第 2 条各号に掲げる業務の執行に当たり、乙の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

2 乙は、丘の公園の管理に瑕疵があったことにより利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

3 前 2 項の場合における乙の責任分担の割合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

4 前項の場合において、乙の行為又は管理により生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙が負担するものとする。

上記の規定によると、企業局が利用者等に生じた損害を賠償する可能性もあることから、指定管理者の付保状況が概ね起こるべき損害をカバーすることができるか検証することが必要である。また、仕様書や協定書に当該内容を記載すべきである。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

3. 地域振興事業

VI. その他

(1) 地域振興事業における販売用のクオカードに関して、経理等に問題点が見受けられた。(指摘事項)

地域振興事業における販売用のクオカードに関して、下記の問題が見受けられた。

①平成 22 年度末に 2,256 枚の在庫がある。簿外となっているので、棚卸資産に計上し、毎年度、販売した枚数分を原価に振り替える必要がある。

②販売総額から販売手数料を控除した純額表示で収益計上しているが、総額表示に改める必要がある。

③販売を委託している山梨県立美術館協力会から、在庫を証明した書面等がないので入手し、保管することが必要である。

企業局は山梨県立美術館協力会（以下「協力会」という。）との間で「企業局所有のミレーの作品にかかわるテレホンカード取扱い等に関する申し合わせ事項」を平成 9 年 4 月 1 日に交わし、県立美術館内でのテレホンカードの販売を委託している。また、平成 13 年度より、クオカードを 3,000 枚作成し同様に委託している。その後、需要の減少によりテレホンカードの販売委託はなくなったが、クオカードの販売は続いている。

平成 22 年度の販売実績は、下表のとおりである。

クオカード委託管理

(単位：円)

種別	題名	月	販売数量 (枚)	単価	販売総額	在庫数量 (枚)
クオカード	落ち穂拾い	3				2,267
		4	3	829.75	2,489.25	2,264
		5	1	829.75	829.75	2,263
		6	1	829.75	829.75	2,262
		7	1	829.75	829.75	2,261
		8	2	829.75	1,659.50	2,259
		9	2	829.75	1,659.50	2,257
		小計	10		8,297.50	
		10	0	829.75	0.00	2,257
		11	0	829.75	0.00	2,257
		12	0	829.75	0.00	2,257
		1	0	829.75	0.00	2,257
		2	0	829.75	0.00	2,257
		3	1	829.75	829.75	2,256
		小計	1		829.75	
		合計	11		9,127.25	2,256

- ① 平成 22 年度のクオカードの販売実績は 11 枚であり、在庫枚数は 2,256 枚であった。この在庫は、協力会への委託在庫であり企業局の商品在庫となる。しかし、貸借対照表の棚卸資産の計上から洩れている。棚卸資産に計上し、毎年度、販売した枚数に応じて原価に振り替えることが必要である。
- ② 現行の会計処理は、上表において平成 22 年度上期（4 月より 9 月）の場合でみると協力会からの入金額 8,297 円（10 枚分）を雑収益に計上している。この金額は、販売総額より協力会の販売手数料を差引した純額で収入計上しているが、販売総額を収入計上ののち販売手数料を費用計上する総額表示での会計処理が適正である。

（単位：円）

科 目	誤	正
雑 収 入	8,297	10,000
雑費（販売手数料）	-	1,703
損益	8,297	8,297

なお、総額表示、純額表示ともに損益は同額となるが、消費税では、課税の計算上、課税売上の 1,000 未満を切り捨てすることによる影響の可能性があるので、総額表示が原則である。

- ③ 企業局は、クオカードの委託販売に関して管理表にもとづき在庫枚数等を把握している。また、協力会との間においては、年度末に口頭により在庫枚数の確認をしているとのことであった。しかし、一般的な商取引の慣例において、委託している在庫数の確認は書面にて行なわれるものである。企業局は、協力会から在庫証明書等の委託在庫数等に関する書面を入手し、保管することが必要である。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

4. 企業局の今後のあり方に対する提言

4. 企業局の今後のあり方に対する提言

(1) 企業局の行う電気事業の今後のあり方について、継続して検討を行うことが望まれる。(提言)

山梨県企業局の行う電気事業は現在卸供給事業者である。平成 21 年度に東京電力と 15 年間の長期契約を結んでいるが、今後の電力制度の変革を踏まえて、今後も継続して長期的な検討を行っていくことが望まれる。また、電気の卸料金が総括原価方式によって算定されるため、電気事業会計の運営が必ずしも効率的でなくなってしまう可能性がある。企業局はこのような状況を適切に把握し、運営の効率化を図っていくことが望まれる。

1. 山梨県企業局電気事業の位置づけ

平成 7 年 12 月の電気事業法の改正以前は、山梨県企業局の電気事業を含む公営電気事業者は卸電気事業者であったが、同法の改正により平成 22 年 3 月末までは「みなし卸電気事業者」として電気事業者としてみなされていた。しかし、平成 23 年度以降は卸供給事業者となっている。但し、卸供給事業者となるためには、一般電気事業者（10 電力会社）との間で電力受給契約を締結する必要があり、山梨県企業局は平成 21 年度に東京電力と 15 年間の長期契約を結んでいる。

(山梨県企業局の電気事業法上の変遷)

平成 7 年 12 月以前：卸電気事業者

平成 7 年 12 月以後：みなし卸電気事業者

平成 22 年 4 月以後：卸供給事業者

2. 電気事業の現状

電気事業を取り巻く環境の変化

(電気事業法の改正)

平成 7 年の改正：発電部門の新規参入機会の拡大、特定電気事業者制度の新設等

平成 12 年の改正：大口需要家への電力小売の自由化、特定規模電気事業者（PPS）制度の新設等

平成 15 年の改正：需要家選択枝の拡大等

経済産業省の電力システム改革専門委員会は平成 27 年に電力需給を広域で調整する機関をつくり、平成 28 年に電力小売の全面自由化、平成 30 年～平成 32 年に発送電分離を検討している。

3. 今後の展開

山梨県企業局は平成 21 年度に東京電力と 15 年間の長期契約を結んでおり、全発電を 1kWh 当たり 7 円台前半の単価で東京電力へ売電している。電気事業会計において発電された電気は、当該長期契約に基づき、「卸供給料金算定規則」に基づいて算定された料金で東京電力に卸されている。電力料金は総括原価方式と呼ばれる方法によって算定される。具体的には、「卸供給料金算定規則」に従い、「営業費」及び「事業報酬」の合計額から、控除収益の額を控除して得た額を合計した額で計算される。総括原価方式による料金の決定は、電力料金等の設定における一般的な方法ではあるが、以下の点で、電気事業会計が効率的な運営とならない可能性がある。

- ① 事業運営に必要な経費は「営業費」として料金算定に含まれるため、電気事業者にとって、経費削減のインセンティブが働かない。そのため、過去から継続して非効率な運営が行われていても、改善されない可能性がある。
- ② 料金の算定にあたっては、控除収益の額を控除して計算される。控除収益には、雑収益のほか、受取利息などが含まれる。そのため、仮に電気事業会計において余剰資金が生じた場合でも、当該資金を用いた運用を行うインセンティブが働かない。一般の事業会社においては、余剰資金が生じた場合に、リスクを許容できる範囲内で運用を行うことが合理的な経営であるとも考えられる。しかしながら、総括原価方式のもとでは、運用利息と同額が料金収入から控除されてしまう。そのため、電気事業者においては、あえてリスクを取らず、余剰資金をそのままにしておくことが合理的な経営となる。

山梨県企業局においては、これらの、効率的な運営とならない可能性を十分に把握したうえで、運営の効率化に取り組んでいくことが望まれる。

また、山梨県の売電単価は、東京電力管内の地方公営企業（山梨県、栃木県、群馬県、東京都、神奈川県）が行う電力事業の中で水力発電の総合契約では 2 番目に安い状況にある。特定規模電気事業者として県内施設に電気を供給しようとする上記東京電力との契約において契約違反となり、多額の違約金が発生する可能性がある。また、託送料金も別途必要となり、かえって高額となってしまうとのことである。尚、東京都は東京電力との長期契約の見直し、解約を検討しており、約 52 億円の補償金の支払いを要請されている。

平成 22 年の電力自由化後の大きな制度変革を踏まえて、山梨県の電力単価がなぜ安いのか、電力単価の原価構成が他県と比べてどのようになっているのか他県比較、分析等を行い、経営方針の決定や運営方法の効率化に継続的に努めていくことが望まれる。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

4. 企業局の今後のあり方に対する提言

(2) 地域振興事業（丘の公園）あり方検討委員会の結論を踏まえて、今後の運営について改善策を企業局として継続的に検討することが望まれる。（提言）

地域振興事業あり方検討委員会報告書では指定管理者制度の継続が適切であるとの結論を得ているが、独立採算制の検証、長期修繕計画の策定、地域振興事業内 3 事業ごとの収支の把握・分析等を行い、企業局として地域振興事業の改善策を今後も継続して検討することが望まれる。

地方公営企業は県民の福祉を増進することを目的に、独立採算を旨としている。地方公営企業である山梨県企業局は、電気事業、温泉事業、地域振興事業の3事業を経営している。このうち、地域振興事業は地域振興を図ることを目的にゴルフ場事業、レジャー事業、レストラン事業の3事業を経営している。

地域振興事業は現在巨額な欠損と債務を抱え、そのあり方について外部の有識者により検討されているところであり、平成25年1月に一定の結論を得て地域振興事業あり方検討委員会報告書（以下、「報告書」という。）が提出されている。

当該報告書では地域振興事業の効果と課題を次の通り記載している。

地域において丘の公園が果たしてきた役割

- ① 丘の公園の利用者は、平成23年度において、八ヶ岳南麓地域の入込客数の10.7%を占めており、地域の滞在型観光の中核施設となっている。
- ② 施設利用者からのゴルフ場利用税、入湯税が地元市の収入に、県有林賃借料の一部が地元財産区の収入となっている。指定管理者が、地域住民を雇用したり、レストランの食材や土産品に地域の農畜産物を活用するなど、地域経済への波及効果も大きなものがある。

経営上の課題

① 電気事業からの借入金の償還

平成16年度に指定管理者制度を導入後平成23年度末までに約4億1千万円を償還し、借入金残高は約61億7千万円となっている。しかしながら、平成21年度からは指定管理者納入金を減額したことにより、償還金についても減額を行わざるを得なくなったところであり、今後は、一層安定的、計画的な償還を進めていくことが望まれる。

② 累積欠損金の処理

平成23年度末の累積欠損金は約34億8千万円となっている。これの縮小を図るためには、収益的収支の早期の黒字転換が必要である。

③ 施設の老朽化への対応

平成24年度に実施した建築物の点検では施設自体が使用できない程度には至っていないが、耐用年数を経過しているものもあり、今後、修繕費の増加が予想される。今後事業を継続していくためには、クラブハウス等の基本施設については建て替えを前提に、資金を内部留保していく必要がある。

これらを踏まえたうえで、次の通り今後のあり方を結論付けている。

(1) 地域における役割と必要性

丘の公園は、昭和61年の開業以来、八ヶ岳南麓地域の集客拠点として、県内外の多くの人々に利用され、毎年度20万人を超える利用者があるなど、地域の振興に大きな役割を果たしてきている。丘の公園が地域で果たしてきたこうした役割を考えると、今後も引き続き、県有林の高度活用を図りながら、八ヶ岳南麓地域の中核施設としての機能を維持していく必要性は高い。

(2) 今後の経営形態

丘の公園の経営形態について、他会計への移管、地元市等への譲渡、民営化等あらゆる可能性について検討したところであるが、指定管理者制度導入の成果を踏まえると、これを維持することが最も適切であると判断した。今後、指定管理者制度を適正に運用し、民間の知恵やノウハウの更なる活用を図ることが望まれる。

(3) 健全な経営を確保するための取り組み

○収益的収支の改善

指定管理者制度の導入により、現金収支の黒字化が図られたが、減価償却費を含めた収益的収支は赤字が続き、約34億円の累積欠損となっており、早急に黒字化を図っていくことが望まれる。

○長期借入金の取扱い

指定管理者制度の導入により、長期借入金の償還ができるようになったものの、平成21年度から23年度までは企業局への納入金を減額したため、予算どおりの償還ができていない。今後は、安定した納入金を確保し、借入金の計画的償還を行っていくことが必要である。また、計画的償還を行う一方で、事業を安定的に継続していくため、借入金の抜本的な改善策について検討していくことが必要である。

○施設の維持、更新

丘の公園の施設は、初期に建設したものは築後25年以上が経過しており、経年劣化が見受けられるものもある。今後は、緊急性の高いものから修繕や更新を計画的に行っていくことが必要である。

○指定管理者制度の適正な運用

各事業において利用者拡大や経費節減、既存施設の年間を通じた活用、地域との更なる連携などの方策について提案を求めるなど、指定管理者の選定方法を工夫し、安定した納入金の確保に繋げる必要がある。施設規模については、ゴルフ場やアクアリゾート清里を縮小しても、収益の改善に繋がらないことから、現有施設を最大限活用していくべきである。指定管理者においては、例えばゴルフ事業では、全国的に増加傾向にあるシニアや女性客をターゲットにしたサービスの充実、また、レジャー事業、レストラン事業では、健康志向を踏まえたサービスの充実など、時代のニーズに沿った事業を展開し、利用者を増やしていく工夫が必要である。

第三 山梨県企業局の監査結果と意見

4. 企業局の今後のあり方に対する提言

上記の報告書では丘の公園の存在効果として①来訪者による地域の活性化、②税込、地代収入、雇用や地元産品の利用に伴う地域経済への波及効果の特記している。報告書に記載されている通り、地域の振興に一定の成果を上げてきたことは否定されるものではない。一方、多額な電気事業会計からの借入金及び繰越欠損金の存在、施設の老朽化に伴う建替えや修繕費の増加が予想されている。報告書ではこれらを経営上の課題として指摘した上でもなお、指定管理者制度を継続し適正な運用により、課題の改善を図っていくべきであるとしている。

また、上記の報告書を受けて、企業局では「地域振興事業（丘の公園）の経営改善について」と題して、次のような経営改善の方針を出している。

今後の経営方針

平成26年度以降も指定管理者制度による管理運営を継続することとし、次期指定期間中は、次の目標を掲げて一層の経営改善に努めていくこととする。

- (1) 指定管理者制度の適正な運用
- (2) 収益的収支の黒字化
- (3) 借入金の計画的な償還

平成26年度以降、以上の改善策を講じ、指定管理者の経営状況や地域振興事業の改善状況を継続して検証し、更なる改善策について検討する。

しかしながら、指定管理者制度を継続する場合、企業局としては以下に掲げる事項も加味した上で継続してそのあり方を検討すべきと思われる。

①独立採算制を徹底した地域振興事業の経営成績・財政状態を検証すること。

地方公営企業の経理は、事業ごとに特別会計を設けて行なわなければならない（地方公営企業法第17条第1項）、企業局は電気事業、温泉事業、地域振興事業の事業毎に特別会計を設け、経営成績・財政状態を明らかにしなければならない（同法第20条）。

ところが、地域振興事業に対する電気事業からの貸付金は、他の貸付に比べ特例的な低金利を適用しているため、電気事業会計の利益は過少に、地域振興事業会計の利益は過大になっているものと思料され、事業ごとの経営成績が明らかにされているものとは言い難い。現に、地域振興事業の平成23年度の借入金返済額では、約61億7千万円の借入金残高を返済するには155年を要すると試算されるが、特例的な金利が適用されない場合には、地域振興事業の年間キャッシュフローはマイナスとなり、借入金返済は不可能になる。このため特例的な金利を設定していると推察されるが、現状の事業別会計をもとに地域振興事業の経営成績・財政状態を検証することは誤った判断を招く恐れがあるので、事業別の独立採算制を踏まえた会計指標をもとに検証されたい。

地方公営企業法

第17条 地方公営企業の経理は、第二条第一項に掲げる事業ごとに特別会計を設けて行なうものとする。～以下省略

第20条 地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。

2 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減および異動を、その発生の事実に基づき、かつ、適正な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならない。～以下省略

②精緻な長期修繕計画を策定し、今後の支出と効果を検証すること。

地域振興事業（丘の公園）あり方検討委員会に提出された資料には、「事業を継続するために必要な施設、設備の改修（想定）」として、クラブハウスの建替え、カート道の隔年改修、アクアリゾートのボイラーのオーバーホールと交換について記載され、大まかな想定しか記載されていない。また、地域振興事業としての修繕費予算は毎年550万円が予算措置されているのみである。

事業を継続するか否かの判断にあたっては、より精緻な長期の修繕計画は欠かせないものであり、早期に計画を策定し計画を踏まえた上で検討すべきである。

③地域振興事業内3事業ごとの収支を把握し、採算性を厳格に分析すること。

当包括外部監査報告書で既に指摘又は意見として記載したとおり、3事業（ゴルフ場事業、レジャー事業、レストラン事業）について、企業局としての各事業別収支計算や損益計算は行われていない。したがって、3事業のうち不採算な事業が存在するのかわからない状況にある。指定管理者制度を継続する場合においても企業局としての各事業の採算性を考慮の上、各事業の存続の必要性を判断することが必要である。

以上より、地域振興事業（丘の公園）あり方検討委員会の報告書に記載された経営上の課題に、上記の検討事項も加味し、今後の指定管理者制度の運営の如何によっては、事業の売却、民営化についても議論の余地を残した上で、地域振興事業の改善策を今後も継続的に検討すべきと思料される。

第四 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の概要

1. 中小企業近代化資金特別会計の概要

第四 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の概要

1. 中小企業近代化資金特別会計の概要

①所管部課

山梨県産業労働部商業振興金融課

②事業内容

中小企業近代化資金特別会計が事業として運営している資金貸付制度は中小企業高度化資金、小規模企業者等設備導入資金、県単独中小企業設備貸与資金である。

中小企業高度化資金

i. 目的等

中小企業者が連携・共同して経営基盤の強化、環境改善に取り組む事業に対してアドバイスと設備資金に対する融資を行い支援することにより、中小企業の振興に寄与することを目的とした資金貸付制度である。中小企業者による工業団地等の建設に対して資金の貸付けを行う集団化事業等を運営している。

ii. 貸付けのスキーム

独立行政法人中小企業基盤整備機構から県が借入れを行い、これに県原資を加えて中小企業者へ貸付けを行う。



iii. 貸付条件等の概略

	中小企業高度化資金
対象者	事業協同組合及び同組合員等
充当率	貸付対象事業費の80%以内
返済期間	20年以内(据置3年以内)
利率等	1.05%

第四 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の概要

1. 中小企業近代化資金特別会計の概要

小規模企業者等設備導入資金

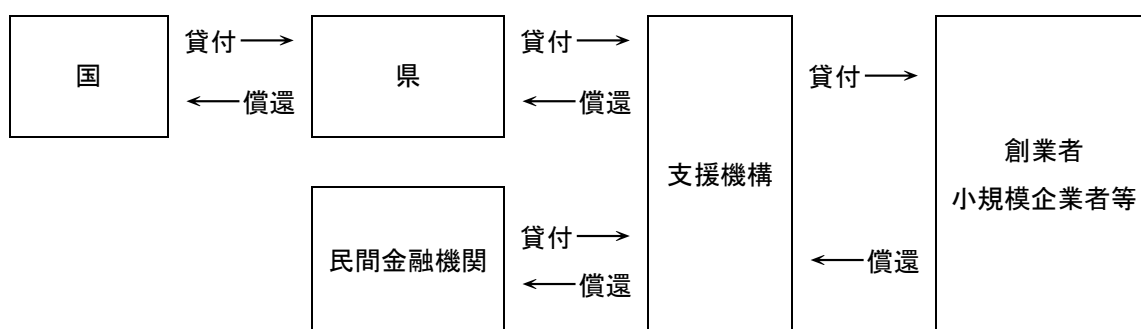
i. 目的等

小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、従業員数 20 人（商業・サービス業にあっては 5 人）以下の小規模企業者の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入促進を目的とした資金貸付制度である。

実施機関である公益財団法人やまなし産業支援機構が、小規模企業者等の必要とする設備等の購入資金の貸付けを行う事業と、支援機構が設備等を購入して小規模企業者等に対して割賦販売又はリースを行う事業を運営している。

ii. 貸付けのスキーム

国から県が借入れを行い、これに県原資を加えて、公益財団法人やまなし産業支援機構に資金を貸付け、それに支援機構の自己資金及び金融機関からの借入金を加えた資金を原資として、支援機構が創業者・小規模企業者等へ貸付けを行う。



iii. 貸付条件等の概略

	資金貸付	割賦	リース
対象者	小規模企業者等または創業者		
利用限度額	50万円以上4,000万円以内	100万円以上8,000万円以内	100万円以上8,000万円以内
返済期間	7年以内(据置1年以内)	7年以内(据置1年以内)	3年～7年
利率等	無利子	2.4%	1.387%(7年) 1.587%(6年) 1.864%(5年) 2.289%(4年) 2.983%(3年)

第四 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の概要

1. 中小企業近代化資金特別会計の概要

県単独中小企業設備貸与資金

i. 目的等

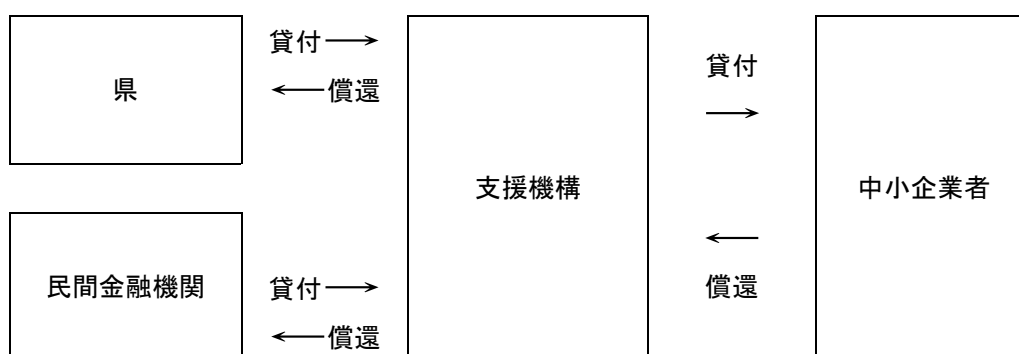
中小企業者の経営基盤の強化に必要な設備の導入促進を目的とした資金貸付制度である。実施機関である公益財団法人やまなし産業支援機構が中小企業者の必要とする設備等を購入して、割賦販売又はリースを行う事業を運営している。

なお、この資金の貸付対象となる中小企業者とは資本金の額又は出資の総額及びおおむね常時使用する従業員数のいずれかが次の範囲内である事業者である。

業種	従業員数	資本金等
サービス業	100人以下	5千万円以下
小売業	50人以下	5千万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
製造業・その他	300人以下	3億円以下

ii. 貸付けのスキーム

県が公益財団法人やまなし産業支援機構に資金を貸付け、それに金融機関からの借入金を加えた資金を原資として、支援機構が中小企業者へ貸付けを行う。



iii. 貸付条件等の概略

	割賦	リース
対象者	中小企業者	
利用限度額	100万円以上1億円以内	100万円以上1億円以内
返済期間	6年半以内(据置半年)	3年～7年
利率等	2.45%	1.398%(7年) 1.601%(6年) 1.877%(5年) 2.302%(4年) 2.996%(3年)

第四 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の概要

1. 中小企業近代化資金特別会計の概要

③歳入・歳出及び繰越金の状況

(単位：千円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
前年度繰越金	5,694,139	6,006,692	2,730,997	3,049,005	3,465,359
貸付金元利収入	2,550,711	2,421,279	2,528,625	1,935,401	2,736,847
一般会計繰入金	0	0	0	0	0
県債	0	1,433,887	0	0	0
歳入合計	8,244,850	9,861,858	5,259,622	4,984,406	6,202,206
貸付金	1,106,787	2,573,641	827,153	785,564	951,592
償還	1,117,857	1,027,988	1,352,290	705,618	1,112,276
一般会計繰出金	0	3,500,000	0	0	0
資金運営費	13,514	29,232	31,174	27,865	21,578
次年度繰越金	6,006,692	2,730,997	3,049,005	3,465,359	4,116,760
歳出合計	8,244,850	9,861,858	5,259,622	4,984,406	6,202,206

④予算に対する貸付の執行率

(単位：千円)

資金種別	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	予算額	貸付額	執行率	予算額	貸付額	執行率	予算額	貸付額	執行率
中小企業高度化資金	0	0	—	0	1,846,500	—			—
小規模企業者等設備導入資金貸付金	1,650,000	943,451	57.2%	1,650,000	555,954	33.7%	1,650,000	590,585	35.8%
資金貸付事業	500,000	280,437	56.1%	500,000	154,765	31.0%	500,000	53,205	10.6%
割賦事業	770,000	349,585	45.4%	770,000	193,372	25.1%	770,000	198,632	25.8%
リース事業	380,000	313,429	82.5%	380,000	207,817	54.7%	380,000	338,748	89.1%
県単独中小企業設備貸与資金貸付金	360,000	163,335	45.4%	360,000	171,187	47.6%	500,000	236,568	47.3%
県単割賦事業	180,000	78,565	43.6%	180,000	55,756	31.0%	250,000	76,955	30.8%
県単リース事業	180,000	84,770	47.1%	180,000	115,431	64.1%	250,000	159,613	63.8%
合計	2,010,000	1,106,786	55.1%	2,010,000	2,573,641	128.0%	2,150,000	827,153	38.5%

資金種別	平成22年度			平成23年度		
	予算額	貸付額	執行率	予算額	貸付額	執行率
中小企業高度化資金	0	0	—	0	0	—
小規模企業者等設備導入資金貸付金	1,650,000	550,829	33.4%	900,000	746,029	82.9%
資金貸付事業	500,000	81,638	16.3%	250,000	221,433	88.6%
割賦事業	770,000	184,781	24.0%	325,000	217,609	67.0%
リース事業	380,000	284,410	74.8%	325,000	306,987	94.5%
県単独中小企業設備貸与資金貸付金	500,000	234,735	46.9%	250,000	205,563	82.2%
県単割賦事業	250,000	88,851	35.5%	150,000	115,912	77.3%
県単リース事業	250,000	145,884	58.4%	100,000	89,651	89.7%
合計	2,150,000	785,564	36.5%	1,150,000	951,592	82.7%

第四 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の概要

1. 中小企業近代化資金特別会計の概要

⑤各年度の償還額と年度末貸付金残高

(単位：千円)

資金種別	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高
中小企業高度化資金		1,403,857	21,026,202	1,846,500	1,265,586	21,607,116		1,547,397	20,059,719
小規模企業者等設備 導入資金貸付金	943,451	725,584	3,979,732	555,954	750,640	3,785,046	590,585	633,408	3,742,223
資金貸付事業	280,437	186,358	1,078,370	154,765	161,559	1,071,576	53,205	149,917	974,864
割賦事業	349,585	539,226	2,901,362	193,372	589,081	2,713,470	198,632	483,491	2,767,359
リース事業	313,429			207,817			338,748		
県単独中小企業設備 貸与資金貸付金	163,335	287,312	1,044,906	171,187	288,472	927,621	236,568	262,230	901,959
県単割賦事業	78,565	287,312	1,044,906	55,756	288,472	927,621	76,955	262,230	901,959
県単リース事業	84,770			115,431			159,613		
合計	1,106,786	2,416,753	26,050,840	2,573,641	2,304,698	26,319,783	827,153	2,443,035	24,703,901

資金種別	平成22年度			平成23年度		
	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高
中小企業高度化資金		898,468	19,161,251		1,710,364	17,450,887
小規模企業者等設備 導入資金貸付金	550,829	726,845	3,566,207	746,029	744,132	3,568,104
資金貸付事業	81,638	190,706	865,796	221,433	202,488	884,741
割賦事業	184,781	536,139	2,700,411	217,609	541,644	2,683,363
リース事業	284,410			306,987		
県単独中小企業設備 貸与資金貸付金	234,735	242,365	894,329	205,563	234,516	865,376
県単割賦事業	88,851	242,365	894,329	115,912	234,516	865,376
県単リース事業	145,884			89,651		
合計	785,564	1,867,678	23,621,787	951,592	2,689,012	21,884,367

2. 農業改良資金特別会計の概要

①所管部課

山梨県農政部農業技術課

②事業内容

農業改良資金特別会計が事業として運営している資金貸付制度は就農支援資金である。なお、農業改良資金の貸付けは終了しており、償還事務のみを行っている。

就農支援資金

i. 目的等

新規に農業を開始しようとする者や、就農希望者を新たに採用しようとする農業法人等の経営体を支援することを目的とした資金貸付制度であり、その資金用途等に応じて、以下の3種類の事業に区分される。

(i) 就農研修資金

農業技術を習得するための研修に必要となる資金の貸付けを行う事業

(ii) 就農準備資金

資格の取得、就農先の調査、住居の移転等、就農に際しての準備に必要となる資金の貸付けを行う事業

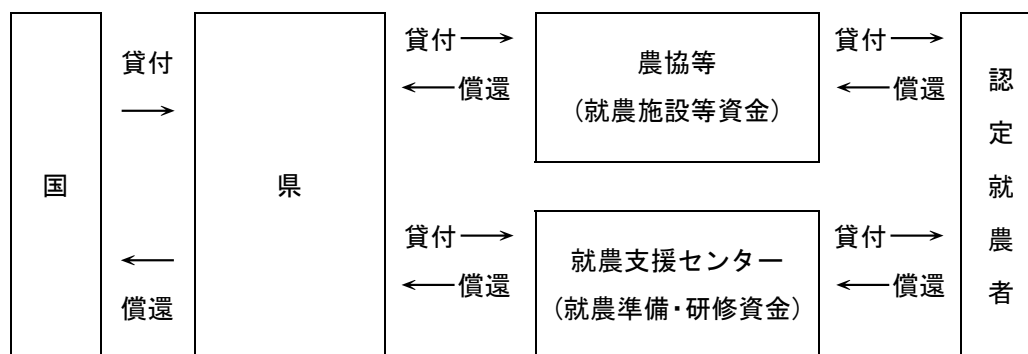
(iii) 就農施設等資金

農業経営を開始する際の機械の購入、施設の設置等に必要となる資金の貸付けを行う事業

なお、この資金の貸付対象となるのは、就農計画を県に提出し、認定を受けた認定就農者である。

ii. 貸付けのスキーム

国から県が借入れを行い、これに県原資を加えて農協等に資金を貸付け、農協等がその資金を原資として認定就農者等に貸付けを行う。



第四 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の概要

2. 農業改良資金特別会計の概要

iii. 貸付条件等の概略

	就農研修資金	就農準備資金	就農施設等資金
対象者	認定就農者		
利用限度額 (15歳以上40歳未満)	農業大学校 5万円/月 先進農家 15万円/月 指導研修 200万円	200万円	3,700万円 (2,800万円を超える額 については、必要な資金 の1/2以内)
利用限度額 (40歳以上65歳未満)	農業大学校 5万円/月 先進農家 15万円/月	200万円	2,700万円 (1,800万円を超える額 については、必要な資金 の1/2以内)
返済期間 (15歳以上40歳未満)	12年以内(据置4年以内)ただし条件不利地域(※) については20年以内(据置9年以内)		12年以内(据置5年以内)
返済期間 (40歳以上65歳未満)	7年以内(据置2年以内)ただし条件不利地域(※)に ついては12年以内(据置5年以内)		12年以内(据置5年以内)
利率等	無利子		

※条件不利地域：特定農山村地域・過疎地域・振興山村・中山間地域の該当市町村

③歳入・歳出及び繰越金の状況

(単位：千円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
前年度繰越金	182,360	197,482	234,355	232,714	304,283
貸付金元利収入	128,902	109,954	91,181	84,042	66,245
雑入	1,236	1,135	559	303	265
一般会計繰入金	1,464	2,635	2,547	1,877	1,888
歳入合計	313,962	311,206	328,642	318,936	372,681
貸付金	0	5,260	16,190	4,510	34,212
一般会計繰出金	38,279	22,956	25,726	2,726	52,209
政府償還金	76,559	45,912	51,452	5,452	104,389
資金運営費	1,642	2,723	2,560	1,965	2,032
次年度繰越金	197,482	234,355	232,714	304,283	179,839
歳出合計	313,962	311,206	328,642	318,936	372,681

※無利子貸付のため、貸付利息収入はない。

第四 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の概要

2. 農業改良資金特別会計の概要

④予算に対する貸付の執行率

(単位：千円)

資金種別	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	予算額	貸付額	執行率	予算額	貸付額	執行率	予算額	貸付額	執行率
農業改良資金	40,000	0	0.0%	40,000	0	0.0%	40,000	0	0.0%
就農支援資金	73,514	0	0.0%	71,951	5,260	7.3%	79,995	16,190	20.2%
就農研修資金	17,563	0	0.0%	16,026	0	0.0%	16,000	0	0.0%
就農準備資金	27,951	0	0.0%	25,505	0	0.0%	23,995	0	0.0%
就農施設等資金	28,000	0	0.0%	30,420	5,260	17.3%	40,000	16,190	40.5%
合計	113,514	0	0.0%	111,951	5,260	4.7%	119,995	16,190	13.5%

資金種別	平成22年度			平成23年度		
	予算額	貸付額	執行率	予算額	貸付額	執行率
農業改良資金	0	0	0.0%	—	—	—
就農支援資金	80,000	4,510	5.6%	97,232	34,212	35.2%
就農研修資金	16,000	0	0.0%	10,890	0	0.0%
就農準備資金	24,000	0	0.0%	16,342	0	0.0%
就農施設等資金	40,000	4,510	11.3%	70,000	34,212	48.9%
合計	80,000	4,510	5.6%	97,232	34,212	35.2%

※農業改良資金は、H22年9月末で終了。

⑤各年度の償還額と年度末貸付金残高

(単位：千円)

資金種別	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高
農業改良資金	0	105,902	413,797	0	79,485	334,312	0	63,377	270,935
就農支援資金	0	25,330	176,100	5,260	28,718	152,642	16,190	24,541	144,291
就農研修資金	0	5,040	16,909	0	3,487	13,422	0	2,152	11,270
就農準備資金	0	2,756	23,133	0	2,955	20,178	0	2,763	17,415
就農施設等資金	0	17,534	136,058	5,260	22,276	119,042	16,190	19,626	115,606
合計	0	131,232	589,897	5,260	108,203	486,954	16,190	87,918	415,226

資金種別	平成22年度			平成23年度		
	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高
農業改良資金	0	54,442	216,493	0	34,067	182,426
就農支援資金	4,510	25,584	123,217	34,212	28,421	129,008
就農研修資金	0	1,621	9,649	0	1,519	8,130
就農準備資金	0	2,541	14,874	0	2,902	11,972
就農施設等資金	4,510	21,422	98,694	34,212	24,000	108,906
合計	4,510	80,026	339,710	34,212	62,488	311,434

※農業改良資金の貸付は、H22年9月末で終了。

第四 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の概要

3. 市町村振興資金特別会計の概要

3. 市町村振興資金特別会計の概要

①所管部課

山梨県総務部市町村課

②事業内容

市町村振興資金特別会計が事業として運営している資金貸付制度は市町村振興資金、辺地振興資金、過疎地域振興資金である。

市町村振興資金

i. 目的等

市町村の振興と、市町村財政の円滑な運営に資することを目的とした資金貸付制度であり、その資金使途等に応じて、以下の5種類の事業に区分される。

(i) 百花繚乱まちづくり推進資金（特別分）

市町村等が行う観光関連公共施設、景観形成関連公共施設及び山梨県障害者幸住条例に規定する特定施設の整備の促進に必要となる資金の貸付けを行う事業

(ii) 百花繚乱まちづくり推進資金（一般分）

市町村等が行う道路・橋梁整備事業、快適で住みよい環境づくりのための事業及び各種公共施設の整備事業等に必要となる資金の貸付けを行う事業

(iii) 合併推進資金

合併新法の下で合併した市町村が行う施設整備のために必要となる資金の貸付けを行う事業

(iv) リニアモーターカー関連事業資金

山梨リニア実験線の建設の促進に必要となる資金の貸付けを行う事業

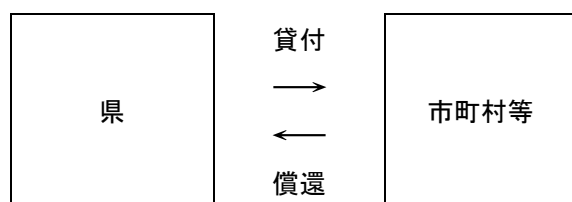
(v) 土地開発公社経営健全化資金

市財政健全化に向けた取組みの一環として行う、土地開発公社保有土地の再取得のために必要となる資金の貸付けを行う事業

なお、この資金の貸付対象となるのは、山梨県内に所在する市町村等である。

ii. 貸付けのスキーム

県が市町村等に対して直接貸付けを行う。



第四 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の概要

3. 市町村振興資金特別会計の概要

iii. 貸付条件等の概略

	百花繚乱まちづくり推進資金（特別分）	百花繚乱まちづくり推進資金（一般分）	合併推進資金
充当率	事業査定費の75%	事業査定費の75%	事業査定費の75%
貸付利率	貸付日現在における財政融資資金（償還期限10年）の0.5%減（下限0.1%）	百花繚乱まちづくり推進資金（特別分）の1/2（下限0.1%）	貸付日現在における財政融資資金（償還期限10年）の0.5%減（下限0.1%）
元利補給金率	元利償還金の20%（景観形成地域における景観形成関連公共施設整備事業は40%）	—	元利償還金の35%
償還期間	10年		

	リニアモーターカー関連事業資金	土地開発公社経営健全化資金
充当率	事業査定費の100%	事業査定費の100%
貸付利率	百花繚乱まちづくり推進資金（特別分）の1/2（下限0.1%）	百花繚乱まちづくり推進資金（特別分）の1/2（下限0.1%）
元利補給金率	元利償還金の60%	—
償還期間	10年	

辺地振興資金

i. 目的等

辺地を包括する市町村について、当該辺地住民の生活文化水準の向上を目的とする市町村の公共施設の充実を図るため、資金の融通を行うことを目的とした資金貸付制度である。（なお、辺地とは交通条件等に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地等で、一定の要件に該当するものをいう。）

山梨県辺地及び過疎地域振興資金貸付要綱で定める辺地（国の制度に基づく辺地を除く。以下「辺地地域」という。）を有する市町村に対して、その「辺地地域」の公共施設整備に必要となる資金の貸付事業を運営している。

ii. 貸付けのスキーム

市町村振興資金に同じ。

第四 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の概要

3. 市町村振興資金特別会計の概要

iii. 貸付条件等の概略

	辺地振興資金
充当率	事業査定費の100%
貸付利率	百花繚乱まちづくり推進資金(特別分)の1/2(下限0.1%)
元利補給金率	—
償還期間	10年

過疎地域振興資金

i. 目的等

過疎地域の市町村について、地域社会の基盤整備を図るため、資金の融通を行うことを目的とした資金貸付制度である。(なお、過疎地域とは他の地域に比較して人口の減少が著しい市町村の区域で、一定の要件に該当するものをいう。)

山梨県辺地及び過疎地域振興資金貸付要綱で定める過疎地域の市町村(国の制度に基づく過疎地域を除く。以下「過疎地域」という。)に対して、その「過疎地域」の公共施設整備に必要となる資金の貸付事業を運営している。

ii. 貸付けのスキーム

市町村振興資金に同じ。

iii. 貸付条件等の概略

	過疎地域振興資金
充当率	事業査定費の100%
貸付利率	百花繚乱まちづくり推進資金(特別分)の1/2(下限0.1%)
元利補給金率	—
償還期間	10年

第四 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の概要

3. 市町村振興資金特別会計の概要

③歳入・歳出及び繰越金の状況

(単位：千円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
前年度繰越金	3,530,514	4,357,108	5,135,423	6,163,770	7,348,158
貸付金元利収入	2,404,142	2,236,563	2,119,695	1,945,870	1,818,293
一般会計繰入金	0	0	0	0	0
歳入合計	5,934,656	6,593,671	7,255,118	8,109,640	9,166,451
貸付金	1,472,800	1,354,500	988,600	659,800	1,127,800
償還金	104,390	103,390	102,390	101,390	39,390
一般会計繰出金	0	0	0	0	4,300,000
資金運営費	358	358	358	292	358
次年度繰越金	4,357,108	5,135,423	6,163,770	7,348,158	3,698,903
歳出合計	5,934,656	6,593,671	7,255,118	8,109,640	9,166,451

④予算に対する貸付の執行率

(単位：千円)

資金種別	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	予算額	貸付額	執行率	予算額	貸付額	執行率	予算額	貸付額	執行率
百花繚乱まちづくり推進資金	2,380,000	1,252,200	52.6%	2,380,000	1,150,500	48.3%	1,680,000	738,700	44.0%
特別分	480,000	139,000	29.0%	480,000	420,300	87.6%	280,000	21,300	7.6%
一般分	1,900,000	1,113,200	58.6%	1,900,000	730,200	38.4%	1,400,000	717,400	51.2%
合併推進資金	300,000	0	0.0%	300,000	0	0.0%	300,000	32,600	10.9%
リニアモーターカー関連事業資金	100,000	0	0.0%	100,000	0	0.0%	100,000	0	0.0%
辺地振興資金	100,000	83,600	83.6%	100,000	54,800	54.8%	100,000	89,800	89.8%
過疎地域振興資金	150,000	137,000	91.3%	150,000	149,200	99.5%	150,000	127,500	85.0%
合計	3,030,000	1,472,800	48.6%	3,030,000	1,354,500	44.7%	2,330,000	988,600	42.4%

資金種別	平成22年度			平成23年度		
	予算額	貸付額	執行率	予算額	貸付額	執行率
百花繚乱まちづくり推進資金	1,680,000	597,500	35.6%	1,680,000	1,050,800	62.5%
特別分	280,000	41,000	14.6%	280,000	224,900	80.3%
一般分	1,400,000	556,500	39.8%	1,400,000	825,900	59.0%
合併推進資金	300,000	3,400	1.1%	300,000	0	0.0%
リニアモーターカー関連事業資金	100,000	9,600	9.6%	100,000	33,700	33.7%
辺地振興資金	100,000	24,100	24.1%	100,000	24,400	24.4%
過疎地域振興資金	150,000	25,200	16.8%	150,000	18,900	12.6%
合計	2,330,000	659,800	28.3%	2,330,000	1,127,800	48.4%

第四 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の概要

3. 市町村振興資金特別会計の概要

⑤各年度の償還額と年度末貸付金残高

(単位：千円)

資金種別	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高
百花繚乱まちづくり 推進資金	1,252,200	0	1,252,200	1,150,500	125,220	2,277,480	738,700	240,270	2,775,910
特別分	139,000	0	139,000	420,300	13,900	545,400	21,300	55,930	510,770
一般分	1,113,200	0	1,113,200	730,200	111,320	1,732,080	717,400	184,340	2,265,140
合併推進資金	0	0	0	0	0	0	32,600	0	32,600
リニアモーターカー 関連事業資金	0	60,000	40,000	0	30,000	10,000	0	10,000	0
道路整備資金	0	646,510	1,857,640	0	546,510	1,311,130	0	446,510	864,620
一般施設整備資金	0	101,405	135,040	0	65,540	69,500	0	45,850	23,650
景観形成資金	0	155,900	618,480	0	135,070	483,410	0	114,530	368,880
住みよい地域づくり 資金	0	123,130	154,030	0	86,130	67,900	0	49,130	18,770
福祉のまちづくり推 進資金	0	12,480	41,020	0	9,480	31,540	0	8,720	22,820
地域振興資金	0	1,191,710	4,970,810	0	672,900	4,297,910	0	697,500	3,600,410
観光立県推進資金	0	44,430	339,250	0	44,430	294,820	0	44,430	250,390
辺地振興資金	83,600	169,790	752,910	54,800	158,150	649,560	89,800	143,630	595,730
過疎地域振興資金	137,000	353,940	1,500,860	149,200	309,680	1,340,380	127,500	274,550	1,193,330
合計	1,472,800	2,859,295	11,662,240	1,354,500	2,183,110	10,833,630	988,600	2,075,120	9,747,110

資金種別	平成22年度			平成23年度		
	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高
百花繚乱まちづくり 推進資金	597,500	314,140	3,059,270	1,050,800	373,890	3,736,180
特別分	41,000	58,060	493,710	224,900	62,160	656,450
一般分	556,500	256,080	2,565,560	825,900	311,730	3,079,730
合併推進資金	3,400	3,260	32,740	0	3,600	29,140
リニアモーターカー 関連事業資金	9,600	0	9,600	33,700	960	42,340
道路整備資金	0	346,510	518,110	0	255,240	262,870
一般施設整備資金	0	23,650	0	0	0	0
景観形成資金	0	95,500	273,380	0	78,200	195,180
住みよい地域づくり 資金	0	18,770	0	0	0	0
福祉のまちづくり推 進資金	0	5,720	17,100	0	5,140	11,960
地域振興資金	0	667,100	2,933,310	0	686,075	2,247,235
観光立県推進資金	0	44,430	205,960	0	44,430	161,530
辺地振興資金	24,100	132,610	487,220	24,400	115,020	396,600
過疎地域振興資金	25,200	256,000	962,530	18,900	223,520	757,910
合計	659,800	1,907,690	8,499,220	1,127,800	1,786,075	7,840,945

4. 商工業振興資金特別会計の概要

①所管部課

山梨県産業労働部商業振興金融課

②事業内容

商工業振興資金特別会計が事業として運営している資金貸付制度は経営安定資金、地場中小企業等育成資金、新産業開発資金、環境・雇用対策資金である。

経営安定資金

i. 目的等

中小企業の事業活動に必要な資金を円滑にし、その近代化と経営基盤の確立を図ることを目的とした資金貸付制度であり、その資金使途等に応じて以下の事業に区分される。

(i) 事業促進融資

通常の事業運営に必要とする資金の貸付けを行う事業

(ii) 経済変動対策融資

・連鎖倒産防止関係

取引先企業の倒産等による連鎖倒産防止に必要とする資金の貸付けを行う事業

・不況業種対策関係

不況業種に指定された一定の中小企業者等に対して資金の貸付けを行う事業

・経営安定化特別関係

特定業種に指定された一定の中小企業者等に対して資金の貸付けを行う事業

・為替変動対策関係

為替相場の急激な変動により著しい影響を受けた一定の中小企業者等に対して資金の貸付けを行う事業

・経営環境変動対策関係

原材料価格の高騰等に影響を受けた一定の中小企業者等に対して資金の貸付けを行う事業

・災害復旧関係

災害等に影響を受けた一定の中小企業者等に対して資金の貸付けを行う事業

・東日本大震災復興関係

東日本大震災に影響を受けた一定の中小企業者等に対して資金の貸付けを行う事業

(iii) 小規模企業サポート融資

小規模企業に該当する中小企業者等に対して事業運営に必要とする資金の貸付け

第四 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の概要

4. 商工業振興資金特別会計の概要

を行う事業

(iv) 経営再生支援融資

中小企業再生支援協議会の支援を受けて経営改善に取り組む中小企業者等に対して資金の貸付けを行う事業

(v) 資金繰り支援借換融資

山梨県商工業振興資金により保証付き融資を受け、その借入金残高を有する中小企業者等が、その借入金の借換を行うために必要とする資金の貸付けを行う事業

なお、これらの資金の貸付対象となるのは県内に事業所があり、原則として1年以上事業を営んでいる中小企業者または組合である。中小企業者及び組合の定義は以下のとおりである。(ただし、融資のメニューによっては中小企業者等であることに加えて、その他の要件を満たすことが必要となる。)

- ・中小企業者・・・資本金の額又は出資の総額及びおおむね常時使用する従業員数のいずれかが次の範囲内である企業

業種		従業員数	資本金等
サービス業		100人以下	5千万円以下
小売業		50人以下	5千万円以下
卸売業		100人以下	1億円以下
製造業・その他		300人以下	3億円以下
特 例	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	900人以下	3億円以下
	ソフトウェア業	300人以下	3億円以下
	情報処理サービス業	300人以下	3億円以下
	旅館業	200人以下	5千万円以下
	医療法人	300人以下	(条件なし)

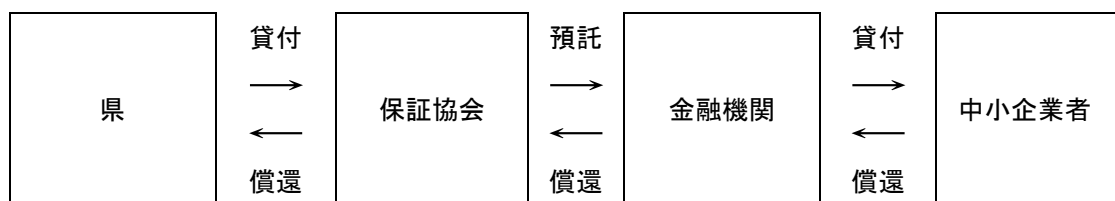
- ・組合・・・事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合等など特別の法律により設立された組合

ii. 貸付けのスキーム

県内の取扱金融機関が中小企業者に融資を実行した後、貸付原資の一部について山梨県信用保証協会を通じて金融機関に預託を行う協調融資方式を採用している。

第四 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の概要

4. 商工業振興資金特別会計の概要



iii. 貸付条件等の概略

	事業促進融資	経済変動対策融資				
		連鎖倒産防止	不況業種対策	経営安定化特別	為替変動対策	経営環境変動対策
利用限度額	設備 5,000 万円 運転 2,000 万円	運転 8,000 万円	運転 5,000 万円	運転 2,000 万円	運転 2,000 万円	運転 5,000 万円
返済期間	設備 7 年以内 (据置 1 年) 運転 5 年以内 (据置 1 年)	10 年以内 (据置 1 年)	10 年以内 (据置 1 年)	7 年以内 (据置 1 年)	7 年以内 (据置 1 年)	10 年以内 (据置 1 年)
利率等	2.3%	1.5~1.9%	1.5~1.7%	1.8%	1.8%	1.7~1.9%

	経済変動対策融資		小規模企業サポ ート融資	経営再生支援融資	資金繰り支援借 換融資
	災害復旧	東日本大震災復興			
利用限度額	設備 5,000 万円 運転 5,000 万円	設備 3,000 万円 運転 3,000 万円	設備 1,250 万円 運転 1,250 万円	設備 5,000 万円 運転 2,000 万円	運転 6,000 万円
返済期間	設備 10 年以内 (据置 1 年) 運転 7 年以内 (据置 1 年)	設備 10 年以内 (据置 2 年) 運転 10 年以内 (据置 2 年)	設備 7 年以内 (据置 1 年) 運転 5 年以内 (据置 1 年)	設備 7 年以内 (据置 1 年) 運転 5 年以内 (据置 1 年)	10 年以内 (据置 1 年)
利率等	1.6%	1.6%	2.1%	2.3%	2.1~2.3%

地場中小企業等育成資金

i. 目的等

地場中小企業の育成及び振興を図るとともに、変化に即応した事業活動を支援し、経営基盤の強化を図ることを目的とした資金貸付制度であり、その資金用途等に応じて以下の事業に区分される。(なお、これらの資金の貸付対象は経営安定資金に同じ。)

(i) 地場中小企業育成融資

経営基盤の強化や新規事業の展開に必要な資金の貸付けを行う事業

(ii) 土地開発等対策融資

第四 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の概要

4. 商工業振興資金特別会計の概要

土地開発等の影響による移転や新規開業に必要な資金の貸付を行う事業

(iii) 商業活性化融資

商店街の活性化のために必要となる資金の貸付を行う事業

(iv) 観光施設整備融資

観光施設等の新築や改築、改修のために必要となる資金の貸付を行う事業

(v) 企業立地促進融資

企業を立地するために必要となる資金の貸付を行う事業

(vi) 協同組合事業融資

共同事業や組合の構成員への転貸資金の貸付を行う事業

ii. 貸付のスキーム

経営安定資金に同じ。

iii. 貸付条件等の概略

	地場中小企業育成融資	土地開発等対策融資	商業活性化融資	観光施設整備融資	企業立地促進融資	協同組合事業融資
利用限度額	設備 5,000 万円 運転 2,000 万円	設備 5,000 万円 運転 2,000 万円	設備 5,000 万円 運転 2,000 万円	設備 1 億円	設備 3 億円 設備 5 億円	設備 5,000 万円 運転 5,000 万円 転貸 5,000 万円
返済期間	設備 7 年以内 (据置 1 年) 運転 5 年以内 (据置 1 年)	設備 10 年以内 (据置 2 年) 運転 5 年以内 (据置 1 年)	設備 10 年以内 (据置 2 年) 運転 5 年以内 (据置 1 年)	10 年以内 (据置 2 年)	設備 3 億円 10 年以内 (据置 2 年) 設備 5 億円 10 年以内 (据置 3 年)	設備 7 年以内 (据置 1 年) 運転 5 年以内 (据置 1 年) 転貸 5 年以内 (据置 1 年)
利率等	2.2%	2.2%	2.2%	2.3%	2.0~2.3%	2.1~2.3%

新産業開発資金

i. 目的等

新技術、新製品開発等の新分野を開拓しようとする企業の経営の安定を図ることを目的とした資金貸付制度であり、その資金使途等に応じて以下の事業に区分される。(なお、これらの資金の貸付対象は経営安定資金に同じ。)

(i) 起業家支援融資

新規開業や分社化に必要な資金の貸付を行う事業

(ii) 新分野進出支援融資

業種転換、経営多角化、事業承継及び新技術・新製品の研究開発、企業化等に必要

となる資金の貸付けを行う事業

ii. 貸付けのスキーム

経営安定資金に同じ。

iii. 貸付条件等の概略

	起業家支援融資	新分野進出支援融資
利用限度額	設備 1,500 万円 運転 1,500 万円	設備 8,000 万円 運転 3,000 万円
返済期間	設備 7 年以内(据置 1 年) 運転 5 年以内(据置 1 年)	設備 10 年以内(据置 2 年) 運転 5 年以内(据置 1 年)
利率等	2.1%	1.7%

環境・雇用対策資金

i. 目的等

ひとに優しい環境づくりを推進するとともに、雇用の確保対策を講じる中小企業者を支援し、雇用促進を図ることを目的とした資金貸付制度であり、その資金使途等に応じて以下の事業に区分される。

(i) 環境対策融資

環境対策のために必要となる資金の貸付けを行う事業

(ii) 福祉のまちづくり推進融資

福祉に配慮した施設の整備のために必要となる資金の貸付けを行う事業

(iii) 雇用促進等支援融資

労働力の確保や福利厚生のために必要となる資金の貸付けを行う事業

ii. 貸付けのスキーム

経営安定資金に同じ。

iii. 貸付条件等の概略

	環境対策融資	福祉のまちづくり推進融資	雇用促進等支援融資
利用限度額	設備 5,000 万円～2 億円 運転 2,000 万円	設備 3,000 万円	設備 5,000 万円 運転 2,000 万円
返済期間	設備 7 年～10 年以内 (据置 1 年～2 年) 運転 7 年以内(据置 2 年)	7 年以内(据置 2 年)	設備 10 年以内(据置 2 年) 運転 5 年以内(据置 1 年)
利率等	2.0%	2.0%	2.0%

第四 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の概要

4. 商工業振興資金特別会計の概要

③歳入・歳出及び繰越金の状況

(単位：千円)

項 目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
前年度繰越金	4,483,977	3,472,122	0	0	0
貸付金元利収入	2,599,470	7,351,439	19,866,970	26,462,875	30,604,882
一般会計繰入金	0	8,203,269	14,736,411	23,938,881	28,442,186
歳入合計	7,083,447	19,026,830	34,603,381	50,401,756	59,047,068
貸付金	3,610,669	13,313,011	17,301,493	23,938,881	28,442,186
一般会計繰出金	0	5,713,312	17,301,493	26,462,275	30,604,429
資金運営費	656	507	395	600	453
次年度繰越金	3,472,122	0	0	0	0
歳出合計	7,083,447	19,026,830	34,603,381	50,401,756	59,047,068

第四 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の概要

4. 商工業振興資金特別会計の概要

④ 予算に対する貸付の執行率

(単位：千円)

資金種別	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	予算額	貸付額	執行率	予算額	貸付額	執行率	予算額	貸付額	執行率
経営安定資金	2,742,653	3,355,161	122.3%	12,823,812	13,098,282	102.1%	8,690,477	11,644,846	134.0%
事業促進融資	566,667	412,129	72.7%	633,334	322,218	50.9%	500,000	259,183	51.8%
経済変動対策融資	652,174	2,473,258	379.2%	11,523,810	12,388,457	107.5%	7,142,857	11,202,654	156.8%
経営支援緊急融資 (H19.9まで)	428,572	175,910	41.0%						
小規模企業サポート 融資(H19.10から)	428,572	241,805	56.4%	600,000	384,986	64.2%	714,286	175,441	24.6%
経営再生支援融資	333,334	25,668	7.7%	33,334	0	0.0%	166,667	0	0.0%
資金繰り支援借換 融資	333,334	26,391	7.9%	33,334	2,621	7.9%	166,667	7,568	4.5%
地場中小企業等育成資金	500,000	186,590	37.3%	300,000	101,392	33.8%	400,000	21,934	5.5%
新産業開発資金	286,667	57,917	20.2%	106,667	83,858	78.6%	286,667	98,980	34.5%
起業者支援融資	120,000	32,880	27.4%	40,000	43,220	108.1%	120,000	33,241	27.7%
新分野進出支援融資	166,667	25,037	15.0%	66,667	40,638	61.0%	166,667	65,739	39.4%
環境・雇用対策資金	83,334	11,001	13.2%	83,334	29,479	35.4%	83,334	1,375	1.6%
新規小計	3,612,654	3,610,669	99.9%	13,313,813	13,313,011	100.0%	9,460,478	11,767,135	124.4%
新規(前年度分調整の ため補正)							3,064,010		
新規分 合計	3,612,654	3,610,669	99.9%	13,313,813	13,313,011	100.0%	12,524,488	11,767,135	94.0%
過年度分 計(H21年度 ～)							5714286	5534358	96.9%
総合計	3,612,654	3,610,669	99.9%	13,313,813	13,313,011	100.0%	18,238,774	17,301,493	94.9%

資金種別	平成22年度			平成23年度		
	予算額	貸付額	執行率	予算額	貸付額	執行率
経営安定資金	8,690,477	8,483,042	97.6%	6,642,859	8,279,600	124.6%
事業促進融資	500,000	335,669	67.1%	500,000	375,045	75.0%
経済変動対策融資	7,142,857	7,936,822	111.1%	5,238,096	7,669,979	146.4%
経営支援緊急融資 (H19.9まで)						
小規模企業サポート 融資(H19.10から)	714,286	184,460	25.8%	571,429	227,474	39.8%
経営再生支援融資	166,667	0	0.0%	166,667	0	0.0%
資金繰り支援借換 融資	166,667	26,091	15.7%	166,667	7,102	4.3%
地場中小企業等育成資金	400,000	28,601	7.2%	400,000	6,385	1.6%
新産業開発資金	286,667	72,081	25.1%	786,667	62,334	7.9%
起業者支援融資	120,000	24,218	20.2%	120,000	32,000	26.7%
新分野進出支援融資	166,667	47,863	28.7%	666,667	30,334	4.6%
環境・雇用対策資金	83,334	40,857	49.0%	83,334	10,201	12.2%
新規小計	9,460,478	8,624,581	91.2%	7,912,860	8,358,520	105.6%
新規(前年度分調整の ため補正)				762843		
新規分 合計	9,460,478	8,624,581	91.2%	8,675,703	8,358,520	96.3%
過年度分 計(H21年度 ～)	16688731	15314300	91.8%	20083666	20083666	100.0%
総合計	26,149,209	23,938,881	91.5%	28,759,369	28,442,186	98.9%

※H20年度は9月、12月、2月補正後の最終現計の数字 ※H23年度は6月、2月補正後の最終現計の数字

※新規(前年度分調整分)は、前年度2、3月分の実績が当年度新規分で見込んだ額より大きかったため、融資枠は変更せず県原資部分のみ補正を行っている。(預託は前年度2～3月実績分を含むため)

※予算額より貸付額が大きくなっているものもあるが、予算査定時に資金間流用が認められているため、総枠として対応を行っている。(以上、※は山梨県産業労働部商業振興金融課による付記である。)

第四 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の概要

4. 商工業振興資金特別会計の概要

⑤各年度の償還額と年度末貸付金残高

(単位：千円)

資金種別	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高
経営安定資金	3,355,161	2,313,602	8,318,039	13,098,282	7,881,311	13,535,010	17,116,458	19,452,169	11,191,730
事業促進融資	412,129	2,313,602	8,318,039	322,218	7,881,311	13,535,010	259,183	19,452,169	11,191,730
経済変動対策融資	2,473,258			12,388,457			16,558,895		
経営支援緊急融資 (H19.9まで)	175,910								
小規模企業サポ ート融資(H19.10か)	241,805			384,986			289,950		
経営再生支援融資	25,668								
資金繰り支援借換 融資	26,391			2,621			8,430		
地場中小企業等育成 資金	186,590	106,356	155,901	101,392	118,388	138,905	44,879	130,650	308,671
新産業開発資金	57,917	122,802	607,916	83,858	134,871	556,903	125,012	214,249	219,698
起業者支援融資	32,880	122,802	607,916	43,220	134,871	556,903	49,015	214,249	219,698
新分野進出支援融 資	25,037			40,638			75,997		
環境・雇用対策資金	11,001	56,710	289,593	29,479	68,699	250,373	15,144	69,902	194,730
合計	3,610,669	2,599,470	9,371,449	13,313,011	8,203,269	14,485,569	17,301,493	19,866,970	11,914,829

資金種別	平成22年度			平成23年度		
	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高
経営安定資金	23,649,429	25,974,989	8,866,170	28,109,011	30,112,680	6,862,501
事業促進融資	567,660	25,974,989	8,866,170	860,527	30,112,680	6,862,501
経済変動対策融資	22,628,828			26,661,607		
経営支援緊急融資 (H19.9まで)						
小規模企業サポ ート融資(H19.10か)	418,898			548,417		
経営再生支援融資						
資金繰り支援借換 融資	34,043			38,460		
地場中小企業等育成 資金	68,787	142,089	235,369	66,703	129,496	172,576
新産業開発資金	166,817	238,922	147,593	206,951	258,197	96,347
起業者支援融資	65,745	238,922	147,593	85,986	258,197	96,347
新分野進出支援融 資	101,072			120,965		
環境・雇用対策資金	53,848	106,875	141,703	59,521	104,509	96,715
合計	23,938,881	26,462,875	9,390,835	28,442,186	30,604,882	7,228,139

※数字は全て県原資ベースの数字とする。(融資残高ベースではない)

※H22 決算時に資金統合等のため、一部修正を行っている。このため、H21 年度末貸付金残高と H22 年度期首貸付金残高は一致しない。

※H21 年度からは、短期貸付方式で預託を行っており、県原資は年度内に全額償還されるため、年度末貸付金残高に計上されるのは、H20 年度以前の長期貸付方式時代の残高ということになる。

※長期貸付方式の最終償還は H31 年度の予定。

※年度内償還及び年度末貸付金残高については、旧資金分も含まれるため、資金ごとの合計のみを記載した。

(以上、※は山梨県産業労働部商業振興金融課による付記である。)

5. 林業・木材産業改善資金特別会計の概要

①所管部課

山梨県森林環境部林業振興課

②事業内容

林業・木材産業改善資金特別会計が事業として運営している資金貸付制度は林業・木材産業改善資金、木材産業等高度化推進資金、林業就業促進資金である。

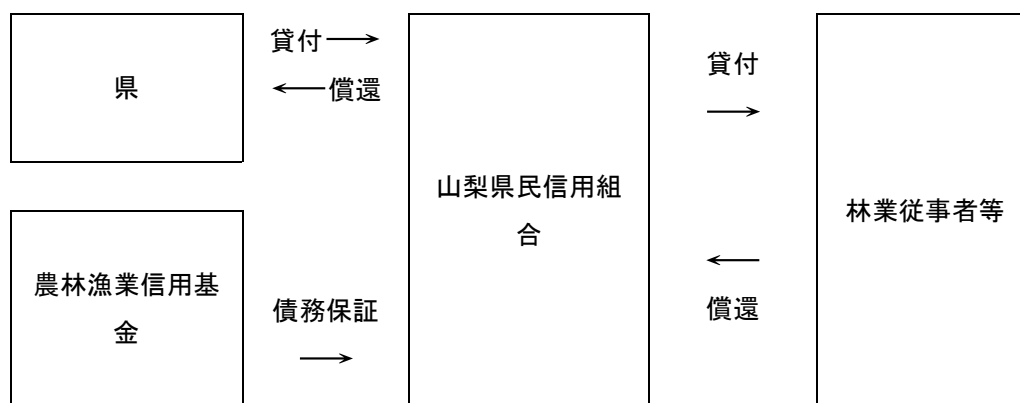
林業・木材産業改善資金

i. 目的等

林業者、木材産業事業者等が経営改善等のために行う新たな事業の開始や、販売方式の導入等の先駆的取組等を支援することを目的とした資金貸付制度である。なお、貸付けの対象となる林業者、木材産業事業者等とは、林業経営を行う個人または資本金1,000万円以下又は従業員300人以下の法人、その他林業者、木材産業事業者等が組織する団体等である。

ii. 貸付けのスキーム

国からの補助金に県原資を加えて山梨県民信用組合に資金を貸付け、山梨県民信用組合がその資金を原資として林業従事者等へ貸付けを行う。なお、農林漁業信用基金が山梨県民信用組合に対して債務保証を行っている。



第四 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の概要

5. 林業・木材産業改善資金特別会計の概要

iii. 貸付条件等の概略

	林業・木材産業改善資金
対象者	一定の木材産業事業者等
利用限度額	個人 1,500 万円 法人 3,000 万円 団体 5,000 万円
返済期間	10 年以内(据置 3 年以内)
利率等	無利子

木材産業等高度化推進資金

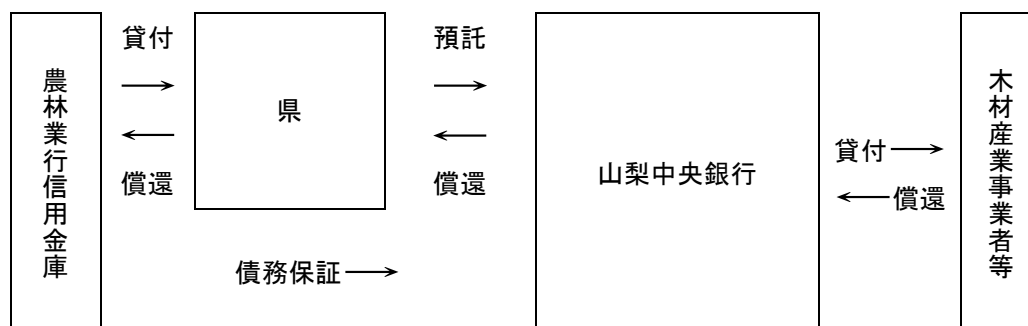
i. 目的等

林業経営基盤強化等の促進を目的とした資金貸付制度であり、木材産業事業者等に対して、経営の合理化を図るために必要となる資金の貸付事業を運営している。なお、この資金の貸付対象となるのは、資金の融通等に関する暫定措置法に基づき作成した合理化計画等を県に提出し、その認定を受けた以下の者である。

- ・森林組合又は森林組合連合会
- ・森林所有者又はその組織する団体
- ・素材生産業、木材製造業又は木材卸売業を営む者並びに木材市場を開設する者若しくはそれらの者が組織する団体

ii. 貸付けのスキーム

農林漁業信用基金から県が借入れを行い、これに県原資を加えた資金を指定金融機関である山梨中央銀行に預託して、木材産業事業者等に貸付けを行う協調融資方式を採用している。なお、農林漁業信用基金が山梨中央銀行に対して債務保証を行っている。



第四 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の概要

5. 林業・木材産業改善資金特別会計の概要

iii. 貸付条件等の概略

	木材産業等高度化推進資金
対象者	一定の木材産業事業者等
利用限度額	最大3億円
返済期間	長期5年 短期1年
利率等	1.0%から2.1%

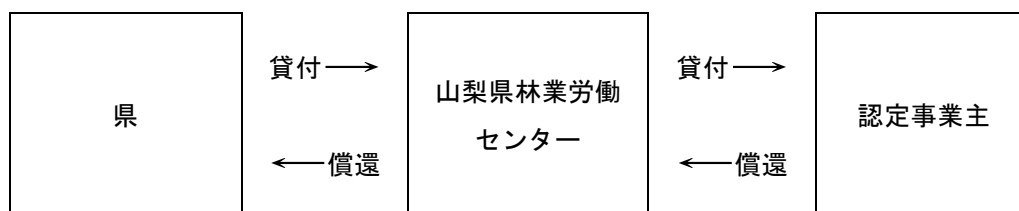
林業就業促進資金

i. 目的等

林業への新規参入者の定着を促進することを目的とした資金貸付制度である。林業作業用具の購入や生活根拠地の移転等に必要となる資金の貸付事業を運営している。なお、この資金の貸付対象となるのは新規に雇用を行う林業を営む法人で県の認定を受けた認定事業主である。

ii. 貸付けのスキーム

国からの補助金に県原資を加えて山梨県林業労働センターに資金を貸付け、山梨県林業労働センターがその資金を原資として認定事業主へ貸付けを行う。



iii. 貸付条件等の概略

	林業就業促進資金
対象者	認定事業主
利用限度額	新規就業者1名につき120万円
返済期間	13年以内(据置4年以内)
利率等	無利子

第四 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の概要

5. 林業・木材産業改善資金特別会計の概要

③歳入・歳出及び繰越金の状況

(単位：千円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
前年度繰越金	130,292	129,231	144,894	147,963	106,253
貸付金元利収入	115,059	113,621	101,069	97,391	45,616
雑入	534	1,466	293	128	42
一般会計繰入金	0	0	0	0	0
県債	0	0	0	13,250	0
歳入合計	245,885	244,318	246,256	258,732	151,911
貸付金	115,690	98,515	93,990	80,100	56,700
一般会計繰出金	129	176	1,999	29,280	1,886
償還金、利子及び割引料	130	177	1,999	42,531	3,750
資金運営費	705	556	305	568	1,006
次年度繰越金	129,231	144,894	147,963	106,253	88,569
歳出合計	245,885	244,318	246,256	258,732	151,911

④予算に対する貸付の執行率

(単位：千円)

資金種別	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	予算額	貸付額	執行率	予算額	貸付額	執行率	予算額	貸付額	執行率
林業・木材産業改善資金	71,000	25,740	36.3%	71,000	9,765	13.8%	71,000	8,990	12.7%
木材産業等高度化推進資金	88,750	88,750	100.0%	88,750	88,750	100.0%	85,000	85,000	100.0%
林業就業促進資金	1,200	1,200	100.0%	1,200	0	0.0%	1,200	0	0.0%
合計	160,950	115,690	71.9%	160,950	98,515	61.2%	157,200	93,990	59.8%

資金種別	平成22年度			平成23年度		
	予算額	貸付額	執行率	予算額	貸付額	執行率
林業・木材産業改善資金	71,000	53,600	75.5%	71,000	30,200	42.5%
木材産業等高度化推進資金	26,500	26,500	100.0%	26,500	26,500	100.0%
林業就業促進資金	1,200	0	0.0%	2,400	0	0.0%
合計	98,700	80,100	81.2%	99,900	56,700	56.8%

第四 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の概要

5. 林業・木材産業改善資金特別会計の概要

⑤各年度の償還額と年度末貸付金残高

(単位：千円)

資金種別	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高
林業・木材産業改善 資金	25,740	25,630	96,578	9,765	24,098	82,245	8,990	11,650	79,585
木材産業等高度化推 進資金	88,750	88,750	88,750	88,750	88,750	88,750	85,000	88,750	85,000
林業就業促進資金	1,200	420	2,550	0	420	2,130	0	420	1,710
合計	115,690	114,800	187,878	98,515	113,268	173,125	93,990	100,820	166,295

資金種別	平成22年度			平成23年度		
	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高
林業・木材産業改善 資金	53,600	12,060	121,125	30,200	18,984	132,341
木材産業等高度化推 進資金	26,500	85,000	26,500	26,500	26,500	26,500
林業就業促進資金	0	270	1,440	0	120	1,320
合計	80,100	97,330	149,065	56,700	45,604	160,161

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

1. 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計全般

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

1. 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計全般

(1) 監査の対象となった5つの特別会計には、次年度の貸付資金の原資等として剰余金が存在するが、2つの特別会計の剰余金残高が過大になっているものと思料される。余剰な資金を一般会計へ繰出す等検討すべきである。(意見)

監査の対象となった5つの特別会計について、平成21年度から平成23年度までの過去3年間の貸付実績等を検討した。結果として、平成23年度末に、市町村振興資金特別会計及び中小企業近代化資金特別会計が保有する剰余金は過大であると思料される。より積極的な貸付等を行うか、又は資金収支の状況を精査し、余剰な資金を一般会計へ繰出すことも検討すべきである。

監査の対象となった5つの特別会計について、平成21年度から平成23年度までに実行された貸付実績額、償還実績額、貸付元利収入実績額の過去3年間の平均値をもとに、平成23年度末の剰余金残高が過剰となっていないかを検討した。次表は、監査の対象となった5つの特別会計（以下、市町村特会；市町村振興資金特別会計、農業特会；農業改良資金特別会計、林業特会；林業・木材産業改善資金特別会計、中小特会；中小企業近代化資金特別会計、商工特会；商工業振興資金特別会計。）について、平成21～23年度における以下の事項をまとめたものである。

(単位：百万円)

	① 平均貸付元利収入額	② 平均貸付額	③ 平均償還金・運営費	④ = ① - ② - ③	⑤ H23年度末剰余金	⑥ = ④ + ⑤
市町村	1,961	925	81	955	3,698	4,653
農業	80	18	83	△21	179	158
林業	81	77	16	△12	88	76
中小	2,400	854	1,137	409	4,116	4,525
小計	4,522	1,874	1,317	1,331	8,081	9,412
商工	25,644	23,227	0	2,417	0	2,417
合計	30,166	25,101	1,317	3,748	8,081	11,829

① 貸付元利収入実績の3年間の平均額

② 貸付実績額の3年間の平均額

③ 各特別会計の借入先に対する償還実績の3年間の平均額と3年間の平均運営費

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

1. 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計全般

- ④ =①－②－③ 3年間平均の収支差額
- ⑤ 平成23年度末の剰余金残高
- ⑥ =④＋⑤ 平成24年度末の剰余金予想残高

商工特会については、毎年年度末の剰余金はすべて一般会計に繰出して、洗替を行っているため、毎年年度末の剰余金は常に0となっている。

上記の通り、平成23年度末の剰余金は商工特会を除く4つの特別会計合計8,081百万円であり、4特別会計に留保されている状況にある。

平成21年度から23年度までに貸付先等から償還され、4特別会計において単年度に収入とされる資金は3年間の平均で①4,522百万円である。一方、平均貸付実績は4会計②1,874百万円、平均返還金・運営費は③1,317百万円であるため、4特別会計で単年度に支出される必要資金は両者の合計額3,191百万円である。したがって、4特別会計では当該収入と支出の差額④1,331百万円毎年剰余金が増加することとなる。4特別会計の過去3年の収支状況を前提とすると、毎年当該収支差額合計が増加し、平成23年度末には4特別会計合計⑤8,081百万円は年々増加することとなる。上記の④の欄が3年間平均の収支差額を表示しており、市町村特会及び中小特会は毎年剰余金が増加することが表示されている。⑥の欄は過去3年間の平均収支より算出された平成24年度末の剰余金予想残高を表す。

④の欄と⑤H23年度末剰余金欄より、市町村特会はH23年度末剰余金残高⑤3,698百万円あるにもかかわらず、毎年④955百万円増加することを意味している。また、同様に中小特会はH23年度末剰余金残高⑤4,116百万円あるにもかかわらず、毎年④409百万円増加することを意味している。一方、農業特会はH23年度末剰余金残高⑤179百万円に対して、毎年④21百万円減少することを意味している。また、同様に林業特会はH23年度末剰余金残高⑤88百万円に対して、毎年④12百万円減少することを意味している。したがって、市町村特会及び中小特会は剰余金残高が今後も増加する状況がうかがえる。

もとより、最近3年間の収支状況をもとに分析していることから、今後の各融資制度の利用状況により現実の収支は異なることとなることは予想される。しかし、改めて各融資制度の資金需要を精査し、より積極的な資金貸付を行うことや、翌年以降の毎年の収支状況を予測・分析したうえで必要な額を剰余金として残し、当面必要とされない額は一般会計へ繰出すことを検討すべきである。なお、市町村特会については、後記の予算執行率の分析においても剰余金について、一般会計へ繰出すことを検討すべき旨記載している。

また、資金のより有効な活用のため、多額の貸付原資が必要となり、特別会計内や貸付委託先に資金の留保が発生している現行の貸付制度から、より少ない原資で対応可能な利子補給制度の導入の検討も、貸付制度によっては一考に値するものと思われる。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

1. 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計全般

(2) 資金貸付については外部機関を通じた貸付や専門部署を設けて債権管理や回収等の集中的な管理を行うべきである。(意見)

特別会計における資金貸付において、県は貸付の当事者となる直接貸付から外部機関を通じた間接的な融資制度へ移行してきた。これは貸付に当たっての審査や債権保全措置等には特別なノウハウが必要であり、債権の管理や回収についても専門的な知識を必要とすることから、外部機関を通じた融資に転換したものである。県は外部機関へ資金の貸付や預託を行うことにより資金を供給し、外部の専門機関に審査や管理・回収を委ねることにより、効率的な貸付やリスクを軽減することが可能となった。未だ直貸が行われている融資制度についてはできる限り外部機関を通じた融資に移行することが必要と思われる。また、既に制度としては間接的な融資制度へ移行しているが過去の直貸残債については、償還の管理が必要となるのみであることから各担当する所管において管理するのではなく、県庁内に専門部署を設けて集中的に管理することによってより効率的な管理を行うべきである。

県は県内産業の育成・支援のために、国の制度として、または独自の制度を設けて融資事業を行っている。また特別会計を設けて資金の貸付も行っている。これらの融資制度は、従前では県が貸付の当事者となって各融資先に対して直接貸付（以下、直貸）を行ってきた。しかし、近年は外部機関に貸付や預託を行うことにより資金を供給し、これらの外部機関が融資先に貸付及び回収を行う間接的な融資制度へ転換している。

他方、山梨県中小企業高度化資金（以下、高度化資金）は未だに直貸を行っており、平成24年9月に山梨県高度化資金改善策検討プロジェクトチームから出された報告書においても、直貸を継続する前提となっている。

高度化資金については、100億円超の不良債権が生じたことから第三者委員会を設けて過去を検証し、県庁内でも改善策を検討してきた経緯がある。

第三者委員会で検討されたとおり、高度化資金は市中金融機関が行い得ない政策的な融資制度としての側面は否定できないため、県としてむやみに止めることは拙速であろう。しかしながら、融資が一度実行されると融資期間を通じた長期間の管理が必要となるにもかかわらず、県の人事異動の周期は2～3年と短期であること、延滞が生じた場合には、回収のための専門的な法律知識やノウハウが必要であるが、県職員は金融の専門家ではないこと、また人事異動の周期が短い県職員がこれらの研修を積むには費用対効果の観点から疑問が生じること等から、直貸を続けることには危惧がある。

これらについて外部の専門家の指導を期待することも必要であるが、単発的に知識や意見の提供はあっても最終的な責任を外部の専門家が負うわけではない。一定の改善効果は期待されるものの、直貸を行う固有のリスクは避けられず、県が主体となってリスクを負わなければならないことは変わらない。したがって、可能な限り間接的な融資制

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見
1. 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計全般

度への移行を行うべきである。

また、既に間接的な融資制度へ移行した既存の直貸債権については、償還の管理が必要となるのみである。延滞が生じている融資の中には延滞した債権のみが残っている融資制度もある。従って、これらの債権の管理や回収についても債権回収会社等に回収委託するか、委託しない場合においても各担当する所管において管理するのではなく、県庁内に回収管理の専門部署を設けて、所管を超えて集中的に管理することによって、より確実な回収や効率的な債権管理を行うべきである。

(3) 延滞違約金を年度末において発生ベースで収入計上すべきである。(意見)

資金貸付を主な事業内容とする特別会計では、償還金等を支払期日に支払わなかった場合には支払当日までの日数による違約金を徴収する。現状では、違約金は各支払期日に支払うべき延滞元金が完済された場合にのみ計上している。各年度末では発生ベースで計上することは可能であるので、支払期日毎に支払うべき延滞元金が完済されていなくても発生ベースで収入計上すべきである。

資金貸付を主な事業内容とする特別会計においては、違約金の徴収規定があり、農業改良資金について例示すると、農業改良資金助成法に次の通り規定されている。

第11条(違約金) 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が支払期日に償還金又は第9条の規定により一時償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

中小企業近代化資金、市町村振興資金、商工業振興資金、林業・木材産業改善資金も同様な規定をおいている。

現状、延滞が生じた場合には、延滞元金と違約金を借受者に督促しているが、その際に記載されている違約金は、督促状等を作成した期日までの日数で仮に計算した金額である。その後、各支払期日の延滞元金が完済された場合には、実際に収納された期日までの日数で改めて計算しなおし、別途納付書を送付している。

上記の通り、違約金の金額は支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算するため、当該支払期日の償還金が完済された収納期日が確定しないと、正確な違約金額を計算することはできない。しかし、借受者等に請求の都度、その時点における違約金額を計算し通知していることから、年度末においてもその時点の違約金額は容易に計算可能と思われるので、違約金については発生ベースで収入計上をすべきである。現状では、延滞元金が完済されると、過年度分も含めて多額の延滞違約金が一度に計上がされることになる。また、延滞元金が完済されるまでは違約金が多額となっても、一切計上されないこととなる。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

2. 中小企業近代化資金特別会計

2. 中小企業近代化資金特別会計

(1) 山梨県中小企業高度化資金の今後制度運営には十分留意されたい。(意見)

山梨県中小企業高度化資金に関する第三者委員会報告書（以下、第三者委員会報告書という）等を受け、平成24年9月に山梨県高度化資金改善策検討プロジェクトチーム報告書（以下、プロジェクトチーム報告書という）が作成されたが、今後の制度運営には十分な留意が必要である。

山梨県中小企業高度化資金に関する第三者委員会報告書（以下、第三者委員会報告書という）等を受け、平成24年9月に山梨県高度化資金改善策検討プロジェクトチーム報告書（以下、プロジェクトチーム報告書という）が作成された。当該報告書は、庁内各課及び関連団体によりプロジェクトチームを組成し、中小企業高度化資金貸付金に対する改善策を検討するため、平成24年3月から議論を重ねて作成されたものである。このプロジェクトチーム報告書の中では次のような改善策が提言されている。

<貸付に関する改善策>

- ① 貸付限度額の設定
直貸は残すが、貸付限度額を20億円とすること
- ② 県議会への説明
10億円以上の貸付は県議会常任委員会に貸付先と貸付内容を説明すること
- ③ 設備導入等促進診断への中小機構の参加
2億円以上の貸付は中小機構と共同で設備導入等促進診断すること
- ④ 貸付審査会の拡充
貸付審査会は申請者が属する業種の業界代表者の委員を必置とし、公認会計士等の専門家及び連携融資金融機関の出席を開催要件とすること

上記②では常任委員会への説明を義務付けるとしているが、限られた時間の中でも適切な議論をして頂けるよう、事前資料提供など十分な情報提供を行うことを望みたい。

また、上記③～④では中小機構や業界の代表者など外部の専門家の指導を取り入れることとしているが、単発的な依頼では知識や意見の提供はあっても十分な効果は期待できないため、判断に一定の責任を持って頂けるよう、継続的な関与を検討されたい。

<債権保全に関する改善策>

- ⑤ モニタリングの強化
訪問、ヒアリング、財務諸表の徴収の頻度を高めること

<p>民間金融機関と協調または連携融資とし、緻密なモニタリングをすること</p> <p>⑥ 適時適切な経営支援等の実施</p> <p>正常償還先であっても、貸付先が2期連続赤字となった場合等には中小企業診断士に経営状況分析を委託すること</p> <p>経営支援のためにアドバイザー派遣や中小企業診断士の助言を受けること</p> <p>⑦ 債権保全措置の強化</p> <p>追加担保の徴求、連帯保証人適格性の確認強化、貸付先償還状況通知をすること</p> <p>⑧ 特約（コベナント）の付加</p> <p>貸付対象事業の内容により特約を付けること</p> <p>⑨ 債権管理回収業務の委託</p> <p>債権管理回収業務を債権回収会社等へ委託すること</p>
--

上記⑤～⑥によって情報収集や診断を受けたとしても、実際担当する所管の職員が継続して責任を持った管理をしていかなければ意味が無い。現状の人事異動の中で実行できるのか疑問である。

上記⑤民間金融機関との協調融資について、第三者委員会報告では次のように提言している。

第三者委員会報告 P22

第6 提言

今後の高度化事業における設備資金融資の在り方について

3 債権保全策について

～省略～高度化融資の融資上限を事業規模の一部にとどめ、民間金融機関がより多くの融資をしてより大きな債権者の立場に立ち、自らの債権の保全のためにより多くの努力をメインバンク機能の発揮のために傾注するよう、取引の構造を変えることであろう。～以下省略

このことは、直貸を継続する場合においてもその主体を県から金融のプロへとシフトすべき旨の提言である。例えばシンジケートローン（協調融資）を行う際に組成されるシンジケート団内において、幹事は民間金融機関になること等と想定される。しかし、直貸を継続する限り県がリスクを負わなければならないことは変わらないので、直貸の継続自体も再度検討すべきと思料される。

なお、プロジェクトチーム報告書では民間金融機関を巻き込んだモニタリング強化となっており直貸を前提としているが、間接的な融資制度に移行できない場合であっても、回収については、一歩進んで上記⑨にあるように債権回収会社等に委託すべきである。

プロジェクトチーム報告書によれば、大阪府は既に債権回収会社に債権管理と回収業務を委託済みとのことであるから、山梨県も早急に対応すべきではないか。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

2. 中小企業近代化資金特別会計

< 滞留債権の処理について >

⑩ 正常償還先以外の貸付先の分類

滞留先を再生支援企業か、回収処理対象企業かに分類すること

⑪ 事業再生の支援

弁護士や中小企業診断士等を加えた貸付金管理審査会で、再生支援や回収処理の審査をすること

⑫ 回収処理

回収処理に際し、連帯保証人の詐害行為を監視し、防止すると共に法的措置を講ずるものとする。

上記⑩の分類において、高度化資金の趣旨を踏まえれば、貸付企業が当初の目的を果たすように支援していく必要があるため、滞留先を放置したり、逆に、すぐさま倒産処理することは望ましくない。従って、再生支援企業と判断された融資先については事業再生の援助を行い、債権の回収に努めるべきである。一方、回収処理対象企業と判断された融資先については、迅速な回収処理に努めることが必要である。両者の判断を明確にし、処理の先送りがないようにしなければならない。

以上のとおり高度化資金の運営に当たっては、さまざまな改善案があるため、これらの事項に十分留意し進められたい。既存の貸付金については回収に努め、新規の貸し出しについては、貸出方法を含め、慎重な対応が望まれる。

(2) 高度化資金貸付残債のうち償還猶予を受けている平成24年9月末の残債28億6,200万円については、今後十分な管理が必要である。(意見)

平成24年9月末日現在の高度化資金貸付残債のうち、償還猶予を受けているのは6団体、総額は28億6,200万円余、延滞債権扱いとなっているのは1団体1,600万円余である。これらは平成24年9月県議会で、債権譲渡の対象となった貸付債権以外の残債である。償還猶予債権は不良債権とは区分されていないが、より厳格な管理を行い、回収が実現するよう十分な管理が必要である。

平成24年9月県議会において、高度化資金不良債権を譲渡する旨の決議がなされ処理がすすめられているが、譲渡が決まった高度化資金以外の残債は平成24年9月現在60億8700万円余であり、このうち償還猶予を受けている残債は28億6200万円余、延滞債権扱いとなっている残債は1600万円余である。

こうした償還期限の猶予を受けている残債は平成24年1月の第三者委員会報告にも、平成24年9月のプロジェクトチーム報告書にも取上げられていない。

償還期限の猶予を受けると償還期限が来るまでは、正常債権と同様の取扱にすることも一理ある。現に、償還猶予債権でも、平成24年11月に完済された5100万円余や、回収が確実に見込まれる残債も4900万円余あるとのことである。

しかしながら、約定どおりの返済が困難であるために償還期限の猶予をしたわけであるから、正常債権とは状況が異なる債権であることは事実である。従って、償還猶予債権のうち回収が確実に見込まれる残債以外は、より厳格な管理を行い、追加担保の依頼、保証人の状況確認、保証人の追加依頼、利益獲得のための経営指導等、あらゆる方策を取っていくことが必要である。

また、第三者委員会報告では、次のような指摘を行っている。

4 (3) 条件変更事例

高度化資金は、中小機構の関係準則及び各都道府県の関係規則等に基づき、組合や事業者等からの約定償還が困難となった場合、一定の要件のもとで条件変更(償還猶予)することが認められている。一方で、この条件変更が「債権管理の懈怠ではないか」あるいは「実質的な延滞債権を隠しているのではないか」といった指摘を受ける事態につながりかねないため、中小機構は平成19年12月6日付「高度化事業における債権管理のあり方の見直しについて」を各都道府県あてに通知し、平成20年4月以降、従前の制度運用の下で「単年度猶予処理」されてきたような債権のうち、償還の経過と見通しを精査することとし、翌年度の約定償還が合理的に認められるもののみ「単年度猶予」とし、それ以外は「複数年猶予」又は「延滞」として整理する方針を打ち出した。～中略～中小機構からの上記見直し通知に従い、単年度猶予から「複数年猶予」へ移行するなど見直しを行った都道府県は23団体であり、単年度猶予処理されてきたものを「延滞」

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

2. 中小企業近代化資金特別会計

扱いとし、結果的に期限の利益を喪失させた都道府県は山梨県を含めて2団体のみであった。

上記によると山梨県も見直しを行ったようだが、未だ、単年度猶予を何年も繰り返している残債がある。

そこで、中小機構の通知にあるように、償還の経過と見通しを今一度精査し、翌年度の約定償還が合理的に認められるもののみ「単年度猶予」とするよう見直しをおこない、償還猶予が「債権管理の懈怠ではないか」あるいは「実質的な延滞債権を隠しているのではないか」といった指摘を受けないようすべきである。

なお、延滞債権扱いとしている1件1600万円余については、担保物件の競売申立てを行い、期間入札が実施される予定とのことだが、引き続き早期の回収に努められたい。

(3) 高度化資金の残債で償還猶予を行っている貸付先があるが、多額であるため期限後の回収に十分留意されたい。(意見)

高度化資金の残債のうち、倒産した組合員の債務について償還猶予を受けている貸付先があるが、償還猶予期間中の利息も含めれば多額であるため、償還猶予後の回収に十分留意されたい。

組合員の一部が倒産した貸付先で、中小機構の倒産組合員等猶予制度により当初の契約に基づく最終償還期限までの償還猶予が認められ、現在は元利ともに据置となっているものがある。

この残債については、倒産企業分も含め償還猶予経過後10年間で残る組合員が返済することになっているが、償還猶予期間中の利息も含めれば多額である。

組合員には自らの償還金もあるため、当初予定されていない更なる返済を行うことには経営上多大な負担である。一方、自らの返済が終了し返済余力のある組合員にとっては、早く倒産企業の償還金負担分を返済したほうが利息の負担が少なくなるので有利だが、償還猶予期限までは一律に元利据置となっている。団体としての貸付の障害であるので、組合員の状況に応じた対応も検討されたい。

また、倒産組合員等猶予制度の適用を受けると期限の利益を喪失していることにはならず、倒産した組合員の連帯保証人に対する支払請求は未だ出来ない状況になるとのことである。このため、猶予されている10年間に連帯保証人の死亡や自己破産、相続放棄等により、連帯保証人からの回収が困難になっている。

これらの残債は、平成24年9月県議会に上程された不良債権とは別の債権であるが、償還猶予経過後の回収が実現するよう、猶予中の債務者及び保証人の動向を逐一把握するとともに、期限後の回収につき十分留意されたい。

(4) 山梨県中小企業高度化資金については、財務諸表監査を義務付ける等、さらなる検討を行うべきである。(意見)

山梨県は高度化資金改善策検討プロジェクトチームを組成して、平成 24 年 9 月に報告書を作成している。当該報告書に記載はないが、次のような事項も検討に値するものと思われる。

ア 再生支援先の要件として、「過去に不正行為がなかったか」を判断項目とすべきである。

イ 貸付先の財務的な基礎の検証をするためにも、公認会計士・税理士等を経営支援のメニューに加えるべきである。

ウ 一定額以上の貸付残高を有する貸付先については、公認会計士等の財務諸表監査を求めるべきである。

山梨県中小企業高度化資金に関する第三者委員会報告書（以下、第三者委員会報告書という）では 100 億円を越す多額な不良債権について、各組合の貸付及び回収状況、債権管理の状況等の調査を行い、県の責任を分析し、これらの反省に立った「今後の高度化事業における設備資金融資の在り方について」の提言が行われている。

また、この提言を受け山梨県は、高度化資金改善策検討プロジェクトチームを組成し、平成 24 年 9 月に報告書（以下、プロジェクトチーム報告書という。）を作成している。この報告書には高度化資金貸付制度に関する様々な改善案が提示されたわけだが、さらに、次のような事項を検討することも必要と思われる。

ア. 再生支援先の要件として、過去に不正行為がなかったかを判断項目とすべきである。

プロジェクトチーム報告書では正常償還されなかった貸付先については、事業再生を支援する先と回収処理を進める先に分類し、前者については事業再生の支援を積極的に進めることとしている。分類の判断基準として次の(i)～(v)を例示している。

- (i) 概ね 10 年以内に元利金の完済が見込まれること
- (ii) 事業価値があり、支援により事業再生の可能性が客観的に認められること。
- (iii) 地域社会にとり、欠くことのできない事業であり、地方公共団体等からの支援が予定されていること。
- (iv) 集団化形態等で回収処理を進めた場合には、健全に営んでいる組合員の事業継続に支障を来す可能性があること
- (v) 事業を継続させる方が徴収上有利であると客観的に認められること。

これらの例示をみるに、見込み・可能性や予定的要素があり曖昧な面が多くあるので、民事再生法で調査対象としている内容も盛り込むべきと思われる。例えば「貸付先役員と貸付先との間の不正行為の有無」等も判断項目とすべきである。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

2. 中小企業近代化資金特別会計

イ. 貸付先の財務的な基礎の検証をするためにも、公認会計士・税理士等を経営支援のメニューに加えるべきである。

プロジェクトチーム報告書では貸付審査会の拡充として公認会計士等の専門家の出席を義務付ける旨の記載はあるが、融資後のモニタリングの強化、経営支援等の実施に当たっては中小企業診断士の指導・助言について言及されているだけである。中小企業診断士の指導・助言を受けるにしても、経営分析の前提となる適正な財務諸表を作成するための経理的な基礎が担保されているのか検証する必要があるため、公認会計士等財務の専門家の意見を受けることも必要と思われる。

ウ. 一定額以上の貸付残高を有する貸付先については、公認会計士等の財務諸表監査を求めべきである。

プロジェクトチーム報告書では正常な融資先についても一定条件に該当するものは、経営状況等の分析を中小企業診断士に委託することとしている。この場合、イ. に記載のとおり経営分析の前提となる適正な財務諸表が作成されているか否かを検証することも必要である。経営状況の成否は会計数値に明確に現れる。また、経営状況の衰退は経理部門の状況に現れる。これらの状況を検証するためにも、一定額以上の貸付残高を有する貸付先については、公認会計士等の財務諸表監査を求め、作成される財務諸表の適正性に留まらず、内部統制の状況のチェックを受けることも必要と思われる。仮に貸付残高5億円について100万円の監査報酬を支払う場合、金利に換算すると0.2%に相当することになる。0.2%程度のコスト負担によって、融資先の経理状況、内部統制のチェックが可能となれば、過剰な負担になるものとは思われない。

また、融資時の審査は事業計画に基づく予測値をもとに判断されるものであり、現実の経営は当初予測されてない事象やそのときの経営判断等に左右される。従って、融資時の審査よりもむしろ融資後の事後的なチェックを重視し、早期の経営改善の指導や債権の保全に努めることが必要である。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見
2. 中小企業近代化資金特別会計

(5) 高度化資金滞留債権の管理は時効中断等、法的手続きが必要であるが、弁護士への確認が口頭で行われている。重要な判断が伴うことから、書面で回答を得る等慎重な対応が必要である。(意見)

債権管理で重要な時効管理は、法的な判断、解釈、それに伴う手続きが必要である。まして、高度化資金は貸付対象者が組合であり複数の組合員により構成されているため、債権管理も単純ではない。従って、法律家の参加を求めると共に、確認事項も書面でやり取りし、担当者変更にもスムーズに対応できるようにしておくべきである。

高度化資金は貸付対象者が主として組合であり、複数の組合員で構成されているため、一般的な貸付債権に比べ管理も複雑である。時効中断などの手続きも単純でない為、法的な判断を仰がなければならない場面が多くあり、これまで担当課が弁護士に確認を行ってきた。しかしながら、単発の相談事項になるため、電話などでの問い合わせする場合も多く、書面での回答を求めないケースも存在した。

県職員は2~3年で人事異動することが多く、その都度引き継ぎをしなければならないが、口頭でのヒアリング結果をまとめたメモで引き継ぎすると、弁護士の説明趣旨が伝わらない危惧がある。債権管理は重要な判断を伴うことから、単発ではなく継続的に弁護士の参加を求めるべきであろう。そして少なくとも問い合わせは書面で行い、弁護士からも書面での回答を求めるべきである。万一、書面での回答を得られない場合には、ヒアリング結果をまとめた書面を弁護士に確認してもらう等行うことが必要である。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

2. 中小企業近代化資金特別会計

(6) 高度化資金に関する債務引受契約において、債務引受者は担保対象物件に付保し当該損害保険証券を県に差入することとなっているが、差入されていない案件があった。
(指摘事項)

高度化資金に関する債務引受契約において、債務引受者は残存債務に相当する金額以上の損害保険契約を建物に付し、当該損害保険証券を県に差入しなければならないが、試査を行った4件のうち1件の証券が差入されていなかった。至急、証券を入手し質権設定を行うべきである。また、差入されている保険証券3件のうち2件の質権設定契約に空白期間が生じている。空白期間が生じないよう手続きすべきである。

倒産企業に対する残債は組合（構成員）に引き継がれたが、その際締結された債務引受及び建物譲渡契約書には以下の記載がある。

債務引受及び建物譲渡契約書

第8条

乙は、抵当物件に対して残存債務に相当する金額以上の損害保険契約を保険会社と締結することとし、本契約による債務の全額を弁済するときまでこれを継続するものとする。

2 乙は前項の保険契約による保険証券を甲に提出し、甲のために保険請求権の上に質権を設定するか又はその権利を甲に譲渡するものとする。

3 第1項による保険の目的物件が罹災して甲が保険会社から保険金を受領するとき、第4条の期限にかかわらずその金額を本契約による債務の弁済に充当することができるものとする。（この条における甲は山梨県、乙は債務引受した組合である。）

上記の通り、債権の回収保全策として、担保物件たる建物等に保険を掛けさせている。そして、保険事故が起きた場合に保険金が速やかに回収に充てられるよう、質権の設定または保険金請求権の譲受を義務付けたものである。

ところが、試査を行った4件のうち1件の証券が差入されていなかった。至急、保険証券を入手し質権を設定すべきである。

なお、差入されている保険証券を3件確認したところ、下表の通り保険期間が開始された後、15日～18日遅れて質権設定されているものが2件ある。質権設定に空白期間が生じないよう手続きし、保険期間にも留意しながら絶えず有効な保険証券を入手しておく必要がある。

入手済保険証券	保険期間	質権設定日	質権設定の遅れ
A 物件	H24-4-21～H25-4-21	H24-5-9	18 日
B 物件	H24-9-16～H25-9-16	H24-9-26	15 日
C 物件	H24-10-1～H25-10-1	H24-9-26	—

(7) 山梨県中小企業高度化資金貸付債権の第2回目の債権譲渡に当たって、予定価格の積算の一部に明確な根拠がない部分や誤りが見られた。(意見)

山梨県は中小企業高度化資金貸付債権の譲渡を3回に亘って行っている。第2回目の譲渡は入札の結果に基づき譲渡契約は締結されたが、前提となる担保資産の競売が不調となり契約が不履行となった。その入札の際予定価格調書が作成されているが、算出過程に根拠不足が見られた。当該契約は不履行となったものの、予定価格の積算は最低落札価格を決定する重要な資料であることから、積算根拠を明確にすることが必要である。

山梨県中小企業高度化資金貸付債権の譲渡入札は、平成23年度に不調となった入札1回、落札後仮契約を締結したものの契約解除となった入札1回の計2回、平成24年度に1回の計3回の入札が実施されている。第2回目の債権譲渡は指名入札により、平成24年1月26日に開札が行われ、落札価格460,010千円で平成24年2月1日に譲渡契約が締結された。予定価格は459,912千円で積算されている。その内、担保物件の積算価格457,312千円の内訳は次の通りである。

	担保物件 (千円)	
A社	450,000	競売による落札価格 (後日取消となる) ※2
B社	7,312	買受可能価額を基にした算出価額 ※1
C～F社	—	
合計	457,312	

上記の内、※1は次のように算出されている。

買受可能価額× 0.5×0.7 - (競売申立費用+移転登記費用) であり、

$36,320,000 \text{ 円} \times 0.5 \times 0.7 - (1,000,000 \text{ 円} + 4,400,000 \text{ 円}) = 7,312,000 \text{ 円}$ である。

この算式のうち、下線の 0.5 については当該物件の3回の競売で不調だったことを受け、第3者委員会の中間報告等を踏まえ、1回目の譲渡入札時における予定価格設定の際に減額処理を行ったもので、下線の 0.7 については1回目の譲渡入札が不調となったことから更に減額処理を行ったものである。何れも裁判所の競売が不落となった場合の近隣の例における減額率等を参考にしたとしているが、明確な根拠がない。

また、移転登記費用4,400,000円は一部の抵当権で計算されており、本来は9,600,000円であり、これに基づいて計算するとこの物件は2,112,000円と算定すべきであったことになる。当該契約は※2の競売による落札が後日取消となったことから、譲渡契約は不履行となった。全国初の公的債権の債権譲渡であり、前例もなく予定価格の積算には困難を極めたものと推測されるが、その積算は最低落札価格を決定する重要な資料であることから、積算根拠のより明確化が求められる。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

2. 中小企業近代化資金特別会計

(8) 設備近代化資金貸付金の回収管理の徹底を図る方法について改めて検討が必要である。(意見)

設備近代化資金貸付金は、平成 11 年度まで県が直接貸付し回収管理を行っているが、回収管理に関するマニュアルが活かされておらず、管理が不十分な状況となっている。特に時効管理等は法律的処理が必要にもかかわらず、十分な情報収集や引き継ぎがなされず、管理に継続性がない。改めて回収管理の徹底を図る方法を検討すべきである。

滞留している債権の回収管理状況を確認するため、債権者ごとに作成された「設備近代化資金未収金について」を閲覧したところ、個人債務者や保証人のうち債務者たる会社の代表者が、口頭で支払う意思表示をしていることを以って放置し、その後回収不能となった案件が多くあった。

回収不能に至る理由としては、以下の事項が確認された。

- ・保証人から書面による支払意思の確認が出来ていないこと
- ・譲渡担保を付けていたにもかかわらず、当該財産を売られてしまったこと
- ・そもそも保証人の財産調査をしていないこと
- ・保証人が死亡したあと、相続人への徴求管理をしていないこと等

また、保証人は債務者たる会社の代表者以外にも 2 名いるが、この 2 名の連帯保証人への徴求が遅れ、連絡不能やその相続人からの支払い拒絶が生じている。

なお、担当課では、平成 12 年に一斉に債務者等の所在確認を行っているが、単に登録住所の存在確認をして、「該当無し」としているものの、戸籍附票による住所変遷の確認等、所在確認を徹底して行った記録がない。記録をみる限り、形式的作業と取られても仕方がないやり方である。

さらに、平成 24 年に債務者の商業登記簿を入手し、清算中である旨の確認や、保証人リストを作成しているが、債権管理は断片的に行っても回収可能性は低くなり、時効が成立して法律的には回収不能の状況になってしまうため、継続して行う必要がある。

現在、担当課では新規の貸付はなく、回収業務のみになっていることから、県庁内に回収の専門部署を設けることや、貸付業務を委託している公益財団法人やまなし産業支援機構に当該滞留債権の回収業務を委託すること等、改めて回収管理を徹底する方法を検討されたい。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見
2. 中小企業近代化資金特別会計

(9) 設備近代化資金の長期延滞債権について、平成 14 年度の包括外部監査で処理すべきと指摘されたにも関わらず、未処理のままになっている。(指摘事項)

商業振興金融課が管理している設備近代化資金の延滞債権は、平成 24 年 9 月末時点で 13 件、約 4,000 万円存在する。このうち平成 14 年度の包括外部監査で処理すべきと指摘されたにもかかわらず、未処理のまま残っている債権がある。管理コストと回収可能性を比較衡量し、回収不能と判断される債権については放置せず、不納欠損処理等検討すべきである。

設備近代化資金の長期延滞債権については、平成 14 年度の包括外部監査でも処理を進めるよう指摘されている。このときからの回収状況を示せば以下の通りである。

(単位：千円)

H14 年 5 月現在残高						H24 年 3 月現在残高	
経営者の状況	連帯保証人	件数	金額	回収額	不納欠損処理	件数	金額
死亡・不明・破産	死亡・不明	4 件	13,564	0	0	4 件	13,564
〃	健在・困窮	3 件	3,423	269	947	1 件	2,207
健在・困窮	死亡・不明	1 件	1,130	320	0	1 件	810
〃	健在・困窮	2 件	5,156	0	0	2 件	5,156
〃		1 件	6,796	330	0	1 件	6,466
債権放棄	時効援用	1 件	3,604	0	3,604	0 件	0
営業不振		4 件	15,639	3,051	0	3 件	12,588
死亡	なし	1 件	240	0	0	1 件	240
合 計		17 件	49,552	3,970	4,551	13 件	41,031

平成 24 年 9 月末現在の延滞債権は昭和 20 年代に貸し付けたものが 1 件、昭和 30 年代に貸付けたものが 2 件、昭和 40 年代が 1 件、昭和 50 年代が 8 件、昭和 60 年代が 1 件となっており、最も古い貸付からは 60 年以上経っている。

このうち、昭和 20 年代の貸付残債 240,000 円については平成 14 年度の包括外部監査でも消滅手続きを行う旨指摘されていたが、残債のまま放置されている。

その他にも、平成 14 年度から回収ゼロの残債が存在し、債務者解散、連帯保証人が行方不明などにより、今後も回収可能性はゼロと判断される残債がある。

こうした状況にも関わらず、県の貸付債権として保有するメリットはあるのか疑問である。担当課によれば、今後、国貸付金の償還免除基準が改定されるのを待って債権放

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

2. 中小企業近代化資金特別会計

棄をすることで、償還免除を受けられる可能性があり、債権として保有していても特段の支障は無いため債権放棄をしていないとのことである。しかしながら、県の貸付債権として保有していることで、書類の保存、担当者変更に伴う引き継ぎ業務、債務者への連絡など、時間の経過とともに費やすコストは益々増えるものであり、回収可能性が著しく低い債権を残しておくことは大変なデメリットである。また、安易な先延ばしと受け取られる恐れもある。他方、設備近代化資金は国費負担 50%、県費負担 50%を財源とした貸付であるため、安易な債権放棄は決して許されないものであるため、かかるコストと国貸付金の償還免除基準の改定も含めた回収可能性を比較衡量したうえで慎重に検討しなければならない。

滞留債権の内 10 件、約 2500 万円は回収（入金）が全くない状況が少なくとも 10 年以上続いているため、今後の回収方針を決定し、処理を進めるべきである。このことは平成 14 年度の包括外部監査で指摘されている事項である。

(10) 設備近代化資金において、違約金を不徴収とする場合の判断指針が示されていないため、その都度検討することになっている。公平な貸付回収業務を遂行するため、判断指針を作成すべきである。(意見)

山梨県中小企業近代化資金貸付規則では天災等やむを得ない理由の発生や知事が特に必要と認めた場合に違約金を不徴収とする取扱がなされている。しかしながら、どのような場合に「知事が必要と認める」かの判断となる指針がないため、その都度の判断となり公平性に欠ける恐れがある。また、不徴収にした事案については、書類の保存期限に係わらず保存し、判断資料として活用すべきである。

違約金については、山梨県中小企業近代化資金貸付規則に次のように定められている。
山梨県中小企業近代化資金貸付規則

第23条

知事は借主が支払期日までに貸付金を償還せず、又は前条第2号に該当することを理由として同条の規定による請求を受けた金額を支払わなかったときは、支払い期日の翌日から支払の日までの日数に応じその延滞した額につき年10.75%の割合で計算した違約金を徴収する。～中略～

3 前2条の違約金は、次の各号の一に該当する場合には徴収しない。

- 1 貸付金の償還が天災地変等やむを得ない理由により遅延した場合
- 2 違約金の金額が100円未満である場合
- 3 その他知事が特に必要と認めた場合

違約金は、円滑な回収を促進するため規定されており、安易に違約金を不徴収とすることは、貸付制度の公平、適正な運用を妨げることは明らかである。

平成20年度に完済した償還金に係わる違約金については、山梨県事務決裁規則に基づき課長決裁で不徴収とされた。

山梨県事務決裁規則

第5条(専決事項)

部長、次長、課長、課長補佐、担当課長補佐、所長及び出先次長の共通専決事項は、別表一に掲げる事務のうち、それぞれの専決区分の欄の表示に対応する事項とする。

～以下省略

別表一

25 収入の決定に関すること

- 1 金額が1000万円以上のもの 部長
- 2 金額が100万円以上1000万円未満のもの 課長
- 3 金額が100万円未満のもの 課長補佐

この場合、決裁者の定めはあっても、決裁に当たっての判断基準となる指針がないた

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

2. 中小企業近代化資金特別会計

め個別の検討が行われたが、継続的に貸付回収業務の公平性を保つためには、不徴収とする判断指針を作成しておくことが必要である。

また、平成 16 年度にも違約金を不徴収とした事例が 1 件あったが、書類の保存期間が過ぎていたとのことで、不徴収と判断した詳細な経緯等を確認できなかった。

不徴収とする判断指針を作成するとしても、このような例外的な事例については、通常の保存期間に係わらず保管し、同様の事例の判断材料として活用すべきである。

(11) 設備近代化資金において、不納欠損処理となった原因を分析すると共に、時効援用者に対する厳格な措置も検討すべきである。(意見)

平成 14 年度の包括外部監査以降 2 件の不納欠損処理が行われた。設備近代化資金は国費及び県費を財源とした貸付であるため、時効にならない手続きに努めると共に、時効援用者が安易に出ないように、厳格な措置も検討すべきである。

平成 14 年度以降 2 件の不納欠損処理がおこなわれたが、その経緯は次の通りである。

1 件は主債務者が会社更生法の適用を受け免除となり、連帯保証人に返済を求めたところ、最終償還日から連帯保証人の所在がつかめなくなり、その後、時効期間が過ぎてから所在が明らかになった債権である。所在が明らかになった時点で償還を求めたが、時効を援用されてしまった。なぜ、所在確認ができなかったのか、所在確認方法などに問題はなかったか、検証が必要である。

他方は、昭和 50 年に主債務者が死亡したのち、連帯保証人に償還請求したが回収に至らなかった債権である。その後、平成 13 年に相続人調査を行ったようであるが、相続人に請求するも、時効を援用されてしまった。主債務者（相続人含む）が時効を援用したことにより、連帯保証人の債務も附従性により消滅したとのことである。

なぜ、昭和 50 年の主債務者死亡時に相続人調査をしなかったのか判然としない。昭和 50 年から 20 年以上経ってから請求しても回収できるわけもなく、ずさんな対応であった。回収が滞った時点から継続的に回収手続きをしていくことが肝要である。

なお、設備近代化資金は国費及び県費を財源とした貸付であるため、時効にならない手続きに努めると共に、時効援用者が安易に出ないように努めなければならない。納税者の立場からは、時効援用者にも何らかの社会的なペナルティーを負っていただくことも必要ではないかと思料される。

(12) 産業労働部発行の中小企業金融の冊子には小規模企業者等設備導入資金貸付の対象者に関し特認貸付の記載がない。(指摘事項)

小規模企業者等設備導入資金貸付(以下、小規模貸付という。)はやまなし産業支援機構が行っているが、県庁産業労働部でも制度を説明した冊子を作成して利用者に情報提供している。当該冊子に小規模貸付に関する特認貸付の記載がなく、利用者に誤解を招く恐れがあるため記載の改善をされたい。

小規模貸付については小規模企業者等設備導入資金助成法、同施行令に定めがある。

小規模企業者等設備導入資金助成法

第2条(定義)

この法律において「小規模企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 小規模企業者(常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては、5人)以下の事業者をいう。次号において同じ

(2) 小規模企業者以外の中小企業者(中小企業基本法第2条第1項各号に掲げるものをいう。)であつて、常時使用する従業員の数が政令で定める数以下の事業者であるもののうち、創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入を促進する必要があるものとして政令で定めるもの

～以下省略

小規模企業者等設備導入資金助成法施行令

第1条(小規模企業者等)

小規模企業者等設備導入資金助成法第2条第1項第2号の政令で定める数は、50人とする。

～以下省略

山梨県小規模企業者等設備導入資金貸付制度取扱要領

第5条(小規模企業者等に対する貸付け等)

小規模企業者等のうち、小規模企業者等設備導入資金助成法第2条第1項第2号に掲げる者に対して貸付け等を行おうとする場合は、あらかじめ、知事の同意を得るとともに、～以下省略

上記の通り、小規模貸付の対象者は、原則として従業員がサービス業で5人、一般で20人までとなっているが、20人超の場合でも、50人以下で一定の要件を満たし、かつ知事の同意を得れば貸付可能となっている。(ここでは「特認貸付」とする。)現に、従

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

2. 中小企業近代化資金特別会計

業員が20人超でも小規模貸付が多く利用されている。

従って、20人超50人以下であれば制度の利用が可能な場合がある旨、利用者にわかりやすいように周知するべきである。

(13) 小規模企業者等設備導入資金助成制度の存続に向けて、更なる積極的な提言等を行うことが望まれる。(意見)

小規模企業者等設備導入資金助成制度は国としては廃止の検討を行っているが、山梨県の利用実績は全国で3位と非常に高いものであるため、制度存続に向けて国に対して更なる積極的な提言等を行うことが望まれる。なお制度が廃止になった場合は、県単独制度の存続も検討されたい。

中小企業庁作成「小規模企業者等設備導入資金助成制度について」では、全国的な制度の利用実績の低迷や、11の都道府県が制度を休止している現状を受け、本制度を存続させる必要があるかについて1つの論点として挙げている。しかし、山梨県の制度利用実績は以下の表のとおり、非常に高いものとなっている。

小規模企業者等設備導入資金助成制度県別実績(上位5件)

単位：千円

	県名	実績額	(国庫貸与)	(国庫貸付)	(県単貸与)	(県単貸付)
1	兵庫県	2,577,239	1,233,405	110,490	1,104,224	129,120
2	大阪府	2,002,346	2,002,346	—	—	—
3	山梨県	1,681,753	1,049,192	221,434	411,127	—
4	愛知県	1,587,128	475,203	1,111,925	—	—
5	岩手県	1,206,281	270,089	39,330	896,862	—
	全国実績	19,133,410	10,434,700	4,034,897	4,534,693	129,120
	実施県数	35	30	23	13	1

上記表のとおり、山梨県の利用実績全国順位は兵庫県、大阪府と大都市を抱える都道府県に次いで3位と非常に高いものとなっており、山梨県の経済規模を考えると、中小企業にとって本制度が存在することの意義は非常に高いことが伺える。前述のとおり、国は制度の廃止も視野に入れて検討を行っているが、山梨県としては今後より一層、制度存続に向けて更なる提言等を国等の関係機関に対して行っていくことが望まれる。

なお、制度が廃止になった場合は、県単独制度の存続も検討されたい。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見
2. 中小企業近代化資金特別会計

(14) 小規模事業者等設備導入資金貸付金制度を、より多くの資金需要者に対して貸付が行えるような制度とするため、山梨県として国の関係機関への働きかけ等を行うことが望まれる。(意見)

中小企業者が行う設備投資額の半額を限度額として、資金を無利子で貸し付けるという制度である小規模事業者等設備導入資金貸付金制度の利用率は平成23年度で予算額の44.3%と低調となっている。この理由の1つとして設備投資額の半額は自己資金等による調達が必要となることではないかと考えられるが、制度の趣旨を鑑みるとその要件等については再検討の余地があるのではないかと思料される。この制度は国の法律に基づくものであるため、山梨県単独での対応は困難であることは理解するが、今後は、他県と意見交換を行いながら、国の関係機関に対して制度改正の働きかけを行うことが望まれる。

小規模事業者等設備導入資金貸付金制度は、中小企業者の金融支援のため、財務基盤が脆弱で資金調達力が弱い小規模企業者が設備投資をする場合、設備投資額の半額を限度額として、資金を無利子で貸し付けるという制度である。単純に「無利子」である点のみを考えると、当該制度を利用する中小企業者は多いのではないかと考えてしまうが、実際には平成23年度においては当初予算額500,000千円に対する貸付実績は221,434千円(19件)と執行率は44.3%にすぎなかった。確かに、景気低迷の長期化により設備投資そのものが減少していることもあるが、制度の利用率が低調となっている1つの理由は貸付の限度額が設備投資額の半額に限られる点、つまりは残りの半額については自己資金等による調達が必要となる点ではないかと考えられる。公益財団法人やまなし産業支援機構の「設備導入支援事業等に関する業務方法書」には小規模事業者等設備導入資金貸付金制度の資金貸付けの対象者については以下のように定めている。

「公益財団法人やまなし産業支援機構 設備導入支援事業等に関する業務方法書」
(資金貸付の対象者)

第12条 資金貸付けの対象者は、小規模企業者等又は創業者であって、次に掲げる要件を満たすことが見込まれるものとする。

(略)

(2) 設備資金貸付事業を利用しようとする設備の導入に係る資金の銀行その他の一般の金融機関からの融通を受けることが困難であり、かつ、貸付金の償還の見込みが将来性等から見て確実と認められる者であること。

(以下略)

上記表中(2)では資金貸付対象者の条件として「一般の金融機関からの融通を受けることが困難」であることと定めている。しかし、そのような企業に対して前述のように

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

2. 中小企業近代化資金特別会計

設備投資額の半額については自己資金での調達を求めることは、制度の趣旨である「財務基盤が脆弱で資金調達力が弱い小規模企業者」に対する支援という点からして、再検討の余地があるのではないかと思料される。例えば、貸付金額に見合った担保物件等の提供を行い、かつ中長期的な経営計画書等により「貸付金の償還の見込みが将来性等から見て確実と認められる」企業に対しては設備投資額の全額に対して貸付を認めることも、より多くの資金需要者に対して貸付を可能とするための1つの案として考えられる。

この制度は国の小規模企業者設備導入資金助成法に基づくものであるため、山梨県単独での対応は困難であることは理解するところではあるが、このような制度は公の機関であるからこそ可能な制度である。今後は、他県と意見交換を行いながら、国の関係機関に対して制度改正の働きかけを行うことが望まれる。

(15) やまなし産業支援機構が県に行う年度実績報告において、年度が異なる実績報告が1件あった。(指摘事項)

やまなし産業支援機構の平成23年度の実績報告に、実際は平成24年度に設置された設備に対する貸付実績が1件混入していた。年度末に係る貸付の報告については年度区分に注意されたい。

公益財団法人やまなし産業支援機構は小規模企業者設備資金貸付要綱(第11条2項以下参照)に基づき県に実績報告を行わなければならない。

平成23年度の実績報告において、平成23年度中に貸付申し込みと貸付決定が行われていたが、設備の設置と貸付は平成24年度になってから行われた事案があった。この場合、貸付の実績報告は実際に設備が設置された平成24年度であるべきところ、平成23年度の実績として報告されていた(1件)。

報告の迅速化を図るために実施予定で報告書を作成したとのことであるが、実績報告の精度を保つよう、年度区分には注意されたい。

小規模企業者設備資金貸付要綱

第11条(報告等)

2 支援機関は、対象事業に係る実績報告書を、4半期ごとに知事に提出しなければならない。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見
2. 中小企業近代化資金特別会計

(16) やまなし産業支援機構の特別会計に留保されている資金を貸付の原資として活用し、利用者に対するサービスに努めるべきである。(意見)

小規模企業者等設備貸与事業及び県単独中小企業設備貸与事業について、やまなし産業支援機構では貸付資金のうち 50%を民間金融機関からの借入金で調達している。やまなし産業支援機構のこれらを管理している特別会計内には自己資金が留保されていることから、効率的な資金運用の観点から民間金融機関からの借入に頼らず、自己資金を貸付金の原資として使用すべきである。

小規模企業者等設備貸与事業は融資枠のうち、県の特別会計からの借入 50%、公益財団法人やまなし産業支援機構(支援機構)の自己資金 1 億円、その他民間金融機関からの借入を原資としている。また、県単独中小企業設備貸与事業は県の特別会計からの借入 50%、民間金融機関からの借入 50%を原資としている。県の特別会計からの借入金は無利息である。

支援機構では下記の通り平成 23 年度末に小規模企業者等設備貸与事業を管理する設備導入支援事業特別会計で 870 百万円の資金(普通預金、定期預金、譲渡性預金)を有し、県単独中小企業設備貸与事業貸付資金を管理する県単独設備貸与事業特別会計で 390 百万円の資金を有している。

平成 23 年度末残高 (単位：千円)

	設備導入支援事業特別会計	県単独設備貸与事業特別会計
普通預金	368, 139	180, 447
定期預金	5, 000	8, 500
譲渡性預金	500, 000	200, 000
預金合計	873, 139	388, 947
金融機関借入金	1, 512, 140	821, 995

上記の預金は支援機構の貸借対照表上において流動資産の部に計上されており、資金の用途が拘束されたものではない。支援機構の担当者によると、年度末の資金は、半年毎に返済している県の特別会計からの借入の返済資金、及び翌年度の資金調達前に発生する機械購入・資金貸付用の資金をプールしているため一時的に多額になるとの話である。しかし、支援機構に自己資金が留保されているにもかかわらず外部借入を行っていることは、経済性の観点から不効率である。民間金融機関からの借入に頼らず、自己資金を貸付金の原資として使用し、効率的な資金運用を行うべきである。また、県は支援機構に自己資金の積極的な使用を奨励し、削減された外部金融機関からの借入利息相当額を利用者に対するサービスとして還元するように指導すべきである。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

2. 中小企業近代化資金特別会計

(17) やまなし産業支援機構との間の損失補償契約書の内容について、実態と齟齬が生じている。(指摘事項)

山梨県とやまなし産業支援機構との間で取り交わされた損失補償契約書が実際の運用と相違しているため、内容を吟味し契約書を見直すべきである。

山梨県と公益財団法人やまなし産業支援機構(支援機構)との間で「小規模企業者等設備貸与事業」及び「山梨県単独中小企業設備貸与事業」に係る貸付を行う際に損失補償契約を取り交わしている。

山梨県及び支援機構の担当者によると、損失補償契約の実際の運用内容は、①設備貸与事業等から生ずる損失の45%以内(リースにあつては50%以内)であること、②支援機構の一般正味財産がマイナスとなる場合に山梨県が支援機構の損失を補償するものであること、とのことである。

以上の内容と損失補償契約書の内容を比較すると以下の内容の相違がある。

損失補償契約書

第1条

甲は、乙(注1)が平成23年度に、甲及び株式会社日本政策金融公庫又は銀行その他の金融機関からの借入金並びに乙の自己調達資金(注2)により行う設備貸与事業について、平成31年3月31日までの間に損失を生じた場合、当該事業費2,300,000,000円(注3)の元利合計金額(遅延利息も含む。)の45%以内(リースにあつては50%以内)でその損失を補償するものとする。

(注1) 甲は山梨県、乙は公益財団法人やまなし産業支援機構

(注2) 上記の契約は「小規模企業者等設備導入資金助成法」に係るもので「山梨県単独中小企業設備貸与事業」に係るものは「甲及び株式会社日本政策金融公庫又は銀行その他の金融機関からの借入金並びに乙の自己調達資金」が「甲及び金融機関からの借入金」

(注3) 「山梨県単独中小企業設備貸与事業」に係るものは1,000,000,000円

第3条

乙は、未収債権を各事業年度終了後3か月を経過してもなお回収できず、債権の償却を行うことにより欠損を生ずることとなる場合は、甲に対して損失補償金の請求を行うことができるものとする。この場合において、乙が請求出来る額は、償却した未収債権の額から、未収債権に係る被貸与者から貸与契約の際に徴した保証金額及び請求の日までに徴した回収金額並びに貸倒引当金を取り崩した額を減じた額の範囲内とする。

・ ・ 以下略

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見
2. 中小企業近代化資金特別会計

- ①上記、契約書第1条は、損失補償の範囲を、事業予算全体の45%以内（リースにあっては50%以内）としているが、担当者等の説明では設備貸与事業等から生ずる損失の45%以内（リースにあっては50%以内）としているので、両者には齟齬がある。
- ②また、契約書第3条記載の「欠損」の内容については、支援機構が単年度で欠損となる場合か、資本欠損となる場合か、債務超過となる場合かが不明確である。担当者等によれば、支援機構の一般正味財産がマイナスとなる場合に、山梨県が支援機構の損失を補償するものであること、としているが第3条からは読み取れない。「欠損」の内容についての具体的な記載は他の条文にもない。
- ③さらに、第3条には、支援機構が請求できる額について、生じた損失のうち45%以内（リースにあっては50%以内）とする記載がないため、一般正味財産がマイナスとなる場合の損失は100%請求できると誤解を招く恐れがある。

実際の運用内容を明確にあらわすよう、契約書の文章を見直すべきである。

なお、上記②に関して、担当者等によると、損失補償は支援機構全体の一般正味財産がマイナスとなる場合に限定されているようであるが、支援機構が様々な事業を展開していることに照らすと、設備導入支援事業（又は県単独貸与事業）特別会計の一般正味財産がマイナスになった場合に損失補償すべきではないかと思料される。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

2. 中小企業近代化資金特別会計

(18) 設備資金貸付事業に対して県はやまなし産業支援機構に中小企業診断士による診断費用として委託料を支払っているが、その運用方法等については改善が必要である。

(指摘事項)

山梨県はやまなし産業支援機構に設備資金貸付制度の利用を希望する企業を対象とした中小企業診断士による診断業務を委託しているが、平成23年度において実際に設備資金貸付制度を利用した19社のうち、中小企業診断士による診断が行なわれたのは1件にすぎなかった。現在、この診断業務についてはどのようなケースにおいて診断を要するかについて明確な基準等は定められていないが、その効果を最大限活かすためにも診断を必要とするケースを明確化すべきである。

山梨県は公益財団法人やまなし産業支援機構（支援機構）に委託料の支払いを行っている（平成23年度決算額311,581円）。県が委託している業務内容は、設備資金貸付制度の利用を希望する企業を対象とした中小企業診断士による診断業務であるが、この委託業務の運用状況等について確認を行った。

この診断対象となるのは設備資金貸付制度の利用希望者とされているが、平成23年度に診断を行った10件のうち9件が設備貸与制度の利用者を対象としていた。担当者によると、この9件についても結果的に設備貸与制度を利用することとなったが、当初の申込の段階では設備資金貸付制度の利用を希望していたため契約上の違反には当たらないとの回答であった。確かに、小規模企業者等設備導入資金貸付診断業務委託契約仕様書には「小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付の申込みがあったときは、速やかに診断日及び診断員を決定し、診断を実施することとする。」との記載があり、また契約書等において診断実施後に設備貸与制度を利用することを禁じる旨の定めはないため、「契約上の違反はない」という回答に誤りはないものと判断される。しかし、平成23年度において実際に設備資金貸付制度を利用した19社のうち、中小企業診断士による診断が行なわれたのが1件にすぎなかったという事実からすると、その運用方法には改善の必要があると思料される。現在、この診断業務についてはどのようなケースにおいて診断を要するかについて明確な基準等は定められておらず、県から委託された年間10件分について単に消化しているのみではないかとの印象を受ける。リスクヘッジの一環として専門家による与信診断を行うことの必要性は認められるため、今後はその効果を最大限活かすためにも診断を必要とするケースについて明確化することが必要である。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見
 2. 中小企業近代化資金特別会計

(19) 山梨県がやまなし産業支援機構に支払っている設備資金貸付事業に係る事務費補助金については、その金額及び交付方法について改善が必要である。(意見)

山梨県は、やまなし産業支援機構が実施する設備資金貸付事業に係る事務費に対して要綱に従って補助金の交付を行っているが、一般的に考えて当該資金貸付事業に係る事務経費としては、それをもって充足できるという金額ではないと思われる。当事業は無利子での資金貸付事業であるため、補助金の積算方法については、支援機構側の負担が過ぎたものにならないよう、県及び支援機構の双方において検討が必要であると思料される。また、その算定について貸付実績額を反映する方法に変更を行なうことにより、支援機構に対して制度の利用を推進するインセンティブを与えることも、利用実績を向上させるための1つの施策として検討に値すると思われる。

山梨県は、公益財団法人やまなし産業支援機構（支援機構）が実施する設備資金貸付事業に係る事務費に対して補助金の交付を行っている。この補助金の目的等は要綱に次のように定められている。

設備資金貸付事業事務費補助金交付要綱
 (補助金の目的)
 第2条 この補助金は、事業に必要な支援機構の事務経費に充当し、もって事業を円滑に遂行することを目的とする。
 (補助金の交付の対象)
 第3条 補助金の交付の対象は、支援機構が行う事業に係る事務経費に充てるもののうち知事が適当と認めるものとする。

設備資金貸付事業は設備投資資金を無利子で貸付する事業であり、支援機構が事業から得られる収益は存在しないため、その事務に係る経費を補助することがこの補助金の主たる目的であると考えられる。平成23年度においては当補助金の申請額及び決定額ともに100万円であったが、その100万円の積算根拠は次のとおりである。

科目	金額	備考
賃金	405,000円	臨時職員
消耗品費	441,000円	コピー用紙等
印刷製本費	73,000円	機関紙印刷費等
通信運搬費	81,000円	機関紙郵送費等
計	1,000,000円	

金額の積算は、設備貸与事業を含む全体件数に占める貸付事業の件数の割合等を基準として行われていた。100万円という金額の妥当性についての検討は一概には判断しが

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

2. 中小企業近代化資金特別会計

たい面もあるが、一般的に考えて年間の貸付実行額が 221,434 千円という規模の資金貸付事業に係る事務経費としては、それをもって充足できるという金額ではないと思われる。前述のとおり当該事業からは収益を得ることが出来ないため、費用の不足分については支援機構が負担することとなる。今後は補助金の積算方法については、当該事業に係る事務経費を合理的に算定し、支援機構側の負担が過ぎたものとならないよう、県及び支援機構の双方において検討が必要であると思料される。

また、設備資金貸付事業の利用実績は近年低調となっているが、事務費補助金の支給額の算定について貸付実績額を反映する方法に変更を行なうことにより、支援機構に対して制度の利用を推進するインセンティブを与えることも、制度の利用実績を向上させるための1つの施策として検討に値すると思われる。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見
2. 中小企業近代化資金特別会計

(20) やまなし産業支援機構では貸付債権の分類に関する明確な規定がないが、効率的な債権管理を行うために規定を整備すべきである。(指摘事項)

やまなし産業支援機構は貸付債権の分類を行っているが、やまなし産業支援機構独自の規定を設けて分類を行っているわけではない。明確な規定に基づいて債務者区分を適正に行い、債務者の状況に応じた債権管理を行っていくことが必要である。

公益財団法人やまなし産業支援機構(支援機構)は財団法人全国中小企業設備貸与機関協会が発行している小規模企業者等設備資金貸付事業債権管理マニュアル(以下、マニュアルという)を参考に債権の分類を行っている。当該マニュアルでは、債務者区分を下記の通り、正常先、要注意先、破たん懸念先、破たん先に4区分している。

債務者区分	内容
正常先	ア. 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる先。 イ. 業況が低調ないし不安定であるも、貸付金を約定通り支払いしている先。
要注意先	貸付金を延滞はしているが、経営努力により1年以内で改善が見込まれる先。
破たん懸念先	ア. 債権の延滞が1年を超え、分割支払いが債権に対して少額で、支払いに継続性のない先。 イ. 経営破たんの状況にはないが、経営難の状態にあり、今後経営破たんに陥る可能性が大きい先。 ウ. 事業は継続しているが、業況が著しく低調で事業好転の見通しがほとんどない先。 エ. 天災・事故・経済情勢の急変により多大な損失を被り、経営難の状態にあると認められる先。
破たん先	法的・形式的な経営破たんの事実が発生している先をいい、民事再生、会社整理、会社更生、手形交換所の取引停止処分等の理由により、経営破たんに陥っている先。

支援機構では当該マニュアルの他「短期延滞先」の区分を設けている。上記の区分は記載内容の通り曖昧であり、特に要注意先と破たん懸念先の区分は担当者の判断等に左右される可能性が高いといえる。本来は要注意先や破たん懸念先は特別に注意して債権管理に努める必要がある債務者区分である。したがって、債務者区分の内容を支援機構独自のマニュアル等で明確に規定し、各区分に応じた管理を行うことが必要である。また、チェックリスト等を設けて、分類が定型的に行いうるような工夫をすることも必要

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

2. 中小企業近代化資金特別会計

と思われる。

なお、設備導入資金債権管理規定を現在整備中であり、その中では債務者区分と債権の分類基準の明確化を図っている。当該規定の早期の運用が望まれる。

(21) やまなし産業支援機構では延滞発生後の債権回収手続についてマニュアルを作成する等回収手続を標準化することが望まれる。(意見)

やまなし産業支援機構は貸付債権の分類を行い、延滞債権の発生後には各分類に応じて回収業務を行っている。しかし、当該回収業務はマニュアル化されたものではなく、各担当者の裁量に委ねられている。回収業務を合理化し、回収漏れのないようにするためにもマニュアルを作成し、業務の標準化を行うことが必要である。

公益財団法人やまなし産業支援機構(支援機構)は財団法人全国中小企業設備貸与機関協会が発行している小規模企業者等設備資金貸付事業債権管理マニュアル(以下、マニュアルという)を参考に債権の分類を行っている。当該マニュアルでは、債務者区分のほか不良債権の回収及び処理の内容が記載されているが、一般的な回収及び処理の項目が網羅的に記載されているのみであり、債務者がどのような状態のときにどのような回収手続をとるべきか具体的には記載されていない。また、支援機構においても独自の回収マニュアルを設けているわけではない。債務者区分に応じて延滞債権の回収の手法は異なり、そもそも債務者が再生を支援すべき先であるか、あるいは専ら回収に努める先であるかによって管理・回収の手法が異なるべきである。債務者の経営状態や財務状態によりこれらを明確に分けた上で支援・回収に努めるべきである。回収に当たっても債務者の置かれた経営・財務状態によって回収の手続は異なることから、前述の債務者区分を行った上で各区分に応じた債権管理を行うことが必要である。その後債務者区分にしたがった延滞債権の回収手続が必要となる。その際回収手続を合理化するためにも、延滞発生後に行う債権回収の手続き(資料の入手、法的措置等)をマニュアル化する等して標準化することが望まれる。支援機構独自のマニュアル等で明確に規定し、また、チェックリスト等を設けて、回収手続が定型的に行いうるような工夫をすることも必要と思われる。

(22) やまなし産業支援機構において違約金及び遅延損害金の徴収及び減免の場合を明確に規定化すべきである。(意見)

やまなし産業支援機構では規定上において違約金及び損害遅延金を徴収することができるが、現在は一律免除している。違約金等についてどのような場合にこれらの徴収及び減免を行うことができるのか明確に規定化されていない。債務者間の公平性の観点から減免は限定化すべきであり、また徴収及び減免について明確に規定化することが必要である。

小規模企業者等設備導入資金助成法第9条(違約金)第3項では、「貸与機関は、～違約金を支払うべきことを請求することができる。」と規定されている。また、やまなし産業支援機構小規模企業者等設備資金貸与事業業務方法細則第19条(違約金の徴求)第1項では、「財団は、～違約金を徴求できる。」と規定され、やまなし産業支援機構小規模企業者等設備貸与制度業務方法細則第20条(違約金の徴求)第1項では、「財団は、～違約金を徴求できる。」と規定されている。遅延損害金については、各条文の第2項で同様に規定されている。しかし、支援機構では現在は違約金の徴求は行っておらず、一律減免している。支援機構の担当者によると、経済情勢や中小企業者の厳しい資金繰り状況から、やむを得ず減免し、債権回収を優先しているとの話であるが、減免の理由を問わず一律減免の扱いでは、適正に償還しているものと正当な理由もなく償還を遅延しているものとの公平性が保てずモラルハザードが確保できない。適正な償還を促していくためにも、また今後の資金運営の点からも問題があるため、違約金徴求のケースを明確化し徴求を行うべきである。

なお、現在、違約金及び遅延損害金の減免に関する規定を作成中とのことであるが、債務者の公平性の観点から明確な基準を設け、規定化することが必要である。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

2. 中小企業近代化資金特別会計

(23) やまなし産業支援機構では償還金等の返済が困難な貸付先に対して支払の猶予を行っているが、これらの手続は規定化されていない。支払の猶予を認める条件やその手続を明確に規定化すべきである。(指摘事項)

公益財団法人やまなし産業支援機構(支援機構)では償還金等の支払に支障をきたした貸付先に対して、支払の猶予を行っている。特に規定に基づくものではなく貸付先との変更契約によって実務上で対応している。貸付先の返済能力に応じて現実的な対応をとることは必要であるが、明確な規定化を行った上で対応すべきである。

支援機構では、資金繰り等に支障をきたし期日内に返済できない貸付先に対して、実務上において原則として半年または単年度の返済猶予を行っている。実務上の現実的な取扱いであって、特に規定化された制度ではない。貸付先の資産状況や収支状況を確認して、返済可能額を計算し変更契約を締結の上猶予の措置を行っている。現在の支援機構の規程では、支払いに対して遅延が生じる可能性がある場合その取扱いについて明確に規定化されたマニュアルがなく、猶予の取扱いを行うか等担当者の裁量に委ねられている。このような場合、現実には猶予の取扱いを行っていることから、他の特別会計の貸付事業で規定化されている支払猶予の規定を参考に、猶予の条件(保証人、担保、計画等)や手続(申込書類、償還猶予中の債権管理等)を規定化すべきである。

また、猶予の申出は貸付先が行うべきであり、貸付先が自らの返済計画に基づき申請し、支援機構はその合理性を判断した上で猶予の決定を行うべきである。その際、貸付先は返済猶予申請書を作成し、支援機構はそれに基づき決定通知書を発行すべきものと思われる。支援機構は貸付先が作成した経営計画等を入手の上、猶予期間等を判断すべきである。安易に半年又は単年度の返済猶予を行うのではなく、合理的な経営計画に基づき、返済計画を審査のうえ猶予期間を決定し、変更契約等を締結すべきものと思われる。これらをマニュアル等で明確に規定化し運用すべきである。更に、単年度猶予の要件の適否を容易に判断できるようなチェックリストを作成することも必要と思われる。

尚、県は単独事業について次のように報告を求めることとなっているが、契約内容の重要な変更が行われた場合には、ただ単に報告を受けるにとどまらず、猶予の決定等が適正にされているか、県もチェックを行うべきである。その際、県がその適否について容易に判断できるように、支援機構は貸付条件の変更申請様式等を策定し、併せて上記のチェックリストの添付により、県によるチェックを合理化することも必要と思われる。

山梨県単独中小企業設備貸与事業業務方法基準

8 報告

支援機構は、次に掲げる事項について、知事に報告するものとする。

(3) 貸与に係る契約を解除し、期限前支払いの請求を行った場合又は賦払いに係る期限の猶予をするとき。

(24) やまなし産業支援機構では未収債権の償却、償却済未収債権の管理等について規定されているが、償却の基準が厳しく償却が進まないため規定された管理事務が行えないので、償却基準の緩和が望まれる。(意見)

やまなし産業支援機構では未収債権の償却基準として、「相当期間にわたり債務者および連帯保証人から一切の金員の支払がなく」と規定化されており、少額の回収が続く限り償却が行われていない。償却の基準が厳しいため、実質的に償却済未収債権の管理を行わずに直接管理事務の停止へ移行している。償却基準を緩和し、償却後の債権管理を別途行うべきである。

公益財団法人やまなし産業支援機構(支援機構)では、未収貸付金債権管理規程及び未収貸与料債権管理規程を設けて、資金貸付事業及び設備貸与事業に係る債権の管理業務について規定している。両規程はほぼ同様な内容であるため、未収貸付金債権管理規程に基づき記述する。債権償却に当たっての事務の流れ及び該当条文は次の通りである。

未収債権の償却(第10条)

↓

償却済未収債権の管理(第11条)

↓

管理事務の停止(第12条)

未収貸付金債権管理規程では次の通り規定されている。

第10条(未収債権の償却)

毎年度末において、未収債権請求後相当期間にわたり債務者および連帯保証人から一切の金員の支払がなく次の各号に該当するものについては、その年度末において償却することができるものとする。(以下、略)

第11条(償却済未収債権の管理)

前条の規定により未収債権を償却したときは、速やかに償却債権管理台帳を作成し、償却前の未収債権とは別に管理するものとする。この場合においては特に時効に留意し、適時適切な措置を講ずるものとする。

第12条(管理事務停止)

償却済未収債権のうち、償却後相当期間にわたり債務者および連帯保証人から一切の金員の納入がなく、将来にわたり回収不能と認められるもので、債務者および連帯保証人のすべてがそれぞれ次の各号にいずれかに該当するものについては、事後保全(時効の中断等)および取立に関する事務を停止することができるものとする。(以下、略)

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

2. 中小企業近代化資金特別会計

支援機構では、第 10 条に規定された償却の要件に該当し償却済の債権については償却債権管理台帳に登載するのみで、時効の管理等特別な管理は行っておらず、第 12 条に規定された管理事務の停止が直接行われている。実際はこのような事務が行われているのは、未収債権の償却（第 10 条）の基準が厳しいことから、第 12 条に規定された管理事務停止の要件（「相当期間にわたり債務者および連帯保証人から一切の金員の納入がなく、将来にわたり回収不能と認められる」状態）を既に満たしている状況にある場合が多いためである。債務者又連帯保証人によっては不定期に 1 万円支払う等債権全額の回収に数百年要することが想定される場合もある。未収債権の償却の規定は「一切の金員の支払いがなく」との記載があるため、少額でも入金があると償却の要件に該当しなくなり、償却のハードルは極めて高い。このように未回収の残額に比して少額な回収のみに留まっている場合には、本来は積極的に債権償却を進め、第 11 条に規定された償却債権管理台帳を作成し、償却済未収債権の管理へ移行すべきものと思われる。債権償却が行われたからといって、未収債権を放棄したわけではないので、従前と同様に債権の回収に極力努め、債務者のモラルハザードの点に注意し時効の中断等の管理を行い続けることは必要である。また、手を尽くしてももはや債権を回収することが困難となり、事務コストを上回るような効果が望めないような場合には、回収事務の経済性等の観点から第 12 条に規定された管理事務の停止を行うことが必要である。

（25）やまなし産業支援機構において規定の記載間違いがあるので、訂正すべきである。（指摘事項）

やまなし産業支援機構小規模企業者等設備貸与制度業務方法細則第 20 条（違約金の徴求）第 2 項で規定している内容に記載間違いがあるので、速やかに訂正すべきである。

公益財団法人やまなし産業支援機構小規模企業者等設備貸与制度業務方法細則第 20 条（違約金の徴求）第 2 項では「財団は、割賦・リース先に対して第 16 条および第 17 条に該当することを理由に～損害遅延金を徴求できる。」と規定しているが、当該条文で引用している「第 16 条および第 17 条」は該当する規定ではなく、正しくは第 18 条である。速やかに訂正すべきである。また、間違った規定のまま見直されていないのは、違約金等を徴求しないことが常態化していることの表れではないかと思われる。

(26) やまなし産業支援機構において不動産担保を徴求するときの要件を明確化すべきである。また、業務方法書と異なる運用を行っていることから、規定の変更等を行うべきである。(意見、指摘事項)

やまなし産業支援機構では不動産担保を徴求している場合があるが、不動産担保を設定するときの基準が曖昧である。貸付又は貸与に当たっては保証人を立てることや資金貸付対象設備に対する譲渡担保の設定を行うことが原則であることから、例外的に不動産担保を徴求するときはその要件を明確化すべきである。また、設備資金貸付事業において、業務方法書では担保の徴求又は保証人の設定としているが、実際の運用では両者を求めている。規定通りの運用を行うか、規定の変更が必要である。

公益財団法人やまなし産業支援機構(支援機構)は設備導入支援事業等に関する業務方法書において、連帯保証人や担保について次の通り規定している。

第2章 設備導入支援事業

第2節 設備貸与(割賦・リース事業)

第7条 割賦販売契約の内容

(2) 保証人、担保

割賦販売を受けた者に対し、特にその必要性がないと認める場合を除き保証人を立てさせ、必要に応じて担保を徴求するものとする。

2 割賦販売契約の内容

(1) 保証人、担保

リースを受けた者に対し、特にその必要性がないと認める場合を除き保証人を立てさせ、必要に応じて担保を徴求するものとする。

第3節 設備資金貸付事業

第17条(担保又は保証人)

借主に対し、担保を提供させ、又は保証人を立てさせるものとする。(以下、略)

第3章 県単独設備貸与事業

第27条(連帯保証人または担保)

一企業当たりの貸与の金額が250万円を超える場合、財団が適当と認めた連帯保証人を立てさせ、又は担保を提供させるものとする。(以下、略)

上記規定の通り一般的には連帯保証人を立てさせ、必要に応じて担保を徴求している。その場合の担保の内容は、設備導入に関する貸与の場合は導入設備は所有権留保付きの割賦販売又はリースのため支援機構に所有権はあるが、貸付の場合は譲渡担保付きの金銭消費貸借契約を締結し導入設備の所有権を留保している。しかし、貸与の場合、不動

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

2. 中小企業近代化資金特別会計

産担保をとっている場合も見受けられる。不動産担保を必要とする貸付先はそもそも与信能力に乏しいものと判断されることから、貸与の合理性を与信面からも特別に理由付けすることが必要と思われる。したがって、例外的に徴求される不動産担保については、特に担保を設定する場合の具体的な要件を明確化すべきであると思われる。

また、設備導入支援事業の設備資金貸付事業では、上記の業務方法書第 17 条で「借主に対し、担保を提供させ、又は保証人を立てさせる」と規定されているが、運用上では、譲渡担保の徴求及び連帯保証人を立てさせており当該規定に従っていない。原則として規定に従った運用を行うべきであるが、債権の保全をより強化するため現在の運用を継続することも合理的と思われるので、その場合には「又は」の記載を「及び」にし、規定の変更を行うべきである。

尚、上記の規定に記載の通り、保証人について「連帯保証人」や「保証人」の記載があるが、何れの事業においても連帯保証人を立てさせていることから「連帯保証人」に記述を統一すべきである。

さらに、小規模企業者等設備資金貸付事業業務方法細則では担保の徴求について、下記の通り規定している。当該規定において「審査委員会の意見をもって」との記載はあるが、この場合も例外的な担保については特に具体的な要件を明確化すべきである。

第 6 条（連帯保証人および担保）

4 財団が必要と認めるとき、審査委員会の意見をもって担保を徴求することができるものとする。

(27) リース期間の設定は、耐用年数省令による耐用年数以下と制限するよう、運用上は留意すべきである。(意見)

設備導入支援事業等に関する業務方法書では、リース期間の設定に当たっては、3年以上7年以内で、法人税基本通達7-6の2-7に従って行うものとなっているが、耐用年数省令による耐用年数以下と制限するよう、運用上は留意すべきである。

リース期間の設定にあたり、下記の通り、業務方法書第7条において法人税基本通達7-6の2-7に従う旨定められている。

設備導入支援事業等に関する業務方法書

第7条 契約の内容

2 リース契約の内容

(3) リース期間

ア リース期間は、3年(36カ月)以上7年(84カ月)以内とする。

イ リース期間の設定に当たっては、「法人税基本通達(7-6の2-7)」に従って行うものとする。～以下省略

法人税基本通達

7-6の2-7(相当短いものの意義)

令第48条の2第5項第5号ニ《所有権移転外リース取引》に規定する「相当短いもの」とは、リース期間がリース資産の耐用年数の100分の70(耐用年数が10年以上のリース資産については、100分の60)に相当する年数(1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。)を下回る期間であるものをいう。(平19年課法2-17「十五」により追加)～中略～

2 再リースをすることが明らかな場合には、リース期間に再リースの期間を含めて判定する。

当該通達は、法人税の損金算入を認めるリース期間の下限年数を示したものであるもので、リース期間は耐用年数の70%ないし60%となり、耐用年数より短くなる。したがって、当該通達に基づき算出された年数通りにリース期間を設定すれば耐用年数より短くなり、貸付先の資金繰りには厳しいものとなる。

一方、設備の耐用年数を超えるリース期間の設定は、リース債権の回収を保全する観点からは好ましくない。例えば、耐用年数4年のパソコンを7年でリースするとリース期間が終了しないうちにパソコンの買替え時期になってしまう恐れがある。したがって、リース期間の設定は、貸付先の資金繰りに応じて上記通達による年数を下限とし、耐用年数以下とする制限を付けるべきと思われる。業務方法書には3年以上7年以内とあるが、7年以内でかつ耐用年数以下とするよう運用上は留意すべきである。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

2. 中小企業近代化資金特別会計

(28) 反社会勢力チェックについて制度化することが望まれる。(意見)

平成 24 年 3 月に、県単独中小企業設備貸与事業業務方法基準の貸与対象者の要件に反社会勢力又は反社会勢力との関連のある貸与先に該当しない事が追加された。これを機に反社会勢力チェックを制度化されたい。

県単独中小企業設備貸与事業業務方法基準には貸与対象者の要件として、以下のとおり規定化され、反社会勢力の排除が明確にされた。

2 貸与対象者の要件

中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者であって、次の要件を備えている場合に行うものとする。ただし知事に協議し、承認を得たときはこの限りではない。

(1) ～ (5) 略

(6) 次のアからキ間でのいずれかに該当しないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

キ イからカに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他団体又は個人

平成 24 年 10 月の公益財団法人やまなし産業支援機構(支援機構)の往査時点において上の条項の反社会勢力に関するチェックは貸与時に申込書類を調査する事と実際に貸与者の所在地に行き(現地調査)不自然な所がない事の確認にとどまっている。

支援機構において上記条項を十分に実現するためには、契約書への暴力団排除条項の追加、社内規定や指針の整備、貸与先の反社会勢力チェックに関するマニュアルの整備、外部の反社会勢力調査機関への一部調査委託等検討されたい。

(29) 本人所有以外の不動産に設備投資を行う際の設備貸与事業においては、賃貸借契約書の写しを徴収し、契約内容の確認を行うべきである。(意見)

小規模企業者等設備導入資金貸与事業で、本人所有以外の不動産に対する設備貸与の場合には所有者との賃貸借契約書の写しを徴収し契約内容を確認したうえで、適正な割賦期間（又はリース期間）の設定等を行うべきである。

小規模企業者等設備導入資金貸与事業では、下記の通り貸付対象となる設備の種類は限定されていない。貸付対象は本人所有の不動産に対する設備投資には限定されていない。平成23年度の貸与事業において、店舗を賃借し、厨房設備等のリースを受けているが、当該店舗の賃貸借契約書の写しを入手していなかった事例が見られた。当該貸室契約の内容が使用貸借であったり、定期借家契約である場合には、その使用期間に大きな影響を受けることになる。したがって、本人所有以外の不動産に対する設備貸与に当たっては、賃貸借契約書の写しを徴収し、契約内容を確認したうえで、適正な割賦期間ないしリース期間を設定すべきである。

設備導入支援事業等に関する業務方法書

第6条（設備貸与の対象設備）

設備貸与の対象設備は、次に掲げる設備（～中略～）であること

(1) 法2条第6項第1号に掲げる設備～以下省略

法2条第6項第1号（小規模企業者等設備導入資金助成法）

この法律において「設備貸与事業」とは、次に掲げる設備又はプログラムについて、その譲渡し若しくは貸付け又はプログラム使用権の提供（～中略～）を行う事業をいう。

(1) 創業者の事業の用に供する設備又はプログラムであって、その事業を行うために必要があると認められるもの

(2) 小規模企業者等の事業の用に供する設備又はプログラムであってその経営基盤の強化を図るために新たに導入する必要があると認められるもの

第5条（貸付対象者）

設備貸与の対象者は小規模企業者等または創業者であって、次に掲げる要件を満たすことが見込まれるものとする。

(1) 山梨県内に工場又は事業所を有するものであること。なお、創業者にあつては、山梨県内に工場または事業所を設置するものであること。～以下省略

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

2. 中小企業近代化資金特別会計

(30) やまなし産業支援機構において個別の貸付審査、回収手続等に問題がある事例が散見された。(意見)

やまなし産業支援機構における破産債権の管理台帳を通査したところ、次のような不適切な事例が見られた。

①貸与時の審査が厳格ではないと思われる事例

②債権回収額、回収方法等が長期にわたり不確定な状況にある事例

③貸与中古設備の評価が不適切な事例

公益財団法人やまなし産業支援機構(支援機構)は、破綻先の債権管理台帳を試査したところ、下記のような問題点が散見された。

①N製作所に対する割賦取引による設備貸与事業において貸与時の審査が不適切と思われる。

貸与審査時において、直近の事業年度で債務超過状態であり、借入金(1,884百万円)が売上高(1,628百万円)を上回るような財務状態であったものの、平成7年10月に貸与が実行されている。平成8年5月に同社は倒産している。結果論ではあるが、審査時により慎重な対応が行われていればこのような状況にならなかったものと思料される。その後当該設備はA社及びB社へ転売されるが、両社ともに倒産し、さらにC社へ転売後未収債権の一部を回収している。現在は残債46百万円のうち連帯保証人2名から各月額5千円の返済を受けている。少額回収に留まることから債権償却すべきである。

②M社の破産債権について債権回収額、回収方法等が長期にわたり不確定な状況にある。

保証人がオーナーである会社P社を設立して、M社の事業を引き継いでいる。支援機構が所有のリース設備をP社へ転売するため平成20年3月28日覚書を締結しているが、当該覚書によると「設備売買金額は最低でも45百万円、業績が順調に推移した場合には60百万円にする。返済金額も分割払いで当初は少額で、順次増額し7年内に弁済する」との記載であり、売却金額・回収方法が不明確な取引である。その後のP社の返済金額は少額に留まっている。設備売却金額は原則として時価であるべきであり、このような売却金額・回収方法も不明確な取引を行うべきではない。また、県単債権も別途あるが、M社は破綻し、保証人も自己破産している状況にあり、回収のめどがなく少なくとも当該部分は償却すべきである。

③割賦及びリース取引について貸与中古設備の評価を適切に行うべきである。

支援機構は貸倒引当金の計上に当たって、貸与中古設備の評価額を控除しているが、当該評価額は定率法による帳簿価格(4件合計75,937千円)を採用したため、実際の転売価格(同2,250千円)との開差が著しいものが見られた。先にも記載したとおりカスタマイズされた中古設備は市場性に劣ることもあるので、製作会社への問合せ等も行い、評価の正確性に努めるべきである。

(31) 小規模企業者等設備貸与事業でシステムの不備により、割賦販売における所有権移転手続きがされていない事例や再リース契約しないままリース設備を貸与している事例があった。(指摘事項)

リスケジュール済債権に関しては、通常回収債権と同様な情報がシステム上通知されない状況が確認された。至急、原因を解明しシステムの改善を図るよう対応されたい。また、当該情報が通知されないシステムの不具合を原因として、割賦販売における所有権移転手続きがされていない事例や、再リース契約が締結されないままリース設備を貸与している事例があるので、至急契約手続きを行うべきである。なお、これらに伴う再リース料の徴収漏れは平成 24 年 9 月末時点で 524 千円である。

リスケジュール(貸付金返済計画の変更、リスケ)が行われると「回収済みである旨の通知」や「リース期間満了の通知」がシステムから出てこない状況にある。この原因として、リスケが行われた債権は、システム上、新規貸付債権と同様の管理が行われることや、リスケ前の当初の情報がシステム上引き継がれないことが考えられる。

割賦販売において、債権の全額が回収されると所有権移転手続きを行うが、リスケが行われた債権は債権回収が終了してもシステム上「回収済みである旨の通知」が出ないためこれに気付かず、本来行うべき所有権移転手続きが行われていない事例があった。リスケ後の債権管理も、通常回収債権と同様に行えるよう、システムの改善を行う必要がある。

また、本来リース期間満了の 2 か月前に、リース契約継続の意思確認を行うはずが、システムから通知が出ない為、再リース契約が締結されないまま、引き続きリース設備を貸与している事例が平成 24 年 9 月末時点で 2 件あった。このような再リース契約の漏れが生じないためにも、リスケがあった場合でもシステム上、「リース期間満了の通知」を出すようにシステムを改善すべきである。なお、再リース契約を行わなかった 2 案件については、平成 24 年 9 月末時点で 524 千円の再リース料の徴収漏れが生じている。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

2. 中小企業近代化資金特別会計

(32) 小規模企業者等設備貸与制度のリース案件で、リスケジュールが繰り返される場合の変更契約において、リース期間の延長がなされていない。(指摘事項)

リスケジュールが行われた債権に関し変更契約を締結しているが、その契約内容は負担する債務金額の確認と支払方法の変更契約に留まっている。リースは設備を貸与しているわけであるから、支払方法の変更契約だけでなく、リース期間の変更契約も行う必要がある。また、リスケジュールに伴うリース期間の延長時には、リース対象設備の使用可能期間等に留意することが必要である。

小規模企業者等設備貸与制度のリース案件で、リース料の支払いに関しリスケジュール(リスケ)を行う場合、「変更契約書」が締結される。その変更内容は負担するリース料債務金額の確認とリース料の支払方法、連帯保証債務の確認であり、原契約第4条リース期間については記載されていない。変更契約書によると「記載ない事項は、原契約に定めるところによる」とされていることから、原契約通りのリース期間が継続しているものと判断される。

原契約(リース契約書)

[リース期間]

第4条 リース期間はリース期間の引渡し日から平成〇年〇月〇日までとする。

ところで、リースは割賦販売契約と異なり設備を貸与しているわけであるから、リース期間が満了し再リース契約を締結する場合には、再リースの意思確認とその期間、期間延長に伴う再リース料の徴収契約を締結する必要がある。リスケが行われた場合であっても、リース期間をいつまでとするかの確認は行うべきである。したがって、リスケに伴う「変更契約書」においても、支払方法の変更だけでなく、リース期間についても変更するのであれば契約書で明示しておくことが必要である。

なお、リース期間を延長することは、特例的な措置であるため、リスケの場合であっても、本来は当初のリース期間の満了時に再リース契約をおこない、再リース料の徴収をすべきと思われる。そして、当初のリース期間満了時までに支払遅延が生じているリース料金額は、別途延滞債権として回収管理をしていくべきではないかと思われる。リース料の回収の問題と、リース継続の契約関係の問題は区別して考えるべきと思料される。

但し、運用上、リスケに伴う変更契約時にリース期間を延長する必要が認められる場合において、延長する期間を決定する際には、リース対象設備の使用可能期間や、通常行われている再リース期間等を勘案の上決定することに留意されたい。

(33) 短期延滞先の債権区分について慎重な取扱いを行うべきであり、延滞債権の管理を明確に規定化すべきである。(指摘事項)

やまなし産業支援機構の債権分類において短期の延滞先については第Ⅰ分類として貸倒引当金を2%計上している。貸与先の決算書の内容等から当該債権区分が適当であるか疑問となる事例も見受けられることから、債権区分についてより慎重な検討が必要と考える。また、延滞債権の管理について規定化し、管理することが望まれる。

公益財団法人やまなし産業支援機構(支援機構)では延滞の生じている場合でも短期で一時的なものであれば、短期延滞先として第Ⅰ分類として貸倒引当金を2%計上している。短期延滞先の中で延滞額が比較的大きい貸与先6件について関係資料を調査した。

6件のうち5件は直近の財務諸表の純資産の部がマイナス(債務超過)となっており、他の1件は決算書が入手されていなかった。また、3件は延滞期間が6ヶ月を超えており短期で一時的な延滞とは言えないと思われる。帳簿上の債務超過であり時価による実質的な債務超過に即結びつくわけではないが、これらの債権について第Ⅱ分類(要注意先)や第Ⅲ分類(破綻懸念先)に区分される可能性があり、慎重な検討が望まれる。

債権区分のみならず、上記のような延滞債権については每期決算書の入手による返済能力の検討、督促、保証人や担保の追加、リスケジュールの相談といった管理が必要であるが、「山梨県小規模企業者等設備導入資金貸付制度取扱要領」等及び「県単独中小企業設備貸与事業業務方法基準」等では特に規定されていない。貸与申込時の調査のみならず貸与期間中の債権管理についても県は規定をし、定期的に審査をすべきと考える。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

2. 中小企業近代化資金特別会計

(34) リスケジュールされた貸与先について、債務者区分が不適切と思われる事例が見られる。(指摘事項)

やまなし産業支援機構で貸与している債権のうちリスケジュールしているものが多額に上る。また、それらの債権の内、債務者区分が正常先となっている貸与先があるが、その中には実態としては第Ⅱ分類（要注意先）あるいは第Ⅲ分類（破綻懸念先）と思われる貸与先がある。

近時の不況や震災の影響により、公益財団法人やまなし産業支援機構(支援機構)は貸与先で業績が悪化し貸与資金の返済が困難になった場合、貸与先との協議によりリスケジュール(リスケ)を行っている。具体的な方法としては半年あるいは1年間の元金返済額の減額又は全額棚上げによる。貸付返済期間はその分先延ばしとなる。

このようなリスケの年間合計額は以下のとおりである。

平成 21 年度	47 件	205 百万円
平成 22 年度	51 件	181 百万円
平成 23 年度	48 件	233 百万円

上記のとおりリスケ額は多額になり、返済金の減少はキャッシュ・フローの悪化を意味し、支援機構の経営上の大きな問題となっていると考える。

このような貸与先のうち正常先(債権区分上分類されていない先)でリスケ額が多額な相手先6件について関係資料を調査した。

6件のうち3件は債務超過であり、その内2件は3期連続でリスケしていた。これらの債権は第Ⅱ分類(要注意先)や第Ⅲ分類(破綻懸念先)に区分される可能性があり、慎重な検討が望まれる。安易なリスケは許すべきではなく、適正な債務者区分を行うべきである。

(35) やまなし産業支援機構において貸付設備等や担保物件の売却方法について明確化すべきである。(意見)

やまなし産業支援機構では未収債権の回収が困難となった場合、貸付設備等や担保物件を売却して回収資金に充当している。その際売却方法は特に規定されていない。売却手続の透明化や合理化のために売却方法等を規定化して明確化すべきである。

公益財団法人やまなし産業支援機構(支援機構)は、未収債権の回収方法の一つとして貸付設備、貸与設備及びリース設備や担保物件(以下、貸付設備等という。)の売却を行っている。未収貸付金債権管理規程及び未収貸与料債権管理規程には次の通り規定している。両規程はほぼ同様な内容であるため、未収貸付金債権管理規程に基づき記述する。

第5条(貸付設備の引き揚げおよび措置)

3 前2項の規定において貸付設備を引き揚げる場合は、貸付設備の処分先を選定するとともに、処分価格等については原則として、債務者または連帯保証人の意見を徴するものとする。

支援機構では貸付設備等の売却について、一般的には債務者等の意見をもとに債務者の取引先や中古機械商社等への働きかけを行い、見積りを受けた上で売却している。貸付設備を売却する状況にあることは、事業継続が極めて困難な状況となることであり、その後の未回収の債権の回収可能性は非常に困難になるものと思われる。したがって、より多くの回収資金を目指すべきである。貸付設備等は各債務者の仕様にに基づきカスタマイズされている場合が多く、一般的な中古設備市場で売却することが困難な場合もあるが、より多く回収資金に充当するためには、金額等の重要性に応じてさまざまな売却方法を選択すべきである。当初の取得価格は何れも高額な設備であることから、入札や少なくとも数社による見積り合わせによる随意契約を行うべきである。現在ではインターネットで中古設備の売却価格を検索することができるということであるから、これらの媒体からの情報や債務者または連帯保証人の意見を徴することにより予定価格を積算することも可能と思われる。また、売却方法や売却先等の選定を透明化し、標準化するためにマニュアル等で規定化することが必要である。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

2. 中小企業近代化資金特別会計

(36) やまなし産業支援機構において連帯保証人からの回収について、慎重な調査の上で回収可能額の算定を行うべきである。(意見)

やまなし産業支援機構では未収債権の回収が債務者から困難となった場合、連帯保証人の代位弁済により回収している。その際の返済額の算定時には連帯保証人の自己申告により収入状況を把握し、返済額の合意を行っている。連帯保証人の収入状況や財産内容の調査を行い、代位弁済額の決定を行うべきである。

公益財団法人やまなし産業支援機構(支援機構)は、未収債権の回収方法の一として連帯保証人からの代位弁済によっている。未収貸付金債権管理規程及び未収貸与料債権管理規程には、連帯保証人からの回収について次の通り規定している。尚、両規程はほぼ同様な内容であるため、未収貸付金債権管理規程に基づき記述する。

第3条(未収債権の管理)

未収債権の管理にあたっては、債務者および連帯保証人と常時接触を保ち、その実情に応じた管理方針を定め、債権の保全に遺漏のないよう努めるものとする。

2 未収債権が発生したときは、未収債権管理台帳を作成し、一般債権とは別に管理するものとする。

(1) 債務者に対し、訪問、電話または書面で償還を促す。

(2) 前号の措置にかかわらず、何の進展も見られないときは、次の措置をとるものとする。

イ 債務者に対し、催告状を配達証明付内容証明郵便で送付する。

ロ 連帯保証人に対し、催告状を送付するとともに、未収債権発生状況および保証債務履行義務の記載された書面を送付する。(以下、略)

支援機構では債務者からの回収を優先し、債務者の状況等に応じてリスケジュールに応じ、さらに延滞等が継続する場合には連帯保証人からの代位弁済を受けている。上記の通り連帯保証人からの弁済方法等について具体的には規定されていない。現実には連帯保証人からの回収にあたっては弁済額、弁済方法等は連帯保証人との個別交渉を行っている。その際に保証人の収入状況は保証人の自己申告により把握し、弁済予定額等を決めており、保証人の財産内容は客観的に把握していない。連帯保証人の収入状況や財産内容の正確な把握もない現状では、保証人との交渉で支払い可能な金額の範囲内で回収し、最終的に回収困難となれば償却するという場当たりの対応が行われているといえる。連帯保証人は債務者と同様な立場におかれていることを伝え、債務者と同様な調査を行った上で回収に努めるべきである。また、破綻し償却済みの債務について、保証人に対する厳密な調査が行われていない現状では安易な償却対応がとられているとの誤解を招く恐れがある。

(37) 滞留債権の管理を行うために作成されている「債権管理表」に漏れや記載間違いがある。(指摘事項)

滞留債権の管理のために「債権管理表」を作成し、月々の入金状況等を確認しているが、入金額の記載漏れや備考欄の記載が事実と異なっているものがあつた。「債権管理表」は債権の回収状況を一覧で示すものであり、記載事項に誤りがあれば管理の実効性が上がらない為、留意されたい。

公益財団法人やまなし産業支援機構(支援機構)で作成している「債権管理表」の平成24年3月末の第Ⅱ分類(要注意先)において、入金があるにもかかわらず、記載されていないものや、コメント欄の記載が事実と異なるものが存在した。

入金金額記載漏れの原因は、通常入金以外の臨時入金だけを記載したことによるもの説明であつたが、入金があるか無いかは債権管理上、とくに時効管理上重要な情報なので、記載漏れには十分留意されたい。また、備考欄の記載も過年度の記載事項がそのまま残っていたと推測されるものも見受けられるので、適正な記載の徹底を図られたい。

なお、支援機構の担当者によると「債権管理表」は、滞留債権のうち、返済予定が確定した債権だけを管理するために月々使用しているとのことである。しかしながら、滞留が生じた場合には、債務者ごとに債権を把握し、要注意先、懸念先、破綻先等の債務者区分を行い、担保の有無、保証人の支払い能力等を勘案して回収可能額を算定する必要があるのであるから、返済予定が決まらない債権についても「債権管理表」に記載し、月々の管理においても債務者ごとの回収可能性を検討すべきである。

一覧性があり、債務者ごとの管理・回収状況を示す「債権管理表」を記載事項の漏れや誤謬なく作成し、月々、担当者の情報共有手段としながら回収率を高めるよう利用されたい。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

2. 中小企業近代化資金特別会計

(38) 設備資金貸付事業及び設備貸与事業ともに連帯保証人たる資格要件が有名無実化してしまっているが、資格要件の緩和化も含めてその内容を検討すべきである。(指摘事項)

設備資金貸付事業及び設備貸与事業の利用者に対しては、第三者による保証をその貸付の要件としているが、実際には、第三者による保証人を設定していない貸付が大部分であった。担当者によると、第三者保証を取ることは非常に難しいためとのことであったが、まずは規程の改正を行い資格要件の緩和等を行うべきであり、規定に反した条件で貸付を行っている現状は速やかに是正すべきである。また、今後は保証人の所得や資産内容についても本人からのヒアリングのみではなく、所得証明の徴求等を行うべきであると判断される。

設備資金貸付事業及び設備貸与事業の利用者に対しては、連帯保証人を貸付事業については3名、貸与事業については2名設定することを求めている。また貸付事業ではその内2名、貸与事業は1名を第三者保証とすることを原則としている。公益財団法人やまなし産業支援機構では「小規模企業者等設備資金貸付事業業務方法細則第6条」及び「小規模企業者等設備貸与制度業務方法細則第6条」には第三者保証についての要件等を定めている。主たる要件は以下のとおりである。

- ①利用希望者と同一生計を営む親族でないこと
- ②利用希望者の従業員でないこと。
- ③利用希望者が法人の場合にあつては、その役員でないこと。
- ④所有している資産の内容および所得金額により貸付申請額に対する保証能力があると認められる者であること。

実際の貸付等に当たって設定した保証人について確認したところ、その大部分が上記の規程に反し、代表者の配偶者やその法人の役員、従業員であり、同規程は事実上有名無実化していることが確認された。担当者によると、第三者保証を取ることは現実的には非常に難しいためであるとのことであったが、そうであるとするならば、まずは規程の改正を行い資格要件の緩和等を検討すべきである。規定に反した条件で貸付を行っている現状は速やかに是正すべきである。また、保証人の設定に当たっては所得証明の徴求も行っておらず、口頭で所得をヒアリングし記入を行っている状況であったが、上記表中の保証人要件④を充足するためには、所得証明の徴求や財産の調査を実施することも行うべきであると判断される。

(39) 連帯保証承諾書の記載不備なものが見られた。(指摘事項)

やまなし産業支援機構が設備資金貸付を行うにあたり一定以上の貸与金額の場合、貸与者は連帯保証人を立てることとなっているが、連帯保証申込書の添付書類である連帯保証承諾書の記載事項が不足している事例が見られた。

平成23年度における「山梨県単独中小企業設備貸与事業」の貸与で多額のもの7件について関係資料等を調査したところ、3人の保証人全員について連帯保証承諾書の「略歴」「資産」「住居」「借入金」「年収」各欄の記載がなかった貸与者(法人)が1件あった。
「県単独中小企業設備貸与事業業務方法基準」には以下の通り規定されている。

県単独中小企業設備貸与事業業務方法基準

6 貸与の条件

(4) 連帯保証人又は担保の提供

一企業当たりの貸与金額が250万円を超える場合、貸与を受けた者は、資力が確実であると支援機構が認める連帯保証人を次のとおり立て、又は担保を提供しなければならないものとする。 (以下略)

上記連帯保証承諾書は連帯保証人の資力が確実かどうかの判断に資する資料である。融資審査会(支援機構で毎月開催され、県の担当者も参加する。)で融資申込に係る添付書類に不備がある場合、安易に貸与を認めるべきではないと考える。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

2. 中小企業近代化資金特別会計

(40) 小規模企業者等設備貸与事業で、損害保険の付保に関し不適當な案件が存在した。(指摘事項)

やまなし産業支援機構が実施した小規模企業者の設備貸与事業で、損害保険証券を財団に質入れさせていない案件や、付保額不足のリース貸付案件があった。業務方法書に従い適切に手続きをおこなうべきである。

小規模企業者等設備貸与事業で、損害保険の付保に関して次の記載がある。

設備導入支援事業等に関する業務方法書

第7条

1(5) 損害保険の付保

ア 割賦販売を受けたものは、割賦販売に係る設備の物上損害について保険(共済を含む。以下同じ)を付保しなければならないものとする。

～中略～

イ アの保険の被保険者は、財団又は割賦販売を受けた者とし、その被保険者が割賦販売を受けた者であるときは、その損害保険証券を財団に質入れするものとする。

2(4) 損害保険の付保

ア 財団は、リースに係る設備の物上損害について保険を付保するものとする。

～中略～

イ アの保険の被保険者は、財団とする。

上記のとおり、割賦販売を受けた者は当該設備に保険を付し、その損害保険証券を財団に質入れしなければならない。

ところが、平成23年度の新規貸付に関し、損害保険証券の質入れ状況を確認したところ、損害保険に加入していることを確認しただけで、証券の差入れをさせていない案件が1件あった。

また、平成23年度の新規リース契約に関し損害保険証券を確認したところ、リース料総額に満たない損害保険契約を締結しているリース貸付が1件あった。

損害保険の質権設定や付保は貸付債権を保全するための手続きであるので、漏れなく実施されたい。

3. 農業改良資金特別会計

(1) 農業改良資金について、償還金の支払を猶予することが可能にもかかわらず猶予の措置を行っていないケースが見られた。(指摘事項)

主債務者本人死亡の場合において連帯保証人に対して支払猶予の対応をしていない場合があった。支払猶予の申請は債務者等が行うものであるが、延滞違約金の発生を防止するために、当該申請の情報提供を行うべきである。

農業改良資金について、一定の「やむを得ない理由」が生じた場合には、債務者等の申請により償還金の支払を猶予することができる。償還金の支払を猶予することが可能なケースを次の通り規定している。

農業改良資金助成法

第10条（支払の猶予）

都道府県は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

農業改良資金助成法施行令

第3条（支払の猶予）

法第10条の政令で定めるやむを得ない理由は、法第3条の貸付けを受けた者又はその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷とする。

また、当該支払猶予の申請に当たっては、山梨県農業改良資金制度運営要領において、「支払の猶予を申請しようとする者」が支払猶予申請書を償還期間の30日前までに融資機関に提出しなければならないとの規定があるが、申請者の要件等について特に記載がない。主債務者本人が死亡し相続放棄が行われている場合に、連帯保証人が延滞しながらも償還金を支払っている場合が見られた。このような場合には主債務者本人が死亡していることから支払猶予の要件に該当することとなる。県は連帯保証人に支払猶予の制度について情報提供し、延滞違約金が発生しないように配慮をすべきであったものと思われる。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

3. 農業改良資金特別会計

(2) 農業改良資金について、時効中断の処理を適切に行うべきである。(指摘事項)

主債務については時効中断の手続が行われているが、違約金について時効中断の手続が行われていない事例が見られた。回収可能な債権である限り主債務のみならず、違約金についても時効中断の管理を適切に行うべきである。

時効の管理について、山梨県農業改良資金債権管理要領では次の通り規定している。

山梨県農業改良資金債権管理要領

第5 延滞金償還計画の策定指導

3 債務の承認

消滅時効の進行を中断するため、借受者及び連帯保証人に対して適宜債務承認の文書印鑑証明とともに提出させる。(以下、略)

第12 時効

貸付債権の消滅時効は、10年であるが、借受者又は連帯保証人が有限会社その他の商人の場合は、5年であることから、債権が消滅時効により消滅することのないよう、時効の中断を行うものとする。(以下、略)

違約金231千円について時効期間が経過している事例が見られた。県私学文書課の見解によると、主債務と違約金は別々の債権と考えられる。主債務については一部の入金を元金に充当することにより時効の中断を行うことが容易に可能であるが、入金額は原則として元金への充当が優先されることから、違約金については時効の中断にあたっては債務者の承認等の手続が必要である。債務者等の時効の援用がない限り時効は成立してはいないものの、回収可能な債権である限り主債務のみならず違約金についても時効中断の手続を適切に行うことが必要である。

また、前記山梨県債権管理ガイドライン等のみならず、山梨県農業改良資金債権管理要領にも注意的に記載することが必要と思われる。

(3) 農業改良資金について、支払猶予の決定を行った場合により現実的な支払計画の作成を行うべきである。(意見)

支払猶予の決定が行われた場合、「当初の償還方法」を変更し、改めて「変更後の償還方法」について合意される。現状では、猶予を受けた支払期日の金額が単純に次回の支払期日の金額に上乗せされるだけである。主債務者の支払い能力に応じて現実的な支払方法へ変更して「変更後の償還方法」を決定すべきである。

農業改良資金について、「やむを得ない理由」が生じ支払猶予の申請を行う場合には、債務者及び連帯保証人は連名で支払猶予申請書を作成の上申請し、県の承認を受けなければならない。当該申請書は、「当初の償還方法」と「変更後の償還方法」を併記する様式となっており、形式的には申請者が償還方法を選択して願い出ることとなる。しかし、申請は現実的には下表のような単年度のみのお支払申請が行われ、猶予を受ける支払期日（平成20年5月1日）の金額が単純に次回の支払期日（平成21年5月1日）の金額に上乗せされるだけである。県からの支払猶予の決定は申請書と同様な内容となっている。したがって、支払猶予が継続される限り、毎年申請が繰り返され、次回の支払期日の金額に繰越金額が上乗せされるだけである。償還が遅延すると単年度の支払金額が年々増加し、その猶予による繰越額は約定償還の最終年まで継続し、最終年に未償還額全額が計上されることとなる。

当初の償還方法		変更後の償還方法	
支払期日	金額（千円）	支払期日	金額（千円）
平成20年5月1日	1,000	平成20年5月1日	0
平成21年5月1日	1,000	平成21年5月1日	2,000
平成22年5月1日	1,000	平成22年5月1日	1,000
平成23年5月1日	1,000	平成23年5月1日	1,000

当該取扱は『農業改良資金に係る質疑応答集（未定稿）』に記載され、「農業改良資金において支払猶予した部分については、できるだけ速やかに償還すべきという考えに立っており、償還の猶予については、その期間を原則として1年間としているところ」である。また、翌年度に猶予した額を、残りの償還期間に均等割償還することは認めていない。但し、償還猶予期間が終了する際は約定償還の最終年に償還猶予期間の更新を行うことが可能とされている。

以上の取扱は償還を早期に進めて、回収した資金を他の農家に融資するための資金とするため等とのことである。しかし、上記のように単年度の償還金額が増加すると支払能力の面から非現実的な金額となり、また債務者にとっても支払うモチベーションが劣

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

3. 農業改良資金特別会計

る結果につながる事となる。民間金融ではリスケジュールを行う場合には、現実的な支払い計画を立て、この計画に従って償還が行われている。尚、農業改良資金について、償還期間について次の通り規定している。

農業改良資金助成法

第5条（貸付金の利率、償還期間等）

貸付金は、無利子とし、その償還期間（据置期間を含む。）は、10年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（『特定地域資金』という。）にあつては、12年）を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

また、山梨県において農業改良資金の償還期間は、次の通り「要領」において原則として10年以内、一定の場合は12年以内としている。

山梨県農業改良資金制度運営要領

第3 農業者及びその組織する団体に対する農業改良資金の貸付条件等

3 貸付金の償還期間及び据置期間

(1) 償還期間は10年以内、据置期間は3年以内とする。ただし、下表の左に掲げる場合にあつては、それぞれの右に掲げる償還期間及び据置期間とする。

（表を省略。尚、表の内容は、償還期間は12年、据置期間は貸付内容に応じて3年又は5年）

上記の期間を超えない範囲内で債務者の現状を分析した上で、支払能力に応じたより現実的な支払い計画を立てるべきである。したがって、支払猶予申請書に当たっての償還猶予の期間は、主債務者の支払い能力に応じて現実的な支配方法へ変更して「変更後の償還方法」を決定すべきである。

(4) 農業改良資金について、申請日や期限延長等の支払猶予の手続きに不適切な事例が見られた。(指摘事項)

県は支払猶予の申請がされた場合、「やむを得ない理由」と認められる場合には支払猶予の決定を行うことができるが、決定に当たり次のような不適切な事例が見られた。

①支払猶予の申請は償還期間の30日前までに融資機関に提出しなければならないとの規定があるが、30日前に申請されていないケースがあった。

②償還猶予期間が終了する際は約定償還の最終年に償還猶予期間の更新を行うことが可能とされているが、償還猶予期間が終了する前の支払猶予であるにもかかわらず、期限延長されているケースがあった。

① 前記の通り、支払猶予の申請に当たっては、山梨県農業改良資金制度運営要領において、支払の猶予を申請しようとする者が支払猶予申請書を償還期間の30日前までに融資機関に提出しなければならないとの規定がある。しかし、次のような取扱いが行われている事例が見られた。

A 農業改良資金支払猶予申請日：平成17年9月14日

B 当初の償還方法の支払期日：平成17年10月11日

AはBの30日前までではないため、要領の規定に従えば申請は本来認められないはずである。支払猶予は例外的な規定であることから厳格に取り扱うべきである。この場合に、約定どおりの償還が行われず延滞の扱いとなった場合には、延滞違約金が発生することとなる。

② 前記の通り、『農業改良資金に係る質疑応答集(未定稿)』によると、「償還の猶予については、その期間を原則として1年間としているところ」である。また、償還猶予期間が終了する際は約定償還の最終年に償還猶予期間の更新を行うことが可能とされている。山梨県において農業改良資金の償還期間は、要領において原則として10年以内、一定の場合は12年以内としている。したがって、約定償還の最終年を迎えない限り10年又は12年を延長することはできない。しかし、次のような取扱いが行われている事例が見られた。

C 農業改良資金支払猶予申請日：平成16年8月10日

D 当初の償還方法最終年の支払期日(第12回)：平成20年10月11日

E 変更後の償還方法最終年の支払期日(第13回)：平成21年10月11日

上記では約定償還の最終年を迎えていないため、本来は償還方法最終年の支払期日が延長(第13回)されることはない。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

3. 農業改良資金特別会計

(5) 農業改良資金について、延滞債権については連帯保証人の追加・交替や担保の設定等を行い、より確実な債権保全を検討すべきである。(意見)

**債権保全のために、連帯保証人を立てている。現状は第三者保証を原則としているが、法人についてはその代表者を原則として連帯保証人に入れるべきである。また、貸付金
が一定額以上の場合で、延滞している融資については、より確実な債権保全のために、
より支払能力のある連帯保証人の追加又は交替を行い、物的担保の徴求や譲渡担保の設
定等を検討すべきである。**

農業改良資金について、次の通り融資に当たって連帯保証人を立てることを要件としている。尚、当該融資制度は平成14年7月から転貸方式へ移行し、平成22年10月からは県の貸付制度は終了している。

山梨県農業改良資金制度運営要領

第6 農業者及びその組織する団体に対する貸付け等の手続き（直貸方式）

(4) 保証人

ア 借入申込者は次の要件をすべて満たす連帯保証人を立てなくてはならない。

(ア) 70歳未満であること。

(イ) 借受者の所在地と同じ都道府県に居住していること。

(ウ) 借受者と同一経営の範囲外にあること。

イ 略

ウ 県は、貸付債権を保全するため必要があると認める場合は、借受者に対し、保証人の追加又は交替を求めることができる。

借受者及びその配偶者では返済の原資である収入や財産が共有されている場合が多く、現状では支払能力のある第三者を連帯保証人とするを原則としている。一方、第三者保証の場合は返済原資の多様化が望めることとなり債権のより確実な回収のためには合理性が認められる。民間金融機関等の融資では法人の代表者は必ず連帯保証人とし、配偶者等についても連帯保証人としていることが多い。これは法人・代表者間及び配偶者間では容易に財産の移転が可能であり、財産を移転すること等により、不正に債務の返済を回避することを防止するための措置である。このような不正を防止するためにも法人代表者本人や配偶者等を原則として連帯保証人とする必要がある。

また、延滞債権等回収に懸念が生じた債権については、上記運営要領に記載の通り保証人の追加又は交替を求めるべきである。また、不動産等の物的な担保を徴求することも必要である。さらには融資の対象となった動産等に対して譲渡担保を設定することも検討すべきである。債権保全のメニューを増やすことにより、より確実な債権の回収に努めるべきである。

(6) 農業改良資金について、長期延滞債権についてはより積極的な回収策を検討すべきであり、回収不能な債権については不納欠損処理を進めるべきである。(意見)

債権管理については山梨県農業改良資金債権管理要領を定め、また山梨県債権管理ガイドライン等に従い管理を行っているが、長期延滞債権については主債務者や連帯保証人に対して法的な措置を含めてより積極的な回収策を検討すべきである。また、回収不能な債権についてはモラルハザードに留意しつつ、不納欠損処理をより進めるべきである。

農業改良資金について、山梨県農業改良資金債権管理要領を定めて、延滞債権の管理や債権の整理について規定している。また、具体的な手続等は山梨県債権管理ガイドライン（平成16年3月、山梨県出納局）、山梨県滞納債権処理方針（平成23年3月、山梨県出納局）及び山梨県債権回収及び処理マニュアル（平成24年3月、山梨県出納局）に基づき対応している。

債務者が債権の償還に困難な状況になると、支払猶予の要件を満たした場合には債務者等の申出により、支払猶予の承認を行う。しかし、当該要件を満たしていない場合には延滞の扱いとなる。平成24年9月現在、直貸債権の延滞者は16名、延滞債権合計は135,031千円、違約金4,950千円である。これらの中には債務者本人又は保証人からの年間の返済額が数千円や数万円であり、現在の延滞債権残高では数百年を要するケースも見られる。これらについては今後違約金の発生も考慮するとこのまま返済を受け続け、全額の回収を期待することは非現実的であると思われる。債務者、保証人の収支状況、財産状況を勘案の上、継続して再生支援を行うべき債務者と専ら回収に努めるべき債務者とに分類して、回収が困難と思われる延滞債権については法的措置を含めた積極的回収策を検討すべきである。連帯保証人についても本来債務者と同様な立場であることから積極的な対応が望まれる。これらの対応が遅れると本来回収できた債権の回収の機会を喪失する可能性もある。

また、債務者や連帯保証人が実質的に破産状態の場合や上記の積極的な回収策を検討した上でもなお少額な回収しか困難な場合には、今後債権を管理しなければならないコスト等を勘案の上、不納欠損処理をより進めるべきである。その際は債務者や連帯保証人に対するモラルハザードを考慮することが必要である。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

3. 農業改良資金特別会計

(7) 農業改良資金直貸の事務を農業協同組合等に委託しているが、競業者となる可能性があることから償還等について特別に注意を要すべきである。(意見)

農業改良資金の直貸に係る償還金の収納事務を農業協同組合等に委託しているが、農業協同組合等は当該借受者に対してプロパーの貸付を有している場合もあることから、猶予等を行っている場合には債権の償還について、農業改良資金の償還がプロパー貸付に対して後順位となることのないように特別に注意を払うべきである。

県は県直貸農業改良資金の貸付事務に係る公金の収納(償還金)の事務等及び県転貸農業改良資金の融資先農業者等の経営指導等に関する業務を山梨県信用農業協同組合連合会及び各取扱農業協同組合(以下、J Aという)に委託している。当該委託できる事務は貸付に係る債権についての保全及び取立てに関する事務である(農業改良資金助成法施行令第5条)。現在、県はJ Aに正常な債権(猶予債権を含む)について償還事務等の委託を行っており、延滞債権については委託していない。債権の保全に係る委託事務の内容は下記の通り貸付金の一部償還、保証人の追加または変更、延滞時の督促や発生原因の調査等広範である。J Aが正常な償還債権について償還事務を行っている場合は特に問題はないが、J Aが農業改良資金直貸の借受先に対してプロパーの融資を行っており、かつ、農業改良資金等が猶予対象の債権となっている場合は、J Aはプロパーの債権の回収を優先する可能性がある。県はJ A等との契約に当たり善良なる管理者の注意義務を課し、損害賠償責任を義務付けているが、上記のような債権についてはJ Aが善管注意義務を誠実に履行しているか特別に注意を払うべきである。また、本来はこのような場合には当該J Aに対しては収納事務を委託すべきではない。

尚、J A等との農業改良資金事務委託契約書には次の通り規定されている。

第1条(委託事務の範囲)

3 甲は、乙及び丙に対し農業改良資金の貸し付けの事業にかかる公金の収納の事務について、(略)私人委託を行う。

第6条(債権の保全)

1 乙は、甲の指示するところにより、貸付金に係る債権の保全につき常時注意するものとする。

2 乙は、前項を遂行するうえにおいて、貸付金の一部償還もしくは保証人の追加または変更を借受者に対して要求すべきものと認めるときは、甲にその旨を申し出るものとする。

3 乙は、借受者が約定償還日までに償還しないときは、債権管理要領第3の1に規定する、借受者に対する電話督促を丙に行わせるとともに、延滞発生の原因等に関する電話調査を丙に行わせるものとする。

4 丙は、第1条第2項の規定により前3項の事務を取扱う。

第11条（その他）

乙及び丙は、善良なる管理者の注意義務を怠ったことにより、甲に損害を与えたときは、賠償の責に応じなければならない。

（上記の甲：山梨県、乙：山梨県信用農業協同組合連合会、丙：JA）

（8）農業改良資金について、本人又は家族の死亡の場合に支払猶予が切れる時期を明確にすべきである。（指摘事項）

主債務者本人死亡の場合において支払猶予の申請を行うことができるが、その終期についての判断に当たって拠るべき規定やマニュアル等がない。償還金の支払が遅延している場合において、支払猶予が適用される場合には延滞違約金は発生せず、一方延滞と取り扱われた場合には延滞違約金が生じることとなる。したがって、支払猶予がいつまで継続するかを明示する必要がある。

農業改良資金について、償還金の支払を猶予することが可能な理由は前記の規定の通り、災害又は、本人又は同居の生計一親族の死亡、疾病又は負傷である。疾病又は負傷を猶予の理由としている場合には疾病又は負傷が治癒していないことを医師の診断書を毎年入手することにより確認し、猶予の決定を行っている。しかしながら、災害又は死亡のケースは農業改良資金助成法第10条に規定の「やむを得ない理由」がいつまで継続するのかは不明である。

主債務者本人が死亡したケースで、農業相続人がいる場合にスムーズな耕作の移転が行われるのならば、その期間は短期となり、そうでなければ比較的長期に及ぶ場合も考えられる。一方、廃業の場合には今後の生産活動を通じての償還は困難と思われるので、むしろ支払猶予の要件を満たしていないこととなる。したがって、約定どおりの償還を求め、延滞の場合には延滞違約金が発生していくこととなる。

一般的には、客観的に見て償還金の支払いを行うのに差し支えないと認められる程度の状態に復した日までは猶予が行われても是と思われる。災害又は死亡の場合は、その後の状況によりケース・バイ・ケースな面もあるが、恣意的な取扱を避けるためにも「やむを得ない理由」がいつまで継続するのか判断の基準となるべきマニュアル等を設けることが必要である。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

3. 農業改良資金特別会計

(9) 山梨県就農支援センターは、就農支援の貸付資金が有効活用されるように努めるべきである。今後の貸付実績が乏しい場合には、制度の見直しや県への繰り上げ償還を検討する必要がある。(意見)

就農支援の貸付は平成 19 年度以降の貸付実績がなく、このままでは、県より借り受けた貸付用の資金は県への償還に充てられるのみとなる。山梨県就農支援センターは、当該貸付資金が有効活用されるように努めるべきである。なお、今後の貸付実績が乏しい場合には、制度の見直しや県への繰り上げ償還を検討する必要がある。

財団法人山梨県農業振興公社内にある山梨県就農支援センター（就農支援センター）での認定就農者に対する就農研修資金及び就農準備資金の平成 7 年度より平成 23 年度における貸付額、償還額及び貸付残高は下記の通りである。

就農支援センターより認定就農者への貸付

(単位：千円)

年度	就農研修資金（注 1）			就農準備資金（注 2）			合計		
	貸付額	償還額	貸付残高	貸付額	償還額	貸付残高	貸付額	償還額	貸付残高 (ア)
7	16,200	0	16,200	11,400	0	11,400	27,600	0	27,600
8	10,000	0	26,200	6,000	0	17,400	16,000	0	43,600
9	4,050	675	29,575	0	280	17,120	4,050	955	46,695
10	6,000	2,790	32,785	2,000	1,640	17,480	8,000	4,430	50,265
11	3,450	3,091	33,144	0	390	17,090	3,450	3,481	50,234
12	9,150	2,601	39,693	0	1,146	15,944	9,150	3,747	55,637
13	5,350	12,860	32,183	2,000	2,462	15,482	7,350	15,322	47,665
14	3,600	3,706	32,077	2,000	1,153	16,329	5,600	4,859	48,406
15	1,800	3,206	30,671	950	1,849	15,430	2,750	5,055	46,101
16	750	2,760	28,661	8,000	1,604	21,826	8,750	4,364	50,487
17	0	3,308	25,353	7,020	1,427	27,419	7,020	4,735	52,772
18	0	3,404	21,949	687	2,217	25,889	687	5,621	47,838
19	0	5,040	16,909	0	2,756	23,133	0	7,796	40,042
20	0	3,487	13,422	0	2,955	20,178	0	6,442	33,600
21	0	2,152	11,270	0	2,763	17,415	0	4,915	28,685
22	0	1,621	9,649	0	2,541	14,874	0	4,162	24,523
23	0	1,519	8,130	0	2,902	11,972	0	4,421	20,102
計	60,350	52,220		40,057	28,085		100,407	80,305	

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見
3. 農業改良資金特別会計

上記期間の貸付の累計件数は、就農研修資金が 50 件、就農準備資金が 25 件である。就農支援センターは貸付資金の利用をしやすいするために、平成 21 年 1 月より保証人を 2 名以上より 1 名以上とし、就農相談会で P R 活動を行っている。最近の経済情勢や農業への関心の高まりを反映し U ターン就農者や新規参加者が増加しているとの説明であるが、就農研修資金は平成 17 年度以降、就農準備資金は平成 19 年度以降の貸付実績がゼロである。

平成 23 年度末の就農支援センターでの貸付可能額は、(1 4) に記述した預金残高に相当する 29,178 千円である。このままでは、県より借り受けた貸付用の資金は、県への償還に充てられるのみとなる。就農支援センターは、無利子での貸出しができる当該貸付資金を有効活用されるように努めるべきである。なお、今後の貸付実績が乏しい場合には、制度の見直しや県への繰り上げ償還を検討する必要がある。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

3. 農業改良資金特別会計

(10) 就農支援の貸付は、山梨県就農支援センターでの債権の回収と県への償還期間とのタイムラグ及び延滞債権の存在により、県への償還原資が不足する恐れがある。県は、山梨県就農支援センターが資金負担を行わないような仕組みを検討すべきである。(意見)

平成 24 年以降、県への償還が進むと、山梨県就農支援センターでの債権回収期間と県への借入償還期間のタイムラグ、及び延滞債権の存在により償還原資が不足することとなり、山梨県就農支援センターがその不足分を資金負担する状況に陥る恐れがある。県は、山梨県就農支援センターが資金負担を行わないような仕組みを検討すべきである。

財団法人山梨県農業振興公社内にある山梨県就農支援センター（就農支援センター）での認定就農者からの債権回収は、平成 15 年度における貸付の償還期間 20 年の契約が最終となるので、平成 34 年で終了となる。それに対し、県への最終償還期限は平成 30 年である。また、(14) に記した延滞債権（違約金）が存在するので、県との償還計画通りの返済を実施すると、償還原資が不足し、その資金を就農支援センターが負担することとなる。

平成 24 年度以降の貸付残高等を下記に示す。

(単位：千円)

年度	センターより認定就農者への貸付			県よりセンターへの貸付			センター
	貸付額	償還額	貸付残高	貸付額	償還額	貸付残高	貸付可能額
24		3,166	16,936		8,178	40,890	23,954
25		2,943	13,993		8,178	32,712	18,719
26		1,796	12,197		8,178	24,534	12,337
27		1,511	10,686		8,178	16,356	5,670
28		1,511	9,175		8,178	8,178	△ 997
29		911	8,264		5,452	2,726	△ 5,538
30		609	7,655		2,726	0	△ 7,655
31		249	7,406				△ 7,406
32		249	7,157				△ 7,157
33		249	6,908				△ 6,908
34		249	6,659				△ 6,659

この表によると

- ① 就農支援センターの貸付期間が長期に及ぶため、債権の回収が、県への償還期日を過ぎることとなる。・・・その期間の償還資金は、センターが立替えることとなる。
- ② 就農支援センターでは貸付金に対する延滞債権が発生しているため、債権の回収がこのまま滞ると、現状では平成 28 年に償還原資の資金不足が生じる。

山梨県就農支援資金貸付金貸付要領（以下「要領」という。）に償還の猶予について下記の通り規定されている。

（償還の猶予の申請）

第 3-7 (1) ア センターは就農支援資金について、知事の認可を受けた就農支援資金貸付業務規程の定めるところにより認定就農者に対する償還の猶予を行う場合には、当該県貸付金の県への償還について履行期間の延長の申請を・・・行うことができるものとする。
（下線は監査人）

上記下線の「認定就農者に対する償還の猶予」とは次の通りである。

財団法人山梨県農業振興公社就農支援資金貸付取扱業務細則

（支払猶予）

第 19 条 償還金の支払猶予は、借受者からの申請をもって行うものとする。
3 公社は、申請を受けたときは、これを審査し、やむを得ない事由により、支払猶予することが適正と認められるときは、その申請を承認できるものとする。
4 前項により支払猶予の承認をしたときは、その旨を借受者に通知するものとする。
また、承認しない場合にも、その旨を借受者に通知するものとする
6 支払猶予をなし得るやむを得ない事由は、借受者が無資力又はこれに近い状況にあるとき、借受者が災害、盗難その他事故にあったとき、借受者又は借受者と居住又は生計を一にする親族が死亡、疾病又は負傷したときとする。

しかし、延滞債権となっている前記 5 件の借受者からの上記の償還猶予の申請はされていないので、就農支援センターは支払猶予を行っていない。従って、県への償還の猶予の申請はできないので、現状では延滞債権を就農支援センターが立替えることとなる。

また、要領では延滞金について次の通り規定されている。

（延滞金）

第 3-6 センター及び融資機関は、県貸付金の償還を怠ったときは、当該償還すべき期日の翌月から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき年 10.75 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

ただし、融資機関にあつては、認定就農者による就農支援資金の償還が償還期日までに行われなかった場合には、認定就農者の償還期日の翌日から認定就農者による償還が行われた日までの日数を、上記日数から控除することができるものとする。

就農支援センターには、上記のただし書き以下の適用はないので、期日後の償還については延滞金が発生することとなる。従って、就農支援センターが延滞債権等を立替えて支払わなければ延滞金を支払う必要が生じる。このような状況を回避するため、県は就農支援センターが資金負担を行わないような仕組みを検討すべきである。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

3. 農業改良資金特別会計

(11) 就農支援貸付手続きに不備がある案件が確認された。(指摘事項)

就農支援資金貸付にあたり保証人から保証意思確認書を取っているが、借受人の氏名欄が空欄、あるいは姓しか記載されていないまま収受している案件がある。また、事業が完了した場合には細目 16 条の研修終了報告書(様式 6)または就農届出書(様式 7)等を提出させることになっているが収受していない案件がある。

財団法人山梨県農業振興公社就農支援資金貸付取扱業務細則(以下細則という)には次の記載がある。

第 7 条 (保証人又は担保)

貸し付けに際しては、概ね 60 歳以下の連帯保証人を徴求するものとする。

～中略～

4 連帯保証人は公社が別に定める保証意思確認書に保証年の前年の所得証明書及び印鑑証明書を添付するものとする。

～以下省略

上記による「保証意思確認書」のフォーマットは「この度〇〇〇〇殿が就農支援資金を下記内容により借受けするにあたり、連帯保証人になったことを約束し、ここに保証意思確認書を提出致します。」となっている。

そこで、平成 23 年度末に延滞している就農支援資金の貸付書類を確認したところ、借受人欄が空欄のままとなっている案件と、フルネームではなく姓しか記載されていない案件が存在した。

誰のための保証人になるかは重要な記載事項であり、空欄は論外であるし、姓のみでは保証対象を特定したことにはならない。このような「保証意思確認書」では保証人としての法律要件を否認される恐れもある。貸付にあたり収受書類の不備を確認することは当然のことであり、保証要件を満たすよう徹底されたい。

また、細則には貸付完了後の報告に関し、次の取り決めがある。

第 16 条 (事業完了の報告等)

事業が完了したときは、速やかに借受者から研修終了報告書(様式 6)又は就農届出書(様式 7)その他事業が適正に完了したことを認めるのに必要な書類を提出させるものとする。

第 21 条 (一時償還)

借受者が次の各号の一に該当した場合には、債権の全部又は一部につき、期限を示して一時償還を請求し、債権の回収に必要な措置を講ずるものとする。

- 1 認定就農計画に係る研修の終了後、原則として 1 年以内に就農しなかったとき。
- 2 離農したとき

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見
3. 農業改良資金特別会計

しかしながら、上述した二案件については、研修終了報告書も事業が適正に完了したことを示す書類も確認が出来なかった。

貸付後申請目的通りに資金が使われているか確認することは必須事項であり、上記細則第 21 条に規定の通り、研修終了から 1 年以内に就農しなければ一時償還の対象となることもあり、報告書等の回収は徹底すべきである。

(12) 就農支援資金の貸付目的が混同しているケースがある。資金種類に応じた限度額が設定されていることから、貸付目的は明確に区分すべきである。(指摘事項)

就農支援資金には就農研修資金・就農準備資金・就農施設等資金があり、それぞれ貸付目的が異なる資金の貸し付けであるが、「養鶏技術取得」という同一目的で就農研修資金と就農準備資金を各々の限度額まで貸し付けている案件がある。資金目的の混同は結果として限度額を超えた貸付の実行であり、ルール違反と言わざるを得ない。

就農支援資金には、就農研修資金・就農準備資金・就農施設資金があり、それぞれの資金の内容を示せば以下の通りである。

資金の種類	資金の内容
就農研修資金	農業技術を習得するための研修に必要な資金
就農準備資金	資格の取得、就農先の調査、住居の移転等就農にあたっての準備に必要な資金
就農施設等資金	農業経営を開始する際の機械の購入、施設の設置等に必要な資金

同一借受者に対して就農研修資金と就農準備資金の双方を各々の限度額まで貸付けた案件につき、貸付書類の内容を検討した。当該案件の申請者(借受者)が借受申請書に記載した事業概要は何れも「養鶏技術取得」となっている。

また、就農計画(様式2)に記載された就農準備計画は「農園での鶏と安全な卵のレクチャー」となっている。この計画内容は、上表の資金の内容に照らすと就農研修資金として申請すべきものと思料される。申請者は就農研修資金として既に上限の180万円まで申請しているため、当該計画内容での申請は受理されないはずであるが、申請者はこれを就農準備資金として申請し、別途上限200万円を借り受けている。

貸付目的を安易に拡大解釈することは厳に慎むべきであり、結果として上限を超過した貸付が実行されている。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

3. 農業改良資金特別会計

(13) 就農支援資金の貸付後の管理が不十分な案件が存在するため、チェックリスト等の整備を図り管理の徹底を図られたい。(指摘事項)

借受者が離農した場合には、一時償還請求すると共に、回収に必要な措置を講じなければならないが、徹底されていない案件がある。また、貸付に際しては「就農支援資金貸付審査表」を作成し貸付要件の確認を行っているが、貸付後のチェックリストや回収マニュアルがないため債権管理が不十分な状況となっている。

借受者が離農した場合について、財団法人山梨県農業振興公社就農支援資金貸付取扱業務細則(以下、細則という)には以下の通り取り決めされている。

第21条(一時償還)

借受者が次の各号の一に該当した場合には、債権の全部又は一部につき、期限を示して一時償還を請求し、債権の回収に必要な措置を講ずるものとする。

- 1 認定就農計画に係る研修の終了後、原則として1年以内に就農しなかったとき。
- 2 離農したとき

平成23年度末に延滞している就農支援資金の貸付書類を確認したところ、借受者が就農に至らず離農したにも係らず、上記細則によらず、一時償還請求していない案件があった。細則に従い、債権の回収に必要な措置を講ずるべきである。

また、償還金延滞債権管理簿に記載された督促等状況によれば、離農確認から約2年後に返済計画を作成している状況であった。償還金の回収管理は適時性と継続性が必要であり、2年間放置することは回収可能性を低めるだけであるので、手続きの徹底が望まれる。

加えて、償還金延滞債権管理簿には主だった事項のみしか記載されていないが、交渉内容や債務承認の有無など詳細に経過を記載し、時効中断が行われているかを明らかにしておく必要がある。

さらに、返済の滞った借受者から所有物件の売却手続きを進めているとの申出があったにもかかわらず、当該物件に抵当権を設定せず、債権保全手続きをしていない案件があった。

これら明らかになった状況を踏まえ、以下の事項等を検討する必要がある。

- i) 貸付時だけでなく、貸付後に必要な入手資料を一覧表(チェックリスト等)にまとめ、貸付後のチェックを漏れなく遂行すること。
- ii) 貸付後に起こりうる想定事項と、取るべき手続きを整理した貸付後の回収マニュアル等を作成し、適時に債権管理手続きが行えるようにすること。
- iii) 滞留が生じた場合、債権管理簿の記載は詳細に行い、継続的な管理が行えるように徹底すること。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見
3. 農業改良資金特別会計

(14) 山梨県就農支援貸付金貸付要領に、山梨県就農支援センターで発生した違約金の取扱いに関する記述が明記されていない。(指摘事項)

山梨県就農支援センターでは、償還期日を経過したことによる延滞金額(違約金)を徴収し、収入計上している。融資機関が違約金を徴収した場合には県に対して納付することとなっているが、山梨県就農支援センターについては「山梨県就農支援資金貸付金貸付要領」等に、その違約金の取扱いに関する記述がない。山梨県就農支援センターについても、違約金の返還義務を要領等に明記する必要がある。

財団法人山梨県農業振興公社内にある山梨県就農支援センター(就農支援センター)では、就農支援資金の貸付を行っている。これは、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(以下「法」という。)に基づき、山梨県が就農支援センターへ資金を貸付け、その資金を基に、就農支援センターが、法第4条による就農計画の認定を受けた認定就農者へ貸付けている。

山梨県は、平成7年度、平成8年度、平成9年度に各々3,000万円を無利子で就農支援センターに貸付けている。就農支援センターの山梨県からの借入残高は、平成23年度末49,068千円である。また、認定就農者への貸付金の残高は20,102千円であるので差額は28,966千円となる。一方、就農支援センターの平成23年度末の預金残高は29,178,450円であるので212,450円差額が生じている。確認したところ、下記の預金利子と違約金を収入計上していることによるためであった。

(単位:円)

年度	預金利子	違約金	計
平成11年度	4,479	0	4,479
平成12年度	25,524	0	25,524
平成13年度	11,436	0	11,436
平成14年度	1,649	69,030	70,679
平成15年度	399	0	399
平成16年度	515	14,377	14,892
平成17年度	0	402	402
平成18年度	0	47,308	47,308
平成19年度	0	25,648	25,648
平成20年度	0	9,771	9,771
平成21年度	0	0	0
平成22年度	0	1,912	1,912
計	44,002	168,448	212,450

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

3. 農業改良資金特別会計

違約金については、就農支援センターの「山梨県農業振興公社就農支援資金貸付取扱業務細則」によると次の通り記載されている。

(違約金)

第 23 条 支払期日までに、償還金又は一時償還をすべき金額の全部又は一部を支払わない場合には、延滞金額につき 12.25 パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を請求するものとする。

就農支援センターでのこの違約金は、無利子で借入している資金に対して生じた収入となる。違約金の県への返還義務に関して、山梨県就農支援資金貸付金貸付要領（以下「要領」という。）では次の通り記載している。

(認定就農者から徴収した違約金の納付義務)

第 3-12 融資機関（注 1）は、認定就農者から違約金を徴収した場合には、徴収した金額につき、速やかに、県に納付するものとする。ただし、融資機関が、県貸付金の償還を支払期日に支払っている場合には、認定就農者が支払期日に償還金を支払わなかった場合に徴収した違約金を県に納付する必要はない。

（注 1）法 17 条第 1 項 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

要領では、県の貸付金に対する貸付手続きについて、貸付先となる就農支援センターと融資機関での取扱いが記載されている。しかし、上記の通り、違約金の取扱いについて融資機関の定めはあるが、就農支援センターの記載はなく不適切である。就農支援センターについても、違約金の県への返還義務の取扱いについて要領に明記すべきである。

(15) 就農支援資金の貸付債権の保全措置をより一層図るべきである。(意見)

就農支援資金の貸付は、平成 23 年度までに延滞債権が 5 件発生しており、債権の保全のため次のような対応を検討すべきである。

- ① 連帯保証人は、概ね 60 歳以下とされているが、その年齢を超過している事例も見受けられる。貸付期間に応じた年齢制限も必要と思料される。
- ② 償還期間が長期に及ぶ貸付となるので、その間債権者と接触し、経営状況の報告を求め、指導を行うことも必要である。山梨県就農支援センターの相談窓口としての指導的機能を生かし、債権の保全措置を図るべきである。

① 平成 23 年度までに、就農支援資金の貸付に対し、償還が滞っている事例が 5 件発生している。それらの状況は下記の通りである。

(単位：千円)

	貸付年月日	貸付金額	延滞額	貸付期間 (年)	連帯保証人の年齢 (歳)	
A 氏	H8. 3. 21	3, 300	2, 453	17	61	50
B 氏	H9. 7. 28	1, 650	555	12	34	38
C 氏	H13. 9. 25	600	298	11	53	74
D 氏	H14. 4. 12	3, 800	2, 108	7	55	57
E 氏	H17. 2. 20	2, 000	1, 245	6	51	62
計		11, 350	6, 659			

※ 延滞額は平成 23 年度までの金額であり、期限未到来の金額が 667 千円含まれる。

※ 連帯保証人の年齢は、貸付け当時の年齢である。

保証人の要件については、財団法人山梨県農業振興公社内にある山梨県就農支援センター(就農支援センター)の「山梨県農業振興公社就農支援資金貸付取扱業務細則」(以下「細則」という。)第 7 条には下記の通り規定されている。

(保証人又は担保)

第 7 条第 1 項 貸し付けに際しては、概ね 60 歳以下の連帯保証人を徴収するものとする。

上表をみると、60 歳を超過している者も見受けられる。「概ね」とあるので、一概に否定するものではないが、下記の通り、据置期間を含めて長期間に及ぶ貸付であることを考慮すると、債権の保全のためには、貸付期間によっては保証人についてより一層の年齢の制限も必要ではないかと思料される。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

3. 農業改良資金特別会計

償還期間及び据置期間

	償還期間	据置期間	法の特例（※3）に該当する場合	
			償還期間	据置期間
青年（※1）	12年	4年	20年	9年
中高年（※2）	7年	2年	12年	5年

※1 青年：40歳未満

※2 中高年：40歳以上65歳未満

※3 法の特例

（就農支援資金の償還期間の特例）

第8条 センターは、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として・・・（途中省略）認定就農者が就農した場合には、就農支援資金について、その償還期間（据置期間を含む）を8年を超えない範囲内で、その据置期間を5年を超えない範囲内で、それぞれ延長することができる。

② 上記のとおり、貸付の中には据置期間の長い契約もあるが、その期間での就農支援センターと債務者との接触はないという。しかし、延滞債権が発生していることを鑑みると、債務者に貸付後の毎年の所得状況を提出させ、その経営状況によってはより詳しい報告を求め指導を行うことも必要であると思料される。就農支援センターは、就農者に対し情報の提供や相談を行う窓口となっている。債権者に対しても、その指導的機能を生かし、就農後の経営安定に至るまでの支援を行い、債権の保全措置を図るべきである。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見
4. 市町村振興資金特別会計

4. 市町村振興資金特別会計

(1) 予算に対する執行率が低調であることから、貸付対象となる事業の見直しや一般会計への繰入も検討すべきである。(意見)

最近5年間の予算額に対する執行率は下記の通り低調である。当該貸付事業は市町村の資金需要に依存する面はあるが、県から積極的な活用方法を提示することも必要と思われる。また、資金需要が今後も低調と認められるのなら、剰余金3,698百万円のうち資金需要予測に基づく必要額を残し、差額を一般会計へ繰入することも検討すべきものと思われる。

市町村振興資金特別会計における最近5年間の予算額に対する執行率は次の通りである。
(単位は金額：百万円、率：%)

資金種別	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	予算額	貸付額	執行率	予算額	貸付額	執行率	予算額	貸付額	執行率
合併推進資金①	300.0	0.0	0.0	300.0	0.0	0.0	300.0	32.6	10.9
百花繚乱まちづくり推進資金②	2380.0	1252.2	52.6	2380.0	1150.5	48.3	1680.0	738.7	44.0
特 別 分	480.0	139.0	29.0	480.0	420.3	87.6	280.0	21.3	7.6
一 般 分	1900.0	1113.2	58.6	1900.0	730.2	38.4	1400.0	717.4	51.2
リニアモーターカー関連事業資金③	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
市町村振興資金計(①～③計)	2780.0	1252.2	45.0	2780.0	1150.5	41.4	2080.0	771.3	37.1
辺地振興資金④	100.0	83.6	83.6	100.0	54.8	54.8	100.0	89.8	89.8
過疎地域振興資金⑤	150.0	137.0	91.3	150.0	149.2	99.5	150.0	127.5	85.0
合計(①～⑤)	3030.0	1472.8	48.6	3030.0	1354.5	44.7	2330.0	988.6	42.4

資金種別	平成22年度			平成23年度		
	予算額	貸付額	執行率	予算額	貸付額	執行率
合併推進資金①	300.0	3.4	1.1	300.0	0.0	0.0
百花繚乱まちづくり推進資金②	1680.0	597.5	35.6	1680.0	1050.8	62.5
特 別 分	280	41.0	14.6	280.0	224.9	80.3
一 般 分	1400.0	556.5	39.8	1400.0	825.9	59.0
リニアモーターカー関連事業資金③	100.0	9.6	9.6	100.0	33.7	33.7
市町村振興資金計(①～③計)	2080.0	610.5	29.4	2080.0	1084.5	52.1
辺地振興資金④	100.0	24.1	24.1	100.0	24.4	24.4
過疎地域振興資金⑤	150.0	25.2	16.8	150.0	18.9	12.6
合計(①～⑤)	2330.0	659.8	28.3	2330.0	1127.8	48.4

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

4. 市町村振興資金特別会計

最近5年間の予算額に対する執行率は上記の通り、市町村振興資金は29.4%～52.1%で平均41.0%、辺地振興資金は24.1%～89.8%で平均55.3%、過疎地域振興資金は12.6%～99.5%で平均61.0%である。市町村振興資金は最近5年間の執行率が50%を超えたのは平成23年度のみであり、極めて低調である。百花繚乱まちづくり推進資金の特別分20%、合併推進資金35%及びリニアモーターカー関連事業資金60%の元利補給金があるため、各市町村は本来自己資金のみで事業を行うより当該制度を利用するほうが有利であるにも係わらずこのように執行率が低調であるということは、需要が余程乏しいのか、あるいは制度の周知がされていないのかと思われる。特に合併推進資金は国の合併特例債等の制度が充実していることもあり、ほとんど利用実績がない状況にある。

当該貸付事業は市町村の資金需要に依存する面はあるが、県から積極的な活用方法を提示することも必要と思われる。また、貸付の予算は上記の通り毎年度ほぼ定額で確保されているが、市町村の資金需要に応じて予算の見直しを弾力的に行うべきである。

当該特別会計の貸付金は昭和38年から平成8年度まで一般会計より総額46億円を繰入れてもらい、貸付を行い利息収入も確保してきた。この過程で平成11年度に3億円、平成23年度に43億円を一般会計へ繰出しを行い、貸付金の当初の原資46億円はすべて返済し、平成23年度末の余剰資金は剰余金3,698百万円の他に貸付金残高が7,840百万円ある。貸付金残高は平成24年3月31日現在下記のとおりとなっている。

市町村振興資金	6,686 百万円
辺地振興資金	396 百万円
過疎地域振興資金	758 百万円
合 計	<u>7,840 百万円</u>

平成24年度の元利償還予定額は1,762百万円であり、平成23年度の貸付額1,127百万円を賄える状況にあり、歳出額全体でも貸付金の回収額等でほぼ充当できる金額である。当該会計の運用規模から考えれば、剰余金3,698百万円の残高は多すぎるとと思われる。県の財政状態も余裕があるわけではないなかで余剰な資金として休眠させることがないように、償還、貸付についてある程度厳密な資金計画を立て、余分な繰越資金の有効活用をはかるべきである。

また、資金需要が今後も低調と認められるのなら、平成30年以降合併特例債の発行期限の終了を迎え、市町村の資金需要は高まる可能性はあるものの、市町村に対してヒヤリング等を行い当該制度に対する資金需要を予測し、必要額を残し、差額を一般会計へ繰入することも検討すべきものと思われる。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見
4. 市町村振興資金特別会計

(2) 辺地振興資金及び過疎地域振興資金は廃止も含め検討すべきである。(意見)

利用実績が少ない辺地振興資金及び過疎地域振興資金については、廃止も含め検討し、制度の廃止を前提として貸付金残高が適切に償還されるよう留意すべきである。

辺地振興資金及び過疎地域振興資金は、平成 14 年度から平成 21 年度までの執行率は約 80%であるが、平成 22 年度及び平成 23 年度の執行率は何れも 30%以下となっている。特に貸付件数が減少し利用実績が少ないことから、廃止も含め検討する必要がある。

資金種別	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
	予算額	貸付額	執行率	予算額	貸付額	執行率	予算額	貸付額	執行率
辺地振興資金	100 百万円	89.8 百万円	89.8%	100 百万円	24.1 百万円	24.1%	100 百万円	24.4 百万円	24.4%
過疎地域振興資金	150 百万円	127.5 百万円	85.0%	150 百万円	25.2 百万円	16.8%	150 百万円	18.9 百万円	12.6%

辺地振興資金及び過疎地域振興資金の貸付金残高は平成 24 年 3 月 31 日現在下記のとおりとなっている。

辺地振興資金	396 百万円
過疎地域振興資金	758 百万円
合計	<u>1,154 百万円</u>

従って、辺地振興資金及び過疎地域振興資金の 2 事業は、今後廃止を行った場合、山梨県の各市町村からの償還金 11 億円の収入事務のみとなる。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

4. 市町村振興資金特別会計

(3) 百花繚乱まちづくり推進資金貸付において、特別分と判断した根拠が曖昧である。公正な貸付のため判断基準を明確にし、周知すべきである。(意見)

平成 22 年度、23 年度に公園建設事業に対し、景観形成の為の特別分として貸付を行っているが、公園等整備事業は一般分の貸付として例示されており、景観形成と判断した理由が曖昧である。公正な貸付のため判断基準を明確にし、周知すべきである。

百花繚乱まちづくり推進資金には特別分と一般分があり、特別分には元利償還金の20%の元利補給金があるため、山梨県の資金負担を伴う貸付となっている。

従って、特別分に該当するか否かは明確な判断が求められるところ、判断の基準が大まかなものとなっている。現状では以下の条例等を基に特別分（景観）の判断を行っている。

山梨縣市町村振興資金条例

第7条（元利補給金の交付）

県は、山梨県景観条例第二条第一項の景観形成のための建設事業・・・(略)・・・に係わる資金について、毎年度市町村が支払った当該年度分の元利償還金のうち、規則で定める額に相当する金額を当該市町村に交付する。

山梨県景観条例

第二条第一項

景観形成とは優れた景観を保全し、または創造することをいう。

上記の通り条例では特別分（景観）の規定は大まかなものとなっているため、実行にあたっては、内部資料として「特別分の新規対象事業の目安について」を作成し利用しているとのことである。

「特別分の新規対象事業の目安について」

[景観形成]

景観の創造、または優れた景観を保全することを主目的として実施する施設の整備事業で、山梨県景観形成基本方針と整合性があること。

※単なる更新・維持修繕等で景観の創造を図るものではない事業は対象としない。

このような基準は、拡大解釈が可能で主観的な判断が介入してしまう余地が多分にあり、公平公正な貸付に支障をきたすものと思われる。

また、当該判断資料は内部資料として活用されているものであり資金申込の説明書等には記載されていない。公園の整備事業でも市町村によっては一般分として融通申請しているケースもあり、公平な貸付になっているのか疑問が生じる。

現に、平成 23 年度に甲組合の公園建設事業に対し、景観形成の為の特別分として186,000千円の貸付をおこなっている（A事業とする）が、当該A事業で景観形成と思われる工事は一部であり、サッカー・フットサルコート建設が主たる内容となってい

る。

また、平成 22 年度には甲組合の公園建設事業に対し、景観形成の為の特別分として、15,300 千円の貸付を行っている（B 事業とする）が、当該 B 事業は、一般廃棄物処理場跡地（更地）に公園を整備する内容となっている。

県庁市町村課作成の市町村振興資金貸付対象事業の例示は次のとおり。

市町村振興資金

百花繚乱まちづくり推進資金

<特別分>

- ・ 観光関連公共施設整備事業
- ・ 景観形成関連公共施設整備事業
- ・ 福祉のまちづくり推進事業

<一般分>

- ・ 道路・橋梁整備事業
- ・ 生活環境整備事業

～中略～

- ・ スポーツ・レクリエーション施設、公園等整備事業

～以下省略

上記の通り、スポーツ・レクリエーション施設、公園等整備事業は一般分の貸付対象事業に例示されているものであり、何故上記 A、B2 事業を景観分の特別貸付としたか判然としない。特別分とした根拠は書類上も明確にされていない。

なお、景観形成の特別分とするには、前掲の内部資料によると山梨県景観形成基本方針（以下参照）と整合したものであることが必要である。

山梨県景観形成基本方針

1 (2) 快適で魅力ある景観の創造

まち並みや沿道、あるいは住まいの周辺など日常的生活環境においても機能性や効率性の追求だけでなく、精神的文化的に快適な環境、とりわけ潤いと安らぎをもたらす優れた景観づくりが必要である

B 事業の対象地は一般廃棄物処理場跡地であり、快適で魅力ある景観の創造が必要な土地なのか疑問である。対象地は住まいの周辺地ではなく、日常的生活の場とは離れた地域であり、H19 年に処分場は廃棄されて取り壊しも行なわれているため、周囲の景観を害している状況ではなかったと推察される。

このように、景観形成の定義が大まかなものとなっているために、担当者によって景観形成の特別分とする取扱いが異なる恐れが生じている。まして、判断基準が内部資料であり周知されていないのであれば猶更である。景観形成の特別分とする取扱いの範囲を明確にし、情報の適正な開示を行うべきである。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

4. 市町村振興資金特別会計

また、特別分と判断した理由も資料として保存し、公平な貸付の検証に役立てるべきである。

(4) 市町村振興資金貸付後の実地検査は、特別分については原則として実施すべきである。(意見)

貸付後の実地検査は「必要がある場合」のみではなく、原則として行うことが望ましい。特に特別分の貸付の場合には、対象事業に該当しているかの確認を行うことが重要であることから、原則としてすべての貸付について行うべきである。

平成 21 年度百花繚乱まちづくり推進資金の特別分について、完了検査調書((5)参照)の提出内容を確認したが、実施前後の状況に関し、写真を添付して報告しているものは6件中2件のみであった。写真の添付すらない完了検査調書で、事業が対象事業に合致しているか否かの判断ができるのか疑問である。

加えて、下記の通り、山梨県市町村振興資金条例施行規則第 15 条では「必要があると認めるとき」のみ実地検査するとしているため、事業が申請通り完了しているか、資金が貸付目的に使われているか、事業が貸付目的に合致しているか等の確認が十分に行われているのか検証できない。

特に、貸付が特別分として行われた場合には元利償還金の 20%の元利補給金があるため、実施事業が特別分の対象事業目的に該当しているか検証することは重要である。

従って、写真添付を融通の要件とし融通審査の精度を高めるとともに、実地検査や関係資料の提出を、特別分については必要がある時だけでなく原則として行うよう規則の改定も含めて検討すべきである。

山梨県市町村振興資金条例施行規則

第 15 条 (実地検査等)

知事は、必要があると認めるときは、借入団体の資金の使用及び当該融通の対象となった事業の実施の状況について、実地に検査し、及び関係資料の提出を求めることがある。

(5) 市町村振興資金の融通申込書に添付されている完了検査調書だけでは、市町村としての完了検査と確認ができないものがある。(指摘事項)

市町村振興資金融通申込書には、完了検査調書又はこれに代わる書類の添付が義務付けられているが、完了検査調書の中には、市町村としての承認がされているか不明確なものや、検査員の所属や検査立会人の所属が不明確なものが存在した。完了検査調書等をもって、市町村の責任で完了検査が行われたことを示しているか、県としても内容確認すべきである。

市町村振興資金の融通の申込みについては、山梨県市町村振興資金条例施行規則に規定されている。

山梨県市町村振興資金条例施行規則

第7条（融通の申込み）

前条の通知を受ける市町村等は市町村振興資金融通申込書（第三号様式）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 起債議決書の写し及び関係予算書
- 二 工事請負業者等との契約書の写し
- 三 完了検査調書又はこれに代わる書類
- 四 市町村振興資金融通事業実施状況調（第四号様式）

市町村振興資金は市町村から提出された事業計画書をもとに融通を内定し、各市町村が事業を実施したのち、上記規則にいう完了検査調書等を添付した融通申込書の提出を受け、融資の決定を行っている。したがって、申請する事業がきちんと完成したことを、各市町村等が検査し証明することが融通の前提となっている。

ところが、完了検査調書の中には、組織として確認欄に押印がないものや、そもそも確認欄がなく、個人名のみ記載であり検査確認者の所属や検査立会者の所属が記載されていないものがある。この場合、完了検査調書を見ただけでは、市町村等としての完了検査が実施されたか否かわからない。

県は、市町村に完了検査を委ねているのであるから、完了検査調書をもって市町村の責任において完了検査が行われたことを示しているか、県としても内容確認するべきである。市町村から提出されたことを以って、提出書類の内容の確認を怠らないよう留意されたい。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

4. 市町村振興資金特別会計

(6) 山梨県は貸付金の回収が完了した場合、市町村に対し借用証書を返還することが望ましい。(意見)

平成 24 年 3 月 31 日の市町村振興資金、辺地振興資金、過疎地域振興資金の貸付金残高は 78 億 4,094 万円となっている。市町村課で貸付を実行し、債権回収が完了しても、今まで借用証書を返還したことは一度もない。今後は、貸付金が完済された段階で借用証書を返還することが望ましい。

県は市町村振興資金等の貸付に当たって、次の通り市町村から借用証書を受領している。

山梨県市町村振興資金条例施行規則

第 9 条 (借用証書の提出)

前条の通知を受けた市町村等は、市町村振興資金借用証書に、償還年次表を添えて知事に提出し、資金の融通を受けるものとする。

山梨県辺地及び過疎地域振興資金貸付要綱

第 11 条 (資金の貸付け)

前条に規定する貸付けの決定の通知を受けた市町村は、借用証書に、償還年次表を添えて知事に提出し、資金の貸付けを受けるものとする。

県は融資に当たって市町村から借用証書等を受領しているが、返済が完了した場合の取扱を特に規定していない。現状では、完済しても借用証書の返還は行っていない。しかし、民間の取扱としては、下記の民法の取扱に従い借用証書の返還を一般的には行っている。

民法

第 487 条 (債権証書の返還請求)

債権に関する証書がある場合において、弁済をした者が全部の弁済をしたときは、その証書の返還を請求することができる。

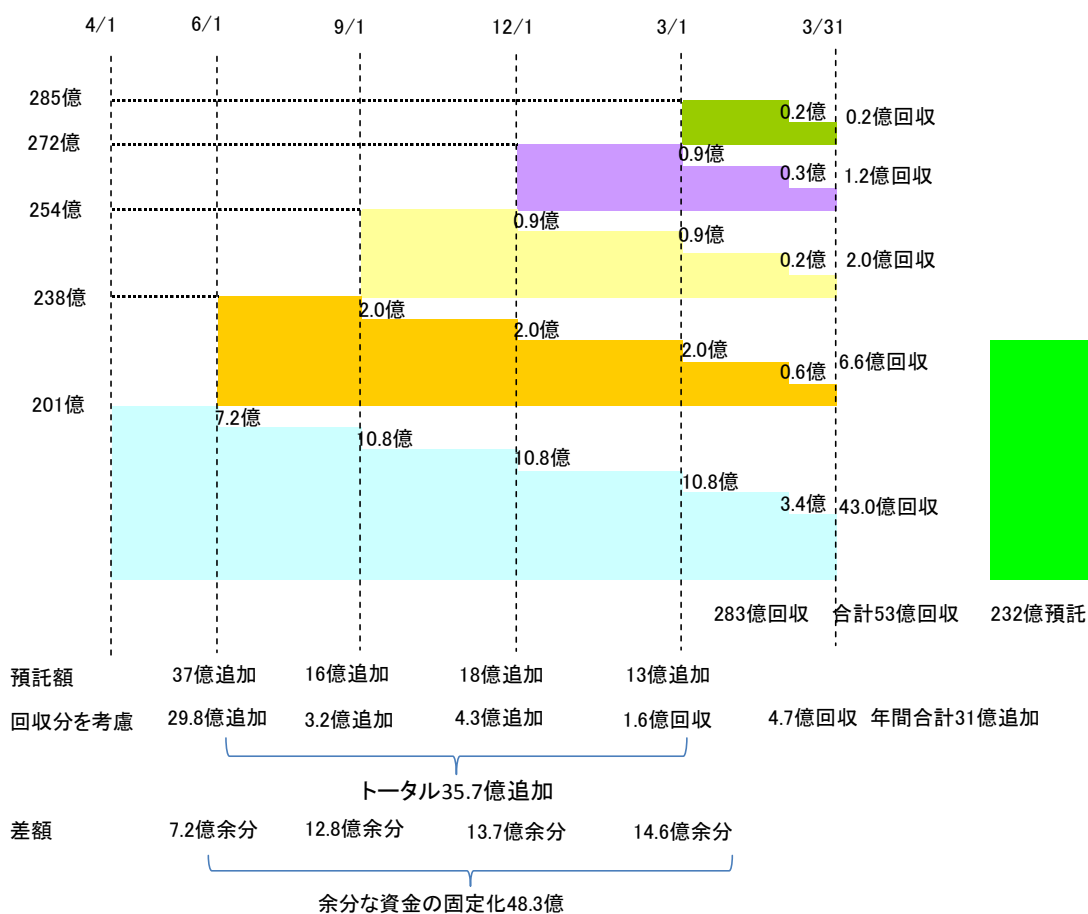
上記の債権証書は本件の借用証書に該当し、上記の規定では借用証書を返還する義務はないが、借用証書の存在は通常債権の存在が推定され、逆に借用証書の返還は債務の不存在が推定されることから、債権の完済が行われた場合には債務者に対して借用証書が返還されることが一般的である。県もこのような対応に従い、貸付金額が完済された場合には、借用証書を市町村へ返還することが望ましいものと思われる。

5. 商工業振興資金特別会計

(1) 山梨県信用保証協会に多額な資金の貸付が行われているため、資金の固定化を招かないような貸付方式とすべきである。(意見)

現在、県は山梨県信用保証協会に対する短期貸付金について、3月31日に全額回収し、翌4月1日に山梨県商工業振興資金融資制度にかかる保証残高に見合う金額を再度貸し付けている。当該貸付については期中においては追加貸付を行うのみで、保証先の返済分に見合う分の回収は行っていないため、平成23年度においては48.3億円程度の多額の資金が貸付され、山梨県信用保証協会に固定化されてしまっている。固定化する資金額が少なくなるような貸し付け方法を検討すべきである。

県は山梨県商工業振興資金融資制度要綱に基づき、山梨県信用保証協会(保証協会)に対して短期貸付を行っている。現状では期中は追加で貸付を行うのみで、3月31日(3月最終営業日)にまとめて保証協会から貸付金を回収し、1月末の山梨県商工業振興資金融資制度にかかる保証残高に見合う金額を翌4月1日(4月第一営業日)に再度貸付けている。



第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

5. 商工業振興資金特別会計

(県も保証協会も現状の方式では期中の回収分に係る預託金合計額については計算を行っていないため、上記図では23年度末の回収分53億円が一定割合で回収されたものとして各日付の回収額を推定している。)

上記図に示したように、平成23年3月31日には285億円を回収し、翌23年4月1日に232億円を貸し付けており、平成23年度中の貸付金の回収額が53億円であることがわかる。

期中はトータルで84億円を追加貸付しているが、期中の回収分を考慮して貸付を行えば期中の追加貸付は35.7億円程度で済むと考えられる。保証協会が破綻しない限り年度末には全額回収されるとはいえ、期中の回収分が考慮されていないため、期中においては48.3億円程度の資金が余分に保証協会へ固定化されてしまうこととなる。

特別会計で資金が固定化されてしまうと、それだけ一般会計の資金繰りを圧迫することになる。それゆえ、回収分を考慮した金額を貸し付ける等、なるべく資金が固定化されないような貸付方法とすべきである。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見
5. 商工業振興資金特別会計

(2) 融資の活用頻度の低い制度が見受けられる。金融機関のみならず県内商工業者に周知されるように広報することが必要である。(意見)

商工業振興資金特別会計の制度融資は、金融機関の主導で行われていることもあるため、活用頻度の低いものが多数見受けられる。金融機関のみならず、県内商工業者に周知されるように広報する必要がある。

商工業振興資金特別会計の制度融資は、金融機関と協調し、山梨県信用保証協会（保証協会）の保証をつけて中小企業向けに行っている。融資窓口は金融機関であり、保証協会の審査ののち融資が実行されている。

平成 20 年度から平成 23 年度の当該制度融資の決定状況は、下表の通りである。

(単位：件)

資金名	融資名	保証割合	H20	H21	H22	H23
経済安定 資金	事業促進融資	責任共有	102	94	102	154
	連鎖倒産防止関係	責任共有	47	18	1	4
	(※) 不況業種対応関係	全部保証	1729	1,967	2,026	1,133
	経済安定化特別関係	責任共有	2	2	0	0
	為替変動対策関係	責任共有	0	0	0	0
	原油・原材料価格高騰緊急対策 関係	責任共有	468	—	—	—
	経済環境変動対策関係（注 1）	責任共有	—	98	44	70
	(※) 東日本大震災復興関係	全部保証	—	—	—	64
	(※) 小規模企業サポート融資	全部保証	812	492	527	587
	経営再生支援融資	責任共有	0	0	0	0
資金繰り支援借換融資	責任共有	2	3	9	3	
地場中小 企業等育 成資金	地場中小企業等育成融資	責任共有	8	2	1	7
	土地開発等対策融資	責任共有	1	0	0	0
	商業活性化融資	責任共有	0	0	0	0
	企業立地促進融資	責任共有	0	1	0	0
	協同組合事業融資	責任共有	2	0	0	0
	観光施設整備融資	責任共有	9	3	5	0
新産業開 発資金	(※) 起業家支援融資	全部保証	46	45	28	28
	新分野進出支援融資	責任共有	12	21	20	11
環境・雇用 対策資金	環境対策融資	責任共有	5	1	7	5
	うち山小屋トイレ整備	責任共有	0	0	0	0

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

5. 商工業振興資金特別会計

	うち産廃処理施設関係	責任共有	2	0	0	0
	うち福祉まちづくり推進融資	責任共有	0	0	0	0
	うち雇用促進等支援融資	責任共有	0	0	0	0
計			3,245	2,747	2,770	2,066
全部保証の計			2,587	2,504	2,581	1,812
責任共有の計			658	243	189	254
責任共有の割合 (%)			20.2%	8.8%	6.8%	12.2%

(※) 保証割合が全部保証の制度融資

(注1) 「原油・原材料価格高騰緊急対策関係」が平成21年度より「経済環境対策関係」に変更されている

件数を見ると、保証割合が全部保証の融資である「不況業種対応関係」「小規模企業サポート融資」が、ほとんどを占めている。全部保証とは、保証協会が100%を保証し、金融機関の負担をゼロとする制度である。一方、責任共有とは、保証のリスクを保証協会と金融機関が負担する制度であり、保証協会が80%を保証することとなる。

(5) に記述した「連鎖倒産防止関係」を見ると、平成22年度は1件、平成23年度は4件と活用頻度の低い制度となっている。このことは、全部保証の「不況業種対応関係」にシフトしたためとも考えられる。責任共有の融資は、平成20年こそ「原油・原材料価格高騰対策関係」の件数が多いが、総じて全体の10%前後である。金融機関は、リスクが皆無となる全部保証の融資を勧めている結果と推測されるが、上表の通り、活用頻度の低い制度融資が多数見受けられる。制度融資は、窓口となる金融機関の主導により行われていると思料されるが、借手側のニーズにあった融資制度が選択されるためには、県内商工業者に周知されるように広報することが必要である。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見
5. 商工業振興資金特別会計

(3) 総花的な現在の制度融資を整理統合し、わかりやすいメニューとすべきである。
(意見)

商工業振興資金特別会計の制度融資は、パンフレットの作成が、一部の制度に限られていることもあり、結果として10年以上活用されていない制度もある。利用されていない融資は広報に努め利用を促すか、廃止を検討すべきである。そのうえで、総花的な現在の制度融資を整理統合し、よりわかりやすいメニューとすべきである。

制度融資の過去10年における利用件数を下記の通りである。

(単位：件)

資金名	融資名	件数	資金名	融資名	件数
経済安定資金	事業促進融資	1,073	地場中小企業等育成資金	地場中小企業等育成融資	102
	連鎖倒産防止関係	342		土地開発等対策融資	3
	不況業種対応関係	7,080		商業活性化融資	4
	経済安定化特別関係	277		企業立地促進融資	2
	為替変動対策関係	0		協同組合事業融資	4
	原油・原材料価格高騰緊急対策関係	617		観光施設整備融資	32
	経済環境変動対策関係	212	新産業開発資金	起業家支援融資	437
	経営支援緊急融資A型	2,154		新分野進出支援融資	97
	経営支援緊急融資B型	4,416	環境・雇用対策資金	環境対策融資	44
	東日本大震災復興関係	64		うち山小屋トイレ整備	0
	小規模企業サポート融資	2,918		うち産廃処理施設関係	7
	経営再生支援融資	23		うち福祉まちづくり推進融資	0
	資金繰り支援借換融資	124		うち雇用促進等支援融資	1

県は「事業促進融資」「不況業種対策関係」「経済環境変動対策」「小規模サポート融資」「起業家支援融資」「新分野進出支援融資」のパンフレットは作成しており、その結果が上表に表れている。しかし、「地場中小企業等育成資金」「環境・雇用対策資金」は、ほとんど活用されていないことがわかる。現状を見る限りにおいては、一部の融資は積極的に活用されているが、融資全般の理解が浸透しているとは言い難い。

当該制度融資は、県内商工業者の金融の円滑化を促進し、もって経営の安定化を図ることを目的としている。県としても有効活用されるように広報に努め利用を促す必要がある。県は山梨県信用保証協会及び県内の5金融機関と「県制度融資に係る意見交換会」を毎年開催し、当該制度融資に関する意見を聴取している。商工会との意見交換会も開

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

5. 商工業振興資金特別会計

催しているとのことである。これらの意見交換会の意見等を踏まえて、各融資が利用されていない理由を分析し、その障害を除去するための制度変更等を行うべきである。また、そもそも当該制度融資の需要がない場合には融資のメニューそのものを廃止することも必要と思われる。結果として、総花的な現在の制度を整理統合し、利用が促進されるように、よりわかりやすいメニューとすべきである。

(4) 融資条件の変更にあって、必要な添付書類が徴求されていない事例が見られた。
(指摘事項)

融資条件の変更の際には、財務書類、最近 3 か月の受注量、売上高等が確認できる関係帳簿等の写しを徴求することが「融資条件の変更に係る事務取扱要領」に定められているが、当該必要書類が徴求されていなかった事例があった。要領に従った事務を行う必要がある。

平成 23 年度中に融資条件が変更された保証残高 3,000 万円以上の相手先 9 件について添付書類について抜き取り検査を行った。

融資条件の変更にあっては、「融資条件の変更に係る事務取扱要領」に次の通り規定されている。

第 6 (添付書類)

条件変更申し込みの際に添付する書類は、次のとおりとする。

- ア 財務書類 (直近の決算書または確定申告書の写し。決算後 6 ヶ月を経過した場合は残高試算表)
- イ 最近 3 ヶ月の受注量、売上高等が確認できる関係帳簿の写し
- ウ その他、県が必要と認める書類

上記のアに係る添付書類に関しては、9 件中 3 件の相手先から徴求されていなかった。イに係る添付書類に関しては 9 件中 3 件の相手先から徴求されていなかった。また、イに係る添付書類に関しては徴求していた 6 件のうち 3 件は、資金繰りの計画表で代替しており、実際の売上高等を確認しているわけではなかった。

要領通りの書類を徴求するか、あるいは融資条件変更が緊急性を要し、かつ、これらの書類が条件変更の判断に支障がないということであれば、実態に即した要領に改訂すべきである。

(5) 連鎖倒産防止関係の倒産等について、的確に判断できるように事象を列挙し明示する必要がある。(指摘事項)

経済安定融資の経済変動対策融資のなかで連鎖倒産防止関係の要領に「倒産等」とあるが、具体的な列挙が乏しく、どの範囲まで対象としているのか不明瞭である。借手側が的確に判断できるように、倒産等の事象を列挙し明示する必要がある。

山梨県商工業振興資金融資制度要綱の別紙1によると、経済変動対策融資の連鎖倒産防止関係の融資要件に「取引先の企業の倒産等により、連鎖倒産するおそれのあるもの」とある。その内容について、経営安定資金取扱要領(以下「要領」という。)では次のとおり記載されている。

取引先の企業の倒産等により、連鎖倒産するおそれのあるものとは、取引先企業が銀行取引停止処分、債権者会議による内整理、会社更生法の申立等により当該取引先企業に対する適正な取引に基づく債権が、予定回収時に回収不能となったことにより損失を受け、経営に著しい影響を受けると予想され、かつ、取引先企業の倒産等が申込前1年6ヵ月以内にかかる企業者をいう。ただし、原則として不動産の売買に関するものを除く。

また、貸付限度額の範囲を下記の通りとしている。

- ① 申込前6か月未満の倒産等に係る申込について・・・原則として債権額の全額の範囲内
- ② 申込前6か月以上1年未満の倒産等に係る申込について・・・原則として債権額の1/2の額の範囲内
- ③ 申込前1年以上1年半未満の倒産等に係る申込について・・・原則として債権額の1/4の額の範囲内

添付書類

- ① 取引先倒産企業に係る不渡手形(写)
- ② 得意先元帳(売掛帳)、契約書、納品書(受領書)等取引先倒産企業に対する取引状況を示すいずれかの書類(写)

しかし、この要領では倒産等に関する事象の列挙が乏しく、また、倒産等の日をどの時点と見るのか示されていない。例えば、「取引先が行方不明のため売掛金の回収が不能となったとき、得意先元帳(売掛帳)を添付するならば融資を受けることができるのか」と疑問を生じる。独立行政法人中小企業基盤整備機構の中小企業倒産防止共済では「倒産」及び「倒産の日」を下記の通り列挙している。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

5. 商工業振興資金特別会計

種 類	事 象	倒産日
法的整理	破産手続開始、再生手続開始、更正手続開始、特別清算開始の申立てがされること	申立てがされた日
取引停止処分	手形交換所に参加する金融機関によって取引停止処分を受けること	取引停止処分の日
私的整理の一部	債務整理の委託を受けた弁護士または認定司法書士によって共済契約者に対し支払を停止する旨の通知がされること	通知がされた日
災害による不渡り	甚大な災害の発生によって、手形等は「災害による不渡り」となること	当該手形等の手形交換日又は呈示日
特定非常災害による支払不能	政府が指定する特定非常災害により代表者が死亡等した場合に、弁護士等によって、共済契約者に対し、支払を停止する旨の通知がされること	通知がされた日

当該融資は、非常に緊急を要することが想定される。要領の条件が曖昧なために、借手側が融資に該当するか否か判断に戸惑うことにより、その資金調達に支障を来たすことのないようにすべきである。この要領は、山梨県のホームページに掲載されているものなので、借手側が的確に判断できるように、融資の対象となる倒産等の事象を上記の中小企業倒産防止共済と同様に列挙し明示する必要がある。

(6) 融資の取扱要領及び取扱基準を、融資実行の手引きとなるようにわかりやすい内容にすべきである。(意見)

制度融資うちの一例として「環境対策融資」において、その取扱要領は、建築に関連する専門的な知識を必要とされる内容となっている。このようなことも融資の活用から遠ざかる要因と思料される。関連する関係団体に、融資概要を広報する相談窓口となるように要請することなども検討する必要がある。また、融資の取扱要領及び取扱基準を、融資実行の手引きとなるようにわかりやすい内容にすべきである。

制度融資うちの一例として「環境対策融資」を見ると、取扱要領に耐震に関する施設の整備・補強のことが記載されている。

環境・雇用対策資金取扱要領

環境対策融資

1-(5) 地震災害を防止するため、法令により義務づけられているものを除く設備の設置、施設の整備・補強等を行うもので次に掲げるもの

④ 工場、倉庫、店舗、事務所及び囲障の耐震性を向上させるための改修に要する資金で次の要件を満たすもの

ア 改築、新築(既存の建造物を除去し、同一場所で同一規模の新築に限る。)で建築基準法の規定による建築確認を受けたもの

イ 建築修繕、塀等の改築等で、建築基準法に規定する確認を要しない場合は、同法に定める耐震基準を上回っていることを設計責任者が証明したもの

このような内容については、パンフレット等を作成し、建築士の関係団体に融資概要を広報する相談窓口となるように要請することなども検討する必要がある。

また、上記④ア関係は取扱基準を定めている。

④アについて、次の要件の全てに該当するものをいう。

1 改築・新築しようとする建物は、既存の建物と同一規模程度の建物であり、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造のものとする。

2 既存の建物が、耐用年数(木造25年、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造35年)を経過していないものであること。

3 既存の建物が、耐震診断の結果、建築基準法による構造強度に関する基準以下であり、かつ耐震上危険であることの設計責任者の証明を得られるものであること

4 改築・新築しようとする建物が構造計算の結果、建築基準法に適合するものであり、同法による建築確認を受けたものであること。

この取扱基準では、内容が難しく専門的な知識も必要となるように思われる。このようなことも融資の活用から遠ざかってしまう要因と思料される。取扱要領及び取扱基準を、融資実行に当たっての手引きとなるようにわかりやすい内容にすべきである。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

5. 商工業振興資金特別会計

(7) 経済変動対策融資の不況業種対策関係を利用した企業については、山梨県信用保証協会の保証承諾の有無に係わらず、金融機関に対してモニタリングの実施及び業況報告書の提出を求めるべきである。(意見)

山梨県では金融機関に対して、経済変動対策融資の不況業種対策関係を山梨県信用保証協会の保証承諾を受けて利用した企業に対して、半年に一度モニタリングを行い、所定の業況報告書を山梨県信用保証協会へ提出することを定めているが、同融資を山梨県信用保証協会の保証承諾を受けずに利用した企業については、モニタリング等の実施は求めてはいない。このモニタリングは山梨県信用保証協会の制度ではあるが、中小企業者に対して重点的な経営支援を行うことをその目的としていることからすると、今後は山梨県信用保証協会の保証承諾を受けずに同制度を利用した企業についても、金融機関に対して半年に一度のモニタリングの実施及び業況報告書の県への提出を求めるべきである。

山梨県産業労働部商業振興金融課では金融機関に対して、経済変動対策融資の不況業種対策関係を山梨県信用保証協会(保証協会)の保証承諾を受けて利用した企業に対して、半年に一度モニタリングを行い、所定の業況報告書を保証協会へ提出することを、商工業振興資金融資制度要綱第16条第4項において定めている。

山梨県商工業振興資金融資制度要綱

第16条第4項 申込中小業者が中小企業信用保険法第2条第4項第5号に規定する特定中小企業者であって、協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、半年に一度、協会に対して所定の業況報告書を提出するものとする。ただし、申込中小企業者に対する保証金額が1,250万円以下であるとき又は保障期間が1年以内であるときはこの限りではない。

このモニタリング制度は保証協会の制度であり、中小企業信用保険法第2条第4項第5号の「業況の悪化している業種」として認定を受けた中小企業者に対して保証承諾を行った場合に資金繰り支援のみならず、重点的な経営支援を行うことを目的としている。

中小企業信用保険法

第2条 この法律において中小企業者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
(略)

第4項第5号 その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見
5. 商工業振興資金特別会計

これに対して同融資を保証協会の保証承諾を受けずに利用した企業については、県は金融機関に対してモニタリング等の実施は求めてはいない。このような県の対応に規程上の違反は存在しないが、この融資の利用者は保証承諾の有無に係わらず、全て前述の「業況の悪化している業種」として認定を受けた中小企業者である。今後は、商工業振興資金融資制度要綱第 16 条第 4 項について改正を行い、保証協会による保証承諾を受けずに当該融資制度を利用した中小企業者についても、金融機関に対して半年に一度のモニタリング及び業況報告書の県への提出を義務付け、重点的な経営支援を行っていくべきである。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

5. 商工業振興資金特別会計

(8) 山梨県が山梨県信用保証協会に対して行う検査については、その手続き等を規定として整備を行い定期的及び確実に実施するべきである。(意見)

山梨県商工業振興資金制度要綱には、保証付き融資の可否決定は山梨県信用保証協会の決定をもって、県の決定とする旨を定めている。そのため、県では融資決定が適正に行われているかを検査するため、「商工業振興資金の検査マニュアル」を作成し、その手続き等について定めているが、マニュアルに定められた検査日時について遵守されてはいなかった。県が行う検査の重要性は非常に高いものであると考えられるため、今後はその手続きについても正式な規程として整備を行い、定期的及び確実に検査の実施を行うべきであると判断される。

山梨県商工業振興資金制度要綱では融資の申込、決定及び通知について以下のように定めている。

山梨県商工業振興資金制度要綱

第9条 融資を受けようとする者（以下、「申込者」という。）は所定の借入申込書に別に定める書類を添付のうえ、関係機関を経由して、商業振興金融課に提出しなければならない。ただし、協会の保証を条件とする融資（以下、「保証付き融資」という。）については、金融機関へ申し込むものとする。

第12条 県は第9条の規定による申込書を受理したときは、その内容を調査して融資の可否を決定し、申込者及び関係機関に通知するものとする。

2 保証付き融資については、前項にかかわらず、協会の決定をもって融資の可否に代えるものとする。

上記表中の第12条2項には保証付き融資の可否決定は山梨県信用保証協会(保証協会)の決定をもって、県の決定とする旨の定めがあるが、これは融資手続きの迅速化を目的としているとのことである。そのため、県では保証協会の融資決定が適正に行われているかを検査する必要があるため、「商工業振興資金の検査マニュアル」を作成し、その手続き等について定めている。

商工業振興資金の検査マニュアル

1 検査日 毎月15日とする。但し、休日の場合は、その後の直近の勤務日とし、業務により都合の悪い場合は、事前に協議する。

2 検査対象 検査の前月に協会が保証決定した商工業振興資金の申請に関する書類

3 検査方法 協会において、協会職員立ち会いのもと、商業振興金融課の職員2名が行う。

検査マニュアルには検査日を「毎月15日」と定めているが、平成23年度及び平成24年度における検査の実施状況を確認したところ以下のとおりであった。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見
5. 商工業振興資金特別会計

検査実施日	検査対象とした 保証決定月	検査実施日	検査対象とした 保証決定月
H23. 5. 16	H23. 2 分	H24. 1. 16	H23. 10 分
H23. 6. 15	H23. 5 分	H24. 2. 15	H23. 11 分
H23. 9. 15	H23. 6 分	H24. 4. 16	H24. 1 分
	H23. 7 分	H24. 5. 15	H24. 3 分
H23. 12. 15	H23. 9 分		

※監査日時点（平成 24 年 11 月 1 日）において、平成 24 年度の検査は上記表中の「H24. 5. 15」実施分が最新のものである。

上記のとおり、検査が実施された回数はマニュアルに定めのある「毎月」という要件には明らかに反していた。これについて担当者に確認をとったところ、このマニュアルは要綱とは異なり正式な規程ではないためその拘束力は低く、特段の問題は無いとの回答であったが、マニュアルとして定められている以上は一定程度の遵守は当然に求められるのではないかと考えられる。少なくとも、検査対象とする保証決定月については、全ての月を対象とするべきではないかと思料される。（平成 23 年度では H23. 4、H23. 8、H23. 12、H24. 2 の 4 か月分が検査対象となっていない。）

なお、検査の手法はサンプル検査ではなく、その全件を検査するという手法が採用されており、県は限られた人員の中で効率的に検査を行っているものであると評価できる。実際に県が保証協会に対して行った指導を以下に抜粋する。

県が保証協会に対して行った指導事項の抜粋

- ・原価率の上昇についての根拠資料の添付がない。（H24. 3 分）
- ・納税証明の添付がない。（H24. 3 分）
- ・設備完了報告書未徴求（H24. 1 分）
- ・診断書の添付がない（H23. 10 分）
- ・県制度借入申込書がない（H23. 9 分）
- ・借入希望期間が未記入（H23. 5 分）
- ・自己資本比率の記載がない（H23. 5 分）
- ・借入申込書の申込日が漏れている（H23. 2 分）
- ・借入希望期間が未記入（H23. 2 分）
- ・資金計画が未記入（H23. 2 分）

保証協会が保証決定に当たって徴求する書類について不備が存在したことは、前記（4）でも指摘したが、そのような事実の発生を考慮すると県が保証協会に対して行う検査の重要性は非常に高いものである。今後は検査の手続きについても要綱等の正式な規程として整備を行い、定期的及び確実に検査の実施を行うべきである。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

5. 商工業振興資金特別会計

(9) 利用時の提出書類として商工会等の診査書を求めている融資制度があるが、診査を行う者の範囲について再検討を行うべきである。(意見)

山梨県商工業振興資金の利用に際しては商工会議所又は商工会が作成した診査書の提出が求められているものがあるが、そのことが融資を申し込むに当たっての1つの障壁となっているものと思料される。融資利用希望者の利便性向上のためにも診査を行う者について、その範囲の拡大を行うべきである。

山梨県商工業振興資金の利用申込みに当たっては、融資メニューごとに定められた各種書類を借入申込書に添付することが必要となる。融資メニューは全16種あるが、この内下記の12の融資メニューの利用に際しては商工会議所又は商工会が作成した診査書の提出が求められている。

・事業促進融資・小規模企業サポート融資・資金繰り支援借換融資・地場中小企業育成融資・土地開発等対策融資・商業活性化融資・観光施設整備融資・企業立地促進融資
・起業家支援融資・新分野進出支援融資・環境対策融資・雇用促進等支援融資

なお、山梨県のホームページで公開されている診査書の様式は次頁転載のとおりである。

この診査書の提出は、第三者による企業評価をその目的とするところにあると判断される。このように外部の第三者による評価を行うことについては、その意義及び必要性ともに一定程度認められると考えられるが、その評価を行う者を「商工会議所又は商工会」に限定することについては合理的な理由はなく、再検討の必要がある。融資の利用を希望する企業が商工会に未加入の場合でも診査を受けることが可能であるとはいえ、そのような企業にとって商工会の診査書が提出書類に含まれていることが、融資を申し込むに当たっての1つの障壁となるであろうことは想像に難くない。また、前記の金融機関との意見交換会でも、診査書の添付要件が融資実行に当たって遅延理由の一つとして挙げられていた。第三者による評価という点に主眼を置くのであれば、診査を行う者の範囲を金融機関や税理士、中小企業診断士等の職業的専門家に拡大することも十分に可能であると思われる。

そのような施策により、同様の効果を保ちつつ融資利用希望者の利便性を向上させることが可能となると考えられるため、診査を行う者について、その範囲の拡大を行うべきであると思料される。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見
5. 商工業振興資金特別会計

様式No.3

診 査 書										
<p>() 融資の申込について、その内容を診査したところ、 妥当なもの認められますので、推せんします。</p> <p>平成 年 月 日 (商工会議所会頭、商工会長名) 印</p>										
借入申込者		調査担当者	印							
性 格		経 営 手 腕	積極性	信頼性	計画性	計数観念				
		状 評	(余白に良・普通・不良を記入)							
取 益 性	高い・やや高い・普通・低い・無	健全性	良	普通	不良	健康	良	普通	不良	
支払能力										
立地条件	良・普通・不可(場所)									
業界地位	上・中・下 (併る)									
資 金 使 途 明 細			資金使途が増産・増販に伴う増加運転資金の場合							
			申込前一年以内の設備投資額 _____ 万円							
		返 済 計 画 財 細								
事業の概要 投資計画に対する調査意見										
起業家支援融資(新規開業者)の職種に関する事項										
住所							氏名			
生年月日	年	月	日	(点)			従事職業名			
従事期間	年	月	日から	年	月	日まで	(年 月)			

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

6. 林業・木材産業改善資金特別会計

6. 林業・木材産業改善資金特別会計

(1) 林業・木材産業改善資金の融資機関等に対する事務委託契約について、要領や契約書に明記されていない手数料の割落の事例が見られた。(指摘事項)

県は林業・木材産業改善資金について融資機関等に対して事務委託手数料を支払っているが、一部の融資機関等について手数料の割落が行われている。当該措置は要領等、契約書に明記されておらず、運用上行われている。要領等、契約書に明記した上で行うべきである。

県は林業・木材産業改善資金について、融資業務を融資機関等に対して委託しており、事務委託手数料を支払っている。山梨県林業・木材産業改善資金運営要領では、手数料について次の通り規定している。

山梨県林業・木材産業改善資金運営要領

第5 融資機関への手数料の支払について

1 知事は次に定めるところにより計算して得た額の合計額を融資機関に対して支払うものとする。

(ア) 当該年度内に貸し付けた貸付金の累計額の 1.5 パーセントに相当する金額

(イ) 当該年度内に返済を受けた償還金の累計額の 0.75 パーセントに相当する金額

(ウ) 上記金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た金額

以下、略

上記委託手数料の内(イ)償還金額に対する手数料については、一部の融資機関等に対して手数料の減額の措置(割落)が行われている。当該割落のルールは次の通りである。

$$0.75\% \times \underline{0.92 \times 0.92 \times 0.95 \times 0.95} = \text{割落後の手数料率}$$

↑

割落のルール

上記の通り 0.75% の手数料率から割落のルールによる一定の料率が減額されている。しかし、当該減額の取扱は要領等に記載されていない。また、割落の取扱が適用されている融資機関等との当該委託契約「林業・木材産業改善資金事務委託契約書」では上記の割落のルールが明記されておらず、運用上割落のルールが適用されて委託手数料の支払いが行われている。平成 24 年度に締結された契約書には当該割落のルールの記載はあり、改善されていた。割落減額の取扱が、当事者が合意した実態に即した措置であるならば要領等、契約書に明記した上で行うべきである。

(2) 林業・木材産業改善資金について、山梨県森林組合連合会及び各森林組合との事務委託契約の内容を見直すべきである。(意見)

県は林業・木材産業改善資金について、山梨県森林組合連合会及び各森林組合と事務委託契約を締結している。契約内容は貸付債権の保全及び取立てに関する事務であり、償還金に対して一定の事務委託手数料が支払われている。これらの業務は県が主体的に行っていることから、連合会等に対する委託の必要性を検討すべきである。尚、平成 24 年度の契約書に日付の記載が洩れている。

県は林業・木材産業改善資金助成法施行令第 9 条に基づき、山梨県森林組合連合会及び各森林組合へ事務委託を行っている。

林業・木材産業改善資金助成法施行令

第 9 条 (事務の委託)

都道府県が法第 14 条第 1 項の規定により同項の森林組合連合会その他林業従事者等の組織する法人で政令で定めるものに委託することができる事務は、都道府県が行う法第 3 条第 1 項及び第 2 項の貸付に係る債権についての保全及び取立てに関する事務とする。

県は当該規定に基づき連合会及び各森林組合と林業・木材産業改善資金事務委託に関する 3 者契約を締結している。償還委託をしている債権は平成 19 年度以前の県が直貸した貸付金に係るものである。事務委託手数料は前記の「当該年度内に返済を受けた償還金の累計額の 0.75%に相当する金額」の他、延滞中の貸付金のうち償還期日到来後 6 か月経過したものについて払込があったときは、その払込額に対して 3%の延滞取立奨励金を払うものとしている。

連合会は契約書に規定された「林業・木材産業改善資金管理簿」を設けて債権の管理、収納事務等を行っているが、県も同様な管理を行っている。連合会が行っている債権の管理、収納事務等は県も直接管理しており、延滞が生じた場合は後記(3)に記載の通り県が借受人と直接連絡を取り、交渉をしている状況にある。森林組合は交渉時の場所の提供や立会い等を行うものの特に債権の保全及び取立に積極的に関わってはいないように思われる。したがって、これらの事務委託をあえて行う必要性は特に認められない。尚、平成 24 年度の契約書では延滞取立奨励金は記載されていない。

また、平成 24 年度に締結された山梨県森林組合連合会との契約書には日付の記載がされていない。適正な契約の締結を行うべきである。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

6. 林業・木材産業改善資金特別会計

(3) 林業・木材産業改善資金の県直貸融資において、延滞先と回収可能な金額を協議の上算定し、県が償還計画を作成していた不適切な事例が見られた。(指摘事項)

県は延滞を生じた借受者に対して林業・木材産業改善資金の償還計画書を提出させている。しかし、借受者と協議した内容で県が償還計画書を作成し、借受者が当該計画に同意した場合に正式な償還計画書として提出されている事例が見られた。償還計画書は本来借受者が主体的に作成するものである。

県は延滞を生じた借受者、連帯保証人に対して償還金の請求、督促等を行い、また、電話連絡、面談等を行い延滞債権等の回収に努めている。その経緯は延滞債権管理簿において記載され、債権管理に役立っている。延滞が生じ期限通りの回収が困難となった借受者については、借受者の収支状況、財産状況等を県がヒヤリングし、回収可能な金額を協議の上算定し、県が償還計画を作成して借受者に提出させている例が見られた。借受者である林業経営者は一般的に事業の計画や資金繰りについて専門的な知識に疎く、精通していないことが多いため、県が積極的に係わり償還計画書を作成していることと思われる。償還計画は借受者本人が自己の収支状況や財産状況等を基に償還可能額を算出し、県に対して同意を求めることが本来である。県が作成した償還計画では借受者は当事者としての意識が希薄となり、償還について責任ある対応が取れないことにつながる恐れがある。県は林業経営に関するこれらの指導は行うべきとは思われるが、それは債権回収とは異なる他の部署で行うべきである。また、資金繰り等のアドバイスはしても、具体的な償還計画書の作成まで関与すべきではない。

(4) 林業・木材産業改善資金の県直貸融資において、法人代表者やその配偶者を連帯保証人とすべきである。また、譲渡担保を積極的に活用すべきである。(意見)

林業・木材産業改善資金の平成 19 年度以前の直貸融資においては、債権保全のために連帯保証人を立て、貸付金額に応じて連帯保証人の数を定めている。実務上では第 3 者保証を原則としているが、借受者が法人の場合についてはその代表者を連帯保証人に入れるべきである。また、一定額以上の貸付金については、担保を徴求しているが、より確実な債権保全のために譲渡担保の設定等を積極的に検討すべきである。

林業・木材産業改善資金について、平成 19 年度以前に行われていた県直貸融資の制度においては、次の通り融資に当たって担保及び連帯保証人を立てることを要件としている。平成 20 年度以降の転貸融資制度では県のこれらの要件は行われていない。

山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成 15 年 10 月 9 日制定）

第 5 条（担保及び連帯保証人）

(略) 貸付金の貸付けを受けようとする者は、担保を提供し、又は連帯保証人を立てなければならない。ただし、貸付金の額が 500 万円以上のときは、担保を提供し、かつ、連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の規定により連帯保証人を立てる場合の当該連帯保証人の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、貸付金の貸付けを受けようとする者が法人である場合の連帯保証人の数は、知事が別に定める。

一 貸付金の額が 50 万円未満の場合 1 人以上

二 貸付金の額が 50 万円以上の場合 2 人以上

(以下、略)

山梨県林業・木材産業改善資金運営要領（平成 15 年 10 月 17 日制定）

第 5 法第 3 条第 1 項に基づく貸付け（直貸方式）

1 貸付けの等の手続き

(6) 担保及び連帯保証人

イ 貸付規則第 5 条第 3 項の「知事が別に定める」は、次のとおりとする。

(ア) 担保

(a) 貸付対象物件についての譲渡担保契約による担保

(b) 貸付額と同額以上の評価額を有する不動産（建物を除く。）による担保

(イ) 連帯保証人

a 連帯保証人は、実質的に保証能力のあるものであること。なお、連帯保証人の住所は、原則として借入申込者が居住する市町村の区域内に住所を有するものであること。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

6. 林業・木材産業改善資金特別会計

現状の支払能力のある第三者を連帯保証人とすることは、借受者及びその配偶者では返済の原資である収入や財産が共有されている場合が多いためである。一方、第三者保証の場合は返済原資の多様化が望めることとなり、債権のより確実な回収のためには合理性が認められる。現在、法人に対して融資を行っている場合、法人の代表者本人を連帯保証人としていない。また、配偶者等を連帯保証人としていない。民間金融機関等の融資では法人の代表者は必ず連帯保証人とし、配偶者等についても連帯保証人としていくことが多い。これは法人・代表者間及び配偶者間では容易に財産の移転が可能であり、財産を移転すること等により、不正に債務の返済を回避することを防止するための措置である。このような不正を防止するためにも法人代表者本人や配偶者等を連帯保証人とすることが必要である。

また、上記のとおり貸付金の額が500万円以上のときは、必ず担保の提供を義務付けている。貸付金の額が500万円未満のときは、必ずしも担保の提供を義務付けておらず、一般的には連帯保証人を立てている場合が多い。しかし、貸付対象が設備や車両等である場合には貸付金の額に係わらず、譲渡担保を原則として求めることも必要と思われる。譲渡担保は不動産担保と異なり登記費用等を要せず、あまり費用がかからず、簡便的な債権保全の手法といえる。平成20年度以降は金融機関への転貸制度に移行しており、既に行われていない直貸制度に係る規則等を変更することは困難とのことであるが、借受者の理解を受けること等により、譲渡担保の設定を検討すべきである。譲渡担保の設定により、より確実な債権保全が可能となる。

(5) 林業・木材産業改善資金の貸付申請審査において、追加すべき確認書類や確認事項等がある。(意見)

林業・木材産業改善資金の貸付申請審査において、保管すべき書類や会社登記簿謄本等追加して入手すべき確認書類、保証の有無を確認する等追加すべき確認事項がある。より適正な貸付審査を行うために、これらの入手や確認を検討されたい。

(i) 林業・木材産業改善資金の貸付け申請に先立って行われる、借受資格の認定については、次の通り規定されている。

山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則

第5条 (借受資格の認定)

貸付金の貸付を受けようとする者は、林業・木材産業改善措置に関する計画を作成し、これを知事が定める書類とともに山梨県林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書(第1号様式)に添えて、知事に提出して、当該貸付を受け取ることが適当である旨の知事の認定を受けなければならない。～中略～

3 知事は、第1項の認定をしたときは、同項の規定により申請書を提出した者にその旨を通知するものとする。

第6条 (貸付けの申請)

貸付金の貸付けを受けようとする者は、前条3項の規定による通知の写しを添えて、融資機関に貸付けを申請しなければならない。以下省略

上記第5条第3項に基づき、「山梨県林業・木材産業改善資金貸付認定書」を発行しているが、林業振興課では(案)の段階の書面しかファイルされていない。当認定書は上記第6条第1項により、融資機関が貸付を実行するための必要書類となっているため、発行控えを保管し、問い合わせ等に対応できるようにしておくことが望まれる。

(ii) 貸付申請審査に必要な事項については、下記の通り「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請審査表」にまとめられている。

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請審査表

～省略～

6 申請書類

- 1) 申請書類は適当か
・貸付資格認定申請書

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

6. 林業・木材産業改善資金特別会計

- ・改善措置計画書
 - ・貸付資格認定申請者概況調書
 - ・定款・規約（申請者が組合・林業公社・会社等法人の場合）
- ～中略～
- 7 その他
- 1) 補助事業（国庫補助、県単とも）および他の制度資金と重複していないか
以下省略

貸付けに当たっては下記の運営要領第3-1に記載の通り、資本金等の確認が必要であるが、上記審査表では、定款を申請書類としている。増資等により資本金が変更されることもあるため、申請時点の資本金の確認には、会社登記簿謄本も申請書類とするべきである。

また、上記審査表7(1)にある他の制度資金との重複については、借受者に対し「重複していない旨」口頭で確認しているとのことである。この場合、貸付申請書などに確認欄を設け、書面で借受者に「重複していない旨」宣誓させるべきである。

山梨県林業・木材産業改善資金運営要領

第3 貸付条件等

1 貸付の対象者

(1)貸付金の貸付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

ア 個人の林業従事者

イ 木材産業（～中略～）に属する者（資本金の額若しくは出資の総額が1000万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が100人（～中略～）以下の会社若しくは個人に限る。

～中略～

第6 その他

1 融資機関から貸付金の貸付けを受ける場合の債務保証について

融資機関から貸付金の貸付けを受ける者は、林業従事者等の場合は独立行政法人農林漁業信用基金の債務保証を受けなければならない。

上記第6-1にあるように、独立行政法人農林漁業信用基金の債務保証は、融資機関の貸付の条件となっている。従って、県の直接貸付に対する保証ではないが、保証を前提とした貸付である以上、債務保証承諾書など保証の存在を示す書類を入手し、保証されていることを書面で確認したうえで、貸付を実行すべきと思われる。

(6) 林業・木材産業改善資金の貸付後、その改善効果について検証すべきである。また貸付後に林野庁へ提出する確認調査結果報告書の作成根拠は保管しておくべきである。(意見)

林業・木材産業改善資金の貸付資格認定を申請するに当たり、改善計画書を提出させているが、貸付後、計画通り改善したか否かを確認していない。改善資金の新規貸付件数は年間3、4件であり多いわけではないので、改善計画と実績の比較を行い、貸付の有効性も確認すべきである。また、貸付後に林野庁へ提出する確認調査結果報告書の作成根拠が書類として確認できなかった。記録簿などを作成し、作成根拠として保管しておくべきである。

林業・木材産業改善資金は、貸付資金により購入した設備で林業・木材産業を改善させることにその目的がある。改善計画を立て、実行し、結果を検証し、行動するという、いわゆるPDCAサイクルを行うことによって初めて、貸付資金が有効に使われることになる。

従って、貸付前の改善計画の審査だけでなく、貸付後も継続してその効果を検証し、今後の貸付事業にフィードバックすべきである。この点、平成24年度からは改善計画の実績調査を始めているとのことである。

また、貸付後、貸付目的通り使用されているか等については下記の林野庁長官通知に基づき確認を行うことになっている。しかしながら、平成18年に廃車された車両(貸付対象設備)については、貸付目的通りに使用されていなかったこと(廃車の事実)を確認した時の記録がない。確認調査時に作成すべき書類については規定等ないが、「確認調査結果報告書」の根拠とするため、確認日、確認方法、確認した事実等を、形式を定めて記録しておくことが望ましい。

林業・木材産業改善資金制度の運営について(平成15林政企第15号林野庁長官通知)

第7 その他

(1) 貸付事業の確認調査及び結果の報告

都道府県は、本制度の適正な運営を図るため、前年度末に貸付残高のある林業・木材産業改善資金の貸付に係る事業(融資機関が行う貸付に係るものを含む。以下「貸付事業」という。)について毎年度8月31日現在で別記様式3により調査を行い、その結果を林野庁長官に報告するものとする。

(2) 貸付事業の完了後の指導

都道府県は、貸付事業の完了後においても、償還期間中は現地の巡回等を行い、貸付事業により取得等をした施設等について、目的外使用、無断貸出し、無断処分等の不適切な事例が発生しないよう借受者を指導するものとする。以下省略

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

6. 林業・木材産業改善資金特別会計

(7) 林業・木材産業改善資金の事業完了から事業実施報告書の回収までに、5ヶ月かかっている案件がある。(指摘事項)

借受者は、事業完了後 30 日以内に事業が完了した旨を融資機関に報告し、融資機関は報告後速やかに事業実施報告書を知事に提出しなければならないが、事業の完了から完了の報告までに 5 ヶ月かかっている案件が確認された。結果として、融資機関から県に提出される事業実施報告書の回収も事業完了から 5 ヶ月となっていた。県としても貸付後の事業管理を適切に行い、貸付規則を順守させるようすべきである。

林業・木材産業改善資金に関する事業実施報告書については、次の定めがある。

山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則

第9条（事業実施報告書）

貸付金の貸付を受けた者（以下「借受者」という。）は速やかに、当該貸付に係る事業に着手し、当該事業が完了した日から 30 日以内に、当該事業が完了した旨を融資機関に報告しなければならない

2 融資機関は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、速やかに山梨県林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書（第3号様式）に当該事業が完了した旨を記載した書類を添えて知事に提出しなければならない。

上記の規則をもとに、平成 22 年度、23 年度の新規貸付 6 件について、完了報告日等を確認した結果は次の通りである。

案件	A	B	C	D	E	F
① 県、送金日	2/8	4/5	6/1	6/3	8/10	11/9
② 購入代金決済日	5/31	4/12	6/6	7/19	9/30	12/19
③ 完了報告日	6/21	4/26	11/10	7/20	10/18	12/20
④ 事業実施報告日	6/22	4/28	11/15	7/21	10/19	12/22
⑤ 期間（日数）	21	14	157	1	18	1

県林業振興課の説明によれば、上記貸付規則における事業の完了とは、貸付対象設備の購入代金をすべて支払った時点とのことである。

これに従い確認すると、②の事業完了日から③の完了報告までに、⑤157日（5か月以上）かかっている案件が1件あった（案件C）。結果として、融資機関から県に提出される事業実施報告書の回収も5ヶ月以上かかっている。

この様に貸付実行後5ヶ月間も事業実施報告書の回収が無い場合には、県として貸付後の良好な管理が行われているとは言い難い。貸付後の事業の進捗には留意し、必要に応じて提出書類の催促を行うなど、適切な事業管理を行い、貸付規則を順守させるよう

すべきである。

なお、完了の報告が完了報告書の書面で残されていない案件が1件あった(案件A)。上記規則によると完了の報告は書面に限定されていないが、報告の有無を明確にする観点からも、様式を作成し、書面による報告を義務付けるべきである。その際、事業完了の基準としている対象設備の最終支払日についても、報告書に記載させることが望ましい。

(8) 木材産業等高度化推進資金制度において、短期資金に該当しないと思われる貸付がある。(意見)

短期資金として貸し出されている手形貸付について、手形の書換が行われることによって1年を超えて返済のないものがある。資金の返済がなく、単に手形の書換が継続する貸付については、短期資金扱いとすべきではない。

借受者Aに対する貸付については、短期資金として手形貸付の形態で平成12年6月に実行されたものである。過去5年の貸付実績は下表の通りである。

本来、短期資金としての貸付であることから、手形貸付実行からこの手形期日である1年後に返済をすべきものである。しかし、手形期日である平成23年11月においては、実際の返済をすることなく書面上で手形を更改する手続きがとられ、金銭の動きはなかった。短期資金として手続された場合には、低利の利率1.3%（長期なら1.5%）が適用されるものであることから、1年以内に一旦は返済することが必要である。

したがって、平成23年度においては一度の返済もすることなく手形を差し替え、その手形期日のみが1年伸びるようなものを短期資金扱いとすることは不適切である。今後はこのような融資については、1年以内の返済を確実に履行するか、または資金の実態を勘案して、当初から長期資金の貸付とすべきである。

(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
貸付金額	60,000	60,000	60,000	50,000	50,000

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

6. 林業・木材産業改善資金特別会計

(9) 林業・木材産業改善資金の貸付において、貸付手続きに必要な書類がファイルされていない案件があった。貸付後の書類はきちんと保管し、貸付後の内容確認も行うべきである。(意見)

貸付手続きに必要な一連の書類は、チェックリストなどを作成してその有無を確認し、漏れなく保管（ファイリング）するべきである。さらに、貸付の目的通り事業が実行されているか、林業・木材産業改善資金借受者調査書によって報告されているかどうかの確認を行うことが必要である。

貸付に必要な手続きについては、次の通り規定されている。

山梨県林業・木材産業改善資金運営要領

第4 貸付の手続き等

3 事業の実施以降の措置

(1) 事業の実施報告

ア 借受者は、事業が完了した日から起算して30日以内に、当該事業が完了した旨を融資機関に報告しなければならない。

イ 融資機関は、前項による報告を受けたときは、その内容を審査し、速やかに、当該事業が完了した旨を記載した書類の写しを添えて、林務環境事務所長に山梨県木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書(規則第3号様式 以下「事業実施報告書」という。)を提出するものとする。

～中略～

(2) 事業実施状況の確認

林務環境事務所長は、事業実施報告書の提出を受けたときには、速やかに事業実施状況を調査し、同報告書に林業・木材産業改善資金借受者調査書(第8号様式)を添付して、県に送付するものとする。

平成22、23年度の新規貸付案件について書類の確認を行ったところ、上記の運営要領にある第3号様式及び第8号様式がファイルされていないものが6件中2件あった。別に保管されており後日確認できたが、ファイリングも貸付後の管理の重要な要素であるため、きちんと行うべきである。

こうしたファイリングの漏れや事業実施報告書の回収遅れ(前記(7)参照)等が生じないために、貸付手続きに必要な一連の書類はチェックリストなどを作成し、書類の有無を確認し、漏れなく保管(ファイリング)する必要がある。

さらに、貸付の目的通り事業が実行され、林業・木材産業改善資金借受者調査書(第8号様式)によって報告されているかどうかの確認を行うことが必要である。

(10) 木材産業等高度化推進資金制度において、金融機関から貸付状況の報告が定期的にされない場合があるが、報告が適切に行われるように指導すべきである。(指摘事項)

木材産業等高度化推進資金制度において、指定金融機関は貸付状況を毎月報告することとなっているが、実施されていない場合がある。定期的に報告がない場合には、これを放置せず、督促するなどの措置を講じ、その貸付状況を適格に把握すべきである。

山梨県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱(以下、要綱という。)第10条第1項によれば、下記の通り、貸付を実行した金融機関は山梨県に対して貸付状況を毎月報告することとされている。

第10条(報告及び調査)

指定金融機関は、毎月の貸付状況を翌月10日までに知事に報告するものとする。

しかし、借受者Aに対する貸付を実行している融資機関からの報告は平成23年度において一度もされていない。報告がされなかった理由は、借受者Aに対する貸付が手形貸付の形態をとっており、月々の残高に変更がなかったこと等である。しかしながら、毎月金融機関に報告義務を課しているのは、山梨県としても貸付状況あるいは返済状況を逐次把握しておくためであり、返済がなくともその状況把握のため、要綱通りの報告がなければ、これを提出するように督促し、要綱通りの運用が行われるようにすべきである。

なお、平成24年度中途から報告は実施されるようになっている。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

6. 林業・木材産業改善資金特別会計

(11) 林業就業促進資金の活用頻度が少ないので、制度の見直しや一般会計へ繰り入れることなどを検討すべきである。(意見)

林業就業促進資金の貸付制度を利用した認定事業主は、過去10年間では1件のみである。当該貸付金制度以外に、山梨県が実施している林業への就業を支援する助成金制度は多様にあるので、当該貸付制度の見直しや、資金の一部を一般会計へ繰り入れることなどを検討すべきである。

山梨県は、「林業労働力の確保の促進に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、山梨県林業労働センター(以下「センター」という。)に貸付を行っている。センターでは、法の定めるところにより、新たに林業に就業しようとする者及び認定事業主に対して、林業就業促進資金を無利息で貸付けている。

林業就業促進資金の原資は、国が2/3、県が1/3の補助金(以下「補助金」という。)をもとにしている。貸付制度を利用した認定事業主数は、下記のとおりである。

(単位:件)

年 度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	計
貸付件数	3	0	2	2	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	10

補助金については、平成21年度に実施された林野庁への会計検査院の検査により、各道県に資金が滞留し有効活用されていない旨の指摘があり、各道県において補助金返還が検討された。そのため、林業・木材産業改善資金特別会計では、林野庁の指示により平成26年度までの資金利用計画を作成ののち、平成26年度末時点での繰越金を算出のうえ、その1/2を平成23年度に国へ自主納付し、県に対しては一般会計へ繰り戻している。その結果として、平成23年度末の補助金の貸付可能額は7,455,000円となっている。

この資金利用計画では平成24年度の貸付を2件240万円とし、25年度、26年度はゼロとしている。しかし、平成24年度も実績はゼロとなるもようである。林業就業促進資金の貸付制度は、将来の償還を伴わない助成金制度とは異なり、借入を行う事業主からすると無利息とはいえ将来の償還が必要なこともあり、今後の需要も少ないものと判断される。

山梨県内の林業に関する認定事業主が利用できる助成金として、当該林業就業促進資金のほかに下記の制度がある。また、平成23年度の利用件数を示す。

このように林業への就業を支援する多様な助成金制度があり、下記の通り各助成金制度は一定の利用が行われていることを考えると、当該貸付制度の見直しや、資金の一部を一般会計へ繰り入れることなどを検討すべきである。

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見
6. 林業・木材産業改善資金特別会計

助成項目	助成内容	補助率	件数
①労働災害補償保険 上乗せ補償助成	年間 200 日以上林業労働に従事した者 に対し、労災保険の上乗せ補償制度に加入 した場合、経費の一部を助成する。	1/2	119
②林業振動障害第 2 次特殊検診助成	林業振動障害特殊検診 2 次検診（精密検 診）を受診させた場合、経費の一部を助 成する。	1/2	4
③特殊検診（蜂刺さ れアレルギー検査） 助成	蜂刺されアレルギー検査を受診させた 場合、経費の一部を助成する。	1/2	35
④蜂刺され対策（エ ピネフリン助成）	エピネフリン自己注射器の導入経費の 一部を助成する	1/2	66
⑤高度技能作業訓練 日給補償助成	就業者養成（林業架線）研修受講者に対 し日給補償を行った場合、経費の一部を 助成する。	1/2	6
⑥新規参入者奨励金	40 歳以下の従事者を月給制で雇用した 場合、奨励金を給付する。	2 万円/月	12
⑦高性能林業機械・ 車両系林業機械レン タル経費助成	高性能林業機械等をレンタルで利用し た場合、経費の一部を助成する。	1/2	38
⑧緑の雇用助成	現場技術者を段階的かつ体系的に育成 する林業事業体を支援する。	研修生 1 名当 たり 9 万円/月	17